

附 属 資 料

附 属 資 料

1 証券監視委の組織・事務概要	117
1－1 組織及び事務概要	117
1－2 証券取引等の監視体制の概念図	120
1－3 証券監視委の機能強化	121
1－4 証券監視委と内閣総理大臣、金融庁長官及び財務局長等の 関係の概念図	122
1－5 証券監視委及び財務局等監視官部門の定員の推移	123
1－6 機構図	124
1－7 組織・事務に係る法令の概要	126
1－8 証券監視委と自主規制機関との関係の概念図	140
2－1 公正な市場の確立に向けて～「市場の番人」としての今後の 取り組み～	141
2－2 証券検査に関する基本指針	144
2－3 取引調査に関する基本指針	171
2－4 開示検査に関する基本指針	175
3 証券監視委の活動実績等	182
3－1 証券監視委の活動状況	182
3－2 市場分析審査実施状況	183
3－3 証券検査実施状況	186
3－4 勧告等実施状況	194
3－5 申立て実施状況	300
3－6 告発実施状況	314
3－7 建議実施状況等	356
3－8 市場のグローバル化への対応状況	364
3－9 平成 27 年度 主な講演会等の開催状況	367
3－10 平成 27 年度 各種広報媒体への寄稿	369
4－1 一般投資家等からの情報の受付について ～皆様からの情報提供が、市場を守ります！～	372
4－2 年金運用ホットラインでの情報受付について ～疑わしい年金運用等に関する情報の提供をお願いします～ ..	373
4－3 証券取引等監視委員会公益通報窓口・相談窓口	375
4－4 証券取引等監視委員会の職員を装った悪質な電話についての 最近の事例	377

1 証券監視委の組織・事務概要

1-1 組織及び事務概要

(1) 証券監視委設置の経緯

平成3年夏の一連のいわゆる証券不祥事を契機に、証券行政のあり方、特に証券会社及び証券市場に対する検査・監視体制のあり方について、種々の議論が行われた。

こうした状況を踏まえ、同年7月、内閣総理大臣から臨時行政改革推進審議会（以下「行革審」という。）に対して、証券市場の監視・適正化のための是正策について諮問がされ、審議の結果、同年9月に「証券・金融の公正取引の基本的是正策に関する答申」が取りまとめられた。この答申においては、「自由、公正で透明、健全な証券市場の実現」を基本的目標として、証券行政に係る提言等と併せ、新たな検査・監視機関として、大蔵省に行政部門から独立した国家行政組織法第8条に基づく委員会（八条委員会）を設置すべきであるとの提言が盛り込まれた。

大蔵省においては、行革審答申を踏まえつつ、更に各方面の意見も聴取するなど、広範な視点から証券取引等における検査・監視体制のあり方について検討を重ねた末、平成4年2月、証券監視委の設置を柱とする「証券取引等の公正を確保するための証券取引法等の一部を改正する法律」案を取りまとめた。

同法案は、第123回通常国会に提出され、衆・参両議院での審議を経て同年5月29日に成立し、同年6月5日に法律第73号として公布、同年7月20日に施行され、同日、国家行政組織法第8条及び大蔵省設置法第7条に基づき大蔵省に置かれる合議制の機関（八条委員会）として証券監視委が発足した。

(2) 金融庁（金融監督庁・金融再生委員会）への移管

民間金融機関等に対する検査・監督機能と金融制度等の企画・立案機能とを分離し、透明かつ公正な金融行政への転換を図るため、平成10年6月22日、総理府の外局として金融監督庁が設置されたが、同時に、証券監視委の果たす中立的・客観的な役割が引き続き重要であるとの観点から、証券監視委は、従前の体制（国家行政組織法第8条及び金融監督庁設置法第7条に基づき設置された合議制の機関（八条委員会））のまま金融監督庁に移管された。

さらに、同年12月15日には、我が国の金融機能の安定及びその再生を図り、金融システムに対する内外の信頼を回復し、金融機能の早期健全化を図ることを主たる任務として、金融再生委員会が発足したが、これに伴い、金融監督庁とともに証券監視委は、従前の体制（国家行政組織法第8条及び金融再生委員会設置法第21条に基づき設置された合議制の機関）のまま金融再生委員会に移管された。

その後、平成12年7月1日には、大蔵省金融企画局が担ってきた金融制度の企画・立案に関する事務が金融監督庁に移管されて、新たに金融庁が発足し、証券監視委は、従前の体制（国家行政組織法第8条及び金融再生委員会設置法第21条に基づき設置された合議制の機関）のまま金融庁に移管された。

なお、平成13年1月6日には、中央省庁改革に際して、金融再生委員会が廃止され、証券監視委は、内閣府の外局として設置された金融庁に移管され、内閣府設置法第54条及び金融庁設置法第6条に基づき設置された合議制の機関（いわゆる八条委員会（（注）国家行政組織法第8条に基づき設置される「八条委員会」に相当するもの。）としての位置づけ）として、現在に至っている。

(3) 事務概要

① 監視のための5つの事務

証券監視委が行う監視事務は、市場分析審査、証券検査、取引調査、開示検査及び犯則事件の調査の5つに分かれる。

イ 市場分析審査

金商法等によって内閣総理大臣及び金融庁長官から委任された権限に基づいて、金融商品取引業者、登録金融機関、金融商品取引業協会及び金融商品取引所等に対して有価証券の売買取引等に関する報告を求め、又は資料を徴取し、取引の内容を審査することにより、日常的な市場監視を行う。

ロ 証券検査

金商法等によって内閣総理大臣及び金融庁長官から委任された権限に基づいて、金融商品取引業者等に対して検査を行う。

また、犯収法によって内閣総理大臣及び金融庁長官から委任された権限に基づいて、金融商品取引業者等による顧客等に係る本人確認及び取引記録の保存義務等の遵守状況の検査を行う。

ハ 取引調査

金商法によって内閣総理大臣及び金融庁長官から委任された権限に基づいて、風説の流布・偽計、相場操縦、内部者取引といった不公正取引の課徴金に係る事件の調査を行う。

ニ 開示検査

金商法によって内閣総理大臣及び金融庁長官から委任された権限に基づいて、開示の適正性を確保するため、有価証券届出書の届出者、発行登録書の提出者、有価証券報告書の提出者、公開買付者、大量保有報告書の提出者等に対して検査を行う。

ホ 犯則事件の調査

金商法又は犯収法に基づき、犯則事件を調査するため必要があるときは、質問、検査、領置等の任意調査を行うほか、裁判官の発する許可状による臨検、搜索及び差押えといった強制調査を行うことができる。

金商法等においては、犯則事件の範囲は、具体的には、取引の公正を害するものとして関係する政令において定められており、主なものとしては、重要な事項につき虚偽記載のある有価証券届出書・有価証券報告書等の提出、損失保証・損失補てん、相場操縦、内部者取引などがある。

また、犯収法では、金融商品取引業者等が本人確認を行う場合における顧客等による氏名・住所等の隠ぺい行為が犯則事件とされている。

② 勧告

証券監視委は、証券検査、取引調査、開示検査又は犯則事件の調査を行った場合において、必要があると認めるときは、その結果に基づき、金融商品取引等の公正を確保するため、又は投資者の保護その他の公益を確保するため、開示書類の訂正報告書等の提出命令や課徴金納付命令の発出、その他必要な行政処分等を行うよう、内閣総理大臣及び金融庁長官に勧告することができる。

また、証券監視委は、内閣総理大臣及び金融庁長官に対し、勧告に基づいて執った措置について報告を求めることができる。

③ 建議

証券監視委は、証券検査、取引調査、開示検査又は犯則事件の調査の結果に基づき、必要があると認めるときは、金融商品取引等の公正を確保するため、又は投資者の保護その他の公益を確保するために必要と認められる施策について、内閣総理大臣、金融庁長官又は財務大臣に建議することができる。

④ 告発

証券監視委は、犯則事件の調査により犯則の心証を得たときは、検察官に告発を行う。

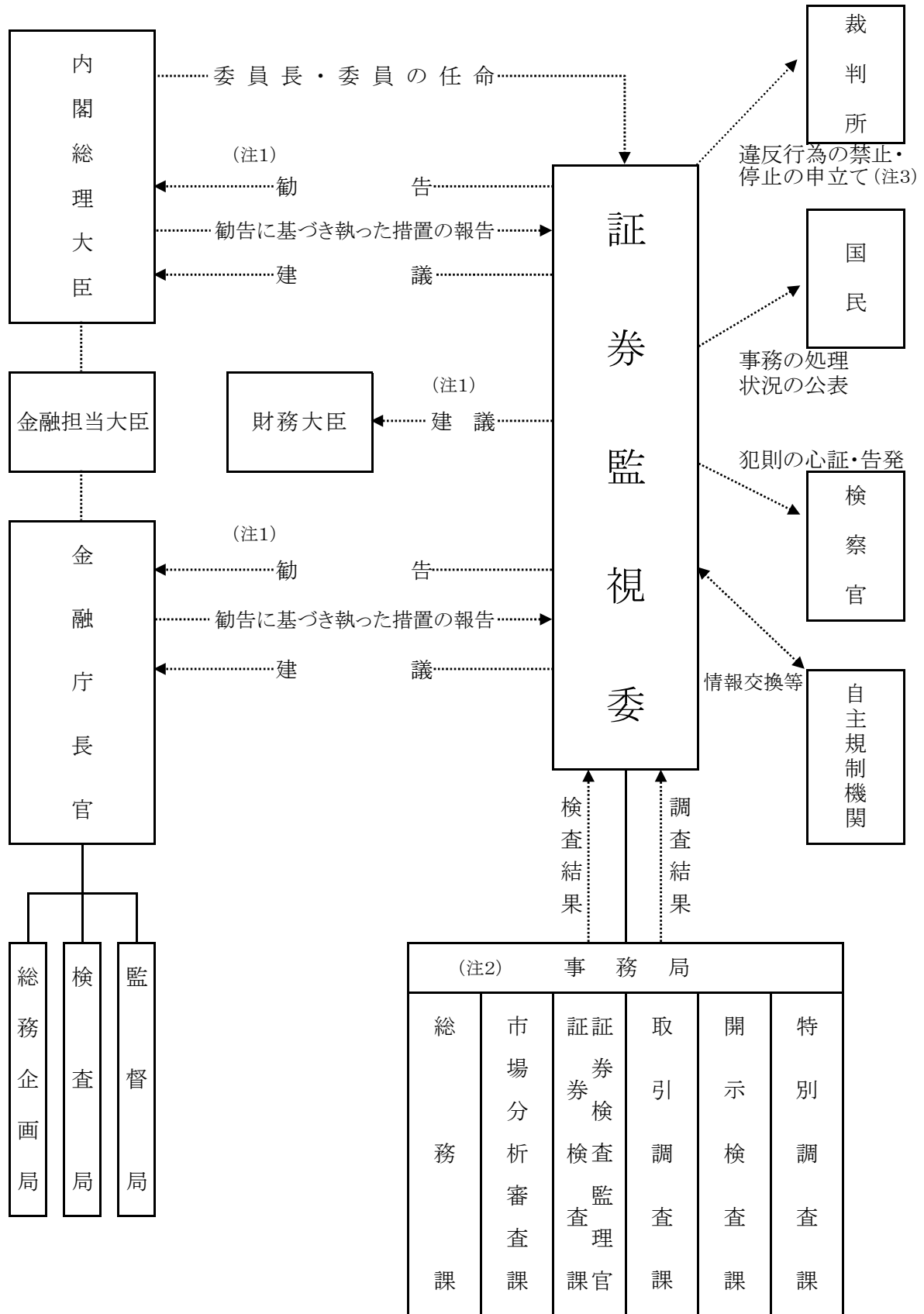
⑤ 裁判所への違反行為の禁止・停止の申立て

金商法第 192 条第 1 項の規定に基づく裁判所への違法行為の禁止・停止の申立て及びその前提となる同法第 187 条の規定に基づく調査権限が金融庁長官から証券監視委に委任されている。

⑥ 事務の処理状況の公表

証券監視委は、毎年、その事務の処理状況の公表を行う。

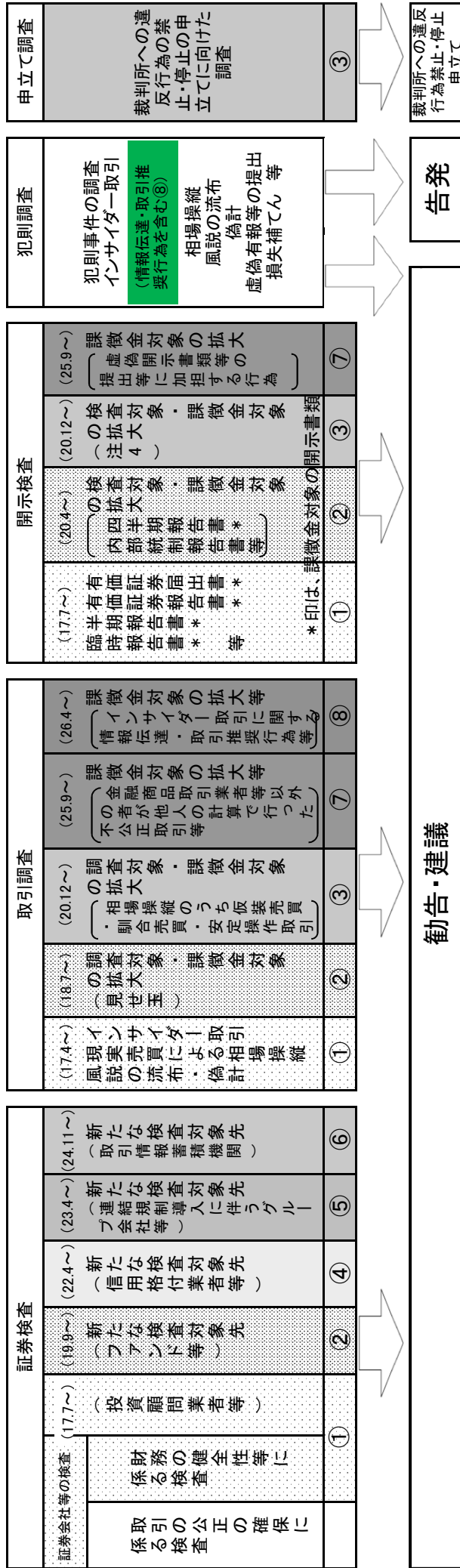
1－2 証券取引等の監視体制の概念図



- (注1) 勧告については内閣総理大臣及び金融庁長官に対して、建議については内閣総理大臣、金融庁長官又は財務大臣に対して行うことができる（設置法第20条、第21条）。
- (注2) 平成18年7月に総務検査課、特別調査課の2課体制から、総務課、市場分析審査課、証券検査課、課徴金・開示検査課、特別調査課の5課体制に再編、更に、23年7月に、現行の6課体制に強化された。
- (注3) 金商法改正（平成20年12月施行）により、同法第192条に基づく当該申立ての権限等が金融庁より委任された。

1-3 証券監視委の機能強化

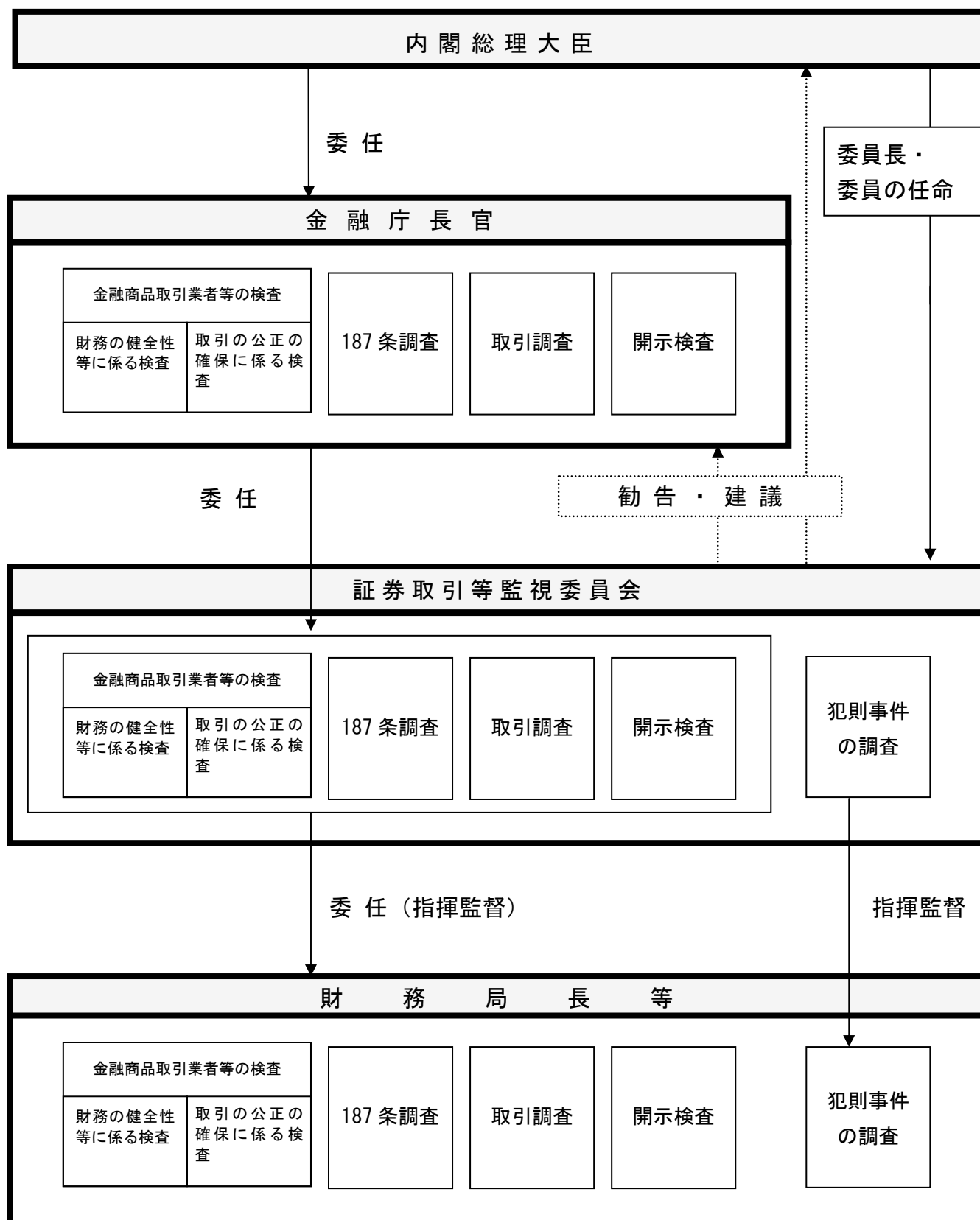
情報収集・分析・審査



※ 証券監視委は、金融商品取引法、資産流動化法(SPC法)、投信法、社債振替法、犯罪収益移転防止法、預金保険法に基づき、権限を行使。

- (注1) ① 部分が「証券取引法等の一部を改正する法律(平成16年改正)」の施行(平成17年4月1日 他)に伴い検査・調査の対象となった部分。
(開示検査のうち、有価証券報告書等については平成17年12月から課徴金の対象となっている。)
- (注2) ② 部分が「金融商品取引法」の施行(平成19年9月30日 他)に伴い検査・調査の対象となった部分。
- (注3) ③ 部分が「金融商品取引法」の施行(平成20年改正)の施行(平成20年12月12日)に伴い検査・調査の対象となった部分。
- (注4) ④ 開示検査対象の拡大の内容については、以下のとおり。
・特定投資家向け有価証券に係る情報。
課徴金対象の拡大の内容については、以下のとおり。
・公開買付け・大量保有報告書の虚偽記載・不提出。
・発行開示書類・継続開示書類の不提出。(平成20年12月までは、虚偽記載が課徴金の対象となっていた。)
- (注5) ④ 部分が「金融商品取引法」の一部を改正する法律(平成21年改正)の施行(平成22年4月1日)に伴い検査の対象となった部分。
- (注6) ⑤ 部分が「金融商品取引法」の一部を改正する法律(平成22年改正)の施行(平成23年4月1日)に伴い検査の対象となった部分。
- (注7) ⑥ 部分が「金融商品取引法」の一部を改正する法律(平成22年改正)の施行(平成24年11月1日)に伴い検査の対象となった部分。
- (注8) ⑦ 部分が「金融商品取引法」の一部を改正する法律(平成24年改正)の施行(平成25年9月6日)に伴い検査・調査の対象となった部分。
- (注9) ⑧ 部分が「金融商品取引法」の一部を改正する法律(平成25年改正)の施行(平成26年4月1日)に伴い調査の対象となった部分。

1-4 証券監視委と内閣総理大臣、金融庁長官及び財務局長等の関係の概念図



（注1）証券監視委が財務局長等に委任した権限については、証券監視委が財務局長等を指揮監督する（金商法第194条の7第8項等）。

（注2）犯則事件の調査については、証券監視委が財務局長等を指揮監督し、必要があるときは財務局等職員を直接指揮監督することができる（金商法第224条第4項、第5項等）。

（注3）証券監視委は、以下の公示で指定する金融商品取引業者等に関する権限については、財務局長等への委任を行っていない。

- ・金融商品取引法施行令第四十四条第五項並びに投資信託及び投資法人に関する法律施行令第百三十六条第二項の規定に基づき金融商品取引業者等を指定する公示
- ・犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令第二十八条第六項の規定に基づき金融商品取引業者等を指定する公示

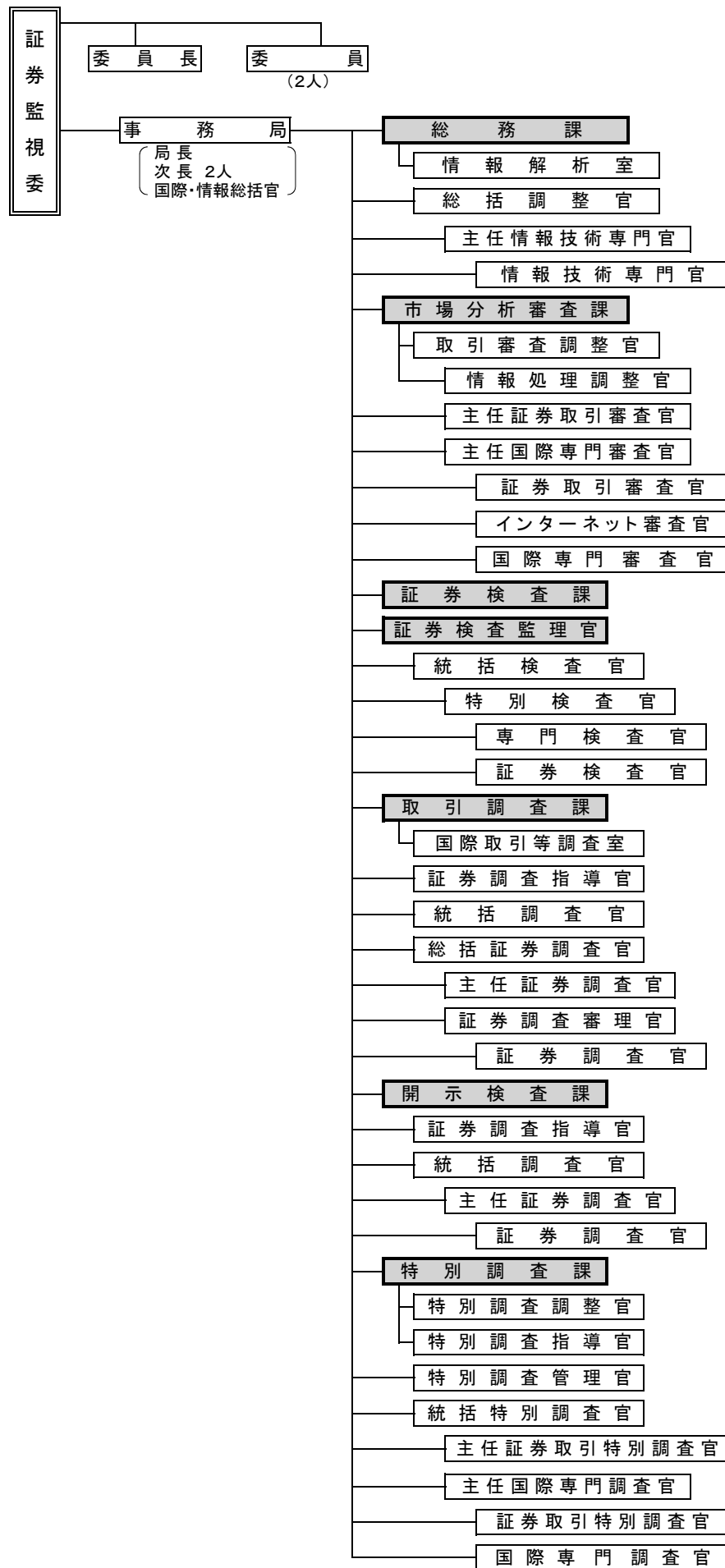
1-5 証券監視委及び財務局等監視官部門の定員の推移

年 度	予 算 定 員		
	証券監視委	財務局等	合 計
4 年 度	8 4 人	1 1 8 人	2 0 2 人
5 年 度	8 4 人	1 1 8 人	2 0 2 人
6 年 度	8 6 人	1 1 8 人	2 0 4 人
7 年 度	8 8 人	1 1 8 人	2 0 6 人
8 年 度	8 9 人	1 1 8 人	2 0 7 人
9 年 度	9 1 人	1 1 8 人	2 0 9 人
1 0 年 度	9 8 人	1 2 6 人	2 2 4 人
1 1 年 度	1 0 6 人	1 3 3 人	2 3 9 人
1 2 年 度	1 1 2 人	1 3 9 人	2 5 1 人
1 3 年 度	1 2 2 人	1 4 4 人	2 6 6 人
1 4 年 度	1 8 2 人	1 8 3 人	3 6 5 人
1 5 年 度	2 1 7 人	1 9 9 人	4 1 6 人
1 6 年 度	2 3 7 人	2 0 4 人	4 4 1 人
1 7 年 度	3 0 7 人	2 4 5 人	5 5 2 人
1 8 年 度	3 1 8 人	2 4 6 人	5 6 4 人
1 9 年 度	3 4 1 人	2 6 8 人	6 0 9 人
2 0 年 度	3 5 8 人	2 8 2 人	6 4 0 人
2 1 年 度	3 7 4 人	3 0 0 人	6 7 4 人
2 2 年 度	3 8 4 人	3 1 3 人	6 9 7 人
2 3 年 度	3 9 2 人	3 1 2 人	7 0 4 人
2 4 年 度	3 9 2 人	3 2 2 人	7 1 4 人
2 5 年 度	4 0 0 人	3 3 9 人	7 3 9 人
2 6 年 度	4 0 9 人	3 5 4 人	7 6 3 人
2 7 年 度	4 1 0 人	3 5 4 人	7 6 4 人
2 8 年 度	4 1 1 人	3 5 2 人	7 6 3 人

(注)財務局等には、沖縄総合事務局財務部を含む。

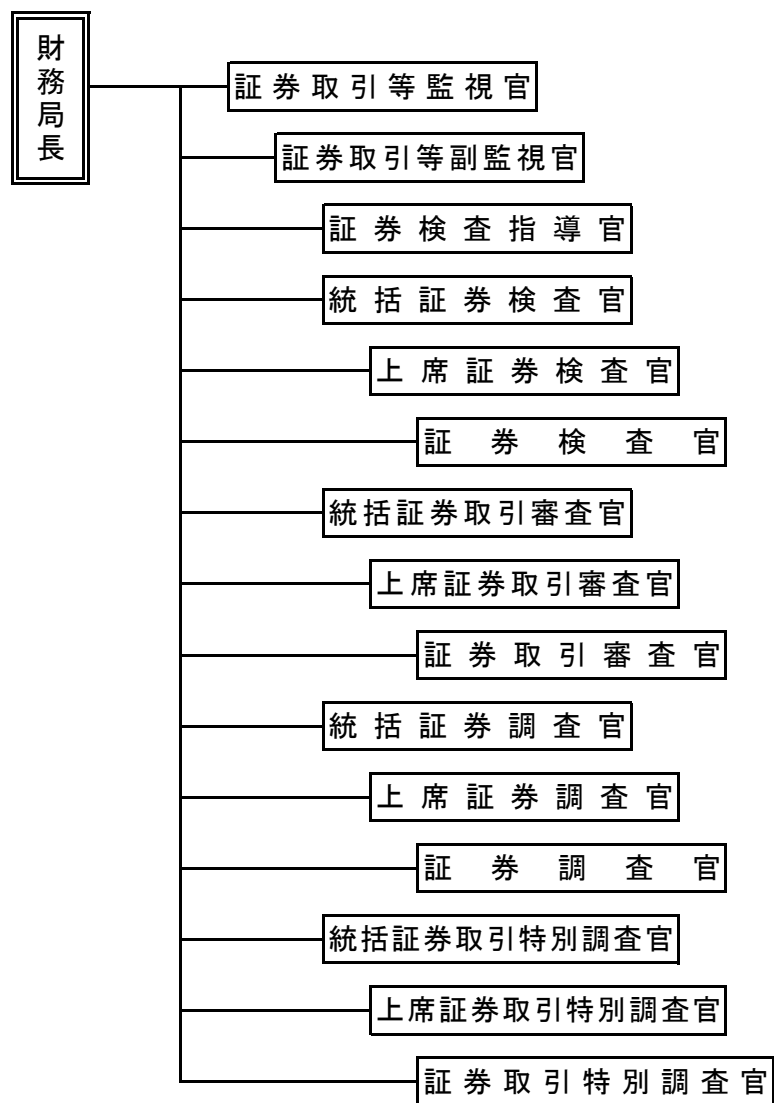
1－6 機構図

1 証券監視委の機構図



(注)平成18年7月に5課体制に再編。さらに、平成23年7月に6課体制に再編。

1－6－2 財務局の機構図（関東財務局）



1－7 組織・事務に係る法令の概要

1 証券監視委の組織・権限等

証券監視委の組織・権限等は、設置法の以下の条項により規定されている。

[設置法]

条 項	規 定 の 概 要
第 4 条	金融庁の事務
第 6 条	証券監視委の設置
第 8 条	証券監視委の所掌事務
第 9 条	委員長及び委員の職権の行使
第 10 条	証券監視委の組織
第 11 条	委員長
第 12 条	委員長及び委員の任命
第 13 条	委員長及び委員の任期
第 14 条	委員長及び委員の身分保障
第 15 条	委員長及び委員の罷免
第 16 条	委員長及び委員の服務等
第 17 条	委員長及び委員の給与
第 18 条	会議
第 19 条	事務局
第 20 条	勧告
第 21 条	建議
第 22 条	事務の処理状況の公表

1-7-2 権限及び範囲に係る規定

(1) 証券検査の検査又は報告・資料の徴取の権限

証券監視委は、金融商品取引業者等に対する検査又は報告・資料の徴取権限を内閣総理大臣及び金融庁長官から委任されている。

具体的な権限の規定は、以下のとおりである。

〔金商法〕

検査又は報告・資料の徴取の権限規定	証券監視委への権限委任規定	検査又は報告・資料の徴取の対象
第 56 条の 2 第 1 項 (第 65 条の 3 第 3 項において準用する場合を含む。) から第 4 項まで	第 194 条の 7 第 2 項第 1 号及び第 3 項	金融商品取引業者等、金融商品取引業者等と取引をする者、金融商品取引業者等（登録金融機関を除く。）がその総株主等の議決権の過半数を保有する銀行等、金融商品取引業者等を子会社とする持株会社、金融商品取引業者等から業務の委託を受けた者、金融商品取引業者の主要株主、金融商品取引業者を子会社とする持株会社の主要株主、特定金融商品取引業者等の親金融機関等、特定金融商品取引業者等の子金融機関等、金融商品取引業者の親銀行等、金融商品取引業者の子銀行等
第 57 条の 10 第 1 項	第 194 条の 7 第 3 項	特別金融商品取引業者の子会社等
第 57 条の 23	第 194 条の 7 第 3 項	指定親会社、指定親会社と取引をする者、指定親会社の子会社等、指定親会社から業務の委託を受けた者
第 57 条の 26 第 2 項	第 194 条の 7 第 3 項	指定親会社の主要株主
第 60 条の 11（第 60 条の 12 第 3 項において準用する場合を含む。）	第 194 条の 7 第 2 項第 2 号及び第 3 項	取引所取引許可業者、取引所取引許可業者と取引を行う者、取引所取引許可業者から業務の委託を受けた者
第 60 条の 14 第 2 項において準用する第 60 条の 11	第 194 条の 7 第 2 項第 2 号及び第 3 項	電子店頭デリバティブ取引等許可業者、電子店頭デリバティブ取引等許可業者と取引を行う者、電子店頭デリバティブ取引等許可業者から業務の委託を受けた者
第 63 条の 6	第 194 条の 7 第 2 項第 2 号の 2 及び第 3 項	特例業務届出者、特例業務届出者と取引を行う者、特例業務届出者から業務の委託を受けた者
第 63 条の 3 第 2 項において準用する第 63 条の 6	第 194 条の 7 第 2 項第 2 号の 2 及び第 3 項	特例業務に係る届出をした金融商品取引業者等、当該金融商品取引業者等と取引を行う者、当該金融商品取引業者等から業務の

検査又は報告・資料の徴取の権限規定	証券監視委への権限委任規定	検査又は報告・資料の徴取の対象
		委託を受けた者
第 66 条の 22	第194条の 7 第 2 項第 3 号及び第 3 項	金融商品仲介業者、金融商品仲介業者と取引をする者
第 66 条の 45 第 1 項	第194条の 7 第 2 項第 3 号の 2 及び第 3 項	信用格付業者、信用格付業者と取引をする者、信用格付業者から業務の委託を受けた者、信用格付業者の関係法人
第 75 条	第194条の 7 第 2 項第 4 号及び第 3 項	認可金融商品取引業協会、店頭売買有価証券の発行者、取扱有価証券の発行者、認可金融商品取引業協会から業務の委託を受けた者
第 79 条の 4	第 194 条の 7 第 2 項第 5 号及び第 3 項	認定金融商品取引業協会、認定金融商品取引業協会から業務の委託を受けた者
第 79 条の 77	第 194 条の 7 第 3 項	投資者保護基金、投資者保護基金から業務の委託を受けた者
第 103 条の 4	第 194 条の 7 第 3 項	株式会社金融商品取引所の対象議決権保有届出書の提出者（株式会社金融商品取引所の総株主の議決権の百分の五を超える対象議決権の保有者）
第 106 条の 6 第 1 項 （同条第 2 項において準用する場合を含む。）	第 194 条の 7 第 3 項	株式会社金融商品取引所の主要株主、株式会社金融商品取引所の保有基準割合以上の数の対象議決権を保有する商品取引所、株式会社金融商品取引所の保有基準割合以上の数の対象議決権を保有する商品取引所持株会社
第 106 条の 16	第 194 条の 7 第 3 項	金融商品取引所持株会社の対象議決権保有届出書の提出者（金融商品取引所持株会社の総株主の議決権の百分の五を超える対象議決権の保有者）
第 106 条の 20 第 1 項 （同条第 2 項において準用する場合を含む。）	第 194 条の 7 第 3 項	金融商品取引所持株会社の主要株主、金融商品取引所持株会社の保有基準割合以上の数の対象議決権を保有する商品取引所
第 106 条の 27	第 194 条の 7 第 3 項	金融商品取引所持株会社、金融商品取引所持株会社の子会社

検査又は報告・資料の徴取の権限規定	証券監視委への権限委任規定	検査又は報告・資料の徴取の対象
第109条において準用する第106条の27	第 194 条の 7 第 3 項	親商品取引所等、金融商品取引所持株会社を子会社とする商品取引所
第 151 条	第 194 条の 7 第 2 項第 6 号及び第 3 項	金融商品取引所、金融商品取引所の子会社、金融商品取引所の商品取引参加者、金融商品取引所に上場されている有価証券の発行者、金融商品取引所から業務の委託を受けた者
第 153 条の 4 において準用する第 151 条	第 194 条の 7 第 2 項第 6 号及び第 3 項	自主規制法人
第 155 条の 9	第 194 条の 7 第 2 項第 7 号及び第 3 項	外国金融商品取引所、外国金融商品取引所参加者、外国金融商品取引所から業務の委託を受けた者
第 156 条の 5 の 4	第 194 条の 7 第 3 項	金融商品取引清算機関の対象議決権保有届出書の提出者（金融商品取引清算機関の総株主の議決権の百分の五を超える対象議決権の保有者）
第 156 条の 5 の 8	第 194 条の 7 第 3 項	金融商品取引清算機関の主要株主
第 156 条の 15	第 194 条の 7 第 3 項	金融商品取引清算機関、金融商品取引清算機関の清算参加者、金融商品取引清算機関から業務の委託を受けた者
第 156 条の 20 の 12	第 194 条の 7 第 3 項	外国金融商品取引清算機関、外国金融商品取引清算機関の清算参加者、外国金融商品取引清算機関から業務の委託を受けた者
第 156 条の 34	第 194 条の 7 第 3 項	証券金融会社、証券金融会社から業務の委託を受けた者
第 156 条の 58	第 194 条の 7 第 3 項	指定紛争解決機関、指定紛争解決機関の加入金融商品取引関係業者、指定紛争解決機関から業務の委託を受けた者
第 156 条の 80	第 194 条の 7 第 3 項	取引情報蓄積機関、取引情報蓄積機関と取引情報収集契約を締結した者、取引情報蓄積機関から業務の委託を受けた者（委託を受けた者から委託を受けた者を含む。）
第 156 条の 89	第 194 条の 7 第 3 項	特定金融指標算出者、特定金融指標算出者から特定金融指標算出業務の委託を受けた

検査又は報告・資料の徴取の権限規定	証券監視委への権限委任規定	検査又は報告・資料の徴取の対象
		者、特定金融指標算出者に対して算出基礎情報を提供した情報提供者

※ 報告又は資料の提出を命ずる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない（取引等の公正の確保に係る検査以外の検査の権限については、公益又は投資者保護のため緊急の必要があると認められる場合及び検査の効果的かつ効率的な実施に特に資すると認められる場合は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。）。

〔投信法〕

検査又は報告・資料の徴取の権限規定	証券監視委への権限委任規定	検査又は報告・資料の徴取の対象
第 22 条第 1 項	第 225 条第 3 項	投資信託委託会社等、受託会社等、受託会社等と当該受託会社等に係る投資信託に係る業務に関して取引する者
第 213 条第 1 項から第 5 項まで	第 225 条第 2 項及び第 3 項	設立中の投資法人の設立企画人等、投資法人、投資法人の資産保管会社等、投資法人の執行役員等、投資法人又は当該投資法人の資産保管会社等と当該投資法人に係る業務に関して取引する者

※ 報告又は資料の提出を命ずる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない（取引等の公正の確保に係る検査以外の検査の権限については、公益又は投資者保護のため緊急の必要があると認められる場合及び検査の効果的かつ効率的な実施に特に資すると認められる場合は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。）。

〔SPC 法〕

検査又は報告・資料の徴取の権限規定	証券監視委への権限委任規定	検査又は報告・資料の徴取の対象
第 209 条第 2 項において準用する第 217 条第 1 項	第 290 条第 2 項第 1 号及び第 3 項	資産対応証券の募集等の取扱いを行う特定譲渡人
第 217 条第 1 項	第 290 条第 3 項	特定目的会社
第 286 条第 1 項において準用する第 209 条第 2 項において準用する第 217 条第 1 項	第 290 条第 2 項第 2 号及び第 3 項	特定目的信託の原委託者

※ 報告又は資料の提出を命ずる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない（取引等の公正の確保に係る検査以外の検査の権限については、公益又は投資者保護のため緊急の必要があると認められる場合及び検査の効果的かつ効率的な実施に特に資すると認められる場合は、金融庁長官

が自ら行うことを妨げない。〕。

〔社債等振替法〕

検査又は報告・資料 の徴取の権限規定	証券監視委への 権限委任規定	検査又は報告・資料の徴取の対象
第 20 条第 1 項 (第 43 条第 3 項において準 用する場合を含む。)	第 286 条第 2 項	振替機関

※ 報告又は資料の提出を命ずる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

〔犯収法〕

検査又は報告・資料 の徴取の権限規定	証券監視委への 権限委任規定	検査又は報告・資料の徴取の対象
第 14 条及び第 15 条 第 1 項	第 21 条第 6 項及び第 7 項	金融商品取引業者、特例業務届出者、登録 金融機関、証券金融会社、振替機関、口座 管理機関

※ 報告又は資料の提出を命ずる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

〔預金保険法〕

検査又は報告・資料 の徴取の権限規定	証券監視委への 権限委任規定	検査又は報告・資料の徴取の対象
第 136 条第 1 項及び 第 2 項並びに第 137 条第 1 項及び第 2 項	第 139 条第 2 項	金融商品取引業者等 (金融商品取引業者 (第 一種金融商品取引業者のうち有価証券関連 業に該当するものを行う者に限る。)、指定 親会社、金融商品取引業者子特定法人、指 定親会社子会社等、証券金融会社)、金融商 品仲介業者、登録金融機関、金融商品取引 業者等の子会社、金融商品取引業者等から 業務の委託を受けた者

※ 報告又は資料の提出を命ずる権限並びに預金保険法の円滑な実施を確保するため緊急の必要
があると認められる場合及び検査の効果的かつ効率的な実施に特に資すると認められる場合に
おける検査の権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

〔不当景品類及び不当表示防止法〕

検査又は報告・資料 の徴取の権限規定	証券監視委への 権限委任規定	検査又は報告・資料の徴取の対象
第 9 条第 1 項	第 12 条第 6 項	金融商品取引業者、金融商品仲介業者、登 録金融機関

※ 金融庁長官が自らその権限を行使することを妨げない。

(2) 取引調査の権限、範囲

① 取引調査の権限

不公正取引規制等の実効性を確保し、違反行為を抑止するため、新たな行政上の措置として金銭的な負担を課する制度（課徴金制度）が導入されたことにより、証券監視委は、課徴金に係る事件について必要な調査をするため、事件関係人等に対する質問又は報告等の徴取及び検査の権限を内閣総理大臣及び金融庁長官から委任されている。（注）

具体的な権限の規定は、以下のとおりである。

〔金商法〕

質問・報告等の徴取、 検査の権限規定	証券監視委への 権限委任規定	質問・報告等の徴取及び検査の対象
第177条	第194条の7第2 項第8号	事件関係人、参考人、事件関係人の営業所そ の他必要な場所

（注）報告を徴する権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

② 取引調査の範囲

上記質問・報告等の徴取及び検査の権限の範囲は、金商法において定められており、個別
的に掲げると以下のとおりである。

〔金商法〕

条 項	規定の概要
第173条	風説の流布等により有価証券等の価格に影響を与えた者
第174条	仮装・馴合売買をした者
第174条の2	相場を変動させるべき一連の有価証券売買等をした者
第174条の3	安定操作取引等の禁止に違反した者
第175条	内部者取引をした者
第175条の2	未公表の重要事実の伝達等の禁止に違反した者

(3) 開示検査及び報告・資料の徴取の権限並びに課徴金の対象範囲

① 開示検査及び報告・資料の徴取の権限

行政命令発出のための事実認定としてのディスクロージャー関係規定の遵守状況に関する検査については、証券監視委が担った方が違反行為の摘発を有効に行えると考えられることから、報告若しくは資料の提出を命じる権限及び検査の権限を内閣総理大臣及び金融庁長官から委任されている。

具体的な権限の規定は、以下のとおりである。

[金商法]

報告・資料の徴取、 検査の権限規定	証券監視委への 権限委任規定	報告・資料の徴取及び検査の対象
第26条 (第27条において準用する場合を含む。)	第194条の7第3項	有価証券届出書・有価証券報告書等の縦覧書類(注1)を提出した者又は提出すべきであると認められる者、有価証券の引受人その他の関係者、参考人
第27条の22第1項 (第27条の22の2第2項において準用する場合を含む。)	第194条の7第3項	公開買付者、公開買付けによって株券等の買付け等を行うべきであると認められる者、これらの特別関係者その他の関係者、参考人
第27条の22第2項	第194条の7第3項	意見表明報告書を提出した者又は提出すべきであると認められる者、これらの関係者、参考人
第27条の30第1項	第194条の7第3項	大量保有報告書を提出した者又は提出すべきであると認められる者、これらの共同保有者その他の関係者、参考人
第27条の30第2項 (報告・資料の徴取のみ)	第194条の7第3項	大量保有報告書に係る株券等の発行者である会社、参考人
第27条の35	第194条の7第3項	特定情報を提供若しくは公表した発行者、特定情報を提供若しくは公表すべきであると認められる発行者、特定情報に係る有価証券の引受人その他の関係者、参考人
第177条	第194条の7第2項第8号	事件関係人、参考人、事件関係人の営業所その他必要な場所
第193条の2第6項 (報告・資料の徴取のみ)	第194条の7第3項	監査証明を行った公認会計士又は監査法人

(注1) 開示検査の対象となる縦覧書類は第25条第1項に掲げられている、
・有価証券届出書及びその添付書類並びにこれらの訂正届出書

- ・発行登録書及びその添付書類、発行登録追補書類及びその添付書類並びにこれらの訂正発行登録書
- ・有価証券報告書及びその添付書類並びにこれらの訂正報告書
- ・有価証券報告書の記載内容に係る確認書及びその訂正確認書
- ・内部統制報告書及びその添付書類並びにこれらの訂正報告書
- ・四半期報告書、半期報告書及びこれらの訂正報告書
- ・四半期報告書及び半期報告書の記載内容に係る確認書及びこれらの訂正確認書
- ・臨時報告書及びその訂正報告書
- ・自己株券買付状況報告書及びその訂正報告書
- ・親会社等状況報告書及びその訂正報告書

である。

(注2) 有価証券届出書等の効力発生前における届出者等に対する検査等の権限及び公開買付期間中の公開買付者等に対する検査等の権限については、課徴金に係る事件についての検査に係るものを除き、証券監視委に委任されていない。

② 課徴金の対象範囲

課徴金の対象範囲は、金商法において定められており、個別的に掲げると以下のとおりである。

[金商法]

条 項	規定の概要
第172条	有価証券届出書（募集・売出しの発行開示）が受理されていないのに有価証券の募集等をした者等
第172条の2	虚偽記載のある有価証券届出書（募集・売出しの発行開示）等の提出により、有価証券を取得させ、又は売り付けた者等
第172条の3	有価証券報告書等を提出しない発行者
第172条の4	虚偽記載のある有価証券報告書等を提出した発行者
第172条の5	公開買付開始公告を行わないで株券等の買付け等をした者
第172条の6	虚偽表示のある公開買付開始公告等を行った者等
第172条の7	大量保有報告書等を提出しない者
第172条の8	虚偽記載のある大量保有報告書等を提出した者
第172条の9	特定証券情報の提供又は公表がされていないのに特定勧誘等をした者
第172条の10	虚偽のある特定証券等情報の提供又は公表をし、有価証券を取得させ、又は売り付けた発行者等
第172条の11	虚偽のある発行者等情報の提供又は公表をした発行者
第172条の12	虚偽開示書類等の提出等を容易にすべき行為又は唆す行為をした者

(4) 犯則事件の調査の権限、範囲

① 犯則事件の調査の権限

犯則事件の調査は、内閣総理大臣及び金融庁長官から委任を受けた権限に基づいて行う検査及び報告・資料の徴取とは異なり、証券監視委職員の固有の権限として規定されている。

具体的な権限は、以下のとおりである。

根 拠 規 定	犯 則 事 件 の 調 査 の 権 限
金商法第 210 条 犯収法第 30 条	犯則嫌疑者等に対する出頭の求め、質問、犯則嫌疑者等が所持し又は置き去った物件の検査、犯則嫌疑者等が任意に提出し又は置き去った物件の領置等の任意調査権限
金商法第 211 条、第 211 条の 2 犯収法第 30 条	裁判官の発する許可状により行う臨検、搜索又は差押えの強制調査権限

② 犯則事件の範囲

犯則事件の範囲は、取引の公正を害するものとして金商法施行令第45条及び犯収法第30条において定められており、個別的に掲げると以下のとおりである。

[金商法]

条 項	行 為 者	規 定 の 概 要
第 5 条、第 24 条等	発行者	有価証券届出書、有価証券報告書等の提出義務等
第 15 条等	発行者、売出しをする者、引受人、金融商品取引業者等	有価証券届出書の効力発生前の募集、売出し又は売付けの禁止等
第 23 条の 3 等	発行登録者	発行登録書等の提出義務等
第 27 条の 3 等	公開買付者	公開買付届出書等の提出義務等
第 27 条の 23 等	大量保有者等	大量保有報告書等の提出義務等
第 30 条の 2 等	金融商品取引業者等	金融商品取引業者等に対する認可の条件
第 37 条等	金融商品取引業者等	広告等の規制
第 37 条の 3	金融商品取引業者等	契約締結前の書面の交付
第 37 条の 4	金融商品取引業者等	契約締結時等の書面の交付

条 項	行為者	規 定 の 概 要
第 37 条の 5	金 融 商 品 取 引業者等	保証金の受領に係る書面の交付
第 38 条等	金 融 商 品 取 引業者等	契約の締結又はその勧誘に関して、顧客に対し虚偽のことを告げる行為の禁止
第 38 条の 2	金 融 商 品 取 引業者等	投資顧問契約等に関し、偽計、暴行、脅迫の禁止等
第 39 条第 1 項	金 融 商 品 取 引業者等	損失保証・損失補てん等の禁止
第 40 条の 4	金 融 商 品 取 引業者等	特定投資家向け有価証券の一般投資家を相手方とする売買等
第 41 条の 2	金 融 商 品 取 引業者等	投資助言業務に関する禁止事項
第 42 条の 2	金 融 商 品 取 引業者等	投資運用業に関する禁止事項
第 42 条の 7	金 融 商 品 取 引業者等	運用報告書の交付
第 157 条	何人も	有価証券の売買等について、不正の手段・計画等の禁止
第 158 条	何人も	風説の流布、偽計、暴行又は脅迫の禁止
第 159 条	何人も	相場操縦行為等の禁止
第 161 条第 1 項	金 融 商 品 取 引業者等	金融商品取引業者等の自己計算取引及び過大な数量の売買取引等の制限
第 163 条等	会社役員等	役員・主要株主の特定有価証券等の売買報告書の提出義務等
第 165 条	会社役員等	役員・主要株主による特定有価証券の一定額を超える売付けの禁止等
第 166 条	会 社 関 係 者 等	会社関係者等による内部者取引の禁止
第 167 条	公 開 買 付 者 等関係者等	公開買付者等関係者等による内部者取引の禁止

条 項	行為者	規 定 の 概 要
第 167 条の 2	会社関係者等	未公表の重要事実の伝達等の禁止
第 168 条	何人も	虚偽の相場の公示、虚偽文書の頒布等の禁止
第 169 条	何人も	対価を受けた証券記事等の制限
第 170 条	何人も	募集又は売出しに際しての有利買付け等の表示の禁止
第 171 条	有価証券の不特定多数者向け勧誘等をする者等	不特定多数向け勧誘等に際しての一定の額の配当等の表示の禁止

〔犯収法〕

条 項	行為者	規 定 の 概 要
第 4 条第 6 項	顧客等 代表者等	本人特定事項の虚偽申告の禁止

(5) 裁判所への禁止・停止命令の申立て及びそのための調査の権限

証券監視委は、金商法違反行為等を行う者に対する裁判所への禁止・停止命令の申立て及びそのための調査の権限を内閣総理大臣及び金融庁長官から委任されている。

具体的な権限の規定は、以下のとおりである。

〔金商法〕

申立て、報告等の 徴取・検査等の権限	証券監視委への 権限委任規定	申立て、報告等の徴取・検査等の対象
第 187 条	第 194 条の 7 第 4 項 第 1 号	関係人、参考人、鑑定人
第 192 条第 1 項	第 194 条の 7 第 4 項 第 2 号	下記に定める行為を行い、又は行おうとする者。 ・ 緊急の必要があり、かつ、公益及び投資者保護のため必要かつ適当であるときで、金商法又は同法に基づく命令に違反する行為。 ・ 金商法第二条第二項第五号若しくは第六号に掲げる権利等に関し出資され、又は拠出された金銭等を充てて行われる事業に係る業務執行が著しく適正を欠き、かつ、現に投資者の利益が著しく害されている場合等において、投資者の損害の拡大を防止する緊急の必要があるときで、これらの権利に係る同条第八項第七号から第九号までに掲げる行為。

※ 金商法違反行為を行う者に対する裁判所への禁止命令等の申立て及びそのための調査の権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

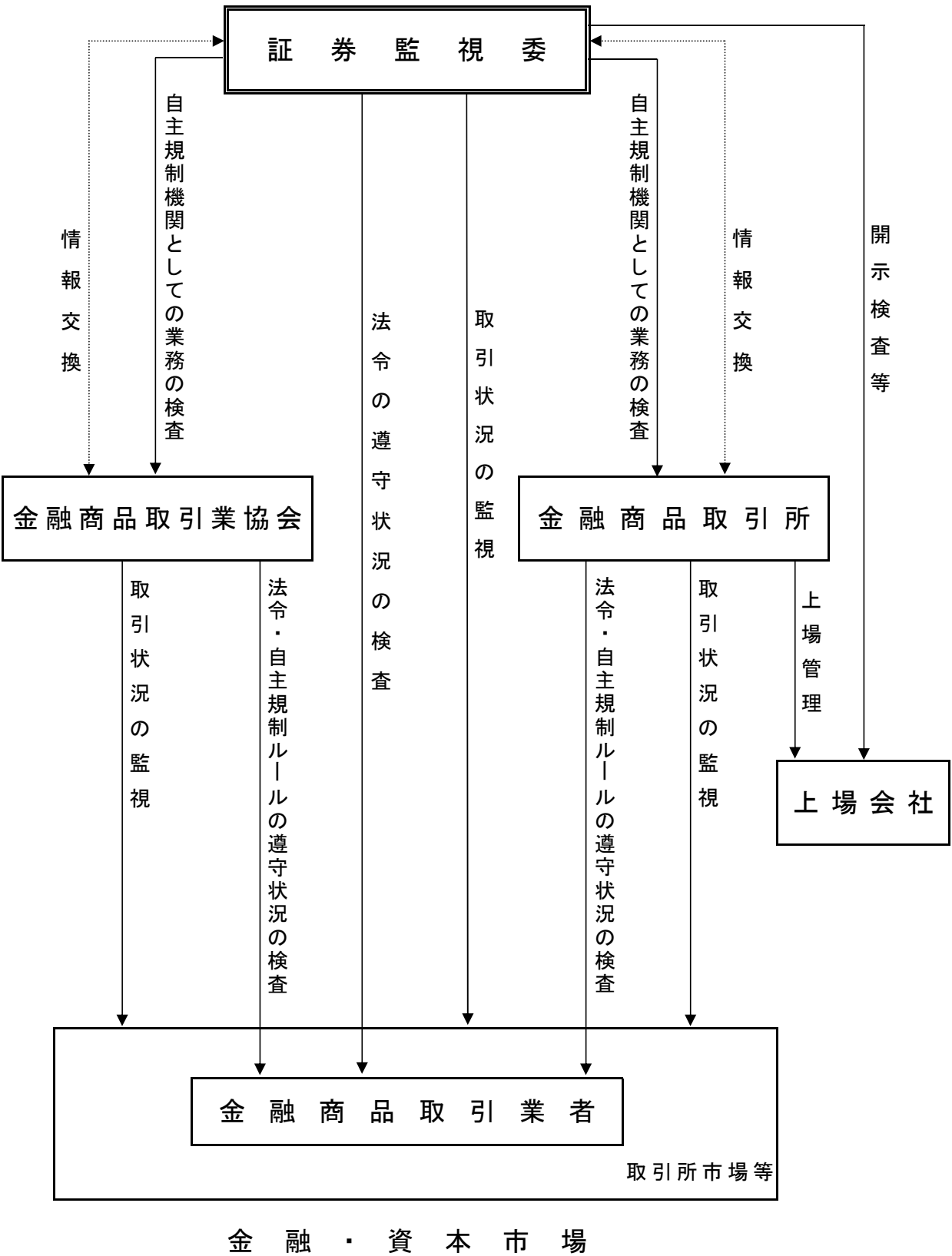
〔投信法〕

申立て、報告等の 徴取・検査等の権限	証券監視委への 権限委任規定	申立て、報告等の徴取・検査等の対象
第 26 条第 1 項(第 54 条第 1 項において準用する場合を含む。)、第 219 条第 1 項	第 225 条第 4 項第 1 号	受益証券等の募集の取扱い等を現に行い、又は行おうとする者について、以下に該当するとき。 ・ 投信法若しくは同法に基づく命令等に違反している場合で、投資者の損害の拡大を防止する緊急の必要があるとき。 ・ 受益証券を発行する投資信託委託会社の運用の指図等が著しく適正を欠き、かつ、現に投資者の利益が著しく害されている場合等で、投資者の損害の拡大を防止する緊急の必要があるとき等。

第 60 条第 1 項、第 223 条第 1 項	第 225 条第 4 項第 1 号	外国投資信託等の受益証券の募集の取扱い等を現に行い、又は行おうとする者について、以下に該当するとき。 ・ 受益証券に係る外国投資信託の資産の運用の指図等が著しく適正を欠き、かつ、現に投資者の利益が著しく害されている場合等で、投資者の損害の拡大を防止する緊急の必要があるとき等。
第 26 条第 7 項 (第 54 条第 1 項において準用する場合を含む。)、第 60 条第 3 項、第 219 条第 3 項、第 223 条第 3 項において準用する金融商品取引法第 187 条の規定による権限	第 225 条第 4 項第 2 号	関係人、参考人、鑑定人

※ 投信法違反行為等を行う者に対する裁判所への禁止命令等の申立て及びそのための調査の権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

1－8 証券監視委と自主規制機関との関係の概念図



公正な市場の確立に向けて ～「市場の番人」としての今後の取組み～

1. 証券監視委の使命

証券取引等監視委員会（証券監視委）は、引き続き、

- 市場の公正性・透明性の確保
- 投資者の保護

を目指して市場監視に取り組んでいきます。

2. 基本的な考え方

金融商品取引法の累次の改正、ITの活用等による金融商品・取引のイノベーションの進展、さらには海外との間のクロスボーダー取引の拡大等、我が国市場はダイナミックに変化しています。証券監視委は、こうした市場の動向を常に注視し、感度を一層高めた情報収集・分析を行い、対応を要する問題にタイムリーに取り組んでいきます。

（1）機動性・戦略性の高い市場監視

- ▶ 証券監視委の持つ、勧告、告発、裁判所への申立て及び建議といった手段を戦略的に活用し、現下の市場における問題に早期に取り組み、監督当局や自主規制機関等と連携し、問題の内容に応じ、効果的な対応を行っていきます。
- ▶ その際、最近の市場の動向や外部から入手した情報及び監視活動から得た情報等を総合・分析し、顕在化しつつある問題をタイムリーに把握し、機動的に対応していきます。

（2）市場のグローバル化に対応した監視力の強化

- ▶ クロスボーダー取引や投資ファンド等の市場参加者の国際的活動が日常化し、これらが我が国市場や投資者へ与える影響が高まっていることを踏まえ、海外当局等との連携を一層強化し、グローバルな市場監視に取り組んでいきます。
- ▶ グローバルに活動する大規模な証券会社等に対しては、海外当局との意見交換等、国際的な検査・監督の枠組みを積極的に活用し、内外の業務全体を視野に入れた検査を行っていきます。
- ▶ そのため、国際的な事案への対応力を備えた人材の育成に取り組むとともに、意見交換や人材交流等を通じた海外当局とのネットワークの強化に努めていきます。

（3）市場規律の強化に向けた取組み

- ▶ 市場監視から得られた問題意識を、建議等を通じて、金融庁をはじめとする関係機関によるルール整備、制度づくりに反映させていきます。
- ▶ また、各市場参加者による自主的な取組みを通じた市場規律機能が強化されるよう、自主規制機関等と連携し各市場参加者に積極的に働きかけていきます。そのため、市場参加者との対話や市場への情報発信を充実させ、証券監視委の問題意識を分かりやすく伝えるよう努めます。

証券監視委としては、このような考え方に基づき、その総合力を発揮した実効性の高い市場監視を通じて、公正・透明な質の高い市場の形成に貢献することが、我が国市場の発展、国際競争力の向上に資するものと考えています。

3. 重点施策

市場監視の各手段を戦略的に活用しながら、特に以下のような点に重点をおいて、実効性のあ
る効率的な市場監視を行っていきます。

(1) 情報力に支えられた機動的な市場監視

- ▶ 様々なチャネルを通じて得られる情報の総合・分析や個別取引や市場動向の審査・調査により、市場における問題をタイムリーに把握し、機動的に市場監視を行っていきます。
- ▶ 発行市場・流通市場全体に目を向けた複眼的な監視を行い、違反行為の全体像を解明し、適切な法執行に努めます。
- ▶ 従来取り上げられてこなかったものの、市場の公正性の観点から問題があると認められる取引等についても注意を払い、対応を検討していきます。
- ▶ クロスボーダー取引による違反行為に対しては、証券規制当局間の情報交換枠組み等を積極的に活用し、海外当局への調査依頼等により、実態の解明を行い、適切な法執行に努めます。

(2) 重大・悪質な不公正取引や虚偽記載等への厳正な対応

- ▶ インサイダー取引、相場操縦、風説の流布・偽計や虚偽記載等の違反行為のうち重大で悪質なものについては、犯則調査の権限を行使し、厳正に対応していきます。その際、事案の内容に応じ、捜査当局や海外当局等の関係機関と連携し、実態の解明や責任追及を効果的に行っていきます。

(3) ディスクロージャー違反に対する迅速・効率的な開示検査の実施

- ▶ 正確な企業情報が遅滞なく、適正かつ公平に市場に提供されることを主眼とし、迅速・効率的な開示検査の実施に努めます。
- ▶ 上場企業等が虚偽記載等を行った場合には、当該企業が自律的かつ迅速に正しい企業情報を市場に提供するよう、企業自身の取組みを促すとともに、関係者への働きかけを強化していきます。その際には、必要に応じて、虚偽記載等の原因となった内部管理上の問題も指摘し、改善を求めています。

(4) 不公正取引等に対する課徴金制度の活用

- ▶ 課徴金制度の特性を活かし、インサイダー取引、相場操縦や風説の流布・偽計といった不公正取引等の調査等を迅速・効率的に実施していきます。
- ▶ 不公正取引規制に係る制度のあり方に関し、引き続き調査結果を踏まえ積極的に必要な提言を行っていきます。

(5) 検査対象先の特性に応じた効率的かつ実効性ある証券検査の実施

- ▶ 検査対象業者の範囲の拡大等を踏まえ、効率的で実効性ある検査を実施する観点から、情報の収集・分析の充実を図り、情報及び分析結果に基づいて検査対象先や検証分野の選定を行う態勢を確立するとともに、検査対象業者の特性に応じた検査手法やノウハウの開発・定着に取り組み、メリハリの利いた証券検査を実施していきます。
- ▶ グローバルに活動する国内大手証券会社・外資系証券会社に対しては、引き続きフォワード・ルッキングな観点から、金融庁検査・監督部局によるモニタリングの情報も活用しつつ、内部管理態勢やリスク管理態勢の適切性を検証していきます。

(6) 詐欺的な営業を行う悪質業者等への対応

- ▶ 投資者保護の観点から、詐欺的な営業を行い投資者に被害をもたらす悪質な金融商品取引業者や適格機関投資家等特例業務届出者等に対しては、早い段階で検査に着手し、法令違反行為の実態の解明及び被害の拡大防止に努めます。検査対象先の選定にあたっては、様々なチャネルを通じて情報を収集・分析し、問題業者に迅速に対応する態勢を強化していきます。また、悪質性の高い業者については、関係機関と連携し、厳正な対応を図っていきます。
- ▶ 無登録業者によるファンドの販売等に対しては、金融庁・財務局や捜査当局等との連携を強化するとともに、裁判所への禁止・停止命令の申立て（金商法第 192 条）の権限を積極的に活用し対応していきます。

（７）情報発信の充実

- ▶ 勧告等の個別事案に係る報道発表等において、事案の内容及び問題点が的確に伝わるよう、具体的で分かりやすい説明に努めます。
- ▶ 過去の事例をまとめた課徴金事例集や証券検査における主な指摘事項の公表等において、違反行為の未然防止に資する観点から内容を充実させ、効果的な情報発信に努めます。
- ▶ 証券監視委のウェブサイトについて、利用者・情報提供者の使いやすさに配慮した見直しを行うほか、英語での情報発信にも注力していきます。

（８）自主規制機関等との連携

- ▶ 全体としての市場監視機能を強化するため、自主規制機関等と情報や問題意識を共有して監視に取り組んでいきます。このため、自主規制機関等の行う考査・監査や、ルール整備、市場参加者や投資者への情報発信・提供の面での連携を一層強化していきます。

証券検査に関する基本指針

平成 27 年 4 月

証券取引等監視委員会

証券検査に関する基本指針

I 検査の基本事項

1. 検査の使命と基本原則

証券取引等監視委員会(以下「証券監視委」という。)の検査は、公益又は投資者保護を図ることを目的として、法令に基づき、検査対象先の業務又は財産の状況等を検証することにより、経営管理及び業務運営の状況等を的確に把握し、検査対象先に問題点を通知するとともに、必要に応じて、内閣総理大臣(金融庁長官)に対して、適切な措置若しくは施策を求め、又は監督部局(検査対象先に対する監督権限を有する部局をいう。以下同じ。)に対して、必要な情報を提供する等の措置を講ずることを使命とする。

近年、証券監視委の検査対象業者は多様化し、その数も増加している。また、大規模かつ複雑な業務をグループ体として行う証券会社グループについては、内部管理態勢及びリスク管理態勢(以下「内部管理態勢等」という。)の適切性の検証にウェイトをおく必要があるなど、検証分野が拡張等している状況にある。こうした状況を踏まえ、証券監視委の使命を適切に果たしていくためには、効率的・効果的で実効性ある検査を実施する必要があることから、個別業者の検査実施の優先度の判断に際しては、業態、規模その他の特性、その時々々の市場環境等に応じて、検査対象業者に関する様々な情報を収集・分析し、個別業者の市場における位置付けや抱えている問題点等を総合的に勘案して、リスク・ベースで検査対象先を選定することとしている。また、検査においては、法令等(法令、法令に基づく行政官庁の処分又は金融商品取引業協会若しくは金融商品取引所の定款その他の規則をいう。以下同じ。)違反行為のみならず、内部管理態勢等の適切性・実効性の検証を行い、問題の把握に努める必要があるほか、検査対象先との双方向の対話を通じ、業務運営上の問題点等に係る認識の共有に努める必要がある。

こうした考えの下、公益及び投資者の期待に応えられる証券検査を実施するために、検査対象業者の特性を勘案しつつ、以下のような目的及び方法に留意して行う必要がある。

(注) 「内部管理態勢」とは、法令等遵守に係る管理態勢を指す。「リスク管理態勢」とは、信用リスク、流動性リスク、市場リスク、オペレーショナルリスク等に係る管理態勢を指す。以下同じ。

(1) 証券検査の目的

- ① 証券検査は、金融商品取引業者等に対して、市場の公正性・透明性の確保及び投資者の保護を図るための内部管理態勢の構築を促すことを目的とするものである。
- ② 証券検査は、金融商品取引業者等の財務の健全性を含めたリスク管理態勢の適切性の確保を目的とするものである。
- ③ 証券検査は、金融商品取引業者等に対して、ゲートキーパーとしての役割の自覚を促すことを目的とするものである。

(2) 証券検査の方法

- ① 証券検査においては、双方向の対話を軸とする。
- ② 証券検査においては、内部管理態勢等の構築に責任を有する経営陣の認識の把握に努めるものとする。
- ③ 証券検査においては、全体を広く鳥かんしつつ重大な問題を捉えるようにする。
- ④ 証券検査は、監督部局と十分連携して行うものとする。

2. 検査官の心構え

(1) 目的の認識

検査官は、公益又は投資者保護を図ることが検査の目的であることを念頭に、常に問題意識を持って検査を実施するように努めなければならない。

(2) 効率的な遂行

検査官は、検査事項の軽重及び検査日数等を勘案した順序、分担等に基づき、効率的にこれを遂行するように努めなければならない。

(3) 適正な手続の遵守

検査官は、検査が私企業等への権限の行使であることを自覚し、適正な手続に基づきその権限の行使を行うよう常に留意して検査を遂行しなければならない。

(4) 信用保持

検査官は、常に品位と信用を保持するように努めるとともに、検査の

遂行に当たって知り得た秘密を漏らしてはならない。

(5) 実態の把握

検査官は、常に穏健かつ冷静な態度を保ち、相手方の説明及び答弁を慎重に聴取し、正確な実態を把握して事実を解明するように努めなければならない。

(6) 自己研さん

検査官は、金融・証券に関する法令等を正しく理解し、金融商品市場等の動向や新たな金融商品、取引手法等の習得に努めなければならない。

3. 関係部局との連携等

(1) 財務局等(証券取引等監視官部門)

検査の実施に当たっては、証券監視委と財務局等(財務局、財務支局及び沖縄総合事務局をいう。以下同じ。)との間で、合同検査の積極的活用、検査官の相互派遣等により、効率的かつ効果的な検査の実施に努める。また、証券監視委は、検査手法や情報の共有化、検査結果の処理等において、財務局等を支援し、一体的に検査に取り組むものとする。

(2) 監督部局等

金融庁及び財務局等の監督部局との間では、監督を通じて把握された情報と検査を通じて把握された情報をタイムリーに交換すること等によって情報を共有し、相互の問題意識を共有するなど、連携を図るものとする。また、検査に際しては、オンサイトの検査とオフサイトのモニタリングの一体化など、監督部局と切れ目のない連携を図るものとする。

金融庁検査局との間では、問題意識等を共有し、金融グループ内の検査対象先に対する検査を連携して実施するほか、検証項目の設定や検査の時期・方法等に関し、連携を一層強化するものとする。

4. 自主規制機関等との連携等

(1) 自主規制機関

自主規制機関(金融商品取引業協会並びに金融商品取引所及び自主

規制法人をいう。以下同じ。)が実施する所属会員等に対する監査・考査等と、証券監視委が実施する検査との連携を一層強化し、金融商品取引業者等に対する監視機能の総体としての向上に努めるものとする。

こうした観点から、自主規制機関との間では、「証券検査実施計画」(Ⅱ 2. 参照)の調整、情報交換及び検査官の研修における連携を推進するとともに、自主規制機関の業務の状況等を把握し、必要に応じて、自主規制機関に対して検査を実施するなど、自主規制機能の強化に資するものとする。

(2) 捜査当局等

悪質性の高い業者による詐欺的な営業や無登録業者によるファンドの販売等に対応するため、捜査当局等との連携を強化するものとする。

(3) 海外証券規制当局等

海外証券規制当局等との間では、海外・クロスボーダー業務の拡大等に対応するため、証券規制当局間の多国間情報交換枠組み(MMOU)等を活用した情報交換や検査の実施における協力などを通じて、連携を強化するものとする。

Ⅱ 検査実施の手続等

1. 証券検査基本方針及び証券検査基本計画の策定

証券監視委は、年度の当初に「証券検査基本方針」及び「証券検査基本計画」を策定し、公表するものとする。これらの策定及び公表に当たっては、効率的かつ効果的な検査を実施するとの観点から、監督部局の監督方針や金融商品市場を巡る環境の変化等に十分配慮するものとする。

2. 証券検査実施計画の策定

(1) 証券検査実施計画の策定

証券監視委及び財務局等は、「証券検査基本方針」及び「証券検査基本計画」に基づき、「年度検査基本計画」及び四半期ごとに「証券検査実施計画」を策定する。

なお、具体的な策定に当たっては、次の事項に留意するものとする。

① 検査対象先

検査対象先は、業態、規模その他の特性、その時々市場環境等に応じて、検査対象先に関する様々な情報を収集・分析し、個別業者の市場における位置付けや抱えている問題点等を総合的に勘案して、リスク・ベースで選定するとともに、選定理由や着眼点等の明確化に努めるものとする。

② 検査日数

検査日数は、検査対象先の規模、業務の内容及び前回検査の結果等を考慮して決定する。

③ 臨店検査官数

臨店検査官数は、検査対象先の規模、業務の内容等に加え、検査官の経験・知識等を勘案し決定する。

④ 臨店検査先店舗

臨店検査先店舗の選定は、検査対象先の規模、業務の内容、店舗の分布状況、前回検査の結果及び各種情報等を勘案するとともに、検査日数等を考慮して決定する。

(2) 支店単独検査

原則として、各種情報及び本店検査の検査結果等を総合的に勘案した上で、特に検査を要すると認められる場合は、支店単独検査の「証

券検査実施計画」を策定するものとする。

(3) グループ体型検査

「証券検査実施計画」の策定に当たっては、効率的かつ効果的な検査を実施するとの観点から、検査対象先の親子法人や契約先など、一体として検査を実施することが適当と判断される他の検査対象先がある場合は、必要に応じて、グループ体型の「証券検査実施計画」を策定するものとする。

(4) 特別検査

特別検査を実施する場合、当該検査を必要とする業務運営等に係る特定の事項について、その規模や情報の信ぴょう性等に配慮しつつ対象とする検査対象先(必要があると認められる場合は複数の対象先)、検査期間等を決定するものとする。

なお、検査項目の範囲や前回検査からの経過期間等を考慮し、特別検査として実施するか、又は一般検査の周期を早めて実施するか等について十分検討する。

3. 検査の種類

(1) 検査の種類は、次のとおりとする。

① 一般検査

検査対象先に係る業務運営等の全般について、各種情報、前回検査の結果及び検査周期等を総合的に勘案した上で行う検査をいう。

② 特別検査

検査対象先に係る業務運営等の一部について、情報等を基に機動的に行う検査をいう。

(2) 一般検査及び特別検査は、証券監視委又は財務局等が、単独で担当する検査対象先に対して行うほか、次の方法により行うものとする。

① 合同検査

証券監視委又は財務局等が担当する検査対象先に対して行う検査のうち、担当以外の財務局等又は証券監視委が、合同して当該検査対象先に対して行う検査をいう。

② 支店単独検査

証券監視委又は財務局等が担当する検査対象先の支店等のみに対

して行う検査(①に掲げるものを除く。)をいう。

③ 同時検査

効率的かつ効果的な検査の実施に資するため、金融庁検査局と時期を同じくして行う検査をいう。

4. 検査の方式

検査は、原則として、検査対象先の本店、支店又はその他の営業所等を訪問して、帳簿書類その他の物件を検査する方法(以下「臨店検査」という。)により行うものとする。

5. 検査予告

(1) 臨店検査については、原則、無予告検査とするが、検査対象先の業務の特性、検査の重点事項、検査の効率性、検査対象先の受検負担の軽減等を総合的に勘案し、必要に応じて、予告検査とする。

(2) 検査予告は臨店検査着手日の概ね1週間から2週間前に主任検査官が検査対象先の責任者に対して電話連絡して行うものとし、臨店検査着手日等必要な事項を伝えるものとする(Ⅱ 8. (1) 参照)。

主任検査官は、検査予告を行ったときには、証券監視委事務局に対し速やかに報告するものとする。

6. 検査基準日

検査基準日は、検査実施の基準となる特定の日であり、原則として、臨店検査着手日の前営業日とする(予告検査を行う場合については、検査予告日の前営業日とする。)。

(注) 財務数値や営業の状況等については、必ずしも検査基準日時点での検証を要するというものではない。

7. 検査命令書の作成

検査命令書(別紙様式1)は、証券監視委においては委員長名、財務局等においては財務局長等(財務局にあっては、「財務局長」、財務支局にあっては、「財務支局長」、沖縄総合事務局にあっては、「沖縄総合事務局長」。以

下同じ。)名で作成する。

8. 検査実施の留意事項

(1) 検査命令書等の提示及び説明事項

主任検査官は、臨店検査着手時に検査対象先の責任者に対し、検査命令書及び検査証票を提示し、原則として、以下の事項について説明を行うものとする。

- ① 検査の権限及び目的(一般検査・特別検査の別を含む。また、検査の実効性の確保に支障が生じない範囲で、検査の重点分野にも言及する。)
- ② 検査への協力依頼
- ③ 検査のプロセス(初回検査先以外は省略可。)
- ④ 検査関係情報(Ⅱ 8. (2)①参照)の第三者への開示制限の概要
- ⑤ 検査モニターの概要(Ⅱ 検査実施の手続等「10. 検査モニター」参照)
- ⑥ 意見申出制度の概要(Ⅱ 検査実施の手続等「12. 意見申出制度」参照)
- ⑦ 必要な提出資料の提示(Ⅳ 参考「2. 提出資料一覧」参照)
- ⑧ その他必要な事項

予告検査の場合には、検査予告時に、i. 上記①及び②の項目の説明、ii. 臨店検査着手日の伝達並びにiii. これ以降の資料保存等の要請を行うとともに、その後速やかに必要な提出資料の提示を行うものとする。また、検査予告を受けて、書類や電子メールの破棄等が認められた場合には、検査忌避行為として厳格に対処する旨も併せて伝達するものとする。それ以外の項目については、臨店検査初日までに提示及び説明をするものとする。

なお、検査官は、相手方の求めに応じて検査証票を提示できるよう、常に携帯するものとする。

(2) 検査関係情報の第三者への開示制限

① 臨店検査着手時の説明事項

主任検査官は、臨店検査着手時(予告の場合は臨店検査着手前)に検査対象先の責任者に対して、検査関係情報(検査中の検査官からの質問、指摘、要請その他検査官と検査対象先の役職員等とのやりとりの内容及び検査終了通知書をいう。以下同じ。)の第三者への開示

制限の概要を説明するに当たっては、以下の事項を説明するものとする。

- ・ 検査関係情報は、検査対象先の顧客、取引先等に係る保秘性の高い情報、更には検査の具体的な手法等に関わる情報が含まれていること。
- ・ 適切な情報管理を行い、検査の円滑な実行を阻害しないため、検査関係情報を証券監視委事務局証券検査課長(以下「証券検査課長」という。財務局等にあつては、証券取引等監視官)又は主任検査官の事前の承諾なく第三者に開示しないこと。
- ・ 上記を理解の上、検査関係情報を証券検査課長(財務局等にあつては、証券取引等監視官)又は主任検査官の事前の承諾なく第三者に開示しないことの承諾書(以下「第三者非開示承諾書」という。(別紙様式2))に記名押印すること。

② 第三者非開示承諾書の提出

検査関係情報は、その取扱いに慎重を期す観点から、以下のとおり取り扱うものとする。

- イ. 主任検査官は、臨店検査着手時(予告の場合は臨店検査着手前)に検査対象先の責任者に対して、臨店検査終了前であれば主任検査官(臨店検査終了後であれば証券検査課長(財務局等にあつては、証券取引等監視官))の事前の承諾なく、検査関係情報を第三者に開示してはならない旨を説明し、第三者非開示承諾書に検査対象先の責任者から記名押印を受けるものとする。
- ロ. なお、検査・監督部局、自主規制機関及びこれらに準ずると認められる者並びに検査対象先の組織内に設置された内部管理を目的とした委員会等の構成員となっている外部の弁護士、公認会計士、不動産鑑定士等の専門家については、第三者に該当しないものとする。
- ハ. 検査対象先が、臨店検査期間中に、今回の検査に係る検査関係情報を外部の弁護士、公認会計士、不動産鑑定士等の専門家に開示の上相談する場合については、主任検査官への事前の報告を求めた上で、主任検査官が検査の実効性の確保に支障がないと判断した場合は、当該報告で足り、下記③イ.の開示承諾申請は必要ないものとする。

③ 検査関係情報開示承諾申請書の提出

- イ. 主任検査官(臨店検査終了後であれば証券検査課長(財務局等にあつては、証券取引等監視官))は、検査対象先から第三者への開

示の申出があった場合には、当該検査対象先から書面による申請（以下「開示承諾申請」という。（別紙様式3））を求めるものとする。

検査対象先から開示承諾申請があった場合、主任検査官（臨店検査終了後であれば証券検査課長（財務局等にあつては、証券取引等監視官））は、i. 開示の必要性、ii. 開示対象者における保秘義務の状況（守秘義務契約の締結等）、iii. 検査の実効性への影響等を総合的に勘案して承諾の可否を判断し、書面で回答するものとする。

なお、臨店検査期間中に主任検査官が、検査対象先に対し、今回検査に係る事項について第三者（例えば、業務委託先）に確認を行うよう求める場合、その確認を求めるために必要な限度内の開示については、検査対象先からの開示承諾申請を要しないこととする。

ロ. 検査対象先から開示承諾申請が行われることが想定される事例としては、以下のとおり。

- ・ 検査対象先の経営管理会社その他の親法人等への開示
- ・ 検査対象先又は検査対象先の経営管理会社の適切な業務運営に資するとの観点から行われる弁護士、外部監査人、業務委託先等への開示
- ・ 検査対象先に係るデュー・ディリジェンスの目的で行われる企業結合等の当事者への開示
- ・ 検査対象先に係る破産手続又は民事再生手続が開始された場合における管財人又は監督委員への開示

ハ. 検査対象先が、過去の検査において、検査対象先の経営管理会社に対する開示承諾を受けている場合は、当該経営管理会社が変更している場合等を除きその都度申請の必要はないものとする。

（3） 現物検査

- ① 検査対象先の実態把握やその業務の適切性の検証を効果的に行うため、主任検査官が必要と判断した場合、検査官が検査対象先の役員が現に業務を行っている事務室、資料保管場所等に直接赴き、原資料等を適宜抽出・閲覧する現物検査を行うものとする。
- ② 検査官は、現物検査の実施に際しては次の点に留意し、特に慎重に行うものとする。
 - イ. 検査対象先の責任者等1名以上を立ち会わせ、的確かつ迅速に

行うとともに書類の紛失等の事故がないように留意する。

- ロ. 検査対象先の役職員から私物である旨の申出があった場合であっても、必要かつ適当と認められる場合には現物検査を行うものとするが、相手方の承諾を得て現物検査を実施するよう努める。

(4) 臨店検査の実施

主任検査官は、検査の目的に沿って担当検査官を統括して効率的かつ効果的に臨店検査を遂行するものとする。

① 検査進捗状況の把握及び検査方法の指示

主任検査官は、臨店検査の進捗状況、検証状況及びその結果判明した事項等について、担当検査官から随時報告を求めるとともに適切な指示を行うものとする。

また、必要に応じて検査打合せ会を開き、各検査官の保有する情報を交換するとともに、今後の具体的な検査方法について検討を行い、効率的な臨店検査の実施及び検査官の資質の向上に努めるものとする。

② 臨店検査先店舗の巡回指導

主任検査官は、臨店検査先店舗が複数ある場合には、必要に応じて店舗を巡回して検査指導を行うとともに、当該店舗の責任者等と面談を行うことにより業務の実情を把握し、もって当該検査対象先全体の業務の動向等を把握するよう努めるものとする。

③ 法令等違反又は業務運営上の問題等の取りまとめ

主任検査官は、臨店検査期間中に把握した事項について以下の点に留意し、必要に応じて、問題と考えられる事項等について照会等を行うなど証券監視委事務局証券検査監理官(以下「証券検査監理官」という。)と密接に連携を取り(財務局等にあつては、証券検査指導官や審査担当係等経由。)、早期に取りまとめるものとする。証券検査監理官は、照会等を受けた事項について、証券監視委事務局証券検査課審査担当(以下「審査係」という。)と連携を図りながら、速やかに処理するよう努めるものとする。

イ. 事案の事実の的確な把握

ロ. 検査対象先における問題の重要性

ハ. 根拠規定

ニ. 発生原因及び責任の所在の解明

ホ. 検査対象先の認識及び対応

④ 証券検査監理官による巡回指導

証券検査監理官(財務局等にあつては、証券取引等監視官。なお、証券検査指導官が設置されている財務局等にあつては、証券検査指導官)は、各検査の臨店検査終了前に巡回し、検査チームが検査対象先との間で確認した事項や議論した内容について、どの事項を整理票(Ⅱ 8. (12)①参照)として求めるか等、検査チームが臨店検査期間中に論点の詰めを十分に行うよう指導を行うものとする。

(5) 検査対象先の業務等への配慮

主任検査官は、検査対象先の業務等に支障が生じないように以下の点に留意するものとする。

- ① 小規模な検査対象先に対する臨店検査に当たっては、その対応能力を踏まえ、業務の円滑な遂行に支障が生じないように配慮する。
- ② 臨店検査は、検査対象先の就業時間内に実施することを原則とし、就業時間外に行おうとするときは、検査対象先の承諾を得るものとするが、合理的な理由なく恒常的に就業時間外に臨店検査を行うことのないように配慮するものとする。

(6) 双方向の対話を重視した検査の実施

主任検査官は、効率的かつ効果的な臨店検査を実施する観点から、下記のとおり経営陣と意見交換を行うなど、臨店検査の目的や状況等を総合的に勘案しつつ、検査対象先との双方向の対話を重視した臨店検査の実施に努めるものとする。

- ① 臨店検査初日(初日に実施できない場合には、可能な限り速やかに)に意見交換を行い、経営陣の内部管理やリスク管理に対する認識等の把握に努める。
- ② 臨店検査終了時に意見交換(以下「エグジット・ミーティング」という。)を行い、臨店検査期間中に議論してきた事実関係に係る認識を最終的に確認するものとする。

エグジット・ミーティングにおいては、検査対象先の責任者、コンプライアンス担当者及びリスク管理責任者の出席を求め、主任検査官が、検査の結果問題点として認識した事実関係について、検査官としての評価(法令適用及び内部管理態勢の不備等)を検査対象先に口頭で伝えるものとする。その際、証券監視委又は財務局等としての最終的な意見を伝えるものではないことを併せて伝えるものとする。

なお、エグジット・ミーティングにおいて伝達した内容に変更が生じた場合は、必要に応じて、改めてエグジット・ミーティングを行う

ものとする。

また、必要に応じて、臨店検査終了後の検査プロセスについても改めて説明するものとする。

- ③ エグジット・ミーティングにおいて、主任検査官と検査対象先との間で認識の相違する事実が認められた場合は、主任検査官は当該相違する事実を明らかにし、書面を作成するものとする。なお、検査対象先からその写しの提出を求められた場合は交付するものとする。ただし、検査対象先の確認を得た整理票で当該相違する事実が明らかな場合は、当該書面の作成を要しないものとする。

主任検査官は上記以外にも、必要に応じて、臨店検査の進捗状況や、検査対象先の臨店検査への対応、検査官の検査手法等について経営陣と意見交換も行うものとする。また、検査対象先が初回検査である場合は、意見交換によりその業務内容や特性等の把握に努めるものとする。

(7) 検査対象先への指示の禁止

検査官は、臨店検査期間中、事実の解明又は認定に努めるものとし、その解明又は認定した事実に基づき、検査官の私見により断定的にその是非を述べることは又は是正措置を指示すること等のないよう留意する。ただし、これは事実認定の一環として検査対象先の自主的な改善に向けた取組みを聴取することを妨げるものではない。

(8) 証券検査基本方針、検査マニュアル等の取扱い

検査官は、検査の実施に当たっては、「証券検査基本方針」を十分踏まえ、「金融商品取引業者等検査マニュアル」等の検査マニュアル(以下「検査マニュアル」という。)を活用して、検査対象先の実態把握に努めるものとする。

ただし、「検査マニュアル」の確認項目は、検査対象先の実態を把握する上で有効と思われる確認事項を例示したものであることから、検査対象先の特性、業務の状況、取扱商品等を十分考慮する必要がある、各項目を機械的・画一的に検証することのないよう留意するものとする。

なお、「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」についても、検査の実施に当たっての参考とするものとする。

(9) ヒアリングの実施

検査官は、役職員に対するヒアリングの際、検査対象先から他の役職員の同席を依頼された場合は、臨店検査に支障が生じない範囲内で、これを認めるものとする。

なお、同席を認めない場合は、その合理的な理由を検査対象先に対して説明するものとする。

(10) 検査対象先からの申入れ等

検査官は、検査対象先から臨店検査に関する申入れ等があった場合には、主任検査官に報告するものとする。主任検査官は、当該申入れ等について慎重な取扱いが必要であると判断した場合には、証券検査監理官(財務局等にあつては、証券取引等監視官)へ連絡し、必要な指示を受けるものとする。

(11) 計数等による実態把握

臨店検査に当たっては、検査対象先からの口頭説明等のみに依存することなく、経営管理の状況、業務運営等の状況及びそれらに関する法令等の遵守状況について、計数等の客観的資料に基づいて実態を的確に把握するよう努めるものとする。

(12) 事実及び経緯の記録

検査官は、ヒアリングや帳簿その他の証票類の調査・検討を行うことにより問題点等を的確に把握し、主任検査官に報告後、検査対象先の役職員から書面の提出を求める等の方法により、事実関係の確認を得るものとする。

事実関係の確認のため、検査対象先の役職員から書面の提出を求める際には、主任検査官はその必要性を十分考慮した上で行うものとし、以下の方法によるものとする。

① 整理票(別紙様式4)

検査官が問題点として指摘する可能性のある事実関係及び当該事実関係に対する検査対象先の認識を確認するため、必要に応じて、整理票を作成する。

② 質問票(別紙様式5)

事実関係について検査対象先の担当者等に回答を求めるため、必要に応じて、質問票を作成する。

(13) 業務運営等の基本的な問題の把握

検査官は、臨店検査において認められた業務運営上の問題について、事実関係や経緯等を詳細に分析することにより、法令等に抵触するか否かの検証にとどまらず、内部管理やリスク管理などの管理上の問題との関連性を検討し、業務運営上の問題の発生原因を追究するものとする。更に、経営方針等との関連性を検証することにより、経営管理上の基本的問題点の把握に努めるものとし、必要に応じ、整理票を作成するものとする。

(14) 反面調査の留意事項

主任検査官が、顧客等から検査対象先との取引状況等の確認(反面調査)を行う必要があると判断した場合には、証券検査監理官(財務局等)にあっては、証券取引等監視官)に報告し指示を受けて行うものとする。

(15) 主要株主等に対する検査が必要な場合の対応

主任検査官が、主要株主、金融商品取引業者を子会社とする持株会社等への検査を行う必要があると判断した場合には、証券検査監理官(財務局等)にあっては、証券取引等監視官)に報告する。当該検査については、証券検査監理官は証券検査課長と協議し、証券検査課長(財務局等)にあっては、証券取引等監視官)がこれらの者に対して検査を行う必要があると認めた場合に、必要な手続を経て、これを実施するものとする。

(16) 問題発生時の対応

主任検査官は、臨店検査の拒否、妨害、忌避その他重大な事故等(以下「検査拒否等」という。)により臨店検査の実施が困難な状況になったときは、検査対象先に対して受検等の説得に努めるとともに、検査拒否等の経緯、理由、検査対象先の言動その他の事実関係を詳細に記録し、直ちに証券検査監理官(財務局等)にあっては、証券取引等監視官)にその旨を報告し、指示を受けるものとする。

なお、証券検査監理官は、上記報告を受け次第、速やかに証券検査課長とその対応について協議するものとする。

この際、主任検査官又は証券検査監理官(財務局等)にあっては、証券取引等監視官)は、検査対象先の責任者に対し、事実確認を行うとともに、検査拒否等に係る理由書を求める等適切な措置を講ずるものとする。

(17) 臨店検査期間の変更等

主任検査官は、原則として、与えられた臨店検査期間中に必要な検証を完了し、整理票の記載内容を確定の上、臨店検査を終えるように努めるものとする。ただし、検証に時間を要すると考えられる場合、臨店検査終了期間終盤においても検査対象先との間で重大な問題点について認識の相違がある場合等には、証券検査監理官(財務局等にあつては、証券取引等監視官)にその旨報告し、臨店検査期間の延長又は臨店検査の一時的な中断の是非について指示を受けるものとする。また、早期に検証を終了することが見込まれる場合等には、証券検査監理官(財務局等にあつては、証券取引等監視官)にその旨報告し、臨店検査期間の短縮の是非について指示を受けるものとする。

証券検査監理官は、主任検査官に指示を与えるに先立ち、証券検査課長と臨店検査期間の変更等の可否について協議するものとする。

(18) 災害発生時等の対応

主任検査官は、災害発生により検査対象先が被災した場合には、直ちに証券検査課長(財務局等にあつては、証券取引等監視官)にその旨を報告し、指示を受けるものとする。証券検査課長(財務局等にあつては、証券取引等監視官)は、検査対象先における復旧業務を優先すべき観点から、主任検査官を通じた検査対象先との協議を可能な限り経た上で、検査を一時的に中断又は中止することを検討するものとする。

また、検査対象先が被災していない場合においても、証券検査課長(財務局等にあつては、証券取引等監視官)は、主任検査官を通じた検査対象先との協議を可能な限り経た上で、検査を継続するか否かを検討するものとする。

上記検討の結果、検査を継続、中断又は中止する場合は、主任検査官は、検査対象先の責任者に対して、その旨を口頭により伝達するものとする。

災害以外にも、会社の消滅、システム障害等の特別な事情により、検査の継続が困難であると考えられる場合には、同様の取扱いとする。

(19) 検査結果の取りまとめ

主任検査官は、臨店検査終了後の検査結果の取りまとめに当たっては、個々の事案の事実を的確に把握するとともに、事案の特徴及び現象がどのような原因によるものかを正確に把握し、問題点等として抽出するものとする。

また、上記の結果、抽出された問題点等については、必要に応じて、

審査係(財務局等にあつては、各局の審査担当係等を経由。)と密接な連携を図りつつ、取りまとめるものとする。

9. 検査資料の徴求

(1) 既存資料の有効活用

検査官は、原則として、検査対象先の既存資料等を活用するものとし、検査対象先の負担軽減に努めるものとする。なお、既存資料以外の資料を求める場合には、当該資料の必要性等を十分検討するものとする。

検査官は、検査対象先から電子媒体による資料提出の希望があつた場合には、検査に支障が生じない限りこれに応ずるものとする。

(2) 資料徴求の迅速化

検査官は、検査対象先に対し資料の提出を依頼する場合には、原則として、内部管理部門等を通じて一元的に行うよう努めるとともに、依頼の趣旨を適切に説明するものとする。

検査官は、徴求する資料について、臨店検査における優先順位や検査対象先への負担等を考慮し、必要に応じて、書面を取り交わすなどして迅速かつ正確に処理するものとする。

主任検査官は、各検査官の検査対象先に対する資料徴求の状況を常時把握し、資料の重複等がないように努めるものとする。

(3) 資料の借用

検査官は、的確かつ効率的な実態把握のため必要な場合には、検査対象先より、資料等の現物を借り受けるものとする。

その際、原則として借用書を交付するものとし、借り受けた資料等については、適切な管理を行うとともに、早期の返却に努めるものとする。

(4) 資料の返却等

検査官は、臨店検査期間中、検査対象先から業務に必要な資料等として検査会場からの持出しや返却等の要求があつた場合には、検査に支障が生じない範囲内で検査会場からの持出しや返却等を認めるものとする。

10. 検査モニター

検査モニターは、検査対象先からの意見聴取により臨店検査の実態を把握することにより、証券監視委及び財務局等による適切な臨店検査の実施を確保するとともに、効率性・実効性の高い検査の実施に資する目的から、検査の目的、期間等を総合的に勘案しつつ、原則として、以下のとおり取り扱うものとする。

(1) 検査対象先への説明

主任検査官は、原則として、臨店検査着手日において検査モニターの概要を検査対象先の責任者に対して説明する。

(2) 検査モニターの概要

検査モニターは、「意見受付(アンケート方式)」の方法により実施することとし、必要に応じて、「意見聴取」の方法を併せて実施する。

なお、意見の対象は検査官の検査手法に限る。

① 意見受付(アンケート方式)

イ. 意見提出方法

所定のアンケート用紙(別紙様式6)に記入し、電子メール又は郵送により送付する。

ロ. 提出先

提出先は、証券監視委の検査においては証券検査課長宛てとする。財務局等の検査においては証券取引等監視官宛てを原則とするが、証券検査課長宛てに提出することもできる。

ハ. 受付期間

臨店検査開始日から臨店検査終了後 10 日目(行政機関の休日を除く。)までを目安とする。

② 意見聴取

イ. 実施者

実施者は、証券監視委事務局においては、事務局長、次長(証券検査課担当)、総務課長又は証券検査課長とする。

財務局等においては、原則として、証券取引等監視官又は証券取引等監視官が指名する者(必要に応じ、証券監視委事務局の実施者)とする。

ロ. 実施方法

実施者は、検査の適切性を確保するため必要と判断した場合に

は、臨店検査期間中に検査対象先を訪問し、検査官の検査手法について検査対象先の責任者から意見聴取を行う。

(注) 実施者は、検査の実効性をモニターする観点から、実施前に(必要があれば実施後も)検査チームとの面談を行うものとする。

③ 処理

検査対象先からの意見は、適切かつ効率性・実効性の高い検査の実施に資するための実態把握として役立たせるものとし、実施者は、必要に応じ、主任検査官に指示するなどの措置をとる。

11. 講評等

(1) 主任検査官は、臨店検査終了後、指摘事項が整理された段階で(指摘事項がない場合は可能な限り速やかに)、検査対象先の責任者に対し、以下の方法により、当該検査の講評を行うものとする。

なお、証券検査課長(財務局等にあつては、証券取引等監視官)が公益又は投資者保護上緊急を要すると判断した場合等については、講評を行わない場合もある。

(注) 指摘とは、検査により検査対象先の問題点と判断した事項を、当該検査対象先に検査結果として通知する事実行為をいう。

① 検査で認められた法令等違反行為等を伝達する。

また、問題が認められない場合にはその旨を伝達する。

② 上記①のうち、検査対象先と認識が相違した事項(以下「意見相違事項」という。)を確認する。

(2) 主任検査官は、講評内容に変更が生じた場合は、必要に応じて、改めて講評を行う旨を説明するものとする。

(3) 講評の際の出席者

① 証券監視委又は財務局等

原則として、主任検査官のほか担当検査官1名以上とする。

② 検査対象先

検査対象先の責任者の出席を必須とする。当該責任者が検査対象先の他の役職員の出席を要望した場合は、特段の支障がない限りこれを認めるものとする。

(4) 講評方法

講評は、主任検査官が、検査対象先の責任者に対して、原則として、口頭により伝達（指摘事項がない場合のほか、証券検査課長(財務局等)にあっては、証券取引等監視官)が効率性等の観点から電話による伝達が適当と判断した場合は、電話により伝達)する。なお、講評は、意見申出の前提となるものであること等を踏まえ、その実施に際しては、検査対象先に十分内容が伝わるよう努めるものとする。

12. 意見申出制度

意見申出制度は、証券監視委及び財務局等の検査水準の維持・向上並びに手続の透明性及び公正性確保を図る目的から、以下のとおり取り扱うものとする。

(1) 検査対象先への説明

主任検査官は、原則として、以下の意見申出制度の概要を臨店検査着手時及び講評時に、検査対象先の責任者に対して説明するものとする。

(2) 意見申出制度の概要

① 意見申出書の提出等

イ. 申出者(検査対象先の代表者)は、確認された意見相違事項について、事実関係及び申出者の意見を意見申出書(別紙様式7)に記載し、必要な説明資料を添付した上で、申出者名による発出文書により、証券監視委事務局長宛てに、直接又は主任検査官経由で提出する。

また、認識の相違に至った経緯を明らかにするため、意見相違事項についての検査官との議論の経緯についても書面で提出する。

ロ. 意見申出は、原則として、検査で認められた法令等違反行為等のうち、意見相違事項に限る。

ハ. 意見申出書の提出期間は、責任者に対する検査の講評が終わった日から3日間(講評が終わった日の翌日から起算し、行政機関の休日を除く。)とする。ただし、講評の終わった日から3日以内に提出期間延長の要請があれば、更に2日間(行政機関の休日を除く。)を限度として、提出期間の延長ができる。郵送の場合については、消印が提出期間内(延長の場合は、延長した提出期間内)のものを有効とする。

二、意見申出書に添付する説明資料の提出が提出期間内に間に合わない等の場合については、提出期間内に意見申出書のみを提出し、後日、速やかに説明資料を提出する。

ホ、申出者は、提出した意見申出書を取り下げる場合は、取下書(別紙様式8)を提出した上で意見申出書の返却を求める。

② 審理手続等

イ、意見申出事項は、証券監視委事務局(証券検査課以外の課)が作成した審理結果(案)に基づいて、証券監視委において審理を行う。

ロ、審理結果については、検査終了通知書(案)に反映させる。

③ 審理結果の回答方法

審理結果については、検査終了通知書に包含する。

13. 検査終了の通知

検査終了通知書は、証券監視委の議決後(財務局等にあつては、財務局長等説明後)速やかに証券監視委委員長名(財務局等にあつては財務局長等名)において、検査対象先の責任者に対して交付するものとする(別紙様式9)。

なお、検査終了通知書の交付に当たっては、検査対象先の責任者に対して、証券検査課長(財務局等にあつては、証券取引等監視官)の事前の承諾なく、第三者に開示してはならないことを伝えるものとする。

また、検査を中止した場合その他の特段の事情が認められる場合については、検査終了通知書の交付を行わないものとし、主任検査官は、検査対象先の責任者に対して、その旨を口頭により伝達するものとする。

検査終了通知書の交付は、臨店検査終了後、3月以内を目途に行うよう努めるものとする。

14. 勧告

検査の結果、必要があると認められた場合は、法令等違反の事実関係並びに内閣総理大臣及び金融庁長官に対し行政処分その他の措置を行うことを勧告する旨を記載した勧告書(案)を作成し、証券監視委に付議するものとする。

なお、勧告書(案)が証券監視委において議決された場合は、証券監視委事務局から監督部局に対して勧告書を交付するものとする。

15. 検査結果等の公表

(1) 検査結果の公表

証券監視委の事務運営の透明性を確保し、公正な事務執行を図るとともに、投資者保護に資するため、証券監視委及び財務局等の行った検査事務の処理状況については、国家公務員の守秘義務の観点から慎重な検討を行った上で、以下のとおり、証券監視委のウェブサイト上等で公表するものとする。

- ① 金融商品取引業者等に対する検査において、勧告に至った事案については、検査終了後、直ちに公表する。この際、原則として、検査対象先の名称又は商号等を公表する。
- ② 金融商品取引業者等に対する検査において、勧告に至らない事案については、必要と認められる場合に、適宜、公表する。この際、原則として、検査対象先の名称又は商号等の公表は控えるものとする。
- ③ 適格機関投資家等特例業務届出者に対する検査においては、金融商品取引法(以下「金商法」という。)上、不利益処分が限定されていることから、金商法の違反行為等について、行為の重大性・悪質性に鑑み、証券監視委が投資者保護上広く周知することが適当であると認める事案については、上記①に準じて、検査対象先の名称又は商号等について公表する。
- ④ 証券監視委が行った検査事務の処理状況について、1年分ごとに取りまとめて公表する。

なお、公益又は投資者への影響等から、公表が不相当と判断される事案については、公表を控える等の措置を講ずるものとする。

(2) 検査対象先名の公表

法令等の遵守状況等を検証する上で端緒となるべき検査対象先に係る情報を広く求めていくとの観点から、原則として、臨店検査着手日(予告検査の場合にあっては検査予告日)から一定の期間、証券監視委のウェブサイト上で検査対象先名を公表するものとする。

公表期間は、金融商品取引業者等の業態及び規模等を考慮し、以下のとおりとする。なお、公表期間の経過前に臨店検査が終了した場合には、当該臨店検査の終了日までの期間とする。

- ・ 第一種金融商品取引業者(金融庁監理業者) 30 営業日
- ・ その他 15 営業日

16. その他留意事項

(1) 支店単独検査の実施

支店単独検査は、当該支店独自の問題点の検証に加え、本店等検査の際に指摘した事項の支店等における改善状況及び次回の本店等検査の参考となる事項を検証する。

(2) 合同検査及び同時検査の実施

合同検査の実施に当たっては、合同して行う証券監視委、財務局等の間で、十分調整の上行うものとする。また、同時検査の実施に当たっては、金融庁検査局との間で、十分調整の上行うものとする。

なお、講評は、本店担当主任検査官が検査対象先の責任者に対して行うことから、支店担当主任検査官は行わないものとする。

(3) 特別検査の実施

特別検査は、各種情報等を有効に活用し、金融商品市場の新たな動向や個別の取引等を端緒に、時機を失することなく機動的に実施するとの趣旨に鑑み、検査項目を絞る等効率的な検査を行うものとする。

Ⅲ 施行日

本指針は、平成 17 年 7 月 14 日を検査基準日とする検査から実施する。

(改正)

本指針は、平成 18 年 7 月 3 日から適用する。

(改正)

本指針は、平成 19 年 9 月 30 日から適用する。

(改正)

本指針は、平成 20 年 8 月 11 日から適用する。

(改正)

本指針は、平成 21 年 6 月 29 日から適用する。

(改正)

本指針は、平成 22 年 7 月 29 日から適用する。

(改正)

本指針は、平成 22 年 11 月 10 日から適用する。

(改正)

本指針は、平成 23 年 7 月 4 日から適用する。

(改正)

本指針は、平成 24 年 7 月 23 日から適用する。

(改正)

本指針は、平成 25 年 8 月 8 日から適用する。

(改正)

本指針は、平成 27 年 4 月 3 日から適用する。

IV 参考

1. 検査のイメージ図

2. 提出資料一覧

(別紙)

- ・ 様式 1 検査命令書
- ・ 様式 2 第三者非開示承諾書
- ・ 様式 3-1 検査関係情報 開示承諾申請書(経営管理会社用)
- ・ 様式 3-2 検査関係情報 開示承諾申請書(経営管理会社以外用)
- ・ 様式 4 整理票
- ・ 様式 5 質問票
- ・ 様式 6 オフサイト検査モニター用紙
- ・ 様式 7 意見申出書
- ・ 様式 8 意見申出取下書
- ・ 様式 9 検査終了通知書

※ 上記については、予告なく変更する場合がある。

・ 検査対象先

- (1) 金融商品取引業者等(金商法第 56 条の 2 第 1 項、第 194 条の 7 第 2 項第 1 号及び第 3 項)
- (2) 金融商品取引業者の主要株主等(金商法第 56 条の 2 第 2 項から第 4 項まで、第 194 条の 7 第 2 項第 1 号及び第 3 項)
- (3) 特別金融商品取引業者の子会社等(金商法第 57 条の 10 第 1 項、第 194 条の 7 第 3 項)
- (4) 指定親会社(金商法第 57 条の 23、第 194 条の 7 第 3 項)

- (5) 指定親会社の主要株主(金商法第 57 条の 26 第 2 項、第 194 条の 7 第 3 項)
- (6) 取引所取引許可業者(金商法第 60 条の 11、第 194 条の 7 第 2 項第 2 号及び第 3 項)
- (7) 特例業務届出者(金商法第 63 条第 8 項、第 194 条の 7 第 3 項)
- (8) 金融商品仲介業者(金商法第 66 条の 22、第 194 条の 7 第 2 項第 3 号及び第 3 項)
- (9) 信用格付業者(金商法第 66 条の 45 第 1 項、第 194 条の 7 第 2 項第 3 号の 2 及び第 3 項)
- (10) 認可金融商品取引業協会(金商法第 75 条、第 194 条の 7 第 2 項第 4 号及び第 3 項)
- (11) 認定金融商品取引業協会(金商法第 79 条の 4、第 194 条の 7 第 2 項第 5 号及び第 3 項)
- (12) 投資者保護基金(金商法第 79 条の 77、第 194 条の 7 第 3 項)
- (13) 株式会社金融商品取引所の対象議決権保有届出書の提出者(金商法第 103 条の 4、第 194 条の 7 第 3 項)
- (14) 株式会社金融商品取引所の主要株主(金商法第 106 条の 6、第 194 条の 7 第 3 項)
- (15) 金融商品取引所持株会社の対象議決権保有届出書の提出者(金商法第 106 条の 16、第 194 条の 7 第 3 項)
- (16) 金融商品取引所持株会社の主要株主(金商法第 106 条の 20、第 194 条の 7 第 3 項)
- (17) 金融商品取引所持株会社(金商法第 106 条の 27、第 194 条の 7 第 3 項)
- (18) 金融商品取引所(金商法第 151 条、第 194 条の 7 第 2 項第 6 号及び第 3 項)
- (19) 自主規制法人(金商法第 153 条の 4 において準用する第 151 条、第 194 条の 7 第 2 項第 6 号及び第 3 項)
- (20) 外国金融商品取引所(金商法第 155 条の 9、第 194 条の 7 第 2 項第 7 号及び第 3 項)
- (21) 金融商品取引清算機関の対象議決権保有届出書の提出者(金商法第 156 条の 5 の 4、第 194 条の 7 第 3 項)
- (22) 金融商品取引清算機関の主要株主(金商法第 156 条の 5 の 8、第 194 条の 7 第 3 項)
- (23) 金融商品取引清算機関(金商法第 156 条の 15、第 194 条の 7 第 3 項)
- (24) 外国金融商品取引清算機関(金商法第 156 条の 20 の 12、第 194 条の

7 第 3 項)

- (25) 証券金融会社(金商法第 156 条の 34、第 194 条の 7 第 3 項)
- (26) 指定紛争解決機関(金商法第 156 条の 58、第 194 条の 7 第 3 項)
- (27) 取引情報蓄積機関等(金商法第 156 条の 80、第 194 条の 7 第 3 項)
- (28) 投資信託委託会社等(投資信託及び投資法人に関する法律(以下「投信法」という。))第 22 条第 1 項、第 225 条第 3 項)
- (29) 投資法人の設立企画人等(投信法第 213 条第 1 項、第 225 条第 2 項及び第 3 項)
- (30) 投資法人(投信法第 213 条第 2 項、第 225 条第 3 項)
- (31) 投資法人の資産保管会社等(投信法第 213 条第 3 項、第 225 条第 3 項)
- (32) 投資法人の執行役員等(投信法第 213 条第 4 項、第 225 条第 3 項)
- (33) 特定譲渡人(資産の流動化に関する法律(以下「SPC 法」という。))第 209 条第 2 項において準用する第 217 条第 1 項、第 290 条第 2 項第 1 号及び第 3 項)
- (34) 特定目的会社(SPC 法第 217 条第 1 項、第 290 条第 3 項)
- (35) 特定目的信託の原委託者(SPC 法第 286 条第 1 項において準用する第 209 条第 2 項において準用する第 217 条第 1 項、第 290 条第 2 項第 2 号及び第 3 項)
- (36) 振替機関(社債、株式等の振替に関する法律第 20 条第 1 項、第 286 条第 2 項)
- (37) その他、上記(1)から(36)までに掲げる法律の規定により証券検査の対象とされている者

なお、次に掲げる者が検査対象先の場合には、犯罪収益移転防止法により証券監視委に委任された権限に基づく検査を同時に実施するものとするので留意する。

- イ. 金融商品取引業者(法令により規制対象とならない業者を除く。)、特例業務届出者(犯罪収益移転防止法第 15 条第 1 項、第 21 条第 6 項第 1 号)
- ロ. 登録金融機関(犯罪収益移転防止法第 15 条第 1 項、第 21 条第 6 項第 2 号)
- ハ. 証券金融会社、振替機関、口座管理機関(犯罪収益移転防止法第 15 条第 1 項、第 21 条第 7 項)

(注) () 書きは、検査権限及び証券監視委への委任規定。

※ IV 参考の 1 及び 2 並びに別紙の様式の掲載は省略。

取引調査に関する基本指針

I. 基本的考え方

1. 取引調査の目的等

取引調査とは、金融商品取引法（以下「金商法」という。）が定める課徴金制度において、風説の流布・偽計や相場操縦、内部者取引といった不公正取引について、金商法第 177 条の権限に基づき、事件関係人や参考人に対する質問調査や立入検査等を行うものである。

取引調査は、市場を取り巻く状況の変化に対応した機動性・戦略性の高い市場監視が求められる中、不公正取引の可能性がある場合に、迅速・効率的に実施することにより、違反行為を抑止し、もって市場の公正性・透明性の確保を図り、投資者を保護することを目的とする。

2. 取引調査に携わる職員の心構え

取引調査に携わる職員（以下「調査官」という。）は、取引調査（以下「調査」という。）の目的を意識しつつ、以下の心構えを持って業務を遂行するものとする。

（１）証券取引等監視委員会の使命

調査官は、証券取引等監視委員会（以下「証券監視委」という。）が、市場の公正性・透明性を確保し、投資者を保護することを使命としていることを常に自覚し、調査を実施するように努めなければならない。

（２）綱紀・品位・秘密の保持

調査官は、国民の信用・信頼を確保するため、常に綱紀・品位の保持に努めるとともに、業務の遂行に当たって知り得た秘密を漏らしてはならない。

（３）適正な手続の遵守

調査官は、金商法の規定及び課徴金制度の趣旨を十分に理解した上で、私企業又は個人に対して法令上の権限を行使する立場にあることを自覚し、常に適正な手続に基づいてその権限を行使しなければならない。

（４）効率的・効果的な調査による事案の解明

調査官は、常に穏健、冷静な態度を保ち、相手方の説明及び答弁を慎重かつ十分に聴取するとともに、創意工夫を通じて、効率的・効果的な調査を行い、事案の実態を解明するように努めなければならない。

（５）自己研鑽と能力の発揮

調査官は、金融・証券に係る法令・諸規制等を正しく理解し、新たな金融商品、取引手法等の習得に努めるとともに、金融・証券市場等の動向に広く目を向け、常に自己研鑽に努めなければならない。また、全ての調査官が、持てる能力を最大限発揮して業務を遂行するように努めなければならない。

Ⅱ．取引調査の実施手続等

1．調査の実施

金商法第 173 条、第 174 条、第 174 条の 2、第 174 条の 3、第 175 条又は第 175 条の 2 に定められる違反行為が疑われる取引（以下「事案」という。）について、事実を解明するために調査を行う。

2．調査対象者等に対する立入検査又は質問調査の実施

立入検査又は質問調査を行うに当たっては、対象者・法人等（以下「対象先」という。）に配慮し、効率的・効果的なものとするよう努めるものとする。

（１）立入検査

① 証票の提示及び説明

立入検査（以下「検査」という。）を行うに際しては、調査官は、証票を携帯し、検査着手時には対象先に対して証票を提示し、自らが証券監視委の職員であることを伝えたとともに、以下の事項について説明し、協力を得て行うものとする。

イ 検査の権限（金商法第 177 条）及び目的

ロ 検査の事実及び内容にかかる情報を適切に管理すること

② 留意事項等

検査を行うに際して、調査官は以下の事項に十分に留意するものとする。

イ 検査の権限は金商法第 177 条を根拠とし、検査は対象とする物件又は場所の所有者若しくは管理者の同意を得たうえで行うものとする。

ロ 対象先の資料等を閲覧するに当たっては、対象先（対象先が法人等の団体である場合は当該資料等の管理者等）を立ち会わせるものとする。

ハ 対象先の状況等を踏まえ、対象先の業務遂行等への支障が最小限となるよう配慮するものとする。なお、法人等の就業時間内に実施することを原則とする。

ニ 閲覧や提出を求める資料等は予め、その必要性について十分に検証を行い、必要最小限のものとする。

ホ 検査で求めた資料等の個人情報や機密性等に配慮し、紛失、置き忘れ、第三者が閲覧可能な状況にするといったことがないよう留意するものとする。

③ 資料等の借用

的確かつ効率的な実態把握のために必要な場合、調査官は、物件の所有者又は管理者の同意を得たうえで、資料等を一時的に借り受けるものとする。その際には、借用書を交付し、借り受けた資料等については、紛失・毀損することがないように適切な管理を行うとともに、早期の返却に努めるものとする。

（２）質問調査

① 証票の提示及び説明

質問調査を行うに際しては、調査官は、証票を携帯し、質問調査着手時には対象

者に対して証票を提示し、自らが証券監視委の職員であることを伝えけるとともに、以下の事項について説明し、協力を得て行うものとする。

イ 質問調査の権限（金商法第177条）及び目的

ロ 質問調査の事実及び内容にかかる情報を適切に管理すること

② 留意事項等

質問調査を行うに際して、調査官は以下の事項に十分に留意するものとする。

イ 質問調査の権限は金商法第177条を根拠とし、質問調査は対象者の同意を得たうえで行うものとする。

ロ 法令違反が疑われる事項については、対象者に対して十分な説明を求め、対象者の意見又は主張についても十分に聴取するものとする。

ハ 質問調査で知り得た内容については秘密として厳守する。

ニ 質問調書を作成した場合は、供述人に調書の内容を読み聞かせ、又は閲覧させて誤りがないかを問い、供述人が調書の修正を申し立てたときは、必要な修正を加え、あらためて供述人に内容の確認を求めるものとする。

ホ 質問調査は、公務所等、調査内容の秘密が保たれる場所において行うものとする。

ヘ 対象先の状況等を踏まえ、対象先の業務遂行等への支障が最小限となるよう配慮する。なお、法人等の就業時間内に実施することを原則とする。

ト 質問調査が長時間となる場合は、対象者の休憩時間を適切に確保するものとする。

3. 調査対象先からの申入れ等

対象先からの調査に関する申入れ等について、慎重な取扱いが必要であると判断した場合には、主任証券調査官等は、速やかに統括調査官又は証券調査指導官にその旨を報告し、指示を受けるものとする。

4. 問題発生時の対応

主任証券調査官等は、調査の拒否、妨害、忌避、その他重大な事故等により、調査の実施が困難な状況になったときは、法令に基づく調査であることをあらためて説明するとともに、経緯及び事実関係を詳細に記録し、直ちに統括調査官又は証券調査指導官に報告し、指示を受けるものとする。報告を受けた統括調査官又は証券調査指導官は、速やかに取引調査課長に報告し、その対応について協議するものとする。

5. 災害発生時の対応

調査中に予期せぬ災害が発生し、対象者又は調査官の生命・身体に危害が及ぶ可能性がある場合には、調査官は調査を中断し、直ちに取引調査課長又は統括調査官にその旨を報告し、指示を受けるとともに、対象者及び自らの生命・身体の安全の確保と書類等の滅失・情報漏洩の防止に努めるものとする。

Ⅲ. 勧告

調査の結果、金商法に定められる違反行為が認められた場合は、法令等違反の事実関係並びに内閣総理大臣及び金融庁長官に対して課徴金納付命令を行うことを勧告する旨を記載した勧告書(案)を作成し、証券監視委に付議するものとする。付議の結果、議決された場合には、証券監視委事務局から金融庁に対して勧告書を交付するものとする。

Ⅳ. 公表

勧告を行った際は、原則として記者レクを行い、勧告事案の概要を公表する。また、記者レク後の同日に証券監視委ウェブサイトにおいても勧告事案の概要を掲載、公表を行う。

Ⅴ. 情報管理

1. 情報管理上の留意点

調査官は、調査で得られた情報を、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律等の法令、一般的な行政文書の管理に関する規定等に即して、適切に管理する。その際、特に以下の点に配慮する。

- イ 調査の実施により知り得た秘密を漏らしてはならない。
- ロ 調査に関する情報は、不公正取引の抑止及び投資者の保護という目的以外には使用してはならない（ただし、法令上の正当行為に該当する際の使用を除く。）。
- ハ とりわけ、対象先の秘密事項及びプライバシー等に係る情報の取扱いについては、細心の注意を払う。

2. 主任文書管理者等による実態把握等

主任文書管理者等及び主任証券調査官等は、調査官が上記の点を含め、適切に情報を管理しているかを把握し、必要に応じて、適切な措置を講ずる。

（注）主任文書管理者等とは、金融庁行政文書管理規則で定める主任文書管理者、文書管理者をいう。

Ⅵ. 関係課との連携

市場監視機能の維持・強化のため、証券監視委内の関係課との緊密な連携と情報共有に努める。

Ⅶ. 施行日

本基本指針は平成 25 年 8 月 30 日から施行する。

（改正）

本基本指針は平成 26 年 4 月 1 日から適用する。

開示検査に関する基本指針

I 基本的考え方

1. 開示検査の基本的考え方

金融商品取引法（以下「金商法」という。）における開示制度とは、有価証券の発行・流通市場において、投資者が十分に投資判断を行うことができるような資料を提供するため、有価証券届出書をはじめとする各種開示書類の提出を有価証券の発行者等に義務付け、これらを公衆縦覧に供することにより、有価証券の発行者の事業内容、財務内容等を正確、迅速かつ公平に開示し、もって証券市場の機能の十全な発揮と、投資者保護を図ろうとする制度である。

金商法第 26 条その他の法令に基づき実施する開示検査等に携わる調査官は、このような制度の趣旨を踏まえ、

- ① 正確な企業情報が迅速かつ公平に市場に提供されるようにすること
- ② 開示規制の違反行為を適切に抑止すること

を目的として開示検査等を行わなければならない。有価証券の発行者等に法令違反等が認められる場合には、その法令違反等の事実関係並びに課徴金納付命令その他の措置の内閣総理大臣及び金融庁長官への勧告について、証券取引等監視委員会（以下「証券監視委」という。）に付議する。こうした活動を通じて、証券監視委の使命である市場の公正性・透明性の確保と投資者保護の実現に資するよう努めるものとする。

2. 調査官の心構え

調査官は、上記開示制度の趣旨と開示検査等の目的を意識しつつ、以下の心構えを持って業務を遂行するものとする。

（１）綱紀・品位・秘密の保持

調査官は、開示検査行政の担い手として、国民の信用・信頼を確保するため、常に綱紀・品位の保持に努めるとともに、業務の遂行に当たって知り得た秘密を漏らしてはならない。

（２）適正な手続の遵守

調査官は、報告の徴取及び検査等において、金商法の規定及び課徴金制度の趣旨を十分に理解した上で、私企業等又は個人に対して法令上の権限を行使する立場にあることを自覚し、常に適正な手続に基づいてその権限を行使しなければならない。

（３）効率的・効果的な事案の解明

調査官は、不断に必要な情報の収集・分析に努め、また検査対象先と接する際には、常に穏健、冷静な態度を保ち、相手方の説明を慎重に聴取するとともに、有益な資料を確保すること等、効率的・効果的に事案の実態を解明するよう努めなければならない。

(4) 自己研鑽と能力の発揮

調査官は、金融・証券・会計等に係る法令・諸規則等を正しく理解するとともに、金融・証券市場や会計実務等の動向に広く目を向け、常に自己研鑽に努めなければならない。また、全ての調査官が、持てる能力を最大限発揮して業務を遂行するように努めなければならない。

Ⅱ 開示検査等の実施手続等

検査対象先に対する報告の徴取及び検査等は、法令に定められた正当な権限の行使であるが、検査対象先に大きな負担等をもたらすおそれがあり、検査対象先の理解と協力があってはじめて実施できるものである。このため、手続の透明性及び検査対象先の予見可能性を高め、調査に当たって検査対象先の協力を促すことで、より円滑かつ効果的な調査が実施されることをねらいとして、以下に、開示検査等の実施に際して、その基本となる上場企業に対する標準的な実施手続等を示す。

なお、本基本指針で定める実施手続等は、機械的・画一的な運用に陥らないよう配慮する必要があるとともに、開示検査等の状況等により、主任証券調査官と開示検査課長との間で協議等のうえ、機動的な対応を行うことを妨げない。

1. 実施手続

1-1. 情報収集・分析

調査官は、有価証券の発行者が提出した各種開示書類、関係政府機関等が把握した情報、一般投資家等から証券監視委に寄せられた情報や公益通報者保護法に基づく公益通報を通じて提供された情報等を幅広く収集するとともに平素から蓄積し、培ってきた知識や手法等を用いて様々な角度から分析し、開示検査を実施する必要性について検討する。

(注) 有価証券の発行者より過年度決算の訂正に係る適時開示が行われた場合や開示書類の訂正報告書が提出された場合等には、必要に応じて、当該発行者に対してヒアリング等を実施する。

1-2. 開示検査

(1) 報告又は資料の徴取

調査官は、有価証券の発行者が提出した又は提出すべき開示書類の記載内

容等に関する的確な実態把握及びその適切性の検証を行う観点から、当該発行者その他参考人等の検査対象先に対して、報告又は資料を徴取することができる。

資料等を求めるに当たっては、検査遂行に支障が生じない限り、原則として検査対象先の既存資料等を活用することとし、また、電子媒体による受渡し又は提出を認めるなど、検査対象先の事務負担に留意する。

検査対象先の担当者等が、合理的な理由なく資料等の提出を遅延していると認められる等の場合は、主任証券調査官は、この旨を検査対象先の役員その他の責任者に告げ、改善を求める。

(2) 立入検査

調査官は、有価証券の発行者が提出した又は提出すべき開示書類の記載内容等に関する的確な実態把握及びその適切性の検証を効果的に行うため、開示検査課長の承認を得て、当該発行者その他参考人等の検査対象先に対して立入検査を行うことができる。

調査官は、立入検査の実施に際しては次の点に留意し、特に慎重に行うものとする。

① 予告

検査の効率性の観点から、原則として、検査対象先に対して立入開始前に予告を行う。ただし、実効性のある実態把握の確保の観点から、必要と認める場合には、無予告で立入検査を実施することができる。

② 証票等の提示及び説明事項

調査官は、立入検査の開始に際しては、検査対象先の役員その他の責任者に対して、証票及び法令の規定に基づき報告を求める旨の書面を提示するとともに、原則として、以下の事項について説明を行うものとする。

- イ. 検査の権限、目的及び主な検証範囲
- ロ. 検査への協力依頼
- ハ. 検査関係情報の適切な情報管理を行うこと
- ニ. 必要な提出資料の提示
- ホ. その他必要な事項

③ 現物検査

調査官は、検査対象先の役職員が現に業務を行っている事務室、資料保管場所等に直接赴き、原資料等を適宜抽出・閲覧する必要があると判断した場合には、次の点に留意の上、現物検査を行うものとする。

- イ. 検査対象先の責任者等 1 名以上を立ち合わせ、的確かつ迅速に行うとともに書類の紛失等の事故がないように留意する。

ロ. 検査対象先の役職員から私物である旨の申出があった場合であっても、的確な実態把握のため必要な場合、相手方の了解を得て現物検査を実施するよう努める。

④ その他の留意事項

イ. 検査対象先からの申出による立入検査への第三者立会いについては、検査の円滑な実施に支障がないと主任証券調査官が判断する場合を除き、これを認めない。

ロ. 調査官は、的確かつ効率的な実態把握のため必要な場合、資料等の現物を借り受けるものとする。その際、借用書を交付するものとし、借り受けた資料等については、適切な管理を行うとともに、早期の返却に努める。

(3) 証拠の収集・保全と的確な事実認定

① 調査官は、開示検査の過程において、開示書類の重要な事項につき虚偽の記載等の法令違反が疑われる事項を把握した場合には、必要な証拠の収集・保全を行った上で、検査対象先にその事項について十分な説明を求め、その意見又は主張を十分聴取して内容等を整理し、的確な事実認定を行う。なお、調査官は、開示検査の必要に応じ、検査対象先の監査人（公認会計士又は監査法人をいう。以下同じ。）の意見等を聴取する。

② 検査対象先が、不適正な会計処理等の疑義について、検査対象先と利害関係のない外部の専門家によって構成される委員会（以下「外部調査委員会」という。）を設置して調査を実施した場合は、その調査資料や調査結果等を開示検査の事実認定において判断材料とすることができる。ただし、外部調査委員会の独立性、中立性、専門性及び調査手法の有用性・客観性を十分検証した上で、合理性が認められた場合に限る。

③ 法令違反が疑われる事項がある開示書類について訂正報告書等が提出されていない場合は、訂正報告書等の自発的提出の必要性に関する検査対象先の意見又は主張を十分聴取する。訂正報告書等が自発的に提出された場合は、提出に至った経緯や訂正内容の妥当性等を検証する。

(4) その他の留意事項

① 証票の携帯及び提示

調査官は、その身分を示す証票を携帯し、検査を実施するに当たっては検査対象先に提示しなければならない。

② 検査対象先の業務等への配慮

- イ. 調査官は、銀行等金融機関、監査人、情報提供者、検査対象先の取引先等の参考人や公務所等に対して報告又は資料の徴取及び立入検査を実施するに当たっては、その必要性を十分検討する。
- ロ. 検査対象先の役職員等に対し、質問調査を行う場合又は資料等の提出を求める場合には、検査対象先の就業時間内に行うことを原則とする。
- ハ. 調査官は、開示検査による的確かつ効率的な実態把握や検査対象先の担当者等の事務負担の軽減の観点を考慮し、資料等の提出範囲・方法について適時・適切な見直しに努める。

③ 検査対象先からの申入れ等

主任証券調査官は、検査対象先からの立入検査等に関する申入れ等について、慎重な取扱いが必要であると判断した場合には、速やかに統括調査官又は総括証券調査官にその旨を報告し、指示を受けるものとする。

④ 問題発生時の対応

主任証券調査官は、報告若しくは資料の不提出、虚偽の報告若しくは資料の提出、検査拒否、検査妨害又は検査忌避に該当するおそれがある行為が見出された場合には、相手方の説得に努めるとともに事実関係を詳細に記録した上で、速やかに統括調査官又は総括証券調査官にその旨を報告し、指示を受けるものとする。

⑤ 災害発生時等の対応

主任証券調査官は、災害発生により検査対象先が被災した場合は検査を休止し、直ちに統括調査官又は総括証券調査官にその旨を報告するとともに、検査対象先の職員等の生命・身体の安全の確保に配慮し、書類等の滅失・情報漏洩の防止に努めるものとする。

⑥ 開示検査の中止

主任証券調査官は、災害・システム障害等の特別な事情や、開示書類の記載内容等に関する適切な実態把握が著しく困難なときその他の検査の継続が困難になった場合には、検査全体の効率性を考慮して開示検査を中止することができる。

1－3. 開示検査等の終了

(1) 勧告

開示検査等の結果、開示書類の重要な事項につき虚偽の記載等の法令違反が認められる場合には、法令違反等の事実関係並びに内閣総理大臣及び金融庁長官に対して課徴金納付命令その他の措置を行うことを勧告する旨を記載した勧告書（案）を作成し、証券監視委に付議するものとする。

勧告書（案）が証券監視委において議決された場合は、証券監視委事務局から金融庁に対して勧告書を交付するものとする。

（２）検査終了通知書の交付

開示書類の提出者に対して報告の徴取及び検査を行った場合で、内閣総理大臣及び金融庁長官に対して課徴金納付命令等の勧告を行わない場合は、証券監視委の議決後速やかに証券監視委名において、検査対象先の責任者に対して検査終了通知書を交付するものとする。

（注）開示検査を中止した場合は、検査終了通知書の交付を行わないものとする。

（３）検査結果の公表

証券監視委の事務運営の透明性を確保し、公正な事務執行を図るとともに、投資者保護に資するため、開示検査等の結果、証券監視委が課徴金納付命令等の勧告を行った事案については、検査終了後、証券監視委のウェブサイト上等で勧告の概要等を公表するものとする。

2. 情報管理

（１）検査等情報管理上の留意点

調査官は、開示検査等に関する情報を、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律等の法令、一般的な行政文書の管理に関する規定等に即して、適切に管理する。その際、特に、以下の点に配慮する。

イ. 開示検査等の実施により知った秘密を漏らしてはならない。

ロ. 開示検査等に関する情報は、適正な開示の確保及び開示規制違反の抑止という目的以外には使用してはならない（ただし、法令上の正当行為に該当する際の使用を除く。）。

ハ. とりわけ、検査対象先の秘密事項等に係る情報の取扱いについては、細心の注意を払う。

（２）主任文書管理者等による実態把握等

主任文書管理者等及び主任証券調査官は、調査官が上記の点を含め、適切に情報を管理しているかを把握し、必要に応じて、適切な措置を講ずる。

（注）主任文書管理者等とは、金融庁行政文書管理規則で定める主任文書管理者、文書管理者をいう。

（３）検査関係情報の取扱い

主任証券調査官は、立入検査着手時に検査対象先の責任者に対して、検査関係情報（開示検査中の調査官からの質問、指摘、要請その他調査官と検査対象先の役職員等とのやりとりの内容及び検査終了通知書をいう。以下同

じ)には開示検査の端緒や具体的な検査手法に関わる情報、開示検査の過程で第三者から入手した保秘性の高い情報が含まれていることから、検査関係情報につき適切な情報管理を行わなければならない旨を説明し、この旨の承諾を得るものとする。

3. 関係部局等との連携

- (1) 金融庁及び財務局（福岡財務支局及び沖縄総合事務局を含む。）との間において、有価証券の発行者による適切な開示を確保する観点から、適切な連携を図るものとする。
- (2) 公認会計士・監査審査会事務局との間において、公認会計士・監査審査会、証券監視委のそれぞれの独立性を尊重しつつ、適切な連携を図るものとする。
- (3) 金融商品取引所との間において、市場の公正性及び透明性を確保する観点から、適切な連携を図るものとする。

Ⅲ その他

1. 金商法上の関連規定

金商法第 27 条の 22 第 1 項に基づく公開買付者等に対する報告・資料の徴取及び検査、同法第 27 条の 22 の 2 第 2 項により準用される同法第 27 条の 22 第 1 項に基づく公開買付者等に対する報告・資料の徴取及び検査、同条第 2 項に基づく意見表明報告書の提出者等に対する報告・資料の徴取及び検査、同法第 27 条の 30 第 1 項に基づく大量保有報告書の提出者等に対する報告・資料の徴取及び検査、同条第 2 項に基づく大量保有報告書に係る株券等の発行者である会社等に対する報告・資料の徴取、同法第 27 条の 35 に基づく特定情報の提供者等に対する報告・資料の徴取及び検査、同法第 177 条に基づく調査（金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成 24 年法律第 86 号）の施行後）並びに金商法第 193 条の 2 第 6 項に基づく監査人に対する報告・資料の徴取に当たっては、本指針に示された基本的な考え方を踏まえつつ、事案の実態に即して検査を実施するものとする。

2. 施行日

本基本指針は、平成 25 年 8 月 30 日から施行する。

3 証券監視委の活動実績等
3-1 証券監視委の活動状況

総 括 表

単位:件数

区 分 \ 年 度	4～22	23	24	25	26	27	合 計
犯則事件の告発	142	15	7	3	6	8	181
勸 告	597	45	62	70	66	59	899
証券検査結果等に基づく勧告	426	16	20	18	16	18	514
課徴金納付命令に関する勧告 (不公正取引)	118	18	32	42	42	35	287
課徴金納付命令に関する勧告 (開示書類の虚偽記載等)	51	11	9	9	8	6	94
訂正報告書等の提出命令に関する 勧告	2	0	1	1	0	0	4
適格機関投資家等特例業務届出者等に 対する検査結果等の公表	1	0	13	11	17	17	59
無登録業者・無届募集等に対する裁判所 への禁止命令等の申立て	2	3	1	2	6	3	17
建 議	21	1	1	0	1	0	24
証 券 検 査	2,508	202	214	271	266	185	3,646
金融商品取引業者	2,159	148	153	222	206	128	3,016
第一種金融商品取引業者	1,846	85	57	69	77	61	2,195
第二種金融商品取引業者	30	14	20	108	72	32	276
投資運用業者、 投資助言・代理業者	283	49	76	45	57	35	545
登録金融機関	275	32	28	9	1	1	346
適格機関投資家等特例業務 届出者	3	6	21	23	31	30	114
金融商品仲介業者	5	9	9	8	18	19	68
信用格付業者	0	4	3	0	2	0	9
自主規制機関等	23	0	0	3	3	3	32
投資法人	40	2	0	3	2	1	48
その他	3	1	0	3	3	3	13
取引審査	9,706	913	973	1,043	1,084	1,097	14,816

(注)

1. 証券検査の計数は、着手ベースの実施件数である。
2. 上記の第一種金融商品取引業者(旧国内証券会社)に対する検査のほか、財務局等において委員会担当第一種金融商品取引業者(旧国内証券会社)の支店単独検査を実施している。
3. 18年度以前は、「投資運用業者」は「旧投資信託委託業者」、「投資助言・代理業者」は「旧投資顧問業者」である。
4. 24年度及び26年度における適格機関投資家等特例業務届出者等に対する検査結果等の公表件数には、金融商品取引法第187条に基づく調査結果の公表がそれぞれ1件含まれている。

3-2 市場分析審査実施状況

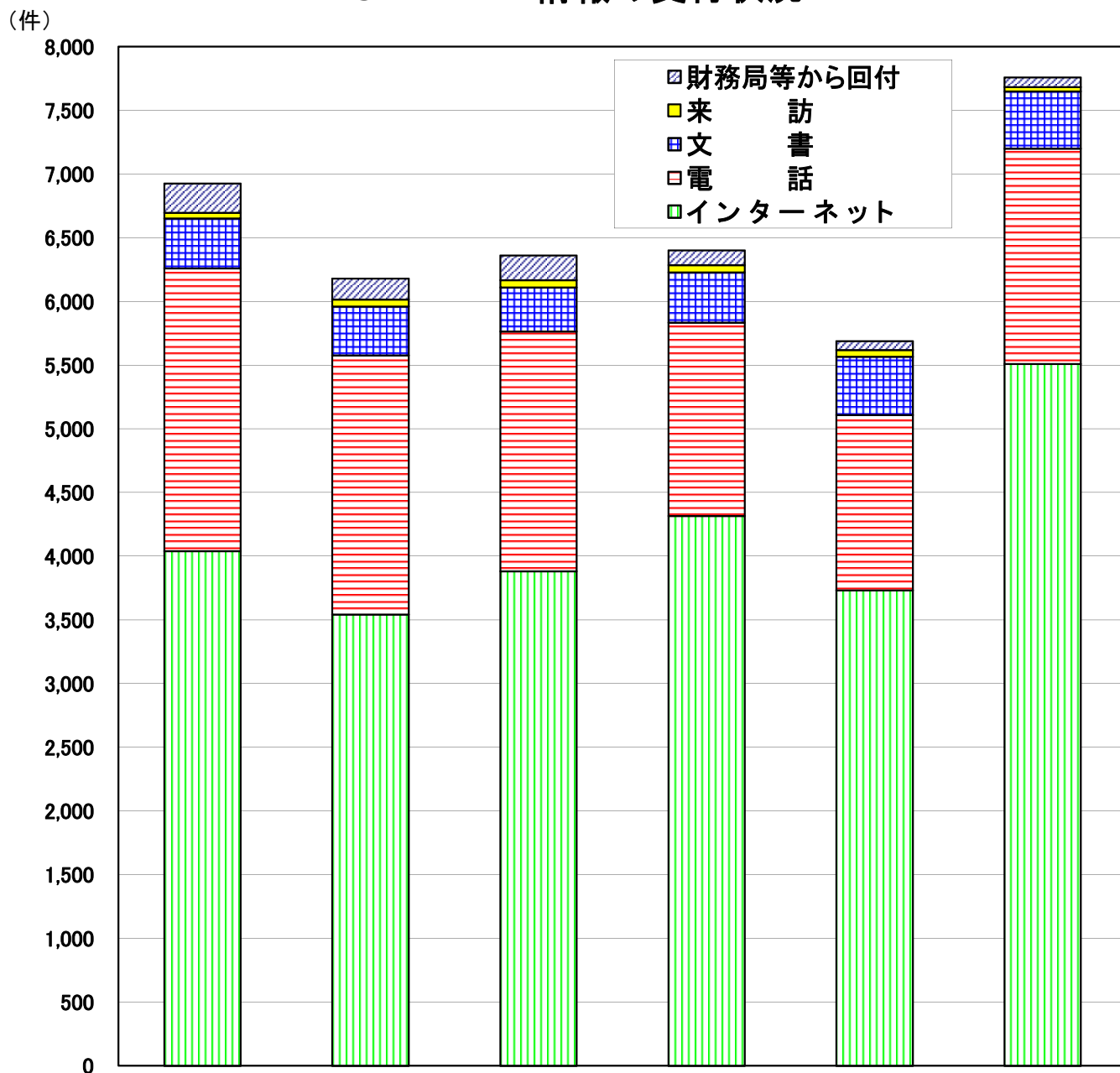
1 取引審査実施状況

(単位：件)

区 分 \ 年 度	23	24	25	26	27
価格形成に関するもの	73	84	86	94	95
内部者取引に関するもの	819	875	943	978	992
そ の 他	21	14	14	12	10
合 計	913	973	1,043	1,084	1,097
(証券監視委)	396	400	410	447	481
(財務局等)	517	573	633	637	616

(注) 「会計年度ベース」 4月～翌年3月。

3-2-2 情報の受付状況



年度 区分	22	23	24	25	26	27
合 計	6,927	6,179	6,362	6,401	5,688	7,758
うち年金運用ホットライン	-	-	23	18	9	1
インターネット	4,040	3,543	3,881	4,316	3,733	5,510
電 話	2,219	2,033	1,883	1,518	1,375	1,689
文 書	393	385	346	395	458	451
来 訪	45	54	57	56	54	32
財務局等から回付	230	164	195	116	68	76

(注) 年金運用ホットラインは、平成24年4月に運用開始

3-2-3 情報の内容別受付状況

(単位:件)

区 分	22	23	24	25	26	27
A. 個別銘柄						
a. 取引規制						
1. 風説の流布・偽計	608	813	990	401	544	80
2. 相場操縦	2,468	1,995	2,297	2,735	2,400	3,147
3. インサイダー取引	463	327	252	279	364	283
0. その他	58	80	201	615	580	1,917
b. 開示						
1. 大量保有報告書の虚偽記載	5	6	4	0	2	5
2. 大量保有報告書の未提出	34	6	7	9	11	6
0. その他	4	0	0	1	3	10
(小 計)	3,640	3,227	3,751	4,040	3,904	5,448
B. 発行体						
a. 法定開示						
1. 無届募集	29	19	21	3	1	8
2. ファイナンス	64	20	15	17	49	13
3. 有価証券報告書等の虚偽記載	141	136	110	224	161	191
4. 有価証券報告書等の未提出	25	27	21	16	6	2
5. 内部統制報告	5	10	0	0	0	1
6. 無届公開買付	3	1	0	1	0	0
0. その他	38	32	17	12	8	31
b. 協会・取引所ルール						
1. 適時開示	62	22	51	34	38	47
0. その他	3	5	6	1	3	5
c. その他						
1. ガバナンス等	17	19	8	10	39	38
0. その他	210	149	187	84	105	105
(小 計)	597	440	436	402	410	441
C. 金融商品取引業者等						
a. 禁止行為等						
1. 断定的判断を提供した勧誘	16	18	19	9	21	202
2. 無断売買	17	19	22	16	11	36
3. 損失保証・補てん	3	6	3	2	12	4
4. 虚偽告知	-	-	-	-	0	0
5. 無登録での募集・私募の取扱い	-	-	-	-	0	0
0. その他法令違反	101	135	162	100	89	58
b. 業務の運営状況						
1. 顧客の知識等に照らした不当な勧誘	79	55	11	7	10	0
2. システム関連	219	76	37	102	31	38
3. 投資運用関連	-	-	-	-	16	3
0. その他営業姿勢に関するもの	626	443	319	371	303	564
c. 経理						
1. 法定帳簿に関する不正	22	32	13	19	20	0
2. 財務の健全性・リスク管理	21	5	5	5	13	2
d. 協会・取引所ルール						
1. 自主ルール違反	3	19	10	12	16	6
e. その他						
0. その他	35	70	189	264	110	119
(小 計)	1,142	878	790	907	652	1,032
D. その他						
a. 意見・要望等						
1. 委員会に対する意見等	77	362	296	171	72	113
2. 証券行政・政策に対する意見等	97	79	76	61	48	61
b. その他						
1. 無登録業者	258	277	192	242	278	306
2. 未公開株	732	559	376	77	46	15
3. 適格機関投資家等特例業者等	70	46	58	82	41	44
0. その他	314	311	387	419	237	298
(小 計)	1,548	1,634	1,385	1,052	722	837
合 計	6,927	6,179	6,362	6,401	5,688	7,758

(注1) 情報区分「Ca4」「Ca5」「Cb3」は、平成26年4月に新設した区分

(注2) 平成27年度の「Aa1」は、推測などによるネット掲示板等への投稿に係る情報を「Aa0」に区分変更

3-3 証券検査実施状況

1 検査実施状況一覧表

(単位：件数)

区 分	23年 4 月 ～24年 3 月	24年 4 月 ～25年 3 月	25年 4 月 ～26年 3 月	26年 4 月 ～27年 3 月	27年 4 月 ～28年 3 月
合 計	202	214	271	266	185
(証 券 監 視 委)	(38)	(48)	(48)	(54)	(37)
(財 務 局 長 等)	(164)	(166)	(223)	(212)	(148)
金 融 商 品 取 引 業 者	148	153	222	206	128
(証 券 監 視 委)	(23)	(34)	(33)	(32)	(21)
(財 務 局 長 等)	(125)	(119)	(189)	(174)	(107)
第一種金融商品取引業者	85	57	69	77	61
(証 券 監 視 委)	(17)	(11)	(16)	(12)	(13)
(財 務 局 長 等)	(68)	(46)	(53)	(65)	(48)
第二種金融商品取引業者	14	20	108	72	32
(証 券 監 視 委)	(0)	(1)	(9)	(8)	(4)
(財 務 局 長 等)	(14)	(19)	(99)	(64)	(28)
投資助言・代理業者	40	40	29	42	28
(証 券 監 視 委)	(0)	(2)	(2)	(1)	(1)
(財 務 局 長 等)	(40)	(38)	(27)	(41)	(27)
投 資 運 用 業 者	9	36	16	15	7
(証 券 監 視 委)	(6)	(20)	(6)	(11)	(3)
(財 務 局 長 等)	(3)	(16)	(10)	(4)	(4)
登 録 金 融 機 関	32	28	9	1	1
(証 券 監 視 委)	(4)	(0)	(1)	(0)	(0)
(財 務 局 長 等)	(28)	(28)	(8)	(1)	(1)
適格機関投資家等特例業務届出者	6	21	23	31	30
(証 券 監 視 委)	(4)	(10)	(5)	(12)	(9)
(財 務 局 長 等)	(2)	(11)	(18)	(19)	(21)
金 融 商 品 仲 介 業 者	9	9	8	18	19
(証 券 監 視 委)	(0)	(1)	(0)	(0)	(0)
(財 務 局 長 等)	(9)	(8)	(8)	(18)	(19)
信 用 格 付 業 者	4	3	0	2	0
(証 券 監 視 委)	(4)	(3)	(0)	(2)	(0)
(財 務 局 長 等)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
自 主 規 制 機 関 等	0	0	3	3	3
(証 券 監 視 委)	(0)	(0)	(3)	(3)	(3)
(財 務 局 長 等)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
投 資 法 人	2	0	3	2	1
(証 券 監 視 委)	(2)	(0)	(3)	(2)	(1)
(財 務 局 長 等)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
そ の 他	1	0	3	3	3
(証 券 監 視 委)	(1)	(0)	(3)	(3)	(3)
(財 務 局 長 等)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)

3-3-2 1 検査対象当たりの平均延べ検査投入人員

(単位：人・日)

区 分		23年 4 月 ～24年 3 月	24年 4 月 ～25年 3 月	25年 4 月 ～26年 3 月	26年 4 月 ～27年 3 月	27年 4 月 ～28年 3 月
金融 商品 取引 業者	第一種金融商品取引業者	84	104	128	112	141
	第二種金融商品取引業者	36	42	19	39	28
	投資助言・代理業者	22	25	37	29	29
	投資運用業者	84	173	168	144	108
登録金融機関		56	35	33	38	0
適格機関投資家等特例業務届出者		57	32	50	58	66
金融商品仲介業者		11	11	23	15	19
信用格付業者		114	204	0	0	0
自主規制機関等		0	0	50	0	0
そ の 他		0	0	91	394	28

(注) 検査年度中に検査に着手し、終了したものについて、臨店期間分を算出したものである。

3-3-3 検査結果の状況

(1) 検査終了件数

(単位：件数)

区 分	23年4月 ～24年3月	24年4月 ～25年3月	25年4月 ～26年3月	26年4月 ～27年3月	27年4月 ～28年3月
検 査 終 了 件 数	186	170	283	277	191
金融商品取引業者	141	112	230	232	128
第一種金融商品取引業者	90	50	63	86	58
第二種金融商品取引業者	12	18	81	94	33
投資助言・代理業者	32	38	40	38	31
投資運用業者	7	6	46	14	6
登 録 金 融 機 関	27	31	14	1	0
適格機関投資家等特例業務届出者	5	14	22	24	35
金 融 商 品 仲 介 業 者	9	6	10	16	18
信 用 格 付 業 者	2	5	0	0	2
自 主 規 制 機 関 等	0	0	3	0	3
投 資 法 人	2	1	3	1	2
そ の 他	0	1	1	3	3

(2) 問題点が認められた業者等の数

区 分	23年4月 ～24年3月	24年4月 ～25年3月	25年4月 ～26年3月	26年4月 ～27年3月	27年4月 ～28年3月
問題点が認められた業者等の数	87	102	118	105	72
不公正取引に関するもの	7	6	5	7	3
投資者保護に関するもの	46	52	65	71	54
財産・経理等に関するもの	31	11	9	19	7
その他業務運営に関するもの	58	71	69	52	32

(注1) 「問題点が認められた業者等の数」とは、検査終了通知書において問題点を指摘した会社等の数をいう。

(注2) 「不公正取引に関するもの」、「投資者保護に関するもの」、「財産・経理等に関するもの」及び「その他業務運営に関するもの」は、各項目で問題点が認められた業者等の数をいう。したがって、各項目で重複する会社等があるため、各項目の合計と「問題点が認められた業者等の数」の数値とは一致しない。

３－３－４ オンサイト・オフサイト一体でのモニタリングの実施状況

(平成 28 年 3 月 31 日現在)

担当	区分	被 検 査 法 人
委員会	金商業者 (一種業)	野 村 證 券
		野 村 フ ァ イ ナ ン シ ャ ル ・ プ ロ ダ ク ツ ・ サ ー ビ シ ズ
		大 和 証 券
	その他	野 村 ホ ー ル デ ィ ン グ ス
		大 和 証 券 グ ル ー プ 本 社

(注) オンサイト・オフサイト一体でのモニタリングとは、大規模証券会社グループ等について、フォワードルッキングな観点から内部管理態勢等の適切性や、経営管理態勢・リスク管理態勢の適切性に重点を置いた検証を行うものをいう。

3-3-5 平成27年度に検査が終了した法人等一覧

担 当	区 分		被 検 査 法 人	検査着手日	臨店終了日	検査終了 通知日	備考
委員会	金 商 業 者						
		一 種 業	1 野村証券	H26.10.7	H27.6.30	H27.9.7	◇
			2 野村ファイナンシャル・プロダクツ・サービス	H26.10.7	H27.6.30	H27.9.7	◇
			3 大和証券	H26.10.7	H27.6.30	H27.12.14	◇
			4 カブドットコム証券	H27.1.14	H27.2.20	H27.5.15	○
			5 BNPパリバ証券	H27.1.19	H27.2.27	H27.6.2	—
			1 ドイツ証券	H27.5.19	H27.6.26	H27.12.8	○
			2 マツコーリー・キャピタル・セキュリティーズ・ジャパン・リミテッド(東京支店)	H27.5.25	H27.6.19	H27.9.28	—
			3 SBI証券	H27.6.10	H27.7.7	H27.9.4	—
			4 AIP証券	H27.9.7	H27.12.16	H28.3.18	—
			5 プレミア証券	H27.9.7	H27.10.16	H28.3.18	○
			6 東岳証券	H27.9.8	H27.10.16	H28.3.18	○
			7 アーツ証券	H27.10.19	H28.1.22	H28.1.29	○
		二 種 業	1 トーセイ	H27.3.9	H27.4.10	H27.6.17	—
			1 東急不動産	H27.5.19	H27.6.12	H27.8.7	—
		助 言	1 ダヴィンチ・アドバイザーズ	H27.3.23	H27.4.10	H27.6.1	—
		運 用	1 三井住友アセットマネジメント	H27.3.9	H27.4.10	H27.6.30	—
			2 ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ	H27.3.9	H27.4.7	H27.6.5	—
			3 トーセイ・アセット・アドバイザーズ	H27.3.9	H27.4.10	H27.6.17	—
			1 東急不動産コンフォリア投信	H27.5.19	H27.6.12	H27.8.7	—
			2 ブルデンシャル・インベストメント・マネジメント・ジャパン	H27.5.25	H27.6.12	H27.7.31	—
		投資法人	1 トーセイ・リート投資法人	H27.3.9	H27.4.10	H27.6.17	—
			1 コンフォリア・レジデンシャル投資法人	H27.5.19	H27.6.12	H27.8.7	—
		特例業務届出者	1 アンリミテッド	H27.2.3	H27.3.13	H27.8.4	△
			2 未来社	H27.2.3	H27.3.13	H27.8.4	—
			3 日本ヴェリタ	H27.2.9	H27.2.24	—	*
			4 ギフタージャパン	H27.2.9	H27.2.20	—	*
			5 プレアデス・アセット・アドバイザーズ	H27.2.12	H27.3.13	H27.8.4	—
			6 ムーンコイン	H27.3.23	H27.4.10	H27.6.1	—
			1 JPM	H27.4.7	H27.5.29	H27.8.7	△
			2 ライズインターナショナル	H27.5.14	H27.5.15	H27.5.28	—
			3 SRIブレイン	H27.5.19	H27.6.19	—	*
			4 リスクマネジメントブレイン	H27.5.19	H27.6.19	—	*
			5 ノア・アセットマネジメント	H27.5.28	H27.5.29	H27.8.7	△
			6 GTOR	H27.7.8	H27.7.10	H27.8.7	—
			7 ワンプラスワン	H27.9.7	H27.10.16	H28.3.18	△
		信用格付業者	1 ムーディーズ・ジャパン	H26.11.4	H26.11.28	H27.5.15	—
			2 ムーディーズSFジャパン	H26.11.4	H26.11.28	H27.5.15	—
		自主規制機関等	1 日本取引所グループ	H27.3.2	H27.4.3	H27.5.26	—
			2 東京証券取引所	H27.3.2	H27.4.3	H27.5.26	—
			3 日本取引所自主規制法人	H27.3.2	H27.4.3	H27.5.26	—
		そ の 他	1 野村ホールディングス	H26.10.7	H27.6.30	H27.9.7	◇
			2 大和証券グループ本社	H26.10.7	H27.6.30	H27.12.14	◇
			1 GLOBAL CORE	H27.11.10	H28.1.22	H28.1.29	—

(注1) 区分欄の「運用」は投資運用業者、「特例業務届出者」は適格機関投資家等特例業務届出者である。

(注2) 斜字体数字は、平成26年度に検査着手をした法人である。

(注3) 備考欄の○は、内閣総理大臣及び金融庁長官に対する勧告を行ったものである。

なお、勧告の公表を控える場合がある。

(注4) 備考欄の△は、検査の結果、問題が認められ、その結果について公表を行ったものである。

(注5) 備考欄の＊は、金商法第187条に基づく調査を実施し、同法第192条に基づき裁判所へ金商法違反行為の禁止命令等の申立てを行ったものである。

なお、検査については、裁判所から命令の発令があったことを踏まえ中止した。

(リスクマネジメントブレインについては、申立てに至らなかったが、関係するSRIブレインの申立てに係る公表文において、リスクマネジメントブレインの法令違反行為も指摘。)

(注6) 備考欄の◇は、オンサイト・オフサイト一体でのモニタリングを実施したものである。

担 当	区分		被 検 査 法 人	検査着手日	臨店終了日	検査終了 通知 日	備考
関 東	金 商 業 者						
		一 種 業	1 OANDA JAPAN	H27.1.15	H27.1.30	H27.4.2	—
			2 三木証券	H27.2.19	H27.3.11	H27.4.13	—
			3 ヤマゲン証券	H27.2.19	H27.3.11	H27.6.26	—
			4 SBI FX トレード	H27.2.25	H27.3.11	H27.4.20	—
			5 日本クラウド証券	H27.2.25	H27.3.26	H27.6.26	○
			6 外為オンライン	H27.2.25	H27.3.12	H27.5.29	—
			7 山二証券	H27.2.26	H27.3.11	H27.4.8	—
			1 スーパーファンド証券	H27.4.8	H27.4.21	H27.6.19	—
			2 外為ファイネスト	H27.4.8	H27.4.16	H27.5.18	—
			3 上田八木証券	H27.4.8	H27.4.16	H27.5.21	—
			4 上田ハーロー	H27.4.8	H27.4.17	H27.6.5	—
			5 C&M証券	H27.4.8	H27.4.16	H27.5.29	—
			6 極東証券	H27.4.13	H27.5.13	H27.6.26	—
			7 ブラウン・ブラザーズ・ハリマン証券	H27.4.14	H27.4.20	H27.5.22	—
			8 トラディション・セキュリティーズ・ジャパン	H27.4.16	H27.4.24	H27.6.5	—
			9 フィリップ証券	H27.5.19	H27.6.9	H27.8.28	—
			10 外為どっとコム	H27.5.19	H27.6.10	H27.10.8	—
			11 カネツFX証券	H27.5.19	H27.6.5	H27.7.14	—
			12 ステート・ストリート・グローバル・マーケッツ証券	H27.5.27	H27.6.5	H27.6.30	—
		二 種 業	13 三田証券	H27.7.7	H27.7.29	H28.1.22	—
			14 efx. com証券	H27.7.7	H27.7.23	H27.10.15	—
			15 ニュース証券	H27.7.7	H27.7.28	H27.9.15	—
			16 東武証券	H27.9.1	H27.9.29	H28.3.7	—
			17 サクソバンクFX証券	H27.9.1	H27.9.11	H27.10.29	—
			18 ちばぎん証券	H27.9.3	H27.10.1	H28.2.22	—
			19 共和証券	H27.11.26	H28.2.9	H28.2.19	○
			1 コスモ・サービス	H27.2.23	H27.2.23	H27.4.8	※
			2 フューチャープランニング	H27.2.25	H27.3.11	H27.4.20	—
			3 リーディングス	H27.3.3	H27.3.3	H27.4.8	※
			4 ライジングトラスト	H27.3.5	H27.3.5	H27.4.9	※
			1 早稲田ビジネスコンサルティング	H27.6.2	H27.6.17	H27.8.3	—
			2 ミナトマネジメント	H27.6.2	H27.6.12	H27.7.15	—
			3 相互住宅	H27.6.16	H27.6.16	H27.7.29	※
			4 ウィング	H27.6.22	H27.6.22	H27.8.5	※
			5 サステナジー	H27.9.1	H27.9.17	H27.10.27	—
		助 言	1 プロGRESSマインド	H26.4.7	H26.4.25	H27.6.16	○
			2 タップジャパン	H27.1.15	H27.2.4	H27.6.9	○
			3 KIC	H27.1.15	H27.1.28	H27.4.22	—
			4 スマートアセットマネジメント	H27.2.24	H27.2.24	H27.4.17	※
			5 ザイナスアセットマネジメント	H27.2.25	H27.3.10	H27.4.10	—
			6 T&C XTF Japan	H27.3.3	H27.3.3	H27.4.16	※
			7 クラフト	H27.3.11	H27.3.11	H27.4.16	※
			1 ゴゴジャン	H27.4.8	H27.4.16	H27.5.27	—
			2 ファーストメイク・リミテッド	H27.4.8	H27.11.9	H28.3.15	○
			3 株式格闘倶楽部	H27.5.19	H27.5.27	H27.8.28	—
			4 SAIL	H27.6.12	H27.6.12	H27.7.14	※
			5 グローバル・リーチ・アドバイザーズ	H27.6.15	H27.6.15	H27.7.17	※
			6 伊達 愛	H27.6.18	H27.6.18	H27.7.14	※
			7 四季リサーチ	H27.6.18	H27.6.18	H27.7.16	※
			8 ニュースアセットマネジメント	H27.7.7	H27.7.28	H27.8.28	—
			9 NSN	H27.9.1	H27.9.9	H28.3.14	—
			10 グローバルレポート	H27.10.7	H27.11.4	H28.3.11	○
			11 エフピーネット	H27.10.7	H27.10.20	H28.3.14	—
		運 用	1 マックスリアルティー	H27.10.7	H27.10.28	H28.3.3	—
	特例業務届出者	1	アライドインベストメント	H27.1.15	H27.2.2	H27.6.5	△
		2	A・Jアセットクリエーション	H27.1.20	H27.2.4	H27.8.4	△

担 当	区分		被 検 査 法 人	検査着手日	臨店終了日	検査終了 通知日	備考
		3	イー・アセットマネジメント	H27.1.20	H27.2.6	H27.8.4	△
		4	アセットクリエーション	H27.1.20	H27.2.6	H27.8.4	△
		5	即一丸ホールディングス	H27.1.20	H27.2.4	H27.5.22	△
		6	ファミリー	H27.2.19	H27.3.6	H27.5.15	△
		7	アドネット	H27.2.19	H27.3.6	H27.7.17	△
		8	ワールドブリッジ	H27.2.25	H27.3.12	H27.6.1	－
		9	ワールドネット	H27.2.25	H27.3.12	H27.6.1	－
		10	エム・ピー・ジャパン	H27.2.25	H27.3.16	H27.6.30	△
		1	Iコーレール	H27.4.8	H27.4.27	H27.8.4	△
		2	Star Gate Investment Holdings Limited Japan	H27.4.8	H27.4.15	H27.5.14	－
		3	INコンサルティング	H27.5.19	H27.6.3	H27.8.5	－
		4	WIN	H27.5.21	H27.6.5	H27.8.27	－
		5	明和	H27.5.27	H27.6.16	H27.6.30	△
		6	KHパートナーズ	H27.6.2	H27.6.17	H27.8.6	－
		7	丸庄	H27.7.7	H27.7.23	H27.11.10	△
	仲 介	1	フィナンシャルリンクサービス	H27.4.8	H27.4.13	H27.5.25	－
		2	カネツ商事	H27.5.19	H27.6.5	H27.7.9	－
近 畿	金 商 業 者						
		一 種 業	1 岡安商事	H27.1.29	H27.2.20	H27.4.7	－
			2 都証券	H27.2.26	H27.3.19	H27.4.22	－
			3 奈良証券	H27.3.4	H27.3.17	H27.4.28	－
			1 内藤証券	H27.5.21	H27.6.23	H27.10.6	－
			2 六和証券	H27.8.28	H27.12.10	H28.2.19	○
			3 丸近證券	H27.8.28	H27.9.15	H28.1.25	－
		二 種 業	1 グランド・ウィン・パートナーズ	H26.10.6	H26.12.22	H27.4.23	－
			2 サン・キャピタル・マネジメント	H26.11.6	H27.2.16	H27.9.10	－
			3 燦キャピタルマネジメント	H27.1.20	H27.1.29	H27.4.6	－
			4 大貴不動産	H27.3.25	H27.3.27	H27.4.27	－
			1 シンシアトラスト	H27.4.9	H27.4.16	H27.5.19	－
			2 新栄不動産開発	H27.4.9	H27.4.14	H27.5.12	－
			3 ジャパンエステート	H27.4.9	H27.4.17	H27.6.1	－
			4 伸和ライフプラン	H27.4.13	H27.4.17	H27.5.25	－
			5 プランナーズ・インターナショナル	H27.6.11	H27.6.12	H27.6.26	※
			6 ハウジングコーポレーション	H27.8.27	H27.9.2	H27.9.24	－
		助 言	1 ダイレクト出版	H26.12.4	H26.12.19	H27.6.29	－
			2 フューチャーストック	H27.1.27	H27.2.6	H27.8.4	○
			1 エフピーアイ	H27.7.16	H27.7.27	H27.8.24	－
			2 奥村資産管理事務所	H27.7.23	H27.7.23	H27.8.11	※
		特例業務届出者	1 ファインドエッジ	H27.6.2	H27.9.17	H27.12.14	△
北 海 道	金 商 業 者						
		一 種 業	1 上光証券	H27.5.13	H28.2.2	H28.2.19	○
		二 種 業	1 山京ビルマネジメント	H27.4.15	H27.4.16	H27.4.22	※
			2 どうしんエステート	H27.8.26	H27.8.27	H27.9.7	※
東 北	金 商 業 者						
		特例業務届出者	1 東北イノベーションキャピタル	H27.4.13	H27.4.17	H27.5.13	－
東 海	金 商 業 者		2 仙台APMマネジメント	H27.5.25	H27.5.29	H27.6.5	－
		一 種 業	1 野畑証券	H27.1.20	H27.2.6	H27.6.18	－
			2 新大垣証券	H27.3.4	H27.3.20	H27.5.26	－
			3 松阪証券	H27.3.4	H27.3.18	H27.5.20	－
			1 木村証券	H27.5.21	H27.6.10	H27.6.30	－
			2 静銀ディーエム証券	H27.8.27	H27.9.14	H27.12.1	－
			3 田原証券	H27.11.26	H28.2.10	H28.2.19	○
		二 種 業	1 ジャパン	H26.10.9	H26.12.12	H27.5.18	－
			1 セントラルコンパス	H27.4.15	H27.4.15	H27.6.17	※
			2 おひさま自然エネルギー	H27.7.6	H27.7.21	H28.3.29	－
			3 ICHI	H27.8.31	H27.9.4	H27.10.15	－

担 当	区分		被 検 査 法 人	検査着手日	臨店終了日	検査終了 通知日	備考
	助言	1	ユーレカ・ファイナンシャル・アドバイザーズ	H26.10.9	H26.12.16	H27.4.21	—
		1	シグナルサイン	H27.4.14	H27.4.17	H27.6.17	—
		2	トップトレーダー投資顧問	H27.5.21	H27.6.3	H27.6.23	—
	仲 介	1	だいとく投資ビレッジ	H27.4.9	H27.4.17	H27.6.23	—
		2	CSアセット	H27.5.21	H27.6.1	H27.6.25	—
北 陸	金 商 業 者						
		1	頭川証券	H27.2.24	H27.3.16	H27.6.10	—
		1	今村証券	H27.4.9	H27.6.9	H27.9.2	—
	二種業	2	竹松証券	H27.11.25	H28.2.17	H28.2.19	○
		1	エステック不動産投資顧問	H27.9.18	H27.9.29	H28.1.14	—
	仲 介	1	飯田計算センター	H27.5.25	H27.6.2	H27.6.12	—
		2	ヒューマン・サポート	H27.8.19	H27.8.25	H27.9.16	—
		3	サウス・エンタープライズ	H27.9.1	H27.9.4	H28.1.14	—
		4	TRUST	H27.10.1	H27.10.7	H28.1.14	—
中 国	金 商 業 者						
		1	八幡証券	H27.5.12	H27.5.29	H27.7.23	—
		2	大山日ノ丸証券	H27.9.1	H27.9.18	H28.1.19	—
	助言	1	裕和フィナンシャルマネジメント	H27.4.7	H27.4.16	H27.5.11	—
		2	エーワントレード	H27.11.19	H27.11.26	H28.2.17	—
	仲 介	1	湊	H27.3.3	H27.3.6	H27.4.10	—
		2	三村 洋子	H27.3.9	H27.3.12	H27.4.14	—
		1	金融財務研究所	H27.4.7	H27.4.16	H27.5.11	—
		2	万代 悦子	H27.7.14	H27.8.4	H27.9.2	—
四 国	金 商 業 者						
		1	徳島合同証券	H27.8.25	H27.9.11	H27.10.8	—
		1	香賀投資顧問	H27.5.26	H27.5.28	H27.6.9	—
	特例業務届出者	1	瀬戸内ファンド	H27.2.18	H27.2.25	H27.4.24	△
		1	香川リバイタル	H27.7.6	H27.7.9	H27.7.24	—
	仲 介	1	みかたはいる	H27.5.26	H27.5.28	H27.6.3	—
		2	山内秀明	H27.10.14	H27.10.16	H28.1.12	—
九 州	金 商 業 者						
		1	妹尾 眞一(SKプランニング)	H27.10.5	H27.10.9	H28.2.23	—
		1	ソニックコンサルティング	H26.12.1	H27.3.18	H27.5.8	—
	仲 介	1	長谷川ファイナンシャルプランナー	H27.4.13	H27.5.1	H27.5.20	—
		2	庭月野 竜也	H27.5.25	H27.5.27	H27.6.18	—
		3	矢部 祐介	H27.8.26	H27.8.31	H27.9.18	—
福 岡	金 商 業 者						
		1	えん	H27.4.23	H27.4.24	H27.6.4	※
		2	ドーガン	H27.5.27	H27.8.7	H27.8.31	—
		3	アイ総合建物	H27.8.26	H27.8.28	H27.10.5	※
		4	福岡県不動産会館	H27.9.1	H27.10.5	H28.2.2	※
		5	アークシステムテクノロジーズ	H27.9.1	H27.9.4	H28.1.27	※
沖 縄	金 商 業 者						
		1	おきなわ証券	H27.11.27	H28.2.4	H28.2.19	○
		1	インベストメントカレッジ	H26.12.8	H26.12.26	H27.10.6	○

(注1) 区分欄の「助言」は投資助言・代理業者、「運用」は投資運用業者、「登録」は登録金融機関、「仲介」は金融商品仲介業者、「特例業務届出者」は適格機関投資家等特例業務届出者である。

(注2) 斜字体数字は、平成26年度に検査着手をした法人等である。

(注3) 備考欄の○は、内閣総理大臣及び金融庁長官に対する勧告を行ったものである。
なお、勧告の公表を控える場合がある。

(注4) 備考欄の△は、検査の結果、問題が認められ、その結果について公表を行ったものである。

(注5) 備考欄の※は、登録申請書等に記載されたとおりの業務運営体制が構築されているかを把握するための検査(登録事項検査)を行ったものである。

3-4 勧告等実施状況

1 勧告実施件数一覧表

年度 区分	4～22	23	24	25	26	27	合計
勧告件数	597	45	62	70	66	59	899
行政処分に関する勧告	426	16	20	18	16	18	514
証券検査の結果に基づく勧告	415	16	18	18	16	18	501
証券監視委の行った検査等にかかるもの	129	7	7	6	5	5	159
財務局長等の行った検査等にかかるもの	286	9	11	13	11	13	343
取引調査、犯則事件の調査に基づく勧告	14	0	2	0	1	0	17
課徴金納付命令に関する勧告	169	29	41	51	50	41	381
取引調査の結果に基づく勧告	118	17	25	35	38	31	264
国際取引等調査の結果に基づく勧告	-	1	7	7	4	4	23
開示検査の結果に基づく勧告	51	11	9	9	8	6	94
訂正報告書等の提出命令に関する勧告	2	0	1	1	0	0	4

・平成9・平成15・平成16・平成26年度の勧告には、検査結果及び取引調査・犯則事件の調査に基づくものを一つの勧告として行っていたものがあり、これについては両方に計上したため、合計数と一致しない。

・平成25年度の検査結果に基づく勧告には、委員会及び財務局が実施した検査に基づくものを一つの勧告として行っていたものがあり、これについては内訳として委員会及び財務局にそれぞれ計上したため、合計数と一致しない。

3-4-2-① 金融商品取引業者等に対する行政処分等に係る勧告実績 ～平成25年度～

	担当	被 検 査 法 人	勧告日	勧告の原因となった法令違反行為等
1	委員会	アール・ビー・エス・セキュリ ティーズ・ジャパン・リミテッド (アール・ビー・エス証券会社東 京支店)	H25.4.5	円LIBORに係る不適切な行為 親法人等からの顧客に関する非公開情報を受領する行為
2	関東	ライツマネジメント	H25.4.16	業務運営の状況に関し、公益又は投資者保護上重大な問題が認められる状況等
3	委員会	MRI INTERNATIONAL,INC.	H25.4.26	顧客からの出資金を他の顧客に対する配当金及び償還金の支払いに流用する 行為等 金融商品取引契約の締結又はその勧誘に関して、顧客に対し虚偽のことを告げ る行為 虚偽の内容の事業報告書を作成し、関東財務局長に提出する行為 報告徴取命令に対する虚偽の報告
4	委員会	ブラザアセットマネジメント	H25.6.25	投資一任契約の締結又はその勧誘に関し、重要な事項につき誤解を生ぜしめる べき表示をする行為
5	関東	ケートス・キャピタル・パート ナーズ	H25.6.28	年金基金関係者に対し特別の利益を提供している状況
6	委員会	With Asset Management	H25.8.2	公益又は投資者保護上著しく不当な行為を行っている状況
7	関東	アマデウスアドバイザーズ	H25.8.30	投資一任業務に係る忠実義務違反等
8	関東	ディベックス	H25.8.30	業務の運営の状況に関し、公益又は投資者保護上重大な問題が認められる状況 報告徴取命令に対する虚偽報告
9	関東	K2Investment	H25.9.27	無登録で外国投資証券の募集又は私募の取扱いを行っている状況
10	関東 委員会	アブラハム・プライベートバンク	H25.10.3	無登録で海外ファンドの募集又は私募の取扱いを行っている状況 著しく事実に相違する表示又は著しく人を誤認させるような表示のある広告をする 行為 顧客の利益に追加するため財産上の利益を提供する行為
11	関東	IFA JAPAN	H25.10.3	無登録で外国投資証券の募集又は私募の取扱いを行っている状況
12	委員会	ドイツ証券	H25.12.5	厚生年金基金の役職員に対し特別の利益を提供している状況
13	関東	ジーク投資顧問	H25.12.9	金融商品取引契約の締結の勧誘に関する虚偽告知等 検査忌避
14	関東	Global Arena Capital	H25.12.11	集団投資スキーム持分の取得勧誘に関して、顧客に対し虚偽のことを告げる行為 顧客出資金の目的外運用及び流用 純財産額が法定の基準を下回っている状況等
15	関東	Liaison Japon証券(旧 プロ フィット証券)	H26.1.17	純財産額が法定の最低純財産額に満たない状況 業務の運営に関し、投資者保護上重大な問題が認められる状況
16	関東	トラヴィス・コンサルティング	H26.2.21	無登録業者に名義貸しを行っている状況
17	関東	K2Investment	H26.3.5	業務停止命令違反
18	関東	PROUD Asset Management	H26.3.25	無登録業者による投資事業有限責任組合の出資持分の取得勧誘に加担してい る状況等

	25年度
委員会	6
財務局	13
関東	13
合計	18

※アブラハム・プライベートバンクについては、委員会及び財務局が実施した検査に基づくものを一つの勧告として行っており、内訳として委員会及び財務局にそれぞれ計上したため、合計数と一致しない。

3-4-2-② 金融商品取引業者等に対する行政処分等に係る勧告実績 ～平成26年度～

	担当	被 検 査 法 人	勧告日	勧告の原因となった法令違反行為等
1	関東	インテレス・キャピタル・マネージメント	H26.4.15	ファンドの私募の取扱いに関して、公益又は投資者保護上重大な問題が認められる状況 無登録で社債の私募の取扱いを行っている状況
2	委員会	おひさまエネルギーファンド	H26.5.16	分別管理が確保されていないにもかかわらずファンド持分の取得勧誘を行っている状況 当局への虚偽報告
3	関東	ヴィエナキャピタル・ジャパン	H26.5.20	無登録で海外ファンドの私募の取扱いを行っている状況 報告徴取命令で提出を求められた資料の不提出 投資助言・代理業を適確に遂行するに足る人的構成が確保されていない状況等
4	関東	チャートマスター	H26.5.30	無登録で店頭デリバティブ取引の媒介を行っている状況 無登録業者に名義貸しを行っている状況
5	委員会 (国際取引等調査) 関東	むさし証券	H26.6.13	自己売買による相場操縦行為 株券に係る市場デリバティブ取引の自己売買に係る売買審査態勢に不備が認められる状況
6	委員会	ばんせい証券	H26.6.13	船舶関連私募債の売買に関し、公益又は投資者保護上重大な問題が認められる状況
7	委員会	ばんせい投信投資顧問	H26.6.13	年金基金との投資一任契約における忠実義務違反について
8	関東	トラフィック	H26.6.17	ファンドの運用において、投資者保護上重大な問題が認められる状況 無登録でファンドの出資持分の私募を行っている状況
9	関東	ライフスタイルインベストメント	H26.6.17	無登録で外国株式の募集の取扱いを行い、金銭の預託を受ける行為
10	委員会	ジースリー	H26.7.3	業務運営の状況に関し、公益又は投資者保護上重大な問題が認められる状況等 無登録業者に対する名義貸し 金融商品取引業を適確に遂行するに足る人的構成を有しない状況
11	委員会	コンサルティング・アルファ	H26.8.1	無登録で海外ファンドの募集又は私募の取扱いを行っている状況
12	関東	FXコーポレーション	H26.8.29	純財産額及び自己資本規制比率が法定の基準を下回っている状況等
13	近畿	財コンサルティング	H26.9.26	外務員の登録を受けた者以外の者に外務員の職務を行わせる行為
14	関東	リアルキャピタルマネジメント	H26.10.17	不正又は著しく不当な行為をした場合において、その情状が特に重いと認められる状況等
15	関東	NEXT TRUST	H26.12.9	名義貸し
16	関東	日本産業復興基金	H27.3.6	不正の手段により金融商品取引業の登録を受けた状況 金融商品取引業を適確に遂行するに足る人的構成が確保されていない状況

	26年度
委員会	5
財務局	11
関東	10
近畿	1
その他	1
合計	16

※むさし証券については、国際取引等調査及び関東財務局が実施した検査に基づくものを一つの勧告として行っており、内訳としてその他及び財務局にそれぞれ計上したため、合計数と一致しない。

3-4-2-③ 金融商品取引業者等に対する行政処分等に係る勧告実績 ～平成27年度～

	担当	被 検 査 法 人	勧告日	勧告の原因となった法令違反行為等
1	委員会	カブドットコム証券	H27.5.15	システム管理が十分でない状況
2	関東	タップジャパン	H27.6.9	業務運営に関し、投資者保護上問題が認められる状況(出資金の流用等)
3	関東	プログレスマインド	H27.6.16	業務運営に関し、投資者保護上問題が認められる状況(出資金の流用等)
4	関東	日本クラウド証券	H27.6.26	分別管理を適切に行っていない状況 顧客に対し必要な情報を適切に通知していないと認められる状況
5	近畿	フューチャーストック	H27.8.4	金融商品取引契約につき顧客に対し特別の利益を提供する行為
6	沖縄	インベストメントカレッジ	H27.10.6	無登録で投資運用業(投資一任業)を行っている状況
7	委員会	ドイツ証券	H27.12.8	法人関係情報の管理に不備がある状況 法人関係情報を提供した勧誘
8	委員会	アーツ証券	H28.1.29	金融商品取引契約の締結又はその勧誘に関して、顧客に対して虚偽のことを告げる行為 関連販売証券会社に虚偽の決算報告書等を送付する行為 金融商品取引契約の締結又はその勧誘に関して、顧客に対して重要な事項につき誤解を生ぜしめるべき表示をする行為
9	北海道	上光証券	H28.2.19	金融商品取引契約の締結又はその勧誘に関して、虚偽の表示をする行為 金融商品取引契約の締結又はその勧誘に関して、顧客に対して重要な事項につき誤解を生ぜしめるべき表示をする行為
10	関東	共和証券	H28.2.19	金融商品取引契約の締結又はその勧誘に関して、虚偽の表示をする行為 金融商品取引契約の締結又はその勧誘に関して、顧客に対して重要な事項につき誤解を生ぜしめるべき表示をする行為
11	北陸	竹松証券	H28.2.19	金融商品取引契約の締結又はその勧誘に関して、虚偽の表示をする行為 金融商品取引契約の締結又はその勧誘に関して、顧客に対して重要な事項につき誤解を生ぜしめるべき表示をする行為
12	東海	田原証券	H28.2.19	金融商品取引契約の締結又はその勧誘に関して、虚偽の表示をする行為 金融商品取引契約の締結又はその勧誘に関して、顧客に対して重要な事項につき誤解を生ぜしめるべき表示をする行為
13	近畿	六和証券	H28.2.19	金融商品取引契約の締結又はその勧誘に関して、虚偽の表示をする行為
14	沖縄	おきなわ証券	H28.2.19	金融商品取引契約の締結又はその勧誘に関して、虚偽の表示をする行為 金融商品取引契約の締結又はその勧誘に関して、顧客に対して重要な事項につき誤解を生ぜしめるべき表示をする行為
15	関東	グローバルレポート	H28.3.11	金融商品取引業を適確に遂行するに足りる人的構成が確保されていない状況
16	関東	ファーストメイク・リミテッド	H28.3.15	法人関係情報を利用した勧誘行為及び法人関係情報の管理不備 上場会社による有価証券届出書の虚偽記載への加担等
17	委員会	プレミア証券	H28.3.18	適格機関投資家等特例業務の届出者の運用するファンドへの出資に係る問題
18	委員会	東岳証券	H28.3.18	適格機関投資家等特例業務の届出者の運用するファンドへの出資に係る問題

	27年度
委員会	5
財務局	13
関東	6
近畿	2
東海	1
北海道	1
北陸	1
沖縄	2
合計	18

3-4-3 勧告等事案の概要一覧表

(1) 金融商品取引業者等に対する行政処分等に関する勧告等

①証券検査の結果に基づく勧告

(平成 27 年 4 月～平成 28 年 3 月)

一連 番号	勧告実施 年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容 (業者名欄に検査を実施した証券監視委又は財務局等名を付記)	行政処分等の内容
1	27. 5. 15	【カブドットコム証券株式会社(証券監視委)】 ※会社勧告 ○ システム管理が十分でない状況 (1) システム障害の管理が極めて不適切な状況 当社のシステム障害の管理の状況を検証したところ、 ア 発生日時や事象の異なる複数のシステム障害が 1 件にまとめられ、実際に発生したシステム障害件数よりも大幅に少ない件数が執行役等に報告されており、執行役等もこれを容認していること イ 顧客影響数について必要な確認が行われていないこと ウ システム障害の状況等の確認、原因究明、再発防止策等の検討及び執行役等への報告が、社内規程で定められた期限よりも大幅に遅れて行われていること など、システム障害の件数、顧客影響数及び原因分析や、改善・再発防止などの実施状況を正確に把握できない状況となっている。 さらに、 エ 金融庁長官に報告されるべき多くのシステム障害が報告されていないこと オ システム障害が発生し顧客に影響を及ぼしているにもかかわらず、適時に顧客に告知していない事例が認められること から、当社のシステム障害の管理は極めて不適切な状況にあるものと認められた。 (2) システム開発の管理の不備 当社は、 ア システム開発における品質管理を定めたガイドラインにおいて、基本的なテスト項目に漏れがあることから、開発工程におけるプログラム不具合等をテストで検出できておらず、品質管理が不十分なものとなっており、開発後に顧客に影響を及ぼす多数のシステム障害が発生していること イ システム開発の進捗管理が社内規程で定められたとおりに実施されておらず、また、執行役等には、システム開発の作業内容の報告しか行われず、進捗や遅延の状況を正しく管理、把握できるものとなっていないことから、当社のシステム開発の管理には不備が認められた。 (3) 内部監査が機能していない状況 システムの実務運営上の問題を検出するだけの知識を有する監査要員が不足しており、また、実際にはシステム開発における品質管理や進捗管理に係る検証を実施していないにもかかわらず、これらについて概ね問題ないことを確認した旨を取締役会等に報告していた。 当社における上記の業務運営の状況は、金商法第 40 条第 2 号に基づく金商業等府令第 123 条第 1 項第 14 号に掲げる「金融商品取引業等に係る電子情報処理組織の管理が十分でない」と認められる状況に該当するものと認められる。	行政処分日 平成 27 年 5 月 26 日 会社に対する処分 <u>業務改善命令</u> ① 不適切なシステムリスク管理態勢が常態化していた原因を分析し、責任の所在を明確化するとともに、経営管理態勢の見直しを行うこと。 ② システム障害に関する管理基準に沿った処理が実施されていなかった事例も含め、過去のシステム障害事例の検証を行い、想定される事案と対応策を類型化すること等により、実効性あるシステムリスク管理態勢を構築すること。 ③ 役職員にシステム開発管理の重要性を認識させるとともに、適切な業務運営を確保するため、規程類・業務手順の見直しや研修等の実施に取り組む等、システム開発管理態勢の強化に取り組むこと。 ④ システムリスク管理全般の有効性を適切に検証するため、外部システム監査の適切な実施とあわせ、内部監査部門の機能強化を図ること。 ⑤ 上記①から④までについて、平成 27 年 6 月 25 日(木)までに、書面で報告すること。

一連 番号	勧告実施 年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容 (業者名欄に検査を実施した証券監視委又は財務局等名を付記)	行政処分等の内容
2	27. 6. 9	【株式会社タップジャパン(関東)】 ※会社勧告 ○ 業務運営に関し、投資者保護上問題が認められる状況 当社は、適格機関投資家等特例業務として、自らを営業者とする匿名組合（以下「本件ファンド」という。）の出資持分の取得勧誘及び自己運用を行い、平成 23 年 11 月から同 27 年 1 月までの間に、23 名の顧客から総額約 1,800 万円の出資を受けている。 (1) 出資金の流用等 当社の A 代表取締役は、当社の業務に影響を持っている実父に要請されるまま、平成 24 年 6 月から同 26 年 5 月までの間、多数回にわたって、本件ファンドの出資金から総額約 1,000 万円を、利息や返済期限すら定めないうまま実父への貸付金に流用した。 また、当社は、平成 24 年 6 月以降は、上記のとおり出資金を流用しながら、本件ファンドの出資持分の取得勧誘を継続していた。 さらに、当社は、検査基準日（平成 27 年 1 月 14 日）現在においても、上記流用資金のうち約 500 万円を本件ファンドに返還しておらず、その目処も立っていない状況である。 (2) 不適切な配当金の支払い 本件ファンドの配当については、匿名組合契約上、顧客の出資口数に応じてなされるとされている。 しかしながら、当社は、平成 24 年 3 月以降に行った本件ファンドの配当において、一部の顧客に対しては過大に支払い、一部の顧客に対しては支払わないなど、契約条件を無視した不公平な配当を行っていた。 (3) 運用状況等の未報告 当社は、匿名組合契約上、本件ファンドの運用及び財務状況に関する書類を作成し顧客に交付するとしていたにもかかわらず、本件ファンドの運用開始（平成 23 年 12 月）以降、これらの書類の作成及び交付を一度も行っていない。 以上のとおり、当社の業務運営は杜撰であり、投資者保護上問題が認められる。このような当社の状況は、金商法第 51 条に規定する「業務の運営に関し、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるとき」に該当するものと認められる。	行政処分日 平成 27 年 6 月 16 日 会社に対する処分 <u>業務改善命令</u> ① 今般の検査において問題が認められた行為を直ちに取止めること。 ② 本件行政処分の内容について、当社が関与したファンド（以下「ファンド」という。）出資者に対し適切に説明を行うこと。 ③ ファンド財産の運用・管理の状況を早急に把握し、ファンド出資者に対し、当該状況その他必要な事項の説明を行うこと。 ④ ファンド出資者の意向を踏まえ、ファンド財産の返還その他の対応に関する方針を速やかに策定し、実施すること。 ⑤ ファンドの出資者間の公平に配慮しつつ、出資者保護に万全の措置を講ずること。 ⑥ 金融商品取引業務を適切に行うための経営管理態勢、業務運営態勢及び法令等遵守態勢を整備すること。 ⑦ 本件行為の責任の所在を明確化すること。 ⑧ 上記①から⑦までに、1 ヶ月以内に書面で報告し、その後の状況についても完了までの間、書面により随時報告すること。

一連 番号	勧告実施 年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容 (業者名欄に検査を実施した証券監視委又は財務局等名を付記)	行政処分等の内容
3	27. 6. 16	【株式会社プログレスマインド(関東)】 ※会社勧告 ○ 当社の業務運営に関し、投資者保護上問題が認められる状況 当社は、適格機関投資家等特例業務（以下「特例業務」という。）の届出を行い、自らを営業者とする匿名組合（以下「ファンド」という。）の出資持分の自己私募及び自己運用を行っている。 当社が行う業務の運営状況を検証したところ、特例業務について、以下のとおり、投資者保護上問題が認められた。 (1) 当社は、ファンド出資金の一部を一時的に会社経費等に流用している。 (2) 当社社員が、自らの個人の資金をファンドに入金し、ファンドの収益として経理処理することにより、事実と異なる財務諸表を作成し、顧客に対して運用報告を行った。 (3) 当社は、ファンド出資金を、外国会社の優先株式等に投資したとしているが、当該外国会社が行う事業等について事前調査した際、わずかな資料を入手したのみで投資しており、また、投資後についても当該外国会社が行う事業の収益状況等を確認したことを推認させる関連書類等も存在していない。 また、当社は、ファンド出資金を他社名義の複数の証券口座を借り受け、外国為替証拠金取引により運用を行っていたとしているが、これを確認できる資料は保存していない。 このほか、当社は、社内規程の整備やコンプライアンス全般に係る業務を代表取締役社長が行うこととしているが、コンプライアンスに関するマニュアル等の整備が不十分なほか、社員等に対する研修等を実施した記録も確認できないなど、当社の内部管理態勢は、ほとんど構築されていない状況であった。 以上のとおり、当社の業務運営は杜撰であり、投資者保護上問題があると認められる。このような当社の状況は、金商法第 51 条に規定する「業務の運営に関し、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるとき」に該当するものと認められる。	行政処分日 平成 27 年 6 月 23 日 会社に対する処分 <u>業務改善命令</u> ① 本件行政処分の内容について、当社が関与した全てのファンド（以下「ファンド」という。）出資者に対し適切に説明を行うこと。 ② ファンド財産の運用・管理の状況を早急に把握し、ファンド出資者に対し、当該状況その他必要な事項の説明を行うこと。 ③ ファンド出資者の意向を踏まえ、ファンド財産の返還その他の対応に関する方針を速やかに策定し、実施すること。 ④ ファンドの出資者間の公平に配慮しつつ、出資者保護に万全の措置を講ずること。 ⑤ 金融商品取引業務を適切に行うための経営管理態勢、業務運営態勢及び法令等遵守態勢を整備すること。 ⑥ 本件行為の責任の所在を明確化すること。 ⑦ 上記②において把握したファンド財産の運用・管理の状況について、当該状況を証する書類（有価証券の売買等に係る契約書、ファンド財産の運用・管理を行うに際して締結した契約書並びにファンド財産の残高記録及び取引記録等）を提出すること（当社において保存していない書類がある場合は、当該書類を契約の相手方等から写し等を取り寄せて提出すること）。なお、当該書類を提出することができない

一連 番号	勧告実施 年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容 (業者名欄に検査を実施した証券監視委又は財務局等名を付記)	行政処分等の内容
3 つづき			場合は、その理由を詳細に記載し、報告すること。 ⑧上記①から⑦までに 関し、1ヶ月以内に書面で報告し、その後の状況についても完了までの間、書面により随時報告すること。
4	27. 6. 26	【日本クラウド証券株式会社(関東)】 ※会社勧告 (1) 分別管理を適切に行っていない状況 当社は、グリーンシート銘柄(日本証券業協会により創設された、非上場株式等の取引制度に基づく銘柄)の売買等及び募集の取扱いに係る業務(以下、当該行為に係る業務を「第一種業務」という。)並びに匿名組合の出資持分に係る募集の取扱いに係る業務(以下、当該行為に係る業務を「第二種業務」という。)に関し、顧客から金銭の預託を受け(以下、当該金銭を「顧客預り金」という。)、業務システムを使用して両業務に係る顧客預り金の管理を行うとしていた。 しかしながら、当社経営陣は、法令遵守の意識が不十分であったことから、顧客預り金を正確に算定するために必要となる社内規程や業務システムを整備するなどの内部管理態勢を構築しないまま、第一種業務及び第二種業務を運営していた。 このため、当社は、下記ア及びイのとおり、第一種業務及び第二種業務に係る顧客預り金残高を正確に把握できておらず、遅くとも第二種業務を開始した平成25年12月10日から検査基準日(同27年2月24日)までの間、顧客預り金について適切な分別管理ができていない状況を継続させていた。 ア 第一種業務に関し、業務システムへの入力作業において多数の遅延等を発生させているところ、それらの補正を完了させておらず、顧客預り金残高を正確に把握していない。 イ 第二種業務に関し、上記アと同様に業務システムへの入力作業の遅延等に係る補正を完了させていないほか、顧客の出資金を匿名組合の営業者名義の銀行口座に送金するまでの間、当社銀行口座に滞留させている状況にあるにもかかわらず、顧客預り金として管理すべき金額に含めていない。 当社における上記(1)の状況は、金商法第43条の2第2項に違反するものと認められる。 (2) 顧客に対し必要な情報を適切に通知していないと認められる状況 当社は、第一種業務又は第二種業務において成立した取引について、金銭の受渡年月日等を記載した取引残高報告書を業務システムにより作成し、四半期ごとに顧客に交付している。 しかしながら、当社は、取引量の増加等に伴い業務システムへの取引内容の入力遅延が発生したことにより、平成26年1月から同年9月までの3四半期において、第一種業務及び第二種業務について、金銭の受渡しに係る事項を正確に記載していない取引残高報告書を交付しており、受渡状況等につき不適切な情報を顧客に通知している。 当社における上記(2)の状況は、金商法第40条第2号に基づく金商業等府令第123条第1項第8号に掲げる「顧客の有価証券の売買その他の取引等に関し、受渡状況その他の顧客に必要な情報を適切に通知していないと認められる状況」に該当するものと認められる。	行政処分日 平成27年7月3日 会社に対する処分 業務停止命令 ①平成27年7月10日から平成27年10月9日までの間、匿名組合の出資持分の募集の取扱い業務のうち、新規の勧誘を伴う業務を停止すること。 ②平成27年8月10日から平成27年10月9日までの間、グリーンシート銘柄の売買等業務のうち、新規の勧誘を伴う業務を停止すること。 ③平成27年7月10日から平成27年10月9日までの間、匿名組合の出資持分の募集の取扱い業務及びグリーンシート銘柄の売買等業務以外の金融商品取引業に係る新規の業務を行わないこと。 業務改善命令 ①本件法令違反の状況について、システムの見直しを含む抜本的改善策を策定し、平成27年10月9日までに実施すること。 ②金融商品取引業務を適切に行うための経営管理態勢、業務運営態勢及び内部管理態勢を整備すること(本件に係る責任の所在の明確化を含む。) ③正確な顧客預り金残高を早急に把握

一連 番号	勧告実施 年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容 (業者名欄に検査を実施した証券監視委又は財務局等名を付記)	行政処分等の内容
4 つづき			し、全顧客に対して、本件経緯を説明のうえ残高照合を行うとともに、顧客分別金信託額の適切な管理を行うこと。 ④当社が取扱会員となっているグリーンシート銘柄の発行会社と今後の対応について早急に協議し、発行会社の意向を最大限尊重した措置を講じること。 ⑤上記①～④について、その対応・実施状況を平成27年9月25日まで(上記①の改善策に係る実施計画については、平成27年8月3日まで)に書面で報告すること。
5	27. 8. 4	【フューチャースtock株式会社(近畿)】 ※会社勧告 ○ 金融商品取引契約につき顧客に対し特別の利益を提供する行為 当社は、適格機関投資家等特例業務として運営を行っていたファンドを清算し、同業務を廃止した後、ファンドに投資していた顧客のうち5名に対して、当社との取引を継続してもらうことを意図し、平成23年10月頃、投資顧問料の支払いについて一定の期間、免除することを提案した。 当社は、当該提案に応じた顧客4名との間で投資顧問契約を締結し、3年以上もの間にわたって、当該顧客4名の投資顧問料の支払いを免除することにより合計約147万円に相当する利益を提供した。 当社が行った上記の行為は、平成26年法律第44号による改正前の金商法第38条第7号に基づく金商業等府令第117条第1項第3号に掲げる「金融商品取引契約につき顧客に対し特別の利益を提供する行為」に該当するものと認められる。	行政処分日 平成27年8月11日 会社に対する処分 <u>業務停止命令</u> ・平成27年8月11日から同年9月10日までの間、新たな顧客との投資顧問契約の締結に係る業務を停止すること。 <u>業務改善命令</u> ①今般の検査において認められた法令違反行為を直ちに是正すること。 ②本件の発生原因を分析し、実効性のある再発防止策を策定すること。 ③上記①及び②について、その対応・実施状況を1か月以内に書面で報告すること。
6	27. 10. 6	【株式会社インベストメントカレッジ(沖縄)】 ※会社勧告 ○ 無登録で投資運用業(投資一任業)を行っている状況 当社は、日経225先物取引の自動売買システムを利用したサービスを顧客に提供している。 当該サービスにおいて、当社は、顧客のために、当社が管理する自動売買システムを介して、顧客が取引に使用する口座(以下「顧客口座」という。)のある証券会社に対し直接、日経225先物取引に係る売買の発注を行っていることから、顧客から投資判断を一任されている状況となっている。	行政処分日 平成27年10月20日 会社に対する処分 <u>業務停止命令</u> ・金融商品取引業の全ての業務を平成27年10月20日から

一連 番号	勧告実施 年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容 (業者名欄に検査を実施した証券監視委又は財務局等名を付記)	行政処分等の内容
6 つづき		また、当社は、顧客から当社に対し、証券会社の顧客口座のID及びパスワードを通知させており、当社は当該ID及びパスワードを用いて、顧客のために、当社が管理する自動売買システムを介して日経 225 先物取引に係る売買の発注を行っていることから、顧客のために当社から直接証券会社に発注するのに必要な権限を委任されている状況となっている。 そして、当社は、当社が管理する自動売買システムを介して、顧客口座のある証券会社に対して日経 225 先物取引に係る売買の発注を行い、顧客の金銭の運用を行っている。 当社が行った上記の行為は、金商法第 28 条第 4 項に規定する投資運用業（同法第 2 条第 8 項第 12 号に掲げる行為を業として行うこと）に該当するものであり、当社が、平成 26 年法律第 44 号による改正前の同法第 31 条第 4 項に基づく変更登録を受けることなく投資運用業（投資一任業）を行うことは、同法第 29 条に違反するものと認められる。	平成 27 年 11 月 19 日まで停止すること（ただし、顧客との投資顧問契約の解約業務を除く。）。 <u>業務改善命令</u> ①無登録金融商品取引業務を直ちに停止すること。 ②本件行政処分の内容について、顧客に対し適切に説明を行うこと。 ③本件行為の責任の所在を明確化すること。 ④本件発生原因を分析し、再発防止策を講じること。 ⑤上記①から④までについて、1ヶ月以内に書面で報告すること。
7	27. 12. 8	【ドイツ証券株式会社（証券監視委）】 ※会社勧告 (1) 法人関係情報の管理に不備がある状況 当社においては、当社に所属するアナリスト（以下「当社アナリスト」という。）が上場会社に関する情報を顧客に提供する場合、 ア 当社所定の形式のレポート（アナリストレポート）として提供しているほか、 イ 当社アナリストから直接又は営業員を介して電子メールや電話等によっても提供している。 今回検査において、当社アナリストが上場会社から取材等で取得した情報に係る管理の状況について検証したところ、以下の問題が認められた。 a 当社は、上記アを行うに当たり、当該アナリスト自身の判断によって報告等が行われない場合、コンプライアンス担当者等による法人関係情報該当性の検討が必ずしも実施されないこととなっていた。 b 当社は、上記イを行うに当たり、法人関係情報該当性の検討が実施されないこととなっていた。 その結果、当社アナリストが上場会社に係る非公表の情報を取得した多数の事例（下記(2)の事例を含む）において、法人関係情報該当性の検討が行われないまま、当該情報の内容が顧客に提供されていた。 当社における上記(1)のような法人関係情報の管理の状況は、法人関係情報に係る不公正な取引の防止を図るために必要かつ適切な措置を講じていないと認められ、金商法第 40 条第 2 号に基づく金商業等府令第 123 条第 1 項第 5 号に該当するものと認められる。 (2) 法人関係情報を提供した勧誘 平成 26 年 12 月頃、当社株式調査部の A アナリストは、上場会社である甲社に対する取材において、公表前の四半期の業績に関する法人関係情報（以下「本件法人関係情報」という。）を取得した当日に、営業を担当する当社職員 21 名及び 1 顧客に対し、電子メール等によって本件法人関係情報を伝達していた。	行政処分日 平成 27 年 12 月 15 日 会社に対する処分 <u>業務改善命令</u> ①再発防止策を策定し、これを確実に実施・定着させること。 ②策定した再発防止策に係る実効性の検証を行うこと。 (注)検証の結果、不十分な項目があった場合には、その理由及びそれに対する改善方針について報告すること。 ③全社的な法令等遵守意識を醸成し、法令等遵守に取り組む経営姿勢を明確化するなど、経営管理態勢・内部管理態勢の充実及び強化を図ること。 ④上記①～③につき、実施状況及び検証結果の初回報告期限を平成 28 年 1 月 22 日（金）として、書面にて報告すること。以降は、3ヵ月経過毎を期限と

一連 番号	勧告実施 年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容 (業者名欄に検査を実施した証券監視委又は財務局等名を付記)	行政処分等の内容
7 つづき		そして、本件法人関係情報の伝達を受けた当社職員のうち2営業員が同日中に、少なくとも上記1顧客を含む3顧客に対し、本件法人関係情報を甲社から公表される前に提供して甲社株式の売買の勧誘を行っていた。 当社における上記(2)のような株式の売買を勧誘する行為は、有価証券の売買その他の取引等につき、顧客に対して法人関係情報を提供して勧誘する行為と認められ、平成26年法律第44号による改正前の金商法第38条第7号に基づく金商業等府令第117条第1項第14号に該当するものと認められる。	するほか、必要に応じて随時報告を行うこと。
8	28. 1. 29	【アーツ証券株式会社(証券監視委)】 ※会社勧告 (1) 株式会社オプティファクターに関連する債券について 株式会社オプティファクター(以下「オプティ社」という。)は、債券発行を目的とするとして、平成16年3月にオプティ・メディックス・リミテッド(以下「OPM社」という。)を英領ヴァージン諸島に、同17年7月に株式会社メディカル・リレーションズ・リミテッド(以下「MRL社」という。)を東京に、同22年12月にメディカル・トレンド・リミテッド(以下「MTL社」といい、この3社を「発行会社3社」という。)を英領ヴァージン諸島に、それぞれ設立し、発行会社3社の運営を行っている。 発行会社3社は、診療報酬債権等を買取り、それを「裏付資産」とするとして、OPM社においては平成16年6月から「OPTI-MEDEX Note」との、MRL社においては同19年11月から「メディカル・リレーションズ発行私募社債」との、MTL社においては同23年2月から「Medical Trend Note」との各名称の社債(以下、発行会社3社が発行する社債をそれぞれ「OPM債」、「MRL債」及び「MTL債」といい、これらを総称して「本件3社債」という。)を発行し、資金を調達している。 本件3社債の発行残高は、平成27年10月末現在、合計で約227億円(投資者数は約2,470者)となっている。 当社は、平成16年6月からOPM債、同23年2月からMTL債の販売を一般投資家等の顧客に対して行うとともに、発行会社3社からの委託により、竹松証券株式会社、田原証券株式会社及び六和証券株式会社に対し、OPM債及びMTL債の販売について、上光証券株式会社、共和証券株式会社及びおきなわ証券株式会社に対し、MRL債の販売について、それぞれ紹介・助言・支援等を行っている(以下、当社が上記支援等を行っている上記6社を「関連販売証券会社」という。) これにより、当社は、発行会社3社から、当社による販売額に応じた販売手数料等を受領するとともに、関連販売証券会社による販売額に応じ、上記支援等に係る業務委託手数料を受領している。 当社による販売残高は、平成27年10月末現在、OPM債が約38億円、MTL債が約29億円、合計で約67億円(投資者数は約490者)となっている。 こうした中、オプティ社及び発行会社3社は、平成25年3月以降、その財務状況を確認したところ、「決算書に実態が不明又は実在性の確認できない資産や売上が多額に計上」され、「実在性のあることが確認できた資産の合計額」は「債券の発行残高に比べて明らかに僅少であることが判明」した等として、同27年11月6日、東京地方裁判所に破産手続開始の申立てを行い、MRL社については同日、オプティ社、OPM社及びMTL社については同月13日に、破産手続開始決定を受けた。 証券監視委において、本件3社債の実態を検証したところ、(a)発行会社3社のいずれにおいても、社債発行の初期より、買い取った診療報酬債権等の残高は社債発行残高に比して著しく僅少であったこと、(b)OPM社については平成17年12月期から、MRL社については同23年4月期から、MTL社については同24年3月期から、社債発行によって	行政処分日 平成28年1月29日 会社に対する処分 登録取消し ・関東財務局長(金商)第2号の登録を取り消す。 業務改善命令 ①顧客(本件に関連する金融商品仲介業者及び他の販売証券会社を含む。)に対し、今回の行政処分の内容を十分に説明し、適切な対応を行うこと。 ②「中小企業資金繰支援債券」及び「ASAP ALPHA NOTE」の純資産価額について、速やかに把握し、顧客(本件に関連する金融商品仲介業者及び他の販売証券会社を含む。)に説明すること。 ③顧客(本件に関連する他の販売証券会社の顧客を含む。)間の公平に配慮しつつ、顧客資産が適切に顧客に返還されるよう、必要な対応を速やかに行うこと。 ④会社財産を不当に費消しないこと。 ⑤顧客(本件に関連する金融商品仲介業者及び他の販売証券会社を含む。)への説明及び顧客資産の返還のために必要な人的構成を確保すること。 ⑥上記の対応・実施状況について、平成28年2月12日(金)

一連 番号	勧告実施 年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容 (業者名欄に検査を実施した証券監視委又は財務局等名を付記)	行政処分等の内容
8 つづき		調達した資金が、診療報酬債権等の買取り以外に、オブティ社及びその関連会社（以下「関連会社」という。）の資金等に流用され（オブティ社及び関連会社を経由したものも含め、発行会社3社間の資金の移動も行われた。）、毀損されていたこと、(c)その結果、本件3社債の新規発行を行わなければ、既発行の本件3社債の償還及び利払いを継続的に行うことが困難な状況に至ったことが認められた。 当社のX代表取締役（以下「X社長」という。）は、遅くとも平成25年10月頃までに、オブティ社のY代表取締役（以下「Y社長」という。）から発行会社3社の財務状況に関する相談を受けるなどし、発行会社3社のいずれにおいても、買い取った診療報酬債権等の残高は社債発行残高に比して著しく僅少であること、社債発行によって調達した資金が、診療報酬債権等の買取り以外に、オブティ社及び関連会社の資金等に流用され、毀損されていること、「決算書に実態が不明又は実在性の確認できない資産」が「多額に計上」され、「実在性のあることが確認できた資産の合計額」は「債券の発行残高に比べて明らかに僅少」となっていること等を認識した。 ア 金融商品取引契約の締結又はその勧誘に関して、顧客に対して虚偽のことを告げる行為 X社長は、その業務に関し、Y社長とともに、上記のように発行会社3社の財務状況の実態を認識したにもかかわらず、これを意図的に秘匿・隠蔽したまま、当社営業員及び金融商品仲介業者をして、顧客に対し、OPM債及びMTL債の販売を継続した。 また、当社は、OPM債及びMTL債について、事実上、反し、「本債券発行を目的として設立された特別目的会社（SPC）」が「診療報酬債権等」を取得し、それらを裏付資産として発行される債券」であり、「安全性の高い商品」と記載した勧誘資料及び契約締結前交付書面の作成・使用を継続することとし、当社営業員及び金融商品仲介業者をして、顧客に対し、当該勧誘資料等を使用し、事実上、反し、診療報酬債権等が「裏付資産」であり、「安全性の高い商品」である旨を説明し、OPM債及びMTL債の販売を継続した。 当社の上記の行為は、金商法第38条第1号に掲げる「金融商品取引契約の締結又はその勧誘に関して、顧客に対し虚偽のことを告げる行為」に該当するものと認められる。 イ 関連販売証券会社に虚偽の決算報告書等を送付する行為 X社長は、その業務に関し、Y社長とともに、関連販売証券会社に対しても、上記アと同様、発行会社3社の財務状況の実態を意図的に秘匿・隠蔽したまま、当社又はオブティ社において、関連販売証券会社に対し、虚偽の診療報酬債権等の残高等を記載した決算報告書及び運用実績報告書を送付し続けるとともに、上記アと同様の当社作成の勧誘資料等のひな型を送付し、これに基づき、本件3社債の販売を継続させた。 当社の上記の行為は、金商法第52条第1項第9号に規定する「金融商品取引業に関し、不正又は著しく不当な行為をした場合において、その情状が特に重いとき」に該当するものと認められる。 (2) その他の債券について ア 「中小企業資金繰支援債券」について 当社は、ワダツミ株式会社と提携し（役員派遣を含む。）、平成25年2月、WADATSUMI BENEFIT LIMITED（以下「WBL社」という。）をケイマン諸島に設立した。 WBL社は、中小企業の売掛債権を買い取り、それを「裏付資産」とするとして、「中小企業資金繰支援債券」との名称の社債（以下「WBL債」という。）を発行し、資金を調達している。WBL債の発行残高は、平成27年11月末現在、合計で約5.7億円となっている（投資者数は約120者）。 当社は、WBL社に対し、債券発行額・時期や売掛債権	までに書面で報告するとともに、以降、そのすべてが完了するまでの間、随時書面で報告すること。

一連 番号	勧告実施 年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容 (業者名欄に検査を実施した証券監視委又は財務局等名を付記)	行政処分等の内容
8 つづき		の買取り等について助言等を行うとともに、平成 25 年 7 月から、当社営業員及び金融商品仲介業者をして、W B L 債の販売を一般投資家等の顧客に対して行い、また、W B L 社からの委託により、竹松証券株式会社、田原証券株式会社及び大熊本証券株式会社に対し、W B L 債の販売について、紹介・助言・支援等を行っている。 当社による W B L 債の販売残高は、平成 27 年 11 月末現在、約 2.2 億円（投資者数は約 10 者）となっている。 W B L 社は、W B L 債の発行当初より、買い取った売掛債権の残高が社債発行残高に比して僅少な状態が継続するとともに、平成 26 年 9 月以降、買い取った売掛債権について回収遅延が発生するようになった。その結果、同 27 年 11 月末現在、売掛債権買取残高は約 2.4 億円にすぎず、そのうち約 1.2 億円を直ちに回収することが困難になっている。 X 社長は、W B L 債の発行当初から上記の W B L 社の財務状況の実態を認識していた。しかしながら、当社は、W B L 債の販売のために作成・使用した勧誘資料等において、「裏付資産」については「本債券発行により調達した資金を基に売掛債権の取得を行います」などと記載する一方、「発行体の信用リスク」については抽象的な記載しかせず、顧客に対し、W B L 債の販売を行った。 当該勧誘資料等は、W B L 社において、売掛債権の買取り又はその回収可能性等に現に問題が生じているにもかかわらず、顧客に対し、当該問題が生じていないとの誤解を与える表示をしたものである。 イ 「ASAP ALPHA NOTE」について ASAP ALPHA（以下「A S A P 社」という。）は、平成 25 年 3 月にケイマン諸島に設立され、米国に所在する不動産を「収益の根源」とするとして、「ASAP ALPHA NOTE」との名称の社債（以下「A S A P 債」という。）を発行し、資金を調達している。 そして、A S A P 社は、同社子会社の発行する社債 A を取得し、同子会社は、米国に所在する不動産を取得し、賃料収入を得るとする会社（米国 L L C）の発行する社債 B を取得している。 A S A P 債の発行残高は、平成 27 年 11 月末現在、合計で約 49 億円となっている（投資者数は約 560 者）。 当社は、平成 25 年 6 月から、A S A P 社の管理・運営を行っている米国会社からの委託により、山形証券株式会社、竹松証券株式会社、田原証券株式会社、大熊本証券株式会社及びおきなわ証券株式会社に対し、A S A P 債の販売について、紹介・助言・支援等を行うとともに、同 26 年 5 月から、当社営業員及び金融商品仲介業者をして、A S A P 債の販売を一般投資家等の顧客に対して行っている。 当社による A S A P 債の販売残高は、平成 27 年 11 月末現在、約 12 億円（投資者数は約 90 者）となっている。 しかしながら、上記 L L C については、決算書類が作成されておらず、財務状況等の実態が不明である。当社も、証券監視委の検査に対し、上記 L L C の実態を的確に説明できない。 当社は、上記 L L C の実態を的確に把握していないにもかかわらず、A S A P 債について、「収益の根源は本スキームを通じて保有される米国不動産に関連付けられたもの」と記載した勧誘資料等を作成・使用することにより、販売証券会社である当社が上記 L L C の実態を的確に把握しているかのような誤解を与える表示をし、顧客に対し、その販売を行った。 当社の上記ア及びイの行為は、それぞれ、金商法第 38 条第 8 号（平成 26 年 5 月 30 日法律第 44 号による改正前は同条第 7 号。）に基づく金商業等府令第 117 条第 1 項第 2 号に掲げる「金融商品取引契約の締結又はその勧誘に関して（略）重要な事項につき誤解を生ぜしめるべき表示をする行為」に該当するものと認められる。	

一連 番号	勧告実施 年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容 (業者名欄に検査を実施した証券監視委又は財務局等名を付記)	行政処分等の内容
9	28. 2. 19	【上光証券株式会社(北海道)】 ※会社勧告 株式会社オブティファクター（以下「オブティ社」という。）は、債券発行を目的とするとして、平成 16 年 3 月にオブティ・メディックス・リミテッド（以下「OPM社」という。）を英領ヴァージン諸島に、同 17 年 7 月に株式会社メディカル・リレーションズ・リミテッド（以下「MRL社」という。）を東京に、同 22 年 12 月にメディカル・トレンド・リミテッド（以下「MTL社」といい、この 3 社を「発行会社 3 社」という。）を英領ヴァージン諸島に、それぞれ設立し、発行会社 3 社の運営を行っている。 発行会社 3 社は、診療報酬債権等を買取り、それを「裏付資産」とするとして、OPM社においては平成 16 年 6 月から「OPTI-MEDEX Note」との、MRL社においては同 19 年 11 月から「メディカル・リレーションズ発行私募社債」との、MTL社においては同 23 年 2 月から「Medical Trend Note」との各名称の社債（以下、発行会社 3 社が発行する社債をそれぞれ「OPM債」、「MRL債」及び「MTL債」といい、これらを総称して「本件 3 社債」という。）を発行し、資金を調達している。 本件 3 社債の発行残高は、平成 27 年 10 月末現在、合計で約 227 億円（投資者数は約 2,470 者）となっている。 当社は、アーツ証券株式会社（東京都中央区、X 代表取締役、平成 28 年 1 月 29 日登録取消し。以下「アーツ証券」という。）から紹介・助言・支援等を受け、本件 3 社債のうち、平成 22 年 1 月から MRL 債の販売を一般投資家等の顧客に対して行っている。 当社による MRL 債の販売残高は、平成 27 年 10 月末現在、約 13 億円（投資者数は約 310 者）となっている。 こうした中、オブティ社及び発行会社 3 社は、平成 25 年 3 月以降、その財務状況を確認したところ、「決算書に実態が不明又は実在性の確認できない資産や売上が多額に計上」され、「実在性のあることが確認できた資産の合計額」は「債券の発行残高に比べて明らかに僅少であることが判明」した等として、同 27 年 11 月 6 日、東京地方裁判所に破産手続開始の申立てを行い、MRL 社については同日、オブティ社、OPM 社及び MTL 社については同月 13 日に、破産手続開始決定を受けた。 証券監視委において、本件 3 社債の実態を検証したところ、(a) 発行会社 3 社のいずれにおいても、社債発行の初期より、買い取った診療報酬債権等の残高は社債発行残高に比して著しく僅少であったこと、(b) OPM 社については平成 17 年 12 月期から、MRL 社については同 23 年 4 月期から、MTL 社については同 24 年 3 月期から、社債発行によって調達した資金が、診療報酬債権等の買取り以外に、オブティ社及びその関連会社の資金等に流用され（オブティ社及び関連会社を経由したものも含め、発行会社 3 社間の資金の移動も行われた。）、毀損されていったこと、(c) その結果、本件 3 社債の新規発行を行わなければ、既発行の本件 3 社債の償還及び利払いを継続的に行うことが困難な状況に至ったことが認められた。 当社は、平成 20 年夏頃にアーツ証券から MRL 債の販売について提案を受け、アーツ証券及びオブティ社からの商品説明等を踏まえ、同 21 年 11 月に販売することを決定したとしている。 しかしながら、当社は、その決定に当たって、Z 代表取締役の知人からアーツ証券は信頼できる旨の説明を受け、アーツ証券を信頼できるとの判断をしたことを背景に、発行会社の財務に関する書類を十分に入手せず、商品内容や発行会社等の審査を実質的にはほとんど行っていないなど、アーツ証券及びオブティ社をただ信頼して、販売を決定したものである。 また、当社は、上記のとおり、商品内容等の審査をほとんど行わないまま、MRL 債の販売を開始した後も、アーツ証券等からの報告等をただ信頼するだけで、アーツ証券等による説明どおりの商品内容となっているか、発行会社が適切に運営されているかといった事後的なモニタリングをほとんど行っていないかった。	行政処分日 平成 28 年 2 月 26 日 会社に対する処分 <u>業務改善命令</u> ①全顧客に対し、今回の行政処分の内容を十分に説明し、適切な対応を行うこと。 ②「メディカル・リレーションズ発行私募社債」について、破産手続の状況を適切に把握した上で、顧客に対し、必要な対応をとること。 ③金融商品取引業務を適切に行うための経営管理態勢、業務運営態勢及び内部管理態勢を整備するなど、本件に係る再発防止策を策定し、着実に実施すること。 ④本件に係る責任の所在の明確化を図ること。 ⑤上記の対応・実施状況について、平成 28 年 3 月 28 日までに書面で報告するとともに、以降、そのすべてが完了するまでの間、随時書面で報告すること。

一連 番号	勧告実施 年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容 (業者名欄に検査を実施した証券監視委又は財務局等名を付記)	行政処分等の内容
9 つづき		このように、当社は、MRL債の販売において、アーツ証券等をただ信頼し、販売証券会社として自ら適切に商品内容等の審査及びモニタリングを行うことを怠り、発行会社の運営状況等の実態を把握することができなかった。 こうしたことから、当社は、MRL債について、顧客に対し、事実に対し、「本債券発行を目的として設立された特別目的会社（SPC）」が「診療報酬債権等を取得し、それらを裏付資産として発行される債券」であり、「安全性の高い商品」であると記載した勧誘資料及び契約締結前交付書面を使用して、事実に対し、診療報酬債権等が「裏付資産」であり、「安全性の高い商品」である旨を説明し、販売を行った。 当社の上記の行為は、金商法第38条第8号（平成26年5月30日法律第44号による改正前は同条第7号。）に基づく金商業等府令第117条第1項第2号に掲げる「金融商品取引契約の締結又はその勧誘に関して、虚偽の表示（略）をする行為」に該当するものと認められる。 また、MRL社の財務書類については公認会計士による監査が行われていないにもかかわらず、当社がMRL債の販売の際に使用した上記勧誘資料等には、「会計監査」が行われている旨の記載もされている。 当社は、顧客に対し、MRL社の財務書類について公認会計士による監査が行われているかのような誤解を与える表示をし、MRL債の販売を行ったものである。 当社の上記の行為は、金商法第38条第8号（平成26年5月30日法律第44号による改正前は同条第7号。）に基づく金商業等府令第117条第1項第2号に掲げる「金融商品取引契約の締結又はその勧誘に関して、（略）重要な事項につき誤解を生ぜしめるべき表示をする行為」に該当するものと認められる。	
10	28. 2. 19	【共和証券株式会社(関東)】 ※会社勧告 株式会社オブティファクター（以下「オブティ社」という。）は、債券発行を目的とするとして、平成16年3月にオブティ・メディックス・リミテッド（以下「OPM社」という。）を英領ヴァージン諸島に、同17年7月に株式会社メディカル・リレーションズ・リミテッド（以下「MRL社」という。）を東京に、同22年12月にメディカル・トレンド・リミテッド（以下「MTL社」といい、この3社を「発行会社3社」という。）を英領ヴァージン諸島に、それぞれ設立し、発行会社3社の運営を行っている。 発行会社3社は、診療報酬債権等を買取り、それを「裏付資産」とするとして、OPM社においては平成16年6月から「OPTI-MEDEX Note」との、MRL社においては同19年11月から「メディカル・リレーションズ発行私募社債」との、MTL社においては同23年2月から「Medical Trend Note」との各名称の社債（以下、発行会社3社が発行する社債をそれぞれ「OPM債」、「MRL債」及び「MTL債」といい、これらを総称して「本件3社債」という。）を発行し、資金を調達している。 本件3社債の発行残高は、平成27年10月末現在、合計で約227億円（投資者数は約2,470者）となっている。 当社は、アーツ証券株式会社（東京都中央区、X代表取締役、平成28年1月29日登録取消し。以下「アーツ証券」という。）から紹介・助言・支援等を受け、本件3社債のうち、平成25年4月からMRL債の販売を一般投資家等の顧客に対して行っている。 当社によるMRL債の販売残高は、平成27年10月末現在、約4億円（投資者数は約60者）となっている。 こうした中、オブティ社及び発行会社3社は、平成25年3月以降、その財務状況を確認したところ、「決算書に実態が不明又は実在性の確認できない資産や売上が多額に計上」され、「実在性のあることが確認できた資産の合計額」は「債券の発行残高に比べて明らかに僅少であることが判明」した等として、同27年11月6日、東京地方裁判所に破産手続開始の申立	行政処分日 平成28年2月26日 会社に対する処分 業務改善命令 ①全顧客に対し、今回の行政処分の内容を十分に説明し、適切な対応を行うこと。 ②メディカル・リレーションズ発行私募社債について、破産手続の状況を適切に把握した上で、顧客に対し、必要な対応をとること。 ③金融商品取引業務を適切に行うための経営管理態勢、業務運営態勢及び内部管理態勢を整備するなど、本件に係る再発防止策を策定し、着実に実施すること。 ④本件に係る責任の所在の明確化を図ること。 ⑤上記の対応・実施状況について、平成

一連 番号	勧告実施 年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容 (業者名欄に検査を実施した証券監視委又は財務局等名を付記)	行政処分等の内容
10 つづき		てを行い、MRL社については同日、オブティ社、OPM社及びMTL社については同月13日に、破産手続開始決定を受けた。 証券監視委において、本件3社債の実態を検証したところ、(a) 発行会社3社のいずれにおいても、社債発行の初期より、買い取った診療報酬債権等の残高は社債発行残高に比して著しく僅少であったこと、(b) OPM社については平成17年12月期から、MRL社については同23年4月期から、MTL社については同24年3月期から、社債発行によって調達した資金が、診療報酬債権等の買取り以外に、オブティ社及びその関連会社の資金等に流用され(オブティ社及び関連会社を経由したものも含め、発行会社3社間の資金の移動も行われた。)、毀損されていったこと、(c) その結果、本件3社債の新規発行を行わなければ、既発行の本件3社債の償還及び利払いを継続的に行うことが困難な状況に至ったことが認められた。 当社は、平成24年12月にアーツ証券からMRL債の販売について提案を受け、アーツ証券からの商品説明等を踏まえ、同25年3月に販売することを決定したとしている。 しかしながら、当社は、その決定に当たって、商品内容や発行会社等の審査を実質的にはほとんど行っていないなど、アーツ証券の説明内容をただ信頼して、販売を決定したものである。 また、当社は、上記のとおり、商品内容等の審査をほとんど行わないまま、MRL債の販売を開始した後も、アーツ証券からの報告等をただ信頼するだけで、アーツ証券による説明どおりの商品内容となっているか、発行会社が適切に運営されているかといった事後的なモニタリングをほとんど行っていなかった。 このように、当社は、MRL債の販売において、アーツ証券の説明等をただ信頼し、販売証券会社として自ら適切に商品内容等の審査及びモニタリングを行うことを怠り、発行会社の運営状況等の実態を把握することができなかった。 こうしたことから、当社は、MRL債について、顧客に対し、事実に反し、「本債券発行を目的として設立された特別目的会社(SPC)」が「診療報酬債権等を取得し、それらを裏付資産として発行される債券」であり、「安全性の高い商品」であると記載した勧誘資料及び契約締結前交付書面を使用して、事実上、診療報酬債権等が「裏付資産」であり、「安全性の高い商品」である旨を説明し、販売を行った。 当社の上記の行為は、金商法第38条第8号(平成26年5月30日法律第44号による改正前は同条第7号。)に基づく金商業等府令第117条第1項第2号に掲げる「金融商品取引契約の締結又はその勧誘に関して、虚偽の表示(略)をする行為」に該当するものと認められる。 また、MRL社の財務書類については公認会計士による監査が行われていないにもかかわらず、当社がMRL債の販売の際に使用した上記勧誘資料等には、「会計監査」が行われている旨の記載もされている。 当社は、顧客に対し、MRL社の財務書類について公認会計士による監査が行われているかのような誤解を与える表示をし、MRL債の販売を行ったものである。 当社の上記の行為は、金商法第38条第8号(平成26年5月30日法律第44号による改正前は同条第7号。)に基づく金商業等府令第117条第1項第2号に掲げる「金融商品取引契約の締結又はその勧誘に関して、(略)重要な事項につき誤解を生ぜしめるべき表示をする行為」に該当するものと認められる。	28年3月28日までに書面で報告するとともに、以降、そのすべてが完了するまでの間、随時書面で報告すること。
11	28. 2. 19	【竹松証券株式会社(北陸)】 ※会社勧告 (1) 株式会社オブティファクターに関連する債券について 株式会社オブティファクター(以下「オブティ社」という。)は、債券発行を目的とするとして、平成16年3月にオブテ	行政処分日 平成28年2月26日 会社に対する処分 業務改善命令

一連 番号	勧告実施 年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容 (業者名欄に検査を実施した証券監視委又は財務局等名を付記)	行政処分等の内容
11 つづき		イ・メディックス・リミテッド(以下「OPM社」という。)を英領ヴァージン諸島に、同17年7月に株式会社メディカル・リレーションズ・リミテッド(以下「MRL社」という。)を東京に、同22年12月にメディカル・トレンド・リミテッド(以下「MTL社」といい、この3社を「発行会社3社」という。)を英領ヴァージン諸島に、それぞれ設立し、発行会社3社の運営を行っている。 発行会社3社は、診療報酬債権等を買取り、それを「裏付資産」とするとして、OPM社においては平成16年6月から「OPTI-MEDEX Note」との、MRL社においては同19年11月から「メディカル・リレーションズ発行私募社債」との、MTL社においては同23年2月から「Medical Trend Note」との各名称の社債(以下、発行会社3社が発行する社債をそれぞれ「OPM債」、「MRL債」及び「MTL債」といい、これらを総称して「本件3社債」という。)を発行し、資金を調達している。 本件3社債の発行残高は、平成27年10月末現在、合計で約227億円(投資者数は約2,470者)となっている。 当社は、アーツ証券株式会社(東京都中央区、X代表取締役、平成28年1月29日登録取消し。以下「アーツ証券」という。)から紹介・助言・支援等を受け、本件3社債のうち、平成22年2月からOPM債、同23年3月からMTL債の販売を一般投資家等の顧客に対して行っている。 当社によるOPM債及びMTL債の販売残高は、平成27年10月末現在、OPM債が約20億円、MTL債が約9億円、合計で約30億円(投資者数は約280者)となっている。 こうした中、オブティ社及び発行会社3社は、平成25年3月以降、その財務状況を確認したところ、「決算書に実態が不明又は実在性の確認できない資産や売上が多額に計上」され、「実在性のあることが確認できた資産の合計額」は「債券の発行残高に比べて明らかに僅少であることが判明」した等として、同27年11月6日、東京地方裁判所に破産手続開始の申立てを行い、MRL社については同日、オブティ社、OPM社及びMTL社については同月13日に、破産手続開始決定を受けた。 証券監視委において、本件3社債の実態を検証したところ、(a)発行会社3社のいずれにおいても、社債発行の初期より、買取った診療報酬債権等の残高は社債発行残高に比して著しく僅少であったこと、(b)OPM社については平成17年12月期から、MRL社については同23年4月期から、MTL社については同24年3月期から、社債発行によって調達した資金が、診療報酬債権等の買取り以外に、オブティ社及びその関連会社の資金等に流用され(オブティ社及び関連会社を経由したものも含め、発行会社3社間の資金の移動も行われた。)、毀損されていたこと、(c)その結果、本件3社債の新規発行を行わなければ、既発行の本件3社債の償還及び利払いを継続的に行うことが困難な状況に至ったことが認められた。 当社は、平成21年5月にアーツ証券からOPM債の販売について提案を受け、アーツ証券及びオブティ社からの商品説明等を踏まえ、同年11月に販売することを決定したとしている。 しかしながら、当社は、その決定に当たって、発行会社の財務に関する書類を全く入手せず、商品内容や発行会社等の審査を実質的にはほとんど行っていないなど、アーツ証券及びオブティ社を信頼できるとのZ代表取締役の判断の下、アーツ証券及びオブティ社をただ信頼して、販売を決定したものである。 こうした状況は、平成23年3月にMTL債の販売を決定する際も同様であった。 また、当社は、上記のとおり、商品内容等の審査をほとんど行わないまま、OPM債及びMTL債の販売を開始した後も、アーツ証券等からの報告等をただ信頼するだけで、ブログ等で積極的に紹介する一方、アーツ証券等による説明どお	①全顧客に対し、今回の行政処分の内容を十分に説明し、適切な対応を行うこと。 ②「OPTI-MEDEX Note」及び「Medical Trend Note」について、破産手続の状況を適切に把握した上で、顧客に対し、必要な対応をとること。 ③「中小企業資金繰支援債券」及び「ASAP ALPHA NOTE」について、純資産価額を把握した上で顧客に説明するとともに、他の販売証券会社とも連携し、必要な対応をとること。 ④金融商品取引業務を適切に行うための経営管理態勢、業務運営態勢及び内部管理態勢を整備するなど、本件に係る再発防止策を策定し、着実に実施すること。 ⑤本件に係る責任の所在の明確化を図ること。 ⑥上記の対応・実施状況について、平成28年3月28日までに書面で報告するとともに、以降、そのすべてが完了するまでの間、随時書面で報告すること。

一連 番号	勧告実施 年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容 (業者名欄に検査を実施した証券監視委又は財務局等名を付記)	行政処分等の内容
11 つづき		りの商品内容となっているか、発行会社が適切に運営されているかといった事後的なモニタリングはほとんど行っていなかった。 このように、当社は、OPM債及びMTL債の販売において、アーツ証券等をただ信頼し、販売証券会社として自ら適切に商品内容等の審査及びモニタリングを行うことを怠り、発行会社の運営状況等の実態を把握することができなかった。 こうしたことから、当社は、OPM債及びMTL債について、顧客に対し、事実と反し、「本債券発行を目的として設立された特別目的会社（SPC）」が「診療報酬債権等」を取得し、それらを裏付資産として発行される債券であり、「安全性の高い商品」と記載した勧誘資料及び契約締結前交付書面を使用して、事実と反し、診療報酬債権等が「裏付資産」であり、「安全性の高い商品」である旨を説明し、販売を行った。 当社の上記の行為は、金商法第38条第8号（平成26年5月30日法律第44号による改正前は同条第7号。）に基づく金商業等府令第117条第1項第2号に掲げる「金融商品取引契約の締結又はその勧誘に関して、虚偽の表示（略）をする行為」に該当するものと認められる。 (2) その他の債券について ア 「中小企業資金繰支援債券」について WADATSUMI BENEFIT LIMITED（以下「WBL社」という。）は、平成25年2月にケイマン諸島に設立され、中小企業の売掛債権を買い取り、それを「裏付資産」とするとして、「中小企業資金繰支援債券」との名称の社債（以下「WBL債」という。）を発行し、資金を調達している。WBL債の発行残高は、平成27年11月末現在、合計で約5.7億円（投資者数は約120者）となっている。 当社は、アーツ証券から紹介・助言・支援等を受け、平成25年8月から、WBL債の販売を一般投資家等の顧客に対して行っている。 当社によるWBL債の販売残高は、平成27年11月末現在、合計で約0.8億円（投資者数は約20者）となっている。 WBL社は、WBL債の発行当初より、買い取った売掛債権の残高が社債発行残高に比して僅少な状態が継続するとともに、平成26年9月以降、買い取った売掛債権について回収遅延が発生するようになった。その結果、同27年11月末現在、売掛債権買取残高は約2.4億円にすぎず、そのうち約1.2億円を直ちに回収することが困難になっている。 当社は、WBL債の発行当初から上記のWBL社の財務状況の実態を認識していた。しかしながら、当社は、WBL債の販売のために作成・使用した勧誘資料等において、「裏付資産」については「本債券発行により調達した資金を基に売掛債権の取得を行います」などと記載する一方、「発行会社の信用リスク」については抽象的な記載しかせず、顧客に対し、WBL債の販売を行った。 当該勧誘資料等は、WBL社において、売掛債権の買取り又はその回収可能性等に現に問題が生じているにもかかわらず、顧客に対し、当該問題が生じていないとの誤解を与える表示をしたものである。 イ 「ASAP ALPHA NOTE」について ASAP ALPHA（以下「ASAP社」という。）は、平成25年3月にケイマン諸島に設立され、米国に所在する不動産を「収益の根源」とするとして、「ASAP ALPHA NOTE」との名称の社債（以下「ASAP債」という。）を発行し、	

一連 番号	勧告実施 年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容 (業者名欄に検査を実施した証券監視委又は財務局等名を付記)	行政処分等の内容
11 つづき		資金を調達している。 そして、A S A P社は、同社子会社の発行する社債Aを取得し、同子会社は、米国に所在する不動産を取得し、賃料収入を得るとする会社（米国L L C）の発行する社債Bを取得している。 A S A P債の発行残高は、平成 27 年 11 月末現在、合計で約 49 億円（投資者数は約 560 者）となっている。 当社は、アーツ証券から紹介・助言・支援等を受け、平成 26 年 4 月から、A S A P債の販売を一般投資家等の顧客に対して行っている。 当社によるA S A P債の販売残高は、平成 27 年 11 月末現在、合計で約 13 億円（投資者数は約 150 者）となっている。 しかしながら、上記L L Cについては、決算書類が作成されておらず、財務状況等の実態が不明である。当社も、北陸財務局の検査に対し、上記L L Cの実態を的確に説明できない。 当社は、上記L L Cの実態を的確に把握していないにもかかわらず、A S A P債について、「収益の根源は本スキームを通じて保有される米国不動産に関連付けられたもの」と記載した勧誘資料等を作成・使用することにより、販売証券会社である当社が上記L L Cの実態を的確に把握しているかのような誤解を与える表示をし、顧客に対し、その販売を行った。 当社の上記ア及びイの行為は、それぞれ、金商法第 38 条第 8 号（平成 26 年 5 月 30 日法律第 44 号による改正前は同条第 7 号。）に基づく金商業等府令第 117 条第 1 項第 2 号に掲げる「金融商品取引契約の締結又はその勧誘に関して、（略）重要な事項につき誤解を生ぜしめるべき表示をする行為」に該当するものと認められる。	
12	28. 2. 19	【田原証券株式会社(東海)】 ※会社勧告 (1) 株式会社オプティファクターに関連する債券について 株式会社オプティファクター(以下「オプティ社」という。)は、債券発行を目的とするとして、平成 16 年 3 月にオプティ・メディックス・リミテッド(以下「O P M社」という。)を英領ヴァージン諸島に、同 17 年 7 月に株式会社メディカル・リレーションズ・リミテッド(以下「MR L社」という。)を東京に、同 22 年 12 月にメディカル・トレンド・リミテッド(以下「MT L社」といい、この 3 社を「発行会社 3 社」という。)を英領ヴァージン諸島に、それぞれ設立し、発行会社 3 社の運営を行っている。 発行会社 3 社は、診療報酬債権等を買取り、それを「裏付資産」とするとして、O P M社においては平成 16 年 6 月から「OPTI-MEDEX Note」との、MR L社においては同 19 年 11 月から「メディカル・リレーションズ発行私募社債」との、MT L社においては同 23 年 2 月から「Medical Trend Note」との各名称の社債(以下、発行会社 3 社が発行する社債をそれぞれ「O P M債」、「MR L債」及び「MT L債」といい、これらを総称して「本件 3 社債」という。)を発行し、資金を調達している。 本件 3 社債の発行残高は、平成 27 年 10 月末現在、合計で約 227 億円（投資者数は約 2, 470 者）となっている。 当社は、アーツ証券株式会社（東京都中央区、X 代表取締役、平成 28 年 1 月 29 日登録取消し。以下「アーツ証券」という。）から紹介・助言・支援等を受け、本件 3 社債のうち、平成 20 年 5 月から O P M債、同 23 年 3 月から MT L債の販売を一般投資家等の顧客に対して行っている。 当社による O P M債及び MT L債の販売残高は、平成 27	行政処分日 平成 28 年 2 月 26 日 会社に対する処分 業務改善命令 ①全顧客に対し、今回の行政処分の内容を十分に説明し、適切な対応を行うこと。 ②「OPTI-MEDEX Note」及び「Medical Trend Note」について、破産手続の状況を適切に把握した上で、顧客に対し、必要な対応をとること。 ③「中小企業資金繰支援債券」及び「ASAP ALPHA NOTE」について、純資産価額を把握した上で顧客に説明するとともに、他の販売証券会社とも連携し、必要な対応をとること。 ④金融商品取引業務

一連 番号	勧告実施 年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容 (業者名欄に検査を実施した証券監視委又は財務局等名を付記)	行政処分等の内容
12 つづき		年 10 月末現在、OPM債が約 46 億円、MTL債が約 10 億円、合計で約 56 億円（投資者数は約 710 者）となっている。 こうした中、オブティ社及び発行会社 3 社は、平成 25 年 3 月以降、その財務状況を確認したところ、「決算書に実態が不明又は実在性の確認できない資産や売上が多額に計上」され、「実在性のあることが確認できた資産の合計額」は「債券の発行残高に比べて明らかに僅少であることが判明」した等として、同 27 年 11 月 6 日、東京地方裁判所に破産手続開始の申立てを行い、MRL 社については同日、オブティ社、OPM 社及び MTL 社については同月 13 日に、破産手続開始決定を受けた。 証券監視委において、本件 3 社債の実態を検証したところ、(a) 発行会社 3 社のいずれにおいても、社債発行の初期より、買い取った診療報酬債権等の残高は社債発行残高に比して著しく僅少であったこと、(b) OPM 社については平成 17 年 12 月期から、MRL 社については同 23 年 4 月期から、MTL 社については同 24 年 3 月期から、社債発行によって調達した資金が、診療報酬債権等の買取り以外に、オブティ社及びその関連会社の資金等に流用され（オブティ社及び関連会社を経由したものも含め、発行会社 3 社間の資金の移動も行われた。）、毀損されていたこと、(c) その結果、本件 3 社債の新規発行を行わなければ、既発行の本件 3 社債の償還及び利払いを継続的に行うことが困難な状況に至ったことが認められた。 当社は、平成 20 年 1 月頃にアーツ証券から OPM 債の販売について提案を受け、アーツ証券及びオブティ社からの商品説明等を踏まえ、同年 4 月に販売することを決定したとしている。 しかしながら、当社は、その決定に当たって、Z 代表取締役の知人からアーツ証券を紹介され、アーツ証券を信頼できると判断したことを背景に、発行会社の財務に関する書類を全く入手せず、商品内容や発行会社等の審査を実質的にはほとんど行っていないなど、アーツ証券及びオブティ社をただ信頼して、販売を決定したものである。 こうした状況は、平成 23 年 3 月に MTL 債の販売を決定する際も同様であった。 また、当社は、上記のとおり、商品内容等の審査をほとんど行わないまま、OPM 債及び MTL 債の販売を開始した後、アーツ証券等からの報告等をただ信頼するだけで、アーツ証券等による説明どおりの商品内容となっているか、発行会社が適切に運営されているかといった事後的なモニタリングはほとんど行っていなかった。 このように、当社は、OPM 債及び MTL 債の販売において、アーツ証券等をただ信頼し、販売証券会社として自ら適切に商品内容等の審査及びモニタリングを行うことを怠り、発行会社の運営状況等の実態を把握することができなかった。 こうしたことから、当社は、OPM 債及び MTL 債について、顧客に対し、事実と反し、「本債券発行を目的として設立された特別目的会社（SPC）」が「診療報酬債権等取得し、それらを裏付資産として発行される債券」であり、「安全性の高い商品」であると記載した勧誘資料及び契約締結前交付書面を使用して、事実と反し、診療報酬債権等が「裏付資産」であり、「安全性の高い商品」である旨を説明し、販売を行った。 当社の上記の行為は、金商法第 38 条第 8 号（平成 26 年 5 月 30 日法律第 44 号による改正前は同条第 7 号。）に基づく金商業等府令第 117 条第 1 項第 2 号に掲げる「金融商品取引契約の締結又はその勧誘に関して、虚偽の表示（略）をする行為」に該当するものと認められる。 (2) その他の債券について	を適切に行うための経営管理態勢、業務運営態勢及び内部管理態勢を整備するなど、本件に係る再発防止策を策定し、着実に実施すること。 ⑤本件に係る責任の所在の明確化を図ること。 ⑥上記の対応・実施状況について、平成 28 年 3 月 28 日までに書面で報告するとともに、以降、そのすべてが完了するまでの間、随時書面で報告すること。

一連 番号	勧告実施 年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容 (業者名欄に検査を実施した証券監視委又は財務局等名を付記)	行政処分等の内容
12 つづき		ア 「中小企業資金繰支援債券」について WADATSUMI BENEFIT LIMITED (以下「W B L社」という。)は、平成 25 年 2 月にケイマン諸島に設立され、中小企業の売掛債権を買い取り、それを「裏付資産」とするとして、「中小企業資金繰支援債券」との名称の社債 (以下「W B L債」という。)を発行し、資金を調達している。W B L債の発行残高は、平成 27 年 11 月末現在、合計で約 5.7 億円 (投資者数は約 120 者) となっている。 当社は、アーツ証券から紹介・助言・支援等を受け、平成 25 年 7 月から、W B L債の販売を一般投資家等の顧客に対して行っている。 当社によるW B L債の販売残高は、平成 27 年 11 月末現在、合計で約 2 億円 (投資者数は約 60 者) となっている。 W B L社は、W B L債の発行当初より、買い取った売掛債権の残高が社債発行残高に比して僅少な状態が継続するとともに、平成 26 年 9 月以降、買い取った売掛債権について回収遅延が発生するようになった。その結果、同 27 年 11 月末現在、売掛債権買取残高は約 2.4 億円にすぎず、そのうち約 1.2 億円を直ちに回収することが困難になっている。 当社は、W B L債の発行当初から上記のW B L社の財務状況の実態を認識していた。しかしながら、当社は、W B L債の販売のために作成・使用した勧誘資料等において、「裏付資産」については「本債券発行により調達した資金を基に売掛債権の取得を行います」などと記載する一方、「発行会社の信用リスク」については抽象的な記載しかせず、顧客に対し、W B L債の販売を行った。 当該勧誘資料等は、W B L社において、売掛債権の買取り又はその回収可能性等に現に問題が生じているにもかかわらず、顧客に対し、当該問題が生じていないとの誤解を与える表示をしたものである。 イ 「ASAP ALPHA NOTE」について ASAP ALPHA (以下「A S A P社」という。)は、平成 25 年 3 月にケイマン諸島に設立され、米国に所在する不動産を「収益の根源」とするとして、「ASAP ALPHA NOTE」との名称の社債 (以下「A S A P債」という。)を発行し、資金を調達している。 そして、A S A P社は、同社子会社の発行する社債Aを取得し、同会社は、米国に所在する不動産を取得し、賃料収入を得るとする会社 (米国L L C) の発行する社債Bを取得している。 A S A P債の発行残高は、平成 27 年 11 月末現在、合計で約 49 億円 (投資者数は約 560 者) となっている。 当社は、アーツ証券から紹介・助言・支援等を受け、平成 25 年 10 月から、A S A P債の販売を一般投資家等の顧客に対して行っている。 当社によるA S A P債の販売残高は、平成 27 年 11 月末現在、合計で約 16 億円 (投資者数は約 190 者) となっている。 しかしながら、上記L L Cについては、決算書類が作成されておらず、財務状況等の実態が不明である。当社も、東海財務局の検査に対し、上記L L Cの実態を的確に説明できない。 当社は、上記L L Cの実態を的確に把握していないにもかかわらず、A S A P債について、「収益の根源は本スキームを通じて保有される米国不動産に関連付けられたもの」と記載した勧誘資料等を作成・使用することにより、販売証券会社である当社が上記L L Cの実態を的確に把握しているかのような誤解を与える表示をし、顧客に対し、その販売を行った。	

一連 番号	勧告実施 年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容 (業者名欄に検査を実施した証券監視委又は財務局等名を付記)	行政処分等の内容
12 つづき		当社の上記ア及びイの行為は、それぞれ、金商法第38条第8号(平成26年5月30日法律第44号による改正前は同条第7号。)に基づく金商業等府令第117条第1項第2号に掲げる「金融商品取引契約の締結又はその勧誘に関して、(略)重要な事項につき誤解を生ぜしめるべき表示をする行為」に該当するものと認められる。	
13	28. 2. 19	【六和証券株式会社(近畿)】 ※会社勧告 株式会社オブティファクター(以下「オブティ社」という。)は、債券発行を目的とするとして、平成16年3月にオブティ・メディックス・リミテッド(以下「OPM社」という。)を英領ヴァージン諸島に、同17年7月に株式会社メディカル・リレーションズ・リミテッド(以下「MRL社」という。)を東京に、同22年12月にメディカル・トレンド・リミテッド(以下「MTL社」といい、この3社を「発行会社3社」という。)を英領ヴァージン諸島に、それぞれ設立し、発行会社3社の運営を行っている。 発行会社3社は、診療報酬債権等を買取り、それを「裏付資産」とするとして、OPM社においては平成16年6月から「OPTI-MEDEX Note」との、MRL社においては同19年11月から「メディカル・リレーションズ発行私募社債」との、MTL社においては同23年2月から「Medical Trend Note」との各名称の社債(以下、発行会社3社が発行する社債をそれぞれ「OPM債」、「MRL債」及び「MTL債」といい、これらを総称して「本件3社債」という。)を発行し、資金を調達している。 本件3社債の発行残高は、平成27年10月末現在、合計で約227億円(投資者数は約2,470者)となっている。 当社は、アーツ証券株式会社(東京都中央区、X代表取締役、平成28年1月29日登録取消し。以下「アーツ証券」という。)から紹介・助言・支援等を受け、本件3社債のうち、平成21年10月からOPM債、同23年3月からMTL債の販売を一般投資家等の顧客に対して行っている。 当社によるOPM債及びMTL債の販売残高は、平成27年10月末現在、OPM債が約25億円、MTL債が約8億円、合計で約33億円(投資者数は約420者)となっている。 こうした中、オブティ社及び発行会社3社は、平成25年3月以降、その財務状況を確認したところ、「決算書に実態が不明又は実在性の確認できない資産や売上が多額に計上」され、「実在性のあることが確認できた資産の合計額」は「債券の発行残高に比べて明らかに僅少であることが判明」した等として、同27年11月6日、東京地方裁判所に破産手続開始の申立てを行い、MRL社については同日、オブティ社、OPM社及びMTL社については同月13日に、破産手続開始決定を受けた。 証券監視委において、本件3社債の実態を検証したところ、(a)発行会社3社のいずれにおいても、社債発行の初期より、買取った診療報酬債権等の残高は社債発行残高に比して著しく僅少であったこと、(b)OPM社については平成17年12月期から、MRL社については同23年4月期から、MTL社については同24年3月期から、社債発行によって調達した資金が、診療報酬債権等の買取り以外に、オブティ社及びその関連会社の資金等に流用され(オブティ社及び関連会社を経由したのも含め、発行会社3社間の資金の移動も行われた。)、毀損されていったこと、(c)その結果、本件3社債の新規発行を行わなければ、既発行の本件3社債の償還及び利払いを継続的に行うことが困難な状況に至ったことが認められた。 当社は、平成21年5月にアーツ証券からOPM債の販売について提案を受け、アーツ証券からの商品説明等を踏まえ、同年10月に販売することを決定したとしている。 しかしながら、当社は、その決定に当たって、アーツ証券の提案者がZ代表取締役の知人であり、信頼できる人物であると判断したことを背景に、発行会社の財務に関する書類を全く入手せず、商品内容や発行会社等の審査を実質的にはほとんど行っていないなど、アーツ証券をただ信頼して、販売を決定した	行政処分日 平成28年2月26日 会社に対する処分 業務改善命令 ①全顧客に対し、今回の行政処分の内容を十分に説明し、適切な対応を行うこと。 ②「OPTI-MEDEX Note」及び「Medical Trend Note」について、破産手続の状況を適切に把握した上で、顧客に対し、必要な対応をとること。 ③金融商品取引業務を適切に行うための経営管理態勢、業務運営態勢及び内部管理態勢を整備するなど、本件に係る再発防止策を策定し、着実に実施すること。 ④本件に係る責任の所在の明確化を図ること。 ⑤上記の対応・実施状況について、平成28年3月28日までに書面で報告するとともに、以降、そのすべてが完了するまでの間、随時書面で報告すること。

一連 番号	勧告実施 年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容 (業者名欄に検査を実施した証券監視委又は財務局等名を付記)	行政処分等の内容
13 つづき		ものである。 こうした状況は、平成 23 年 3 月に M T L 債の販売を決定する際も同様であった。 また、当社は、上記のとおり、商品内容等の審査をほとんど行わないまま、O P M 債及び M T L 債の販売を開始した後も、アーツ証券からの報告等をただ信頼するだけで、アーツ証券による説明どおりの商品内容となっているか、発行会社が適切に運営されているかといった事後的なモニタリングはほとんど行っていなかった。 このように、当社は、O P M 債及び M T L 債の販売において、アーツ証券をただ信頼し、販売証券会社として自ら適切に商品内容等の審査及びモニタリングを行うことを怠り、発行会社の運営状況等の実態を把握することができなかった。 こうしたことから、当社は、O P M 債及び M T L 債について、顧客に対し、事実と反し、「本債券発行を目的として設立された特別目的会社（S P C）」が「診療報酬債権等を取得し、それらを裏付資産として発行される債券」であり、「安全性の高い商品」と記載した勧誘資料及び契約締結前交付書面を使用して、事実と反し、診療報酬債権等が「裏付資産」であり、「安全性の高い商品」である旨を説明し、販売を行った。 当社の上記の行為は、金商法第 38 条第 8 号（平成 26 年 5 月 30 日法律第 44 号による改正前は同条第 7 号。）に基づく金商業等府令第 117 条第 1 項第 2 号に掲げる「金融商品取引契約の締結又はその勧誘に関して、虚偽の表示（略）をする行為」に該当するものと認められる。	
14	28. 2. 19	【おきなわ証券株式会社(沖縄)】 ※会社勧告 (1) 株式会社オブティファクターに関連する債券について 株式会社オブティファクター（以下「オブティ社」という。）は、債券発行を目的とするとして、平成 16 年 3 月にオブティ・メディックス・リミテッド（以下「O P M 社」という。）を英領ヴァージン諸島に、同 17 年 7 月に株式会社メディカル・リレーションズ・リミテッド（以下「M R L 社」という。）を東京に、同 22 年 12 月にメディカル・トレンド・リミテッド（以下「M T L 社」といい、この 3 社を「発行会社 3 社」という。）を英領ヴァージン諸島に、それぞれ設立し、発行会社 3 社の運営を行っている。 発行会社 3 社は、診療報酬債権等を買取り、それを「裏付資産」とするとして、O P M 社においては平成 16 年 6 月から「OPTI-MEDEX Note」との、M R L 社においては同 19 年 11 月から「メディカル・リレーションズ発行私募社債」との、M T L 社においては同 23 年 2 月から「Medical Trend Note」との各名称の社債（以下、発行会社 3 社が発行する社債をそれぞれ「O P M 債」、「M R L 債」及び「M T L 債」といい、これらを総称して「本件 3 社債」という。）を発行し、資金を調達している。 本件 3 社債の発行残高は、平成 27 年 10 月末現在、合計で約 227 億円（投資者数は約 2,470 者）となっている。 当社は、アーツ証券株式会社（東京都中央区、X 代表取締役、平成 28 年 1 月 29 日登録取消し。以下「アーツ証券」という。）から紹介・助言・支援等を受け、本件 3 社債のうち、平成 21 年 12 月から M R L 債の販売を一般投資家等の顧客に対して行っている。 当社による M R L 債の販売残高は、平成 27 年 10 月末現在、約 24 億円（投資者数は約 170 者）となっている。 こうした中、オブティ社及び発行会社 3 社は、平成 25 年 3 月以降、その財務状況を確認したところ、「決算書に実態が不明又は実在性の確認できない資産や売上が多額に計上」され、「実在性のあることが確認できた資産の合計額」は「債券の発行残高に比べて明らかに僅少であることが判明」した等として、同 27 年 11 月 6 日、東京地方裁判所に破産手続開始の申立てを行い、M R L 社については同日、オブティ社、O P M 社及び M T L 社については同月 13 日に、破産手続開始決定を受けた。 証券監視委において、本件 3 社債の実態を検証したとこ	行政処分日 平成 28 年 2 月 26 日 会社に対する処分 <u>業務改善命令</u> ①全顧客に対し、今回の行政処分の内容を十分に説明し、適切な対応を行うこと。 ②「メディカル・リレーションズ発行私募社債」について、破産手続の状況を適切に把握した上で、顧客に対し、必要な対応をとること。 ③「ASAP ALPHA NOTE」について、純資産価額を把握した上で顧客に説明するとともに、他の販売証券会社とも連携し、必要な対応をとること。 ④金融商品取引業務を適切に行うための経営管理態勢、業務運営態勢及び内部管理態勢を整備するなど、本件に係る再発防止策を策定し、着実に実施すること。 ⑤本件に係る責任の所在の明確化を図ること。 ⑥上記の対応・実施状況について、平成

一連 番号	勧告実施 年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容 (業者名欄に検査を実施した証券監視委又は財務局等名を付記)	行政処分等の内容
14 つづき		ろ、(a) 発行会社3社のいずれにおいても、社債発行の初期より、買い取った診療報酬債権等の残高は社債発行残高に比して著しく僅少であったこと、(b) OPM社については平成17年12月期から、MRL社については同23年4月期から、MTL社については同24年3月期から、社債発行によって調達した資金が、診療報酬債権等の買取り以外に、オブティ社及びその関連会社の資金等に流用され(オブティ社及び関連会社を経由したものも含め、発行会社3社間の資金の移動も行われた。)、毀損されていたこと、(c) その結果、本件3社債の新規発行を行わなければ、既発行の本件3社債の償還及び利払いを継続的に行うことが困難な状況に至ったことが認められた。 当社は、平成21年11月にアーツ証券からMRL債の販売について提案を受け、アーツ証券からの商品説明等を踏まえ、同年同月に販売することを決定したとしている。 しかしながら、当社は、その決定に当たって、商品内容や発行会社等の審査を実質的にはほとんど行っていないなど、アーツ証券とは過去に良好な関係であったことも背景に、アーツ証券をただ信頼して、販売を決定したものである。 また、当社は、上記のとおり、商品内容等の審査をほとんど行わないまま、MRL債の販売を開始した後も、アーツ証券からの報告等をただ信頼するだけで、アーツ証券による説明どおりの商品内容となっているか、発行会社が適切に運営されているかといった事後的なモニタリングはほとんど行っていなかった。 このように、当社は、MRL債の販売において、アーツ証券をただ信頼し、販売証券会社として自ら適切に商品内容等の審査及びモニタリングを行うことを怠り、発行会社の運営状況等の実態を把握することができなかった。 こうしたことから、当社は、MRL債について、顧客に対し、事実に反し、「本債券発行を目的として設立された特別目的会社(SPC)」が「診療報酬債権等を取得し、それらを裏付資産として発行される債券」であり、「安全性の高い商品」であると記載した勧誘資料及び契約締結前交付書面を使用して、事実に反し、診療報酬債権等が「裏付資産」であり、「安全性の高い商品」である旨を説明し、販売を行った。 当社の上記の行為は、金商法第38条第8号(平成26年5月30日法律第44号による改正前は同条第7号。)に基づく金商業等府令第117条第1項第2号に掲げる「金融商品取引契約の締結又はその勧誘に関して、虚偽の表示(略)をする行為」に該当するものと認められる。 また、MRL社の財務書類については公認会計士による監査が行われていないにもかかわらず、当社がMRL債の販売の際に使用した上記勧誘資料等には、「会計監査」が行われている旨の記載もされている。 当社は、顧客に対し、MRL社の財務書類について公認会計士による監査が行われているかのような誤解を与える表示をし、MRL債の販売を行ったものである。 当社の上記の行為は、金商法第38条第8号(平成26年5月30日法律第44号による改正前は同条第7号。)に基づく金商業等府令第117条第1項第2号に掲げる「金融商品取引契約の締結又はその勧誘に関して、(略)重要な事項につき誤解を生ぜしめるべき表示をする行為」に該当するものと認められる。 (2) 「ASAP ALPHA NOTE」について ASAP ALPHA(以下「ASAP社」という。)は、平成25年3月にケイマン諸島に設立され、米国に所在する不動産を「収益の根源」とするとして、「ASAP ALPHA NOTE」との名称の社債(以下「ASAP債」という。)を発行し、資金を調達している。 そして、ASAP社は、同社子会社の発行する社債Aを取得し、同子会社は、米国に所在する不動産を取得し、賃料収入を得るとする会社(米国LLC)の発行する社債Bを取得している。	28年3月28日までに書面で報告するとともに、以降、そのすべてが完了するまでの間、随時書面で報告すること。

一連 番号	勧告実施 年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容 (業者名欄に検査を実施した証券監視委又は財務局等名を付記)	行政処分等の内容
14 つづき		ＡＳＡＰ債の発行残高は、平成 27 年 11 月末現在、合計で約 49 億円（投資者数は約 560 者）となっている。 当社は、アーツ証券から紹介・助言・支援等を受け、平成 26 年 9 月に、ＡＳＡＰ債の販売を一般投資家等の顧客に対して行っている。 当社によるＡＳＡＰ債の販売残高は、平成 27 年 11 月末現在、合計で約 1 億円（投資者数は約 10 者）となっている。 しかしながら、上記ＬＬＣについては、決算書類が作成されておらず、財務状況等の実態が不明である。当社も、沖縄総合事務局の検査に対し、上記ＬＬＣの実態を的確に説明できない。 当社は、上記ＬＬＣの実態を的確に把握していないにもかかわらず、ＡＳＡＰ債について、「収益の根源は本スキームを通じて保有される米国不動産に関連付けられたもの」と記載した勧誘資料等を作成・使用することにより、販売証券会社である当社が上記ＬＬＣの実態を的確に把握しているかのような誤解を与える表示をし、顧客に対し、その販売を行った。 当社の上記の行為は、金商法第 38 条第 8 号に基づく金商業等府令第 117 条第 1 項第 2 号に掲げる「金融商品取引契約の締結又はその勧誘に関して、（略）重要な事項につき誤解を生ぜしめるべき表示をする行為」に該当するものと認められる。	
15	28. 3. 11	【株式会社グローバルレポート(関東)】 ※会社勧告 当社は、有料会員専用ウェブサイト（以下「有料会員サイト」という。）上において、当社顧問と称するＡことＢ（以下「Ｂ氏」という。）が推奨する外国投資証券等海外金融商品（以下「海外金融商品」という。）の名称、概要及び申込窓口を紹介するとともに、メールマガジンにより各海外金融商品の売却のタイミング等の助言を行っている。 当社のＣ代表取締役社長（以下「Ｃ氏」という。）はＢ氏から依頼を受け名目上の代表に就任しただけで、当社の経営及び投資助言業務には一切関与しておらず、Ｂ氏が当社設立当初から、当社を実質的に支配し、投資助言業に係るほとんど全ての業務を一人で執行している。 今回検査において当社の業務運営の状況を検証したところ、以下の問題が認められた。 (1) 十分な根拠を有しない投資助言を行っている状況 当社は、有料会員サイトに海外金融商品に関する助言を掲載しているが、これらの海外金融商品のうちの一部について、その法的性質、運用方法、運用状況等を把握していないほか、販売会社の実態を確認しないまま、助言を行っている。 また、「元本保護型」のファンドである旨記載し、顧客に購入を推奨している商品については、当該商品がどのような仕組みで元本が保護されるのかを確認せずに助言を行っている。 (2) その他法令違反行為等 当社では、投資顧問業の登録申請前から、Ｂ氏が当社を支配し投資助言業務を行うことを予定していたにもかかわらず、有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律第 5 条第 1 項に基づき関東財務局長へ提出した登録申請書及び金商法施行に伴うみなし登録に際する登録申請書において、Ｃ氏を代表取締役として記載し登録を受けている。 また、助言対象についても、登録申請前から海外金融商品の助言を行うことを予定していたにもかかわらず、登録申請が受理されやすいように、「助言対象有価証券」を「証券取引法第 2 条に規定されている国内で流通している有価証券」と、予定する助言対象とは異なる記載をし、登録した助言対象の範囲を超えて業務を行った。 さらに、これらに関連し、当社は、契約締結前交付書面及び契約締結時交付書面（契約締結前交付書面と併せて以下	行政処分日 平成 28 年 3 月 18 日 会社に対する処分 <u>登録取消し</u> ・関東財務局長（金商）第 706 号の登録を取り消す。 <u>業務改善命令</u> ① 今回の行政処分について、顧客に説明を行うとともに、投資顧問契約を締結している者との契約を速やかに終了させること。 ② 上記の実施状況について、1 ヶ月以内に書面で報告すること。

一連 番号	勧告実施 年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容 (業者名欄に検査を実施した証券監視委又は財務局等名を付記)	行政処分等の内容
15 つづき		「両書面」という。)における投資判断を行う者や助言の内容に関する記載について虚偽の記載を行うとともに、関東財務局長からの報告徴取命令に対し、投資助言業務の対象としていた又はしている有価証券に関して一部のみを記載し、その他については意図的に記載していないなどの虚偽の報告を行った。 その他、当社では、両書面について法定記載事項の未記載や誤記、交付方法の要件を充たしていないといった不備が、締結した投資顧問契約の内容を記載した書面や投資顧問契約に基づく助言の内容を記載した書面について未作成や未保存が、それぞれ認められるほか、事業報告書についても、C氏の兼職状況、貸借対照表及び損益計算書の費目の誤り等の記載不備が認められ、不備のある事業報告書を公衆縦覧している。 当社は、B氏とC氏両名の法令等遵守意識及び投資者保護意識が著しく欠如していることから、実態と異なる内容を記載した登録申請書を関東財務局長宛に提出し、投資顧問業の登録及び投資助言・代理業のみなし登録を受け、登録した業務の範囲を超えて業務を行うとともに、十分な根拠を有しない助言を行ったほか、多くの法令違反行為等を行っている。 上記の状況から、当社は、金商法第29条の4第1項第1号ホに規定する「金融商品取引業を適確に遂行するに足りる人的構成を有しない者」に該当し、このような当社の状況は、同法第52条第1項第1号に該当するものと認められる	
16	28. 3. 15	【ファーストメイク・リミテッド株式会社(関東)】 ※会社勧告 (1) 法人関係情報を利用した勧誘行為及び法人関係情報の管理不備 ア 金融商品仲介業において、他の業務で取得した法人関係情報を利用した勧誘行為 当社は、投資助言・代理業、金融商品仲介業、適格機関投資家等特例業務の他に、上場会社の資金調達に関する相談に応じ、資金調達方法として増資の引受先を紹介するなどの業務(以下「アドバイザー業務」という。)を行っている。 当社のX代表取締役(以下「X代表」という。)は、平成25年4月、アドバイザー業務において、上場会社であるA社に対し、当社組成のファンド(以下「本件ファンド」という。)を割当先とする新株式及び新株予約権の発行を行うことを提案し、同年9月、A社社長の内諾として、A社が増資を行う予定である旨の法人関係情報を取得した。 その後、X代表は、適格機関投資家等特例業務として、本件ファンドの出資持分の取得勧誘を開始したが、その過程で本件ファンドへの出資に関心を示さなかった顧客に対しては、金融商品仲介業務として、A社の既発行株式の買付けを勧誘することとした。 そして、X代表は、本件増資が公表される前に、2名の顧客に対して、アドバイザー業務によって取得した当該法人関係情報を利用して、A社の既発行株式の買付けを勧誘した。 上記アの当社が金融商品仲介業として行ったA社の既発行株式に係る勧誘行為は、金融商品仲介業以外の業務で取得した法人関係情報(有価証券の発行者に関する情報)を利用して行ったものであり、金商法(平成26年法律第44号による改正前のもの。)第66条の14第1号ニに該当するものと認められる。 イ 法人関係情報の管理の不備 X代表は、アドバイザー業務の担当であり、法人関係情報を取得する立場にあるところ、当社では、法人関係情報について、その管理に関する社内規程がなく、取扱いがX代表の判断に委ねられている状況で、法人関係情報を管	行政処分日 平成28年3月25日 会社に対する処分 業務停止命令 ・平成28年3月25日から平成28年6月24日までの間、金融商品仲介業に係る全ての業務(顧客取引の結了のための処理を除く。)を停止すること。 業務改善命令 金融商品取引業務及び金融商品仲介業務について、 ①本件法令違反等行為に係る原因を究明し、金融商品取引業務及び金融商品仲介業務以外の業務を含む複数の業務を併せ行う場合における弊害にも留意した上で、業務の整理について検討するとともに、所屬金融商品取引業者と協議し、経営管理態勢、業務運営態勢及び内部管理態勢(法人関係情報の管理に関するものを含む。)を整備すること。 ②役職員の法令理解及び遵守意識を向上するための方策

一連 番号	勧告実施 年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容 (業者名欄に検査を実施した証券監視委又は財務局等名を付記)	行政処分等の内容
16 つづき		理するためのチェック機能やけん制機能が全く働いていないなど、アドバイザー業務を通じて取得された法人関係情報がいつでも顧客に提供可能な状態に置かれている。 上記イの当社における法人関係情報の管理の状況は、法人関係情報に係る不公正な取引の防止を図るために必要かつ適切な措置を講じていないと認められ、(a) 金融商品取引業者としては、金商法第 40 条第 2 号に基づく金商業等府令第 123 条第 1 項第 5 号に該当するものと認められ、(b) 金融商品仲介業者としては、同法第 66 条の 15 において準用する同法第 40 条第 2 号に基づく同府令第 281 条第 3 号に該当するものと認められる。 (2) 上場会社による有価証券届出書の虚偽記載への加担等 X 代表は、平成 25 年 12 月に、株式会社オプトロム（同 27 年 10 月名古屋証券取引所セントレックス上場廃止。以下「オプトロム社」という。）による第 4 回新株予約権の発行（以下「本件増資」という。）に関し、旧知の仲であったオプトロム社の Y 役員（当時。以下同じ。）から、本件増資の引受先を紹介した者として当社の名義を貸して欲しい旨の要請を受けた。 当該要請は、具体的には、 (a) オプトロム社が、当社に対し、本件増資に伴う新規資金調達額の 5.5%相当額を手数料として一旦交付する (b) このうち 5.0%相当額は、当社がオプトロム社の指定する者に支払う (c) 残った 0.5%相当額は、当社が名義を貸してくれたことへの報酬とする との内容であった。 X 代表は、当該要請を承諾し、その後、オプトロム社の Y 役員より上記 5.0%相当額の支払先が株式会社ヴォロンテ（以下「ヴォロンテ社」という。）であると知らされた。 そして、X 代表は、オプトロム社の Y 役員より、平成 26 年 1 月 21 日及び同年 2 月 7 日、本件増資に係る有価証券届出書の案を示され、その内容の確認を求められた。同代表は、当該届出書案において、「本新株予約権の行使に比例し、割当予定先の当該行使額の 5.5%が株式会社ファーストメイク（略）に対するアドバイザー費用となっております」など事実と異なる記載があることを確認したにもかかわらず、オプトロム社が名古屋証券取引所から本件増資の承認を得られやすい表現であればよいとの考えから、オプトロム社に訂正を求めず、これを容認した。 この結果、平成 26 年 2 月 27 日、オプトロム社から、上記虚偽の内容が記載された有価証券届出書が当局に提出された。 その後、X 代表は、オプトロム社の Z 役員（当時）の指示に従い、平成 27 年 4 月までの間、複数回にわたり、オプトロム社から本件増資に係るアドバイザー費用の名目で受領した金銭 2,822 万円のうち 2,389 万円を、ヴォロンテ社に振込み又は現金で支払っており、当社に対するアドバイザー費用となっているとする当該有価証券届出書の記載に反する行為を継続した。 当社は、上記アドバイザー業務に関し、名義貸しを行い、有価証券届出書の虚偽記載を容認した上、当該届出書に記載された内容に反する行為を継続した。当社の当該行為は、オプトロム社が行った有価証券届出書の虚偽記載に加担したものと認められる。 さらに、当社は、ヴォロンテ社に対する上記支払いに際し、ヴォロンテ社及びその代表者等の本人確認や反社会的勢力との関連性等の確認を行っていない状況が認められた。 このような当社の業務運営の状況は、金商法第 51 条に規定する「業務の運営に関し、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるとき」に該当するものと認められる。	を講ずること。 ③上記の対応・実施状況について、平成 28 年 4 月 22 日までに書面で報告するとともに、以降、そのすべてが完了するまでの間、随時書面で報告すること。

一連 番号	勧告実施 年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容 (業者名欄に検査を実施した証券監視委又は財務局等名を付記)	行政処分等の内容
17	28. 3. 18	【プレミア証券株式会社(証券監視委)】 ※会社勧告 当社は、第一種金融商品取引業、第二種金融商品取引業の他に、複数の適格機関投資家等特例業務（以下「特例業務」という。）の届出者（以下「届出業者」という。）が営業者となっている匿名組合等（以下「ファンド」という。）に適格機関投資家として出資する（以下「適格機関投資家出資」という。）ことを反復継続的に行っており、これまで届出業者 19 者が運用する 27 本のファンドに適格機関投資家出資を行っている。 当社の届出業者に対する適格機関投資家出資の状況を検証したところ、以下の問題が認められた。 なお、届出業者の特例業務については、適格機関投資家が出資を行って、自己のためにファンドに関与することで、ファンドの適正性がある程度確保されることも期待されたものと考えられている。 ○ 適格機関投資家出資と評価し得ない出資等 当社は、届出業者 7 者との間で、ファンドの運営・管理に係るモニタリング等を当社が行うこととする契約（以下「本件契約」という。）を締結した上で、適格機関投資家出資を行っている。 しかしながら、本件契約では、当該届出業者から報酬を受領することを条件として、当該届出業者が運用するファンドに出資を行う旨が定められており、実際には、当社は、本件契約に定めるモニタリング等をほとんど行っていない上に、8 本のファンドについて、その運用者である届出業者 6 者から当社の出資額以上の金額を報酬として受領していた。 したがって、当社が行った当該 8 本のファンドに対する出資は、実質的には、当社が負担することなく、当該届出業者の負担により行われた実態のないものと認められ、適格機関投資家出資とは到底評価し得ないものである。 上記のような当社の行為は、届出業者の特例業務について適格機関投資家出資を要件とする金融商品取引法の趣旨をないがしろにするものであり、届出業者に特例業務の要件を充足しないまま違法にファンド持分の取得勧誘や出資金の運用を行わせることとなり得るものと認められる。実際に、上記届出業者 6 者のうち現在も特例業務を行っている 1 者が運用するファンドについては、当社以外に適格機関投資家は出資していない状況が認められた。 また、当社が適格機関投資家出資を行ったファンドの届出業者において、違法又は不当な行為による投資者被害等の問題が多数認められている。当社は、適格機関投資家出資の実施について、届出業者から報酬や発注を得られるか否か等で判断しており、出資に当たり、ファンドの運用態勢や運用方針等の評価をほとんど行っていないほか、出資後においても、ファンドの運用や管理の状況、今後の運用方針等についてモニタリングをほとんど行っていない状況が認められた。 上記のような当社の業務運営は、多数の届出業者の違法又は不当な行為等を助長し、投資者被害をもたらす事態等を招いたものと認められる。 当社は、金融商品取引業者として、経営管理及び内部管理上、法令等遵守及び投資者保護に十全を期すべきところ、株式営業から他の取引に事業を拡大していったのに比して、これを怠ったことから、以上のとおり、投資者被害をもたらす事態等を招くなど、当社の適格機関投資家出資に係る業務運営は著しく不適切であり、投資者保護上重大な問題があるものと認められる。 このような当社の適格機関投資家出資に係る状況は、金商法第 51 条に規定する「業務の運営に関し、公益又は投資者保護のため必要かつ適当と認めるとき」に該当するものと認められる。	行政処分日 平成 28 年 3 月 29 日 会社に対する処分 業務改善命令 ①当社の適格機関投資家出資について抜本的に見直し、業務の改善を図ること。 ②本件の問題を発生させた根本原因を究明し、問題の所在を総括した上で、経営管理態勢・業務運営態勢及び内部管理態勢を整備すること。 ③上記①～②につき、平成 28 年 4 月 12 日までに報告すること。
18	28. 3. 18	【東岳証券株式会社(証券監視委)】 ※会社勧告 当社は、第一種金融商品取引業、第二種金融商品取引業及び	行政処分日 平成 28 年 3 月 29 日 会社に対する処分

一連 番号	勧告実施 年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容 (業者名欄に検査を実施した証券監視委又は財務局等名を付記)	行政処分等の内容
18 つづき		投資助言・代理業の他に、複数の適格機関投資家等特例業務(以下「特例業務」という。)の届出者(以下「届出業者」という。)が営業者となっている匿名組合等(以下「ファンド」という。)に適格機関投資家として出資する(以下「適格機関投資家出資」という。)ことを反復継続的に行っており、これまで届出業者7者が運用する31本のファンドに適格機関投資家出資を行っている。 当社の届出業者に対する適格機関投資家出資の状況を検証したところ、以下の問題が認められた。 なお、届出業者の特例業務については、適格機関投資家が出資を行って、自己のためにファンドに関与することで、ファンドの適正性がある程度確保されることも期待されたものと考えられている。 ○ 適格機関投資家出資と評価し得ない出資等 当社が適格機関投資家出資を行っているファンドのうち3本については、届出業者2者との間で、当社のウェブサイトに掲載しているレポートを提供することなどを内容とする契約(以下「本件契約」という。)を締結し、手数料を受領の上、当該手数料と同額をファンドに出資している。 本件契約により、提供されているレポートは、当社ウェブサイトにおいて一般に無償で公開している内容であり、有償で提供する価値があるものとは認められない。なお、本件契約に基づいて当社が提供したものは上記レポートのみである。 したがって、当社が行った当該3本のファンドに対する出資は、実質的には、当社が負担することなく、当該届出業者の負担により行われた実態のないものと認められ、適格機関投資家出資とは到底評価し得ないものである。 上記のような当社の行為は、届出業者の特例業務について適格機関投資家出資を要件とする金融商品取引法の趣旨をないがしろにするものであり、届出業者に特例業務の要件を充足しないまま違法にファンド持分の取得勧誘や出資金の運用を行わせることとなり得るものと認められる。 また、当社が適格機関投資家出資を行ったファンドの届出業者において、違法又は不当な行為による投資者被害等の問題が認められている。当社は、適格機関投資家出資を行うに際し、届出業者から外国為替証拠金取引の発注を得ることを目的として出資を決定しており、ファンドの運用態勢や運用方針等の評価をほとんど行っていないほか、出資後においても、ファンドの運用や管理の状況、今後の運用方針等についてモニタリングをほとんど行っていない状況が認められた。 上記のような当社の業務運営は、届出業者の違法又は不当な行為等を助長し、投資者被害をもたらす事態等を招いたものと認められる。 当社においては、代表取締役社長が経営管理及び内部管理にほとんど関与せず、当社の支配的株主である代表取締役専務に重要な権限が集中するなど、ガバナンス及び内部管理態勢の弱さが認められ、金融商品取引業者として、経営管理及び内部管理上、法令等遵守及び投資者保護に十全を期すべきところ、主たる業務の受注増加を目的として他の取引に事業を拡大していったのに比して、これを怠ったことから、上記のとおり、投資者被害をもたらす事態を招くなど、当社の適格機関投資家出資に係る業務運営は著しく不適切であり、投資者保護上重大な問題があるものと認められる。 このような当社の適格機関投資家出資に係る業務運営状況は、金商法第51条に規定する「業務の運営に関し、公益又は投資者保護のため必要かつ適当と認めるとき」に該当するものと認められる。	<u>業務改善命令</u> ①当社の適格機関投資家出資について抜本的に見直し、業務の改善を図ること。 ②本件の問題を発生させた根本原因を究明し、問題の所在を総括した上で、経営管理態勢・業務運営態勢及び内部管理態勢を整備すること。 ③上記①～②につき、平成28年4月12日までに報告すること。

※ 根拠条文は、勧告実施日時点において適用される法律を記載している。

②適格機関投資家等特例業務届出者等に対する検査結果等の公表

(平成 27 年 4 月～平成 28 年 3 月)

一連 番号	公表実施 年月日	公表内容 (業者名欄に検査等を実施した証券監視委又は財務局等名を付記)	行政処分等の内容
1	27. 4. 24	【株式会社瀬戸内ファンド(四国)】 当社は、自らを業務執行組合員とし、国内上場株式の取引等で運用を行うとする任意組合（以下「本件ファンド」という。）に係る持分の取得勧誘及び出資金の運用を行うとして、平成 25 年 12 月 11 日付けで適格機関投資家等特例業務に係る届出を行っている。 なお、当社においては、平成 27 年 2 月中旬以降、本件ファンドにおける運営・管理等を一人で行っていた A 代表取締役社長（以下「A 社長」という。）の所在が不明となり、A 社長と連絡を取ることができない状況となっている。 今回検査において、本件ファンドに係る当社の業務運営状況を検証したところ、以下の問題が認められた。 ○ 投資者保護上問題が認められる状況 当社においては、A 社長の所在が不明となって以降、本件ファンドに係る契約書等の出資状況を記録した書類等がほとんど残っていないことから、本件ファンドに係る実際の出資状況の確認ができない状況にある。 また、銀行口座に振り込まれた本件ファンドに係る出資金は、既に全額が出金されており、これ以外に現金で受け入れたとする本件ファンドに係る出資金も、当社においては入出金を記録した書類等が確認できず、出資金と見られる現金も残っていないことから、本件ファンドに係る運用資産の現状の確認ができない状況にある。 さらに、当社においては、本件ファンドに係る資産の一部の運用実態について確認できたものの、これ以外に本件ファンドに係る資産を運用した記録が残っていないことから、本件ファンドに係る運用実態の確認ができない状況にある。 当社の上記の状況は、投資者保護上重大な問題があるものと認められる。	警告書発出日 平成 27 年 4 月 24 日 ・ 四国財務局において、直ちに当該行為を取り止めるよう警告書を発出。 ・ 金融庁ウェブサイト「警告書の発出を行った適格機関投資家等特例業者の名称等について」に当社の名称等を掲載し公表。
2	27. 5. 15	【株式会社ファミリー(関東)】 当社は、適格機関投資家等特例業務として、自らを営業者とする 4 つの匿名組合（ファンド I、ファンド II、ファンド III 及びファンド IV（以下、4 つのファンドを総称して「本件ファンド」という。））の出資持分の取得勧誘及び出資金の運用を行っている。 当社は、本件ファンドにおいて、平成 26 年 1 月頃から同 27 年 2 月頃までの間に、延べ 134 名の顧客から、総額約 7 億 5,000 万円の出資を受けている。 (1) 金融商品取引契約の締結又はその勧誘に関して、顧客に対し虚偽のことを告げる行為 本件ファンドは、その募集開始以来、運用益が出ていない状況であった。 しかしながら、当社は、ファンド IV の取得勧誘において、平成 27 年 1 月以降、少なくとも 12 名の顧客に対し、当社が扱っているファンド I 及びファンド II について虚偽の配当実績を掲載した書面を交付して、毎月運用益を計上し配当を実施している旨の虚偽の説明を行った。 当社がファンド IV の出資持分の取得勧誘の際に行った上記説明は、金融商品取引契約の締結又はその勧誘に関して、顧客に対し虚偽のことを告げる行為に該当する（金商法第 63 条第 4 項、第 38 条第 1 号）。 (2) 投資者保護上問題のある業務運営 ア 出資金の流用 当社の代表取締役 A は、平成 26 年 2 月以降、本件ファンドの出資金の大半を自己への貸付金と称して社外に持	警告書発出日 平成 27 年 5 月 15 日 ・ 関東財務局において、直ちに当該行為を取り止めるよう警告書を発出。 ・ 金融庁ウェブサイト「警告書の発出を行った適格機関投資家等特例業者の名称等について」に当社の名称等を掲載し公表。

一連 番号	公表実施 年月日	公表内容 (業者名欄に検査等を実施した証券監視委又は財務局等名を付記)	行政処分等の内容
2 つづき		ち出し、そのうち約4億8,000万円を同代表の知人への貸付金に流用していた。 イ 不適切な配当の支払い 本件ファンドは、いずれも運用益が出ておらず、匿名組合契約上、配当を行えない状況にあった。 しかしながら、当社は、平成26年3月以降、架空の運用実績に基づき、本件ファンドの配当として、112名の顧客に対し、総額約3,800万円を支払っており、その原資の大半は本件ファンドの出資金であった。 当社が行った上記(2)の行為は、投資者保護上重大な問題があるものと認められる。	
3	27. 5. 22	【株式会社即一丸ホールディングス(関東)】 当社は、適格機関投資家等特例業務として、自らを営業者とする匿名組合(以下「本件ファンド」という。)を組成し、顧客に対し、本件ファンドの出資持分の取得勧誘を行っている。 当社は、本件ファンドにおいて、平成24年12月から同27年1月までの間に少なくとも顧客45名から約1億9,000万円の出資を受けている。 今回検査において、当社のファンド業務の運営状況等を検証したところ、以下の問題が認められた。 (1) 金融商品取引契約の締結又はその勧誘に関して、顧客に対し虚偽のことを告げる行為 ア 出資金の運用方法に関する虚偽告知 当社は、本件ファンドについて、出資持分の取得勧誘を開始した当初から、出資金を外国為替証拠金取引で運用する意図も態勢もなかったにもかかわらず、顧客に対し、本件ファンドについて「外国為替証拠金取引で運用する投資ファンド」などと虚偽の説明をしている。 イ 配当に関する虚偽告知 当社は、本件ファンドの事業において運用益が生じるかは不確実であり、匿名組合契約書において、本件ファンドの事業において累積損失が生じている場合には配当を行わない旨を定めているにもかかわらず、顧客に対し、「100万円出資すれば、1ヵ月で12,500円、源泉徴収後で1万円の配当金が毎月必ず支払われる」などと虚偽の説明をしている。 当社による本件ファンドに係る上記(1)の説明は、金融商品取引契約の締結又はその勧誘に関して、顧客に対し虚偽のことを告げる行為に該当する(金商法第63条第4項、第38条第1号)。 (2) 投資者保護上問題のある業務運営 当社は、出資金のうち、少なくとも約3,500万円を当社役員員の給与等の会社経費等に流用している。 また、本件ファンドの事業において累積損失がある場合は、配当は行えないとされているところ、同事業から利益が生じておらず、累積損失が発生しているにもかかわらず、顧客に対し、出資金を原資として約2,200万円の配当を支払うとともに、虚偽の運用報告書を顧客に交付し、同事業から運用益が生じているかのように装っている。 当社が行った上記(2)の業務の運営状況は、投資者保護上重大な問題があると認められる。	警告書発出日 平成27年5月22日 ・関東財務局において、直ちに当該行為を取り止めるよう警告書を発出。 ・金融庁ウェブサイト「警告書の発出を行った適格機関投資家等特例業者の名称等について」に当社の名称等を掲載し公表。

一連 番号	公表実施 年月日	公表内容 (業者名欄に検査等を実施した証券監視委又は財務局等名を付記)	行政処分等の内容
4	27. 6. 5	【株式会社アライドインベストメント(関東)】 (1) 無登録で第二種金融商品取引業を行っている状況 ア 当社は、適格機関投資家等特例業務（以下「特例業務」という。）として、自らを営業者とする匿名組合（以下「Aファンド」という。）の出資持分の取得勧誘を行い、平成25年12月以降、45名の顧客から122百万円の出資を受けた。 特例業務は、1名以上の適格機関投資家を相手方とする取得勧誘が行われ、その出資を受けることが要件の一つとされているところ、Aファンドは、実際には適格機関投資家からの出資を受けていないことから、当該ファンドの出資持分の取得勧誘は、金商法第63条第1項第1号に規定する特例業務の要件を充足していない。 イ 当社は、出資対象事業に係る業務執行が全ての出資者の同意を得て行われるものであれば、金商法の規制を受けないと考え、民法上の任意組合（以下「Bファンド」という。）を組成し、平成26年8月以降、38名の顧客から約59百万円の出資を受けた。 しかしながら、Bファンドに関する当社の業務実施状況を検証したところ、Bファンドの業務執行は、全ての出資者の同意を得て行われていないことなど、いわゆる集団投資スキームの適用除外規定に該当しないことから、当社の業務は金商法第28条第2項に規定する「第二種金融商品取引業」に該当するものと認められる。なお、Bファンドは、適格機関投資家からの出資を受けていないことから、金商法第63条第1項第1号に規定する特例業務の要件も充足していない。 当社が業として行った上記(1)ア及びイの行為は、金商法第28条第2項に規定する「第二種金融商品取引業」に該当し、当社が同法第29条に基づく登録を受けることなく、上記行為を行うことは、同条に違反するものと認められる。 (2) 当社の業務運営に問題のある状況 ア 当社は、平成25年12月から同26年12月までの間に、Aファンド及びBファンドの顧客83名から出資金約181百万円を集め、そのうちおよそ90百万円を、当社の経費等に流用していた。 また、当社はAファンド及びBファンドの会計帳簿を全く作成していないほか、ファンド事業に関する契約書が適切に保管されていないなど、顧客出資金等の管理が杜撰な状況になっている。 イ 当社は、平成26年12月24日に発出された関東財務局長からの金商法第63条第7項に基づく報告徴取命令に対して、Bファンドの出資状況等に関し、実際には顧客からの出資を受け入れて貸付けによる運用手続をも開始しているにもかかわらず、同27年1月8日付けで、「共同出資者が募れず事業開始に至っておりません。」とする虚偽の報告をしている。 当社が行った上記(2)ア及びイの行為は、公益又は投資者保護上問題があると認められる。	警告書発出日 平成 27 年 6 月 5 日 ・ 関東財務局において、直ちに当該行為を取り止めるよう警告書を発出。 ・ 金融庁ウェブサイト「警告書の発出を行った適格機関投資家等特例業者の名称等について」に当社の名称等を掲載し公表。
5	27. 6. 30	【エム・ピー・ジャパン株式会社(関東)】 当社は、適格機関投資家等特例業務（以下「特例業務」という。）として、自らを営業者とする匿名組合及び自らを業務執行組合員とする任意組合（以下、当該匿名組合と当該任意組合をあわせて「本件ファンド」という。）の権利の取得勧誘を行い、平成23年2月以降、74名の顧客から4億2,781万円の出資を受けている。 今回検査において、当社の業務の運営状況等を検証したところ、以下の問題が認められた。 (1) 金融商品取引契約の締結又はその勧誘に関して、顧客に対し虚偽のことを告げる行為 当社は、本件ファンドの運用利回りが実際には一度も月間	警告書発出日 平成 27 年 6 月 30 日 ・ 関東財務局において、直ちに当該行為を取り止めるよう警告書を発出。 ・ 金融庁ウェブサイト「警告書の発出を行った適格機関投資家等特例業者の名称等について」に当社の名称等を掲載し公表。

一連 番号	公表実施 年月日	公表内容 (業者名欄に検査等を実施した証券監視委又は財務局等名を付記)	行政処分等の内容
5 つづき		2%に達していないにもかかわらず、本件ファンドに基づく権利の取得勧誘に関し、平成23年3月以降、少なくとも61名の顧客に対し、過去の運用利回りの実績が月間2%である旨を説明し、実際の運用実績とは異なる虚偽の運用実績を説明することによって、本件ファンドに基づく権利の取得勧誘を行っている。 当社が行った上記(1)の行為は、金融商品取引契約の締結又はその勧誘に関して、顧客に対し虚偽のことを告げる行為に該当する（金商法第63条第4項、第38条第1号）。 (2) 投資者保護上問題のある業務運営状況 当社は、検査基準日（平成27年2月24日）時点において、本件ファンドに係る総額4億2,781万円の出資金のうち、本来の運用の目的である外国為替証拠金取引で470万円しか運用していない。また、当社は、本来の運用の目的外である株式で2,403万円を運用しているほか、会社経費等に少なくとも約1億6,074万円、実際の運用に基づかない配当金に約1億1,486万円、償還金に約5,770万円を充てており、本件ファンドの資産は、検査基準日時点において、外国為替証拠金取引の残高約413万円及び現預金の残高約669万円のみとなっている。 なお、当社は、本件ファンドにおいて、適切に業務を行うという意識が欠如していたことから、出資金管理のための台帳を作成しておらず、出資金等の入出金の状況を正確に把握していない。 上記(2)の状況は、投資者保護上重大な問題があるものと認められる。 (3) 報告徴取命令に対する虚偽報告 当社は、関東財務局長が発出した報告徴取命令に対して、虚偽の金融機関の取引履歴等を作成し、当該取引履歴等を添付するなどした報告書を平成24年9月14日付け及び同26年9月17日付けで、関東財務局長宛てに提出している。 当社が行った上記(3)の行為は、金商法第63条第7項の規定に基づく報告徴取命令に対して虚偽の報告を行ったものと認められる。 (4) 無登録で第二種金融商品取引業を行っている状況 当社は、本件ファンドのほか、自らを無限責任組合員とし、主として事業者に対する金銭の貸付け等で運用する投資事業有限責任組合の権利の取得勧誘を行っている。 しかしながら、当社は、第二種金融商品取引業の登録を受けることなく、上記投資事業有限責任組合に基づく権利の取得勧誘を行い、平成26年6月以降、少なくとも18名の顧客から3,940万円の出資を受けていた。 なお、当社は、上記投資事業有限責任組合において適格機関投資家からの出資を受けていないことから、特例業務の要件も満たしていない。 当社が業として行った上記(4)の行為は、金商法第28条第2項に規定する「第二種金融商品取引業」に該当し、当社が同法第29条に基づく登録を受けることなく、上記行為を行うことは、同条に違反するものと認められる。	

一連 番号	公表実施 年月日	公表内容 (業者名欄に検査等を実施した証券監視委又は財務局等名を付記)	行政処分等の内容
6	27. 6. 30	【株式会社明和(関東)】 ※年月日について、「平成27年」の表記を省略する。 ○ 検査忌避及び報告徴取命令違反 5月27日、関東財務局（以下「当局」という。）の検査官は、金商法第63条第8項に基づく検査のため、当社に臨店し、不在にしていたA代表取締役（以下「A代表」という。）に対し、電話で、同法に基づく検査である旨を説明した。 これに対し、A代表は、都合がつかないことを理由に、当日（5月27日）の検査を拒否したことから、検査官は、同代表に対し、同代表に代わる社員を検査立会人に指定し検査に応じるよう提案をした。 しかしながら、A代表は、「立会人となる社員の名を把握していない」「本件検査に対する対応を顧問弁護士に任せた」などと述べ、検査を拒否した。 また、当社顧問弁護士と称する者も、検査官に対し、翌日（5月28日）になれば検査に応じるなどとし当社から退去するように求めた。 さらに、当社は、検査官が5月28日に再臨店した際には、当社のドアにチェーンをかけるなど検査に非協力的な態度を示したり、上記顧問弁護士と称する者も、文書で検査の目的や当社に対する嫌疑を示さないとA代表を検査に応じさせることはできない旨の発言を繰り返した。 そして、A代表は、5月29日以降、検査官からの連絡に一切応じていない。 当局は、当社の上記対応を踏まえ、当社の適格機関投資家等特例業務に係る状況を確認するため、検査期間中の6月2日、当社に対し、金商法第63条第7項の規定に基づく報告徴取命令（以下「本件報告命令」という。）を発し、検査に応じることができない理由や立会人となることが可能な役職員の氏名等を書面で報告又は提出するように求めた。 しかしながら、A代表は、本件報告命令について、期限（6月9日）までに応じないばかりか、6月11日付けで当局が再度本件報告命令に応じるよう文書で要請しても、これに応じていない。 このように、当社は、検査期間（5月27日から6月30日の間）において、当局の検査に全く応じていない状況である。 A代表の上記行為のうち、本件検査に応じない行為は、故意に、金商法第63条第8項の規定による検査の実施を不作為によって妨害しているものであり、同法第198条の6第11号の「第63条第8項（中略）の規定による検査を拒（んだ）者」に該当する。 また、本件報告命令に応じない行為は、同法第198条の6第10号の「第63条第7項（中略）の規定による報告若しくは資料の提出を（しない）者」に該当する。	警告書発出日 —
7	27. 7. 17	【株式会社アドネット(関東)】 ○ 当社の業務運営に問題がある状況 当社は、適格機関投資家等特例業務（以下「特例業務」という。）の届出を行い、自らを営業者とする2つの匿名組合（以下「本件ファンド」という。）に係る出資持分の取得勧誘及び出資金の運用を行っている。 今回検査において、当社の特例業務の運営状況を検証したところ、以下の問題が認められた。 (1) 金融商品取引業の登録を受けていない者にファンドの取得勧誘を依頼している状況 当社は、金融商品取引業の登録を受けていない有限会社オンライントレードシステムズ（青森県八戸市、代表取締役A。以下「オンライン社」という。）に対し、本件ファンドの出資持分の取得勧誘を依頼した。オンライン社は、当社からの依頼を受け、当社が作成した本件ファンドのパンフレット等を用いて、顧客に対して取得勧誘を行っている。当社は、オンライン社に対し、取得勧誘に係る金銭の支払いを定期的に	警告書発出日 平成27年7月17日 ・ 関東財務局において、直ちに当該行為を取り止めるよう警告書を発出。 ・ 金融庁ウェブサイト「警告書の発出を行った適格機関投資家等特例業者の名称等について」に当社の名称等を掲載し公表。

一連 番号	公表実施 年月日	公表内容 (業者名欄に検査等を実施した証券監視委又は財務局等名を付記)	行政処分等の内容
7 つづき		行っている。 オンライン社が行った行為は、金商法第28条第2項に規定する「第二種金融商品取引業」に該当し、同法第29条に基づく登録を受けないまま上記行為を行うことは、同条に違反するものと認められる。 (2) 出資金を流用している状況等 当社は、平成25年10月から同27年2月までの間に、本件ファンドの顧客98名から受領した出資金約6億6,020万円のうち、少なくとも2億5,500万円を本件ファンドの匿名組合契約書の規定に反し、B代表取締役個人の借入金返済や同人への貸付けに流用している事実が認められた。 当社は、金融商品取引業の登録を受けていない者に本件ファンドの出資持分の取得勧誘を行わせるとともに、本件ファンドの出資金を流用しており、こうした状況は、投資者保護上問題があると認められる。	
8	27. 8. 4	【株式会社アンリミテッド(証券監視委)】 当社は、適格機関投資家等特例業務（以下「特例業務」という。）として、自らを営業者とする2つの匿名組合契約に係る出資持分の取得勧誘を行うとともに、自ら運用を行っている。当社の業務運営状況を検証したところ、1つの匿名組合契約（以下「本件ファンド」という。）に係る以下の問題点が認められた。 (1) 無登録で第二種金融商品取引業を行っている状況 当社において、本件ファンドの取得勧誘・顧客管理等を任されていたX当社東京本社管理本部長（以下「X本部長」という。）は、A合同会社（本店：沖縄県那覇市）の代表社員であるY氏（以下「Y氏」という。）と相談の上、特例業務届出者であるにもかかわらず、49名を超える一般投資家から本件ファンドに出資を受けようと考え、本件ファンドに出資する顧客に対し、Y氏に貸付けの名目で金銭を支払わせ、複数の顧客からの出資金をまとめた上でY氏等の名義で本件ファンドに出資させることにより、出資者の数が49名以下であるかのように偽装していたものである。 この結果、少なくとも84名の顧客の出資金がまとめられY氏一名の名義で本件ファンドに出資された形となっていたが、実際には、当社は上記84名の顧客を本件ファンドの出資者として管理し、これらの顧客に本件ファンドの運用成績に応じて配当金を支払うなどしており、当社は49名を超える顧客に対して本件ファンドの取得勧誘を行い、出資を受けたものと認められる。 当社が行った上記の行為は、金商法第63条第1項第1号に規定する特例業務の要件を満たしておらず、同法第28条第2項に規定する「第二種金融商品取引業」に該当し、同法第29条に基づく登録を受けないまま、上記行為を行うことは、同条に違反するものと認められる。 (2) 出資金の管理に不備がある状況 当社においては、業務管理態勢が十分構築されていなかったため、X本部長は、顧客からY氏を通じて本件ファンドへの出資金として集めた資金の一部を、本件ファンドの出資金として計上せず、本件ファンドの出資金管理口座に入金することなく、経費等に費消していた。 当社における上記の状況は、投資者保護上問題があると認められる。	警告書発出日 平成27年8月4日 ・ 関東財務局において、直ちに当該行為を取り止めるよう警告書を発出。 ・ 金融庁ウェブサイト「警告書の発出を行った適格機関投資家等特例業者の名称等について」に当社の名称等を掲載し公表。
9	27. 8. 4	【株式会社Jコーレール(関東)】 ○ 業務運営に投資者保護上問題がある状況 当社は、適格機関投資家等特例業務として、自らを営業者	警告書発出日 平成27年8月4日 ・ 関東財務局におい

一連 番号	公表実施 年月日	公表内容 (業者名欄に検査等を実施した証券監視委又は財務局等名を付記)	行政処分等の内容
9 つづき		とする匿名組合（以下「ファンド」という。）に係る出資持分の取得勧誘を行っている。 今回検査において、ファンドの業務の運営状況等を検証したところ、以下の問題が認められた。 (1) 金融商品取引業の登録を受けていない者にファンドの出資持分の取得勧誘を行わせている状況 当社は、当社従業員ではないA氏及びB氏（両名は金融商品取引業の登録はない。以下「A氏ら」という。）に、ファンドの出資持分の取得勧誘を平成26年6月と同年12月までにそれぞれ委託し、これを行わせた。 この結果、当社は、A氏らの当社勧誘資料を用いたファンドの出資持分の取得勧誘により、検査基準日（平成27年4月7日）までの間に、合わせて28名の顧客から総額約3億2700万円の出資金を集めた。そして、当社は、A氏らに対して、集めた出資額に応じた報酬を支払っている。 当社の委託を受けてA氏らが行った上記行為は、金商法第28条第2項に規定する「第二種金融商品取引業」に該当し、同法第29条に基づく登録を受けないまま上記行為を行うことは、同条に違反するものと認められる。 (2) 出資金の杜撰な管理及び不適切な支払い 当社は、出資金の多くを現金で扱っている上、管理帳簿さえ作成していないことから、出資金の残高や出金状況を把握できておらず、出資金約8,800万円について、その具体的な使途を説明できない状態となっている。 また、当社は、上記(1)のA氏らに行わせた金商法違反行為に対する報酬として、約1億4,600万円を匿名組合契約書等に定める事業に充てることなくファンドの出資金から拠出している。 このように、当社におけるファンドの出資金の管理及びその使途は、極めて不適切なものとなっている。 当社が行った上記(1)及び(2)の行為は、投資者保護上重大な問題があるものと認められる。	て、直ちに当該行為を取り止めるよう警告書を発出。 金融庁ウェブサイト「警告書の発出を行った適格機関投資家等特例業者の名称等について」に当社の名称等を掲載し公表。
10	27. 8. 4	【イー・アセットマネジメント株式会社(関東)】 当社は、適格機関投資家等特例業務（以下「特例業務」という。）として、自らを営業者とする3つの匿名組合（以下「本件ファンド」という。）の権利の取得勧誘（以下「自己私募」という。）及び出資金の運用（以下「自己運用」という。）を行っている。 今回検査において、本件ファンドの業務の運営状況等を検証したところ、以下の問題が認められた。 (1) 無登録で第二種金融商品取引業及び投資運用業を行っている状況 特例業務については、出資を受ける適格機関投資家以外の者（以下「一般投資家」という。）の人数を49名以下とすることが要件の一つとされているところ、当社は、特例業務の要件を形式上満たしつつ多数の顧客から出資を受けるため、一般投資家が49名近くになると名称等の異なる新たな組合を組成し、取得勧誘を行っていた。 しかしながら、本件ファンドは、匿名組合ごとに出資金が分別されておらず、投資先からの収益及び損失がどの匿名組合に帰属するのか判別できないことなどから、形式的には新たな組合が組成されているものの、その実態は、各匿名組合が混然一体とした状況であった。 したがって、本件ファンドは、実質的に1つの集団投資スキームであるものと認められ、かかる状況下で、当社は、顧客に対し、遅くとも平成24年11月頃から本件ファンドの自己私募を開始し、同25年1月28日以降、出資を受ける一般投資家の人数の合計が49名を超えていたことから、本件ファンドの自己私募及び自己運用は、金商法第63条第1項第1号及び第2号に規定する特例業務の要件を充足していないことと	警告書発出日 平成27年8月4日 - 関東財務局において、直ちに当該行為を取り止めるよう警告書を発出。 - 金融庁ウェブサイト「警告書の発出を行った適格機関投資家等特例業者の名称等について」に当社の名称等を掲載し公表。

一連 番号	公表実施 年月日	公表内容 (業者名欄に検査等を実施した証券監視委又は財務局等名を付記)	行政処分等の内容
10 つづき		なる。 以上のことから、当社が業として行った上記(1)の行為は、金商法第28条第2項に規定する「第二種金融商品取引業」及び同条第4項に規定する「投資運用業」に該当し、当社が同法第29条に基づく登録を受けることなく、上記行為を行うことは、同条に違反するものと認められる。 (2) 重要な事項につき顧客に説明を行っていない状況 当社は、本件ファンド等の投資先である甲合同会社への投資金額のうち約4割を、投資の見返りとして甲合同会社から受け取っており、その結果、本件ファンド等の投資金額のうち約6割しか同社の事業に充てられていない状況となっている。このような状況は、顧客の投資判断に重要な影響を与える事項であるにもかかわらず、当社は、匿名組合契約書等に何らの記載をすることもなく、顧客に対する説明も一切行っていない。 当社における上記(2)のような状況は、投資者保護上問題があるものと認められる。	
11	27. 8. 4	【アセットクリエーション株式会社(関東)】 当社は、適格機関投資家等特例業務（以下「特例業務」という。）として、自らを業務執行組合員とする3つの任意組合（以下「任意組合型ファンド」という。）及び自らを営業者とする3つの匿名組合（以下「匿名組合型ファンド」といい、任意組合型ファンドとまとめて「本件ファンド」という。）の権利の取得勧誘（以下「自己私募」という。）並びに出資金の運用（以下「自己運用」という。）を行っている。 今回検査において、本件ファンドの業務の運営状況等を検証したところ、以下の問題が認められた。 (1) 無登録で第二種金融商品取引業及び投資運用業を行っている状況 特例業務については、出資を受ける適格機関投資家以外の者（以下「一般投資家」という。）の人数を49名以下とすることが要件の一つとされているところ、当社は、特例業務の要件を形式上満たしつつ多数の顧客から出資を受けるため、一般投資家が49名近くになると名称等の異なる新たな組合を組成し、取得勧誘を行っていた。 しかしながら、本件ファンドは、任意組合ごと又は匿名組合ごとに出資金が分別されておらず、投資先からの収益及び損失がどの任意組合又はどの匿名組合に帰属するのか判別できないことなどから、形式的には新たな組合が組成されているものの、その実態は、各任意組合又は各匿名組合が混然一体とした状況であった。 したがって、本件ファンドは、それぞれ実質的に1つの集団投資スキームであるものと認められ、かかる状況下で、当社は、 ア 任意組合型ファンドについて、遅くとも平成23年4月頃から自己私募を開始し、自己私募に関しては同年8月1日以降、自己運用に関しては遅くとも同年9月1日以降、出資を受ける一般投資家の人数の合計が49名を超えていたこと イ 匿名組合型ファンドについて、遅くとも平成24年7月頃から自己私募を開始し、自己私募に関しては同25年3月28日以降、自己運用に関しては遅くとも同年4月1日以降、出資を受ける一般投資家の人数の合計が49名を超えていたこと から、本件ファンドの自己私募及び自己運用は、金商法第63条第1項第1号及び第2号に規定する特例業務の要件を充足していないこととなる。 以上のことから、当社が業として行った上記(1)の行為は、金商法第28条第2項に規定する「第二種金融商品取引業」及び同条第4項に規定する「投資運用業」に該当し、当社が同	警告書発出日 平成27年8月4日 ・ 関東財務局において、直ちに当該行為を取り止めるよう警告書を発出。 ・ 金融庁ウェブサイト「警告書の発出を行った適格機関投資家等特例業者の名称等について」に当社の名称等を掲載し公表。

一連 番号	公表実施 年月日	公表内容 (業者名欄に検査等を実施した証券監視委又は財務局等名を付記)	行政処分等の内容
11 つづき		法第29条に基づく登録を受けることなく、上記行為を行うことは、同条に違反するものと認められる。 (2) 重要な事項につき顧客に説明を行っていない状況 当社は、匿名組合型ファンドの投資先である甲合同会社への投資金額のうち約4割を、投資の見返りとして甲合同会社から受け取っており、その結果、匿名組合型ファンドの投資金額のうち約6割しか同社の事業に充てられていない状況となっている。このような状況は、顧客の投資判断に重要な影響を与える事項であるにもかかわらず、当社は、匿名組合契約書等に何らの記載をすることもなく、顧客に対する説明も一切行っていない。 当社における上記(2)のような状況は、投資者保護上問題があるものと認められる。	
12	27. 8. 4	【A・Jアセットクリエーション株式会社(関東)】 当社は、適格機関投資家等特例業務として、自らを営業者とする匿名組合（以下「本件ファンド」という。）の権利の取得勧誘及び出資金の運用を行っている。 今回検査において、本件ファンドの業務の運営状況等を検証したところ、以下の問題が認められた。 ○ 重要な事項につき顧客に説明を行っていない状況 当社は、本件ファンドの投資先である甲合同会社への投資金額のうち約4割を、投資の見返りとして甲合同会社から受け取っており、その結果、本件ファンドの投資金額のうち約6割しか同社の事業に充てられていない状況となっている。このような状況は、顧客の投資判断に重要な影響を与える事項であるにもかかわらず、当社は、匿名組合契約書等に何らの記載をすることもなく、顧客に対する説明も一切行っていない。	警告書発出日 平成27年8月4日 ・関東財務局において、直ちに当該行為を取り止めるよう警告書を発出。 ・金融庁ウェブサイト「警告書の発出を行った適格機関投資家等特例業者の名称等について」に当社の名称等を掲載し公表。
13	27. 8. 7	【JPM株式会社(証券監視委)】 当社は、適格機関投資家等特例業務（以下「特例業務」という。）として、自らを営業者とする4つの匿名組合（以下「本件ファンド」という。）の出資持分の取得勧誘を行い、平成23年9月以降、延べ169名の顧客から総額6億3,440万円を受けている。 そのような中、本件ファンド業務の運営状況等を検証したところ、以下の問題点が認められた。 (1) 無登録で第二種金融商品取引業を行っている状況 特例業務については、適格機関投資家以外の者からの出資は49名以下でなければならないところ、当社は、本件ファンドのうち2ファンドにおいて、49名を超える適格機関投資家以外の者に取得勧誘を行い、出資を受けている。 当社による上記(1)の行為は、金商法第28条第2項に規定する「第二種金融商品取引業」に該当し、当社が同法第29条に基づく登録を受けることなく、上記行為を行うことは、同条に違反するものと認められる。 (2) 金融商品取引契約の締結又はその勧誘に関して、顧客に対し虚偽のことを告げる行為 当社は、本件ファンドのうち1ファンドについて、実際には損失が生じているにもかかわらず、運用益が生じているとの虚偽の運用報告書を作成し、顧客に対し、これに基づいて実態と異なる運用状況を説明し、取得勧誘を行い、追加出資を受けている。 当社による上記(2)の行為は、金融商品取引契約の締結又はその勧誘に関して、顧客に対し虚偽のことを告げる行為に該当する(金商法第63条第4項、第38条第1号)。	警告書発出日 平成27年8月7日 ・関東財務局において、直ちに当該行為を取り止めるよう警告書を発出。 ・金融庁ウェブサイト「警告書の発出を行った適格機関投資家等特例業者の名称等について」に当社の名称等を掲載し公表。

一連 番号	公表実施 年月日	公表内容 (業者名欄に検査等を実施した証券監視委又は財務局等名を付記)	行政処分等の内容
13 つづき		(3) ファンドの運用及び出資金の管理が極めて不透明、かつ、杜撰な状況 当社は、本件ファンドにおいて、いずれも会計帳簿等を作成していないことから、ファンドの財産状況等を把握できない状態となっており、出資金の大部分を現金で受領し、これを本件ファンドごとに分けることなく金庫に保管するなどしているほか、現金出納帳も作成していないため、現金の入出金の履歴や使途等を正確に把握できていない。また、当社は、本件ファンドのうち2ファンドについて、当該ファンドの投資対象事業への投資額を正確に把握できていないほか、当該ファンドの出資金の一部を会社経費等へ流用したとしているが、当社においてもその流用額を把握できていない。 このように当社のファンドの運用及び出資金の管理は極めて不透明、かつ、杜撰な状況にあるものと認められる。 当社が行った上記(3)の行為は、投資者保護上重大な問題があるものと認められる。	
14	27. 8. 7	【ノア・アセットマネジメント株式会社(証券監視委)】 当社は、適格機関投資家等特例業務（以下「特例業務」という。）として、自らを営業者とする9つの匿名組合（以下「本件ファンド」という。）の出資持分の取得勧誘を行い、平成22年12月以降、延べ270名の顧客から総額8億1,210万円の出資を受けている。 そのような中、本件ファンド業務の運営状況等を検証したところ、以下の問題点が認められた。 (1) 無登録で第二種金融商品取引業を行っている状況 特例業務は、1名以上の適格機関投資家を相手方とする取得勧誘が行われ、その出資を受けることが要件の一つとされているところ、本件ファンドのうち7ファンドについては、実際には適格機関投資家からの出資を受けていないことから、当該ファンドの出資持分の取得勧誘は、金商法第63条第1項第1号に規定する特例業務の要件を充足していない。 当社が行った上記行為は、金商法第28条第2項に規定する「第二種金融商品取引業」に該当し、当社が同法第29条に基づく登録を受けないまま、上記行為を行うことは、同条に違反するものと認められる。 (2) 投資者保護上問題が認められる状況 ア 運用実態の把握が極めて杜撰な状況 当社は、本件ファンドの出資金について、投資運用業の登録のないH2トレーディング株式会社（東京都江東区代表取締役A）に運用を委託していたのみならず、委託先が行った投資に係る契約内容を何ら把握していないほか、投資先の経営監視活動を全く行っておらず、当社の本件ファンドの運用実態の把握は極めて杜撰な状況にある。 その結果、当社は、投資先の破綻について全く予見できず、本件ファンドの出資金5億7,000万円を消失させた。 イ 出資金の流用 当社は、本件ファンドのうち1ファンドについて、その営業者として当該匿名組合契約に基づく出資持分の取得勧誘を行い、平成25年12月から同26年1月までの間に、8名の顧客から合計860万円の出資金を受け入れている。 当社は、当該ファンドの出資金について、運用を断念し、出資金全額を顧客に返還することを決定したものの、当該出資金を、一切顧客に返還しておらず、当社の従業員等に対する給与等の会社経費として出資金全額を流用した。 当社が行った上記(2)の行為は、投資者保護上重大な問題があるものと認められる。	警告書発出日 平成27年8月7日 ・関東財務局において、直ちに当該行為を取り止めるよう警告書を発出。 ・金融庁ウェブサイト「警告書の発出を行った適格機関投資家等特例業者の名称等について」に当社の名称等を掲載し公表。

一連 番号	公表実施 年月日	公表内容 (業者名欄に検査等を実施した証券監視委又は財務局等名を付記)	行政処分等の内容
15	27. 11. 10	【株式会社丸庄(関東)】 当社は、適格機関投資家等特例業務（以下「特例業務」という。）として、自らを営業者とする6つの匿名組合（以下「匿名組合ファンド」という。）及び自らを業務執行組合員とする19の任意組合（以下「任意組合ファンド」といい、匿名組合ファンドと任意組合ファンドを併せて「本件ファンド」という。）の出資持分の取得勧誘を行った。 今回検査において、本件ファンド業務の運営状況等を検証したところ、下記のとおり、当社の業務の運営は極めて杜撰な状況にあり、投資者保護上重大な問題があると認められた。 (1) 不適切な勧誘の状況 当社は、株式会社マーケットサービス（東京都中央区、代表取締役A、平成26年12月に廃業した特例業務届出者であった者。以下「マーケット社」という。）からの顧客を引き継いでほしいという要請に応じ、平成26年2月から3月までの間に、2つの匿名組合ファンドを組成し、マーケット社のファンドの顧客56名に対して、乗換勧誘を行った。 その後、当社は、さらに4つの匿名組合ファンド及び19の任意組合ファンドを組成し、本件ファンドの出資持分の取得勧誘を行った。 当社はその際、本件ファンドで受け入れた出資金を当初から契約の内容どおりに運用する意思がなかったにもかかわらず、営業員に対して、国内外の上場株式等に投資すると記載した勧誘資料を用いて勧誘するよう指示し、本件ファンドの出資持分の取得勧誘をさせるなど不適切な勧誘をさせていた。 上記の不適切な勧誘の結果、当社は平成26年2月以降、延べ198名の顧客に対し総額10億6,730万円の出資持分を取得させていた。 当社が行った上記(1)の行為は、投資者保護上重大な問題があるものと認められる行為であり、このうち特例業務として行ったものについては、金融商品取引契約の締結又はその勧誘に関して、顧客に対し虚偽のことを告げる行為に該当する（金商法第63条第4項、第38条第1号）。 (2) 本件ファンドの出資金の流用等 ア マーケット社から受領した出資金の不足 当社は、上記(1)のとおり、平成26年2月から3月までの間に、マーケット社のファンドの顧客56名に対して乗換勧誘し、当社組成ファンドの出資持分を取得させている。 当該顧客56名の当該ファンドに係る出資額は、マーケット社のファンドへの出資額と同額の2億7,350万円であったが、当社が当該出資額に相当する払込金としてマーケット社から受領した現金は8,000万円しかなく、当社は、当初より出資金を適正に管理する状況にはなかった。 イ 出資金の流用 当社は、本件ファンドの出資金について、運用を開始するとしていた平成26年3月以降、マーケット社のA代表取締役への資金供与として1億3,538万円、当社の代表取締役の知人への貸付けに7,000万円、当社の代表取締役の遊興費等に2,480万円など、少なくとも合計2億3,018万円を流用していた。 ウ 不適切な配当金の支払い 本件ファンドの配当については、本件ファンドの投資対象事業から生じた利益に基づき顧客に支払うこととされている。 しかしながら、当社は、顧客から受け入れた出資金を契約の内容どおりに運用していなかったにもかかわらず、当社の代表取締役が架空の分配率を定めて、平成26年4月から同27年7月までの間、本件ファンドの出資金を原資として配当を総額で6,296万円支払っていた。 以上のとおり、当社は、本件ファンドの出資金を流用等しており、当社が行った上記アからウまでの行為は、投資者保	警告書発出日 平成27年11月10日 - 関東財務局において、直ちに当該行為を取り止めるよう警告書を発出。 - 金融庁ウェブサイト「警告書の発出を行った適格機関投資家等特例業者の名称等について」に当社の名称等を掲載し公表。

一連 番号	公表実施 年月日	公表内容 (業者名欄に検査等を実施した証券監視委又は財務局等名を付記)	行政処分等の内容
15 つづき		護上重大な問題があるものと認められる。 (3) 無登録で第二種金融商品取引業を行っている状況 ア 特例業務については、1名以上の適格機関投資家を相手方とする取得勧誘が行われ、その出資を受けることが要件の一つとされているところ、本件ファンドのうち2つの匿名組合ファンド及び19の任意組合ファンドは、適格機関投資家からの出資を受けていないことから、当該ファンドの出資持分の取得勧誘は、金商法第63条第1項第1号に規定する特例業務の要件を充足していない。 イ 特例業務については、適格機関投資家以外の者からの出資は49名以下でなければならないところ、当社は、本件ファンドのうち1つの匿名組合ファンドについて、49名を超える適格機関投資家以外の者に取得勧誘を行い、出資を受けていることから、当該ファンドの自己私募は、金商法第63条第1項第1号に規定する特例業務の要件を充足していない。 当社が業として行った上記ア及びイの行為は、金商法第28条第2項に規定する「第二種金融商品取引業」に該当し、当社が同法第29条に基づく登録を受けることなく、上記行為を行うことは、同条に違反するものと認められる。	
16	27.12.14	【株式会社ファインドエッジ(近畿)】 当社は、適格機関投資家等特例業務（以下「特例業務」という。）として、自らを営業者とする6本の匿名組合（以下「本件ファンド」という。）の出資持分の取得勧誘を行い、平成23年3月以降、193名の顧客から総額約14億円の出資を受けている。 今回検査において、本件ファンド業務の運営状況等を検証したところ、以下の問題点が認められた。 (1) 無登録で第二種金融商品取引業を行っている状況 特例業務は、1名以上の適格機関投資家を相手方とする取得勧誘が行われ、その出資を受けることが要件の一つとされているところ、本件ファンドのいずれについても、実際には適格機関投資家からの出資を受けていない。また、適格機関投資家以外の者からの出資が49名以下でなければならないところ、本件ファンドのうち4本について、49名を超える適格機関投資家以外の者に取得勧誘を行い、出資を受けている。 当社が業として行った上記(1)の行為は、金商法第28条第2項に規定する「第二種金融商品取引業」に該当し、当社が同法第29条に基づく登録を受けることなく、上記行為を行うことは、同条に違反するものと認められる。 (2) 無登録の者に対する取得勧誘及び運用の委託等 ア. 無登録の者に対する取得勧誘の委託 当社は、本件ファンドのうち3本について、金融商品取引業の登録を受けていない株式会社w i l l b e（滋賀県愛知郡、代表取締役A。以下「ウィル社」という。）に対し、本件ファンドの出資持分の取得勧誘を委託した。ウィル社は、当社からの委託を受け、平成24年6月頃から同26年8月頃まで、当社の社名、ファンドの名称、ファンドの概要や手数料等を記載したメールマガジンを配信する方法により取得勧誘を行い、合計86名、総額約6億円の出資金を集めた。 ウィル社が行った上記(2)ア.の行為は、金商法第28条第2項に規定する「第二種金融商品取引業」に該当し、同法第29条に基づく登録を受けることなく、上記行為を行うことは、同条に違反しており、当社は無登録であるウィル社に取得勧誘を委託しているものと認められる。 イ. 無登録の者に対する運用の委託等	警告書発出日 平成27年12月14日 ・近畿財務局において、直ちに当該行為を取り止めるよう警告書を発出。 ・金融庁ウェブサイト「警告書の発出を行った適格機関投資家等特例業者の名称等について」に当社の名称等を掲載し公表。

一連 番号	公表実施 年月日	公表内容 (業者名欄に検査等を実施した証券監視委又は財務局等名を付記)	行政処分等の内容
16 つづき		当社は、本件ファンドのうち3本について、ウィル社に対し、FX取引による運用を委託した。ウィル社は、当社からの委託を受け、平成24年8月頃から同27年4月に当該取引を停止するまでの間、FX取引による運用を行った。 また、本件ファンドのうち1本について、金融商品取引業の登録を受けていないTrade Tools株式会社（大阪市北区、代表取締役B。以下「トレード社」という。）に対し、国内株式取引及び日経225先物取引による運用を委託した。トレード社は、当社からの委託を受け、平成24年4月頃から同26年11月頃に当該取引を停止するまでの間、国内株式取引等による運用を行った。 ウィル社及びトレード社が行った上記(2)イ.の行為は、金商法第28条第4項に規定する「投資運用業」に該当し、同法第29条に基づく登録を受けることなく、上記行為を行うことは、同条に違反しており、当社は無登録の者に運用を委託しているものと認められる。 さらに、当社は本件ファンドの運用を行うにあたり、海外の無登録業者とのFX取引により運用を行っていた。 (3) ファンド財産の杜撰な管理 本件ファンドでは、各ファンドの財産及び当社又はC社長の固有財産が混在している状況である上、当社は、本件ファンドの財務諸表等を全く作成していないほか、ファンドの取引記録を作成・保存しておらず、各ファンドの出資金の運用状況及び運用先から受領した金銭がいずれのファンド財産に帰属するものかが正確に把握できないなど、管理が極めて杜撰な状況となっている。 このような状況において、出資金約12億円（償還及び解約済みのファンドを除く）のうち、およそ2億3,000万円については、各匿名組合契約に定められた目的に従った運用に充てられたことが確認できない状況となっている。 また、当社は、ファンド財産を適切な経理処理を経ずに当社の会社経費やC社長の個人支出等に充てているほか、ファンド財産間において、約4,500万円を、正当な根拠なく他ファンドの配当金や償還金等に流用した。 当社が行った上記(2)及び(3)の行為は、投資者保護上重大な問題があるものと認められる。 (4) 報告徴取命令に対する虚偽報告 当社は、近畿財務局長が発出した報告徴取命令に対して、運用財産額を過大に記載した虚偽の報告書を平成25年9月30日付けで近畿財務局長宛てに提出しているほか、本件報告書の追加資料として提出した資料についても、運用財産額を過大に記載した虚偽の資料を提出している。 当社が行った上記(4)の行為は、金商法第63条第7項の規定に基づく報告徴取命令に対して虚偽の報告を行ったものと認められる。	
17	28. 3. 18	【株式会社ワンプラスワン(証券監視委)】 当社は、平成22年8月に適格機関投資家等特例業務（以下「特例業務」という。）の届出を行い、特例業務として、グランツプライマリー投資事業有限責任組合（以下「GP LPS」という。）、アセットファクター投資事業有限責任組合（以下「AF LPS」という。）、RJT第1号投資事業有限責任組合（以下「RJT LPS」という。）の運用を行うこととしている。 当社は、GP LPS及びAF LPSについては、他の特例業務届出者（以下「届出業者」という。）が運用する匿名組合又は投資事業有限責任組合（以下「ファンド」という。）に適格機関投資家として出資（以下「適格機関投資家出資」という。）を行っており、RJT LPSについては、当社が運用業務を行い、共同運営者であるRJT合同会社（所在地 東京都中央区、代表社員X、資本金100万円、常勤役員1名、適格機関投資家等特例業務届出者。金融商品取引業の登録はない。以下「RJT社」	警告書発出日 平成28年3月18日 ・ 関東財務局において、直ちに当該行為を取り止めるよう警告書を発出。 ・ 金融庁ウェブサイト「警告書の発出を行った適格機関投資家等特例業者の名称等について」に当社の名称等を掲載し公表。

一連 番号	公表実施 年月日	公表内容 (業者名欄に検査等を実施した証券監視委又は財務局等名を付記)	行政処分等の内容
17 つづき		という。)が取得勧誘を行うとして、平成22年11月以降、一般投資家38名から8,720万円の出資を受けている。 そのような中、当社の業務運営状況等を検証したところ、以下の問題点が認められた。 なお、届出業者の特例業務については、適格機関投資家が出資を行って、自己のためにファンドに関与することで、ファンドの適正性がある程度確保されることも期待されたものと考えられている。 (1) 届出業者の運用するファンドに対する出資等に係る問題 ア 組合解散後に出資を行っていた状況 当社は、GP LPSについて、唯一の有限責任組合員の脱退により、遅くとも平成24年4月18日には解散したと認められるにもかかわらず、同日以降も他の届出業者が運用するファンドへの出資を継続し、同年11月11日までに、少なくとも届出業者8者が運用する15本のファンドに適格機関投資家出資している。 しかしながら、GP LPSは、解散した同年4月18日以降は適格機関投資家であるとは認められず、上記ファンドに係る出資は、同日以降、適格機関投資家出資であるとは認められない。 このような当社の行為は、届出業者の特例業務について、適格機関投資家出資を要件とする金融商品取引法の趣旨をないがしろにし、届出業者に特例業務の要件を充足しないまま違法にファンド持分の取得勧誘や出資金の運用を行わせることとなり得るものと認められる。 イ 無登録で投資運用業を行っている状況 当社は、GP LPSについて、平成24年11月12日にA者から新たに投資を受けたとし、その後、GP LPS名義で、少なくとも届出業者13者が運用する24本のファンドに対して出資を行っている。 しかしながら、GP LPSはすでに解散しているため、A者から投資を受けた時点において、新たな投資事業有限責任組合(以下「新GP LPS」という。)が組成されたものと認められるところ、新GP LPSは、適格機関投資家からの出資を受けておらず、金商法第63条第1項第2号の特例業務の要件を満たしていない。 また、当社は、AF LPSについて、届出業者18者が運用する24本のファンドに出資を行っているところ、AF LPSは、遅くとも平成25年1月23日以降については、適格機関投資家からの出資を受けていたものとは認められず、金商法第63条第1項第2号に規定する特例業務の要件を満たしていない。 当社の上記行為は、金商法第28条第4項に規定する「投資運用業」に該当するものであり、金商法第29条に基づく登録を受けることなく、当該行為を行うことは、同条に違反する。 ウ 出資金の管理が杜撰な状況 当社は、GP LPS名義及びAF LPS名義で届出業者40者が運用する66本のファンドに適格機関投資家出資したとしているが、これらファンドの一部について、実際に出資が行われたのかどうかの確認ができない状況にある。また、当社は、当該出資先ファンドに係る届出業者に対し、適格機関投資家を辞退する旨の通知をしているものの、当該出資先ファンドの約半数のファンドについて、脱退又は契約の解約が行われたのかどうかの確認ができない状況にある。 以上のとおり、当社の出資金の管理は極めて杜撰な状況にある。 エ 出資先ファンドにおける投資者被害等 このような中、当社が、GP LPS名義及びAF LPS名義で適格機関投資家出資を行ったファンドを運用する他の届出業者において、違法又は不当な行為による投資者被害等の問題が多数認められている。	

一連 番号	公表実施 年月日	公表内容 (業者名欄に検査等を実施した証券監視委又は財務局等名を付記)	行政処分等の内容
17 つづき		上記アないしウの当社の行為は、他の多数の届出業者による違法又は不当な行為を助長し、投資者被害をもたらす事態等を招いたものと認められる。 (2) その他の当社が運用するファンドに係る問題 ア 適格機関投資家出資の外観を仮装し、違法行為に積極的に加担した状況 当社は、RJT LPSについて、GP LPSが唯一の適格機関投資家として出資しているとするが、当該出資は、R J T社が拠出した金銭を原資とし、関係者の銀行口座を循環させてなされたものであり、実態がなく、GP LPSからの適格機関投資家出資がなされているかのような外観を仮装したものに過ぎない。したがって、当該出資については、適格機関投資家出資とは到底評価し得ないものである。 このため、R J T社によるRJT LPSに係る取得勧誘は、金商法第28条第2項に規定する「第二種金融商品取引業」に該当するものであり、金商法第29条の登録を受けることなく、当該行為を行うことは、同条に違反する。 そして、当社は、上記のとおり適格機関投資家出資の外観を仮装することにより、上記法令違反行為に積極的に加担していたものである。 イ 出資金の管理が杜撰な状況 当社は、RJT LPSについて、R J T社が出資金の大半を当社に無断でR J T社の関連会社に貸し付け、流出・毀損させたとしているものの、R J T社が当社に無断で貸し付けていることを当社が承知していた状況が認められている。 このように、当社の出資金の管理は極めて杜撰な状況にある。 以上のとおり、当社の業務運営は、投資者保護上、重大な問題がある。	

※ 根拠条文は、公表実施日時点において適用される法律を記載している。

(2) 課徴金納付命令に関する勧告

①取引調査の結果に基づく勧告（不公正取引）

（平成 27 年 4 月～平成 28 年 3 月）

一連 番号	勧告実施 年 月 日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯
1	27. 4. 17	【違反行為】相場操縦（金商法第 174 条の 2 第 1 項） 【銘柄名】トラスト（東証マザーズ） 【課徴金納付命令対象者】自営業の者 【違反行為の態様】 課徴金納付命令対象者は、(株)トラストの株式につき、同株式の売買を誘引する目的をもって、平成 25 年 12 月 12 日午後 0 時 52 分頃から平成 26 年 1 月 24 日午後 1 時 19 分頃までの間、26 取引日にわたり、直前の約定値より高指値の売り注文と買い注文を対当させて株価を引き上げるなどの方法により、同株式合計 27 万 4,600 株を買い付ける一方、同株式合計 24 万 3,200 株を売り付け、もって、自己の計算において、同株式の売買が繁盛であると誤解させ、かつ、同株式の相場を変動させるべき一連の売買をした。 【課徴金額】 170 万円 （注） 1. 課徴金の額は、 （1） 売買対当数量（※ 1）に係るものについて、 （有価証券の売付価額）－（有価証券の買付価額） と、 （2） 当該違反行為に係る有価証券の売付数量が買付数量を超える場合の、当該超える数量に係るものについて、 （有価証券の売付価額）－（当該違反行為が終了してから 1 月を経過するまでの間の当該有価証券の最低価格×当該超える数量） または、 当該違反行為に係る有価証券の買付数量が売付数量を超える場合の、当該超える数量に係るものについて、 （当該違反行為が終了してから 1 月を経過するまでの間の当該有価証券の最高価格×当該超える数量）－（有価証券の買付価額） との合計額として計算される。 （※ 1） 売買対当数量：当該違反行為に係る有価証券の売付数量と買付数量のうち、いずれか少ない数量をいう。 2. 本件における課徴金の額は、下記(1)及び(2)によりそれぞれ算定される額の合計 1,709,500 円 ⇒課徴金の額は、1 万円未満を切り捨てるため、<u>170 万円</u> （1） 当該違反行為に係る売買対当数量は、 ① 当該違反行為に係る有価証券の売付数量は、243,200 株であり、 ② 当該違反行為に係る有価証券の買付数量は、実際の買付け等の数量 274,600 株に、違反行為の開始時にその時における価格（284 円）で買付けをしたものとみなされる当該違反行為の開始時に所有している当該有価証券の数量 7,500 株を加えた 282,100 株であることから、243,200 株となる。 当該売買対当数量に係るものについて、 売付価額 78,024,300 円（※ 2）－ 買付価額 76,488,400 円（※ 3） ＝1,535,900 円	審判手続開始決定日 平成 27 年 4 月 17 日 課徴金納付命令決定日 平成 27 年 5 月 18 日 なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判の期日は開かれなかった。

一連 番号	勧告実施 年 月 日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯
1 つづき		(※2) 売付価額は、「284 円×300 株+286 円×500 株+287 円×900 株+288 円×1,000 株+289 円×1,700 株+290 円×2,100 株+291 円×1,500 株+292 円×2,400 株+293 円×3,300 株+294 円×5,100 株+295 円×2,800 株+296 円×1,100 株+297 円×800 株+299 円×2,500 株+300 円×1,800 株+301 円×1,900 株+302 円×4,600 株+303 円×2,300 株+304 円×400 株+305 円×2,400 株+306 円×2,300 株+307 円×900 株+308 円×3,800 株+309 円×5,600 株+310 円×5,100 株+311 円×2,000 株+312 円×7,500 株+313 円×4,100 株+314 円×11,400 株+315 円×5,200 株+316 円×8,400 株+317 円×3,200 株+318 円×11,400 株+319 円×13,300 株+320 円×6,100 株+321 円×3,800 株+322 円×6,100 株+323 円×2,100 株+324 円×7,800 株+325 円×6,000 株+326 円×900 株+327 円×5,300 株+331 円×2,100 株+332 円×7,100 株+333 円×10,600 株+334 円×11,500 株+335 円×2,400 株+336 円×5,600 株+337 円×3,000 株+338 円×1,000 株+339 円×2,300 株+340 円×5,600 株+341 円×1,200 株+342 円×9,700 株+343 円×500 株+344 円×5,600 株+345 円×600 株+346 円×6,700 株+347 円×4,000 株+349 円×1,000 株+350 円×1,000 株」の額である。 (※3) 買付価額は、「281 円×300 株+284 円×8,100 株+285 円×700 株+286 円×2,000 株+287 円×1,600 株+288 円×2,000 株+289 円×2,400 株+290 円×1,200 株+291 円×2,100 株+292 円×3,000 株+293 円×500 株+294 円×5,300 株+295 円×2,200 株+296 円×500 株+297 円×600 株+299 円×3,400 株+300 円×1,800 株+301 円×1,500 株+302 円×3,100 株+303 円×2,000 株+304 円×2,000 株+305 円×3,900 株+306 円×4,100 株+307 円×2,200 株+308 円×7,000 株+309 円×6,300 株+310 円×8,600 株+311 円×3,800 株+312 円×10,100 株+313 円×8,800 株+314 円×11,900 株+315 円×9,900 株+316 円×9,300 株+317 円×6,600 株+318 円×12,300 株+319 円×8,700 株+320 円×2,600 株+321 円×4,900 株+322 円×7,500 株+323 円×3,000 株+324 円×8,600 株+325 円×8,300 株+326 円×1,600 株+327 円×4,500 株+328 円×100 株+329 円×3,000 株+330 円×1,500 株+331 円×3,400 株+332 円×7,200 株+333 円×10,500 株+334 円×10,100 株+335 円×2,300 株+336 円×4,300 株」の額である。 (※4) 買付価額の算定においては、当該違反行為に係る有価証券の買付けのうち最も早い時期に行われたものから順次当該売買対当数量に達するまで割り当てることとなる。 本件においては、違反行為の開始時点において所有しており、違反行為の開始時点にその時における価格（284 円）で買い付けたものとみなされるもの（みなし買付け）から割り当てられることとなる。 (2) 上記(1)のとおり、当該違反行為に係る有価証券の買付数量が、売付数量を超えることから、 当該超える数量 38,900 株（282,100 株－243,200 株）について、 当該違反行為が終了してから 1 月を経過するまでの間の当該有価証券の最高価格（348 円）に当該超える数量を乗じて得た額 13,537,200 円（348 円×38,900 株）－ 買付価額 13,363,600 円（※5）＝173,600 円	

一連 番号	勧告実施 年 月 日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯
1 つづき		(※5)買付価額は、「335円×500株+336円×200株+337円×3,000株+338円×1,300株+339円×2,000株+340円×1,200株+341円×200株+342円×6,900株+343円×1,500株+344円×6,100株+345円×500株+346円×8,100株+347円×4,800株+348円×100株+349円×1,100株+351円×600株+352円×800株」の額である。	
2	27. 5. 29	【違反行為】内部者取引（金商法第175条第1項） 【銘柄名】エナリス（東証マザーズ） 【課徴金納付命令対象者】(株)エナリス役員からの情報受領者 【違反行為の態様】 課徴金納付命令対象者は、(株)エナリス（以下「エナリス」という。）の役員から、同人がその職務に関し知った、同社の属する企業集団の平成26年12月期の売上高及び経常利益について、平成26年2月10日に公表された直近の予想値に比較して、同社が新たに算出した予想値において投資者の投資判断に及ぼす影響が重要なものとなる差異が生じた旨の重要事実の伝達を受けながら、新たに算出した予想値が売上高434億3,300万円及び経常利益22億400万円として公表がされた平成26年2月24日午後3時頃より前の同日午前10時53分頃から同日午後2時57分頃までの間、自己の計算において、エナリス株式合計4,600株を買付価額合計695万8,100円で買い付けた。 【課徴金額】 257万円 (注) 課徴金額は、 (重要事実が公表された後2週間における最も高い価格) × (買付株数) － (買付価格) × (買付株数) となる。したがって、重要事実の公表後2週間におけるエナリスの最も高い株価は、2,073円であることから、 (2,073円×4,600株) － 買付価額6,958,100円 (※) ＝2,577,700円 ⇒課徴金の額は1万円未満を切り捨てるため、<u>257万円</u> (※) 買付価額は、「1,500円×1,000株+1,511円×100株+1,512円×900株+1,516円+600株+1,517円+500株+1,518円×800株+1,519円×300株+1,520円×400株」の額である。	審判手続開始決定日 平成27年5月29日 課徴金納付命令決定日 平成27年6月25日 なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判の期日は開かれなかった。
3	27. 5. 29	【違反行為】内部者取引（金商法第175条第1項） 【銘柄名】ネクス（東証JASDAQ）、 フィスコ（東証JASDAQ） 【課徴金納付命令対象者】(株)フィスコ役員からの情報受領者 【違反行為の態様】 課徴金納付命令対象者は、(株)ネクス（現株式会社ネクスグループ。以下「ネクス」という。）の親会社である(株)フィスコ（以下「フィスコ」という。）の役員から、同人がその職務に関し知った、(ア)ネクスの属する企業集団の平成26年11月期の業績予想における売上高について、平成26年2月14日に公表がされた直近の予想値に比較して、同社が新たに算出した同会計期間の予想値において投資者の投資判断に重要な影響を及ぼす差異が生じた旨の重要事実、(イ)フィスコの属する企業集団の平成26年12月期の業績予想における売上高について、平成26年2月14日に公表がされた直近の予想値	審判手続開始決定日 平成27年5月29日 課徴金納付命令決定日 平成27年6月25日 なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判の期日は開かれなかった。

一連 番号	勧告実施 年 月 日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯
3 つづき		に比較して、同社が新たに算出した同会計期間の予想値において投資者の投資判断に重要な影響を及ぼす差異が生じた旨の重要事実のいずれも伝達を受けながら、 (1) ネクスにおいて新たに算出した平成 26 年 11 月期の予想値が売上高 64 億 7,300 万円として公表がされた平成 26 年 10 月 10 日より前の同年 9 月 25 日、自己の計算において、ネクス株式合計 4,000 株を売付価額合計 281 万 7,300 円で売り付けた。 (2) フィスコにおいて新たに算出した平成 26 年 12 月期の予想値が売上高 85 億 3,900 万円として公表がされた平成 26 年 10 月 10 日より前の同年 9 月 25 日、自己の計算において、フィスコ株式合計 7,000 株を売付価額合計 287 万 7,900 円で売り付けた。 【課徴金額】 225 万円 (注) 課徴金額は、 (売付価格) × (売付株数) - (重要事実が公表された後 2 週間における最も低い価格) × (売付株数) となる。したがって、重要事実の公表後 2 週間におけるネクスの最も低い株価は、383 円であり、フィスコの最も低い株価は、272 円であることから、 ・ネクス株式の売付けに係る課徴金の額 売付価額 2,817,300 円 (※1) - (383 円 × 4,000 株) =1,285,300 円 ⇒課徴金の額は 1 万円未満を切り捨てるため、<u>128 万円</u> (※1) 売付価額は、「701 円 × 200 株 + 702 円 × 1,300 株 + 703 円 × 700 株 + 705 円 × 400 株 + 706 円 × 400 株 + 708 円 × 1,000 株」の額である。 ・フィスコ株式売付けに係る課徴金の額 売付価額 2,877,900 円 (※2) - (272 円 × 7,000 株) =973,900 円 ⇒課徴金の額は 1 万円未満を切り捨てるため、<u>97 万円</u> (※2) 売付価額は、「411 円 × 6,100 株 + 412 円 × 900 株」の額である。	
4	27. 6. 26	【違反行為】相場操縦（金商法第 174 条の 2 第 1 項） 【銘柄名】栄電子（東証 J A S D A Q）、 ベクター（東証 J A S D A Q） 【課徴金納付命令対象者】会社役員 【違反行為の態様】 課徴金納付命令対象者は、 (1) ㈱栄電子の株式につき、同株式の売買を誘引する目的をもって、平成 26 年 1 月 9 日午前 10 時 35 分頃から同日午前 10 時 55 分頃までの間、連続して直前の約定値より高指値の買い注文を発注して株価を引き上げるなどの方法により、自己の計算において、同株式合計 10 万 2,000 株を買い付けた。 (2) ㈱ベクターの株式につき、同株式の売買を誘引する目的をもって、平成 26 年 12 月 12 日午前 9 時 30 分頃から同月 17 日午後 2 時 14 分頃までの間、4 取引日にわたり、連続して直前の約定値より高指値の買い注文を発注して株価を引き上げるなどの方法により、自己、同族会社及び親族の計算において、同株式合計 8 万 1,600 株を買い付ける一方、同株式	審判手続開始決定日 平成 27 年 6 月 30 日 課徴金納付命令決定日 平成 27 年 7 月 30 日 なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判の期日は開かれなかった。

一連 番号	勧告実施 年 月 日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯
4 つづき		合計 1 万 3,900 株を売り付けた。 もって、前記各株式の売買が繁盛であると誤解させ、かつ、前記各株式の相場を変動させるべき一連の売買をした。 【課徴金額】 4,688 万円 (注) 1. 課徴金の額は、 (1) 売買対当数量(※1)に係るものについて、 (有価証券の売付価額)－(有価証券の買付価額) と、 (2) 当該違反行為に係る有価証券の売付数量が買付数量を超える場合の、当該超える数量に係るものについて、 (有価証券の売付価額)－(当該違反行為が終了してから1月を経過するまでの間の当該有価証券の最低価格×当該超える数量) または、 当該違反行為に係る有価証券の買付数量が売付数量を超える場合の、当該超える数量に係るものについて、 (当該違反行為が終了してから1月を経過するまでの間の当該有価証券の最高価格×当該超える数量)－(有価証券の買付価額) との合計額として計算される。 (※1) 売買対当数量：当該違反行為に係る有価証券の売付数量と買付数量のうち、いずれか少ない数量をいう。 2. 課徴金納付命令対象者の栄電子株式に係る違反行為について、本件における課徴金の額は、下記(1)及び(2)によりそれぞれ算定される額の合計 41,401,000 円 ⇒課徴金の額は、1万円未満を切り捨てるため、<u>4,140 万円</u> (1) 当該違反行為に係る売買対当数量は、当該違反行為に係る有価証券の売付数量が0株であることから、0株である。 よって、当該売買対当数量に係るものについては、0円 (2) 当該違反行為に係る有価証券の買付数量は、実際の買付数量 102,000 株に、違反行為の開始時にその時における価格(178円)で買付けをしたものとみなされる当該違反行為の開始時に所有している当該有価証券の数量 50,000 株を加えた 152,000 株である。 当該超える数量 152,000 株(152,000 株－0株)について、 当該違反行為が終了してから1月を経過するまでの間の当該有価証券の最高価格(462円)に当該超える数量を乗じて得た額 売付価額 70,224,000 円(462円×152,000株)－買付価額 28,823,000 円(※2)＝41,401,000 円 (※2) 買付価額は、「178円×51,000株＋180円×1,000株＋182円×6,000株＋185円×1,000株＋186円×1,000株＋190円×1,000株＋192円×25,000株＋195円×1,000株＋197円×5,000株＋198円×8,000株＋199円×52,000株」の額である。 3. 課徴金納付命令対象者のベクター株式に係る違反行為について、本件における課徴金の額は、下記(1)及び(2)によりそれぞれ算定される額の合計 5,480,700 円 ⇒課徴金の額は、1万円未満を切り捨てるため、<u>548 万円</u> (1) 当該違反行為に係る売買対当数量は、	

一連 番号	勧告実施 年 月 日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯
4 つづき		① 当該違反行為に係る有価証券の売付数量は、13,900株であり、 ② 当該違反行為に係る有価証券の買付数量は、実際の買付け等の数量81,600株に、違反行為の開始時にその時における価格（571円）で買付けをしたものとみなされる当該違反行為の開始時に所有している当該有価証券の数量2,300株を加えた83,900株であることから、13,900株となる。 当該売買対当数量に係るものについて、 売付価額9,443,400円（※3）－買付価額8,231,700円（※4）＝1,211,700円 （※3）売付価額は、「625円×200株＋626円×600株＋627円×100株＋647円×1,500株＋648円×100株＋650円×400株＋652円×300株＋653円×100株＋654円×100株＋657円×200株＋658円×200株＋659円×500株＋660円×400株＋662円×700株＋663円×100株＋664円×100株＋665円×100株＋666円×800株＋677円×700株＋678円×1,000株＋683円×500株＋688円×400株＋715円×3,300株＋719円×1,500株」の額である。 （※4）買付価額は、「571円×3,000株＋573円×100株＋574円×200株＋575円×600株＋581円×100株＋586円×100株＋588円×100株＋589円×200株＋592円×200株＋593円×400株＋594円×200株＋595円×200株＋596円×300株＋597円×300株＋598円×200株＋599円×200株＋600円×4,200株＋603円×600株＋604円×500株＋605円×300株＋606円×1,000株＋607円×900株」の額である。 （※5）買付価額の算定においては、当該違反行為に係る有価証券の買付けのうち最も早い時期に行われたものから順次当該売買対当数量に達するまで割り当てることとなる。 本件においては、違反行為の開始時点において所有しており、違反行為の開始時点にその時における価格（571円）で買い付けたものとみなされるもの（みなし買付け）から割り当てられることとなる。 （2）上記（1）のとおり、当該違反行為に係る有価証券の買付数量が、売付数量を超えることから、 当該超える数量70,000株（83,900株－13,900株）について、 当該違反行為が終了してから1月を経過するまでの間の当該有価証券の最高価格（710円）に当該超える数量を乗じて得た額 49,700,000円（710円×70,000株）－買付価額45,431,000円（※6）＝4,269,000円 （※6）買付価額は、「600円×200株＋603円×100株＋604円×200株＋605円×600株＋606円×500株＋607円×1,900株＋608円×4,700株＋609円×800株＋623円×200株＋625円×100株＋631円×200株＋632円×300株＋634円×100株＋637円×200株＋638円×200株＋639円×1,300株＋640円×5,700株＋641円×100株＋642円×300株＋643円×700株＋644円×3,200株＋645円×5,200株＋646円×1,200株＋647円×1,100株＋648円×1,900株＋649円×2,600株＋650円×5,800株＋651円×2,500株＋654円×1,800株＋655円×3,200株＋656円×500株＋659円×700株＋660円×1,300株	

一連 番号	勧告実施 年 月 日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯
4 つづき		+661 円×100 株+662 円×200 株+663 円×500 株+664 円×100 株+665 円×4, 100 株+668 円×6, 200 株+669 円×400 株+670 円×1, 500 株+671 円×2, 700 株+672 円×100 株+674 円×500 株+675 円×100 株+676 円×100 株+678 円×200 株+679 円×300 株+680 円×1, 200 株+681 円×300 株+682 円×300 株+683 円×100 株+685 円×300 株+686 円×200 株+688 円×500 株+689 円×600 株」の額である。	
5	27. 6. 26	【違反行為】相場操縦（金商法第 174 条の 2 第 1 項） 【銘柄名】滋賀銀行（東証 1 部）、岡村製作所（東証 1 部）、リョーサン（東証 1 部）、パナホーム（東証 1 部）、奥村組（東証 1 部） 【課徴金納付命令対象者】会社員 【違反行為の態様】 課徴金納付命令対象者は、私設取引システム（Proprietary Trading System。以下「PTS」という。）を利用した株式の売買を誘引する目的をもって、いずれも取引所金融市場に上場されている 5 銘柄の株式につき、平成 26 年 3 月 7 日から同月 27 日までの間、合計 4 取引日にわたり、取引所金融市場及び PTS において、下値売り注文を大量に入れるなどの方法により、株式合計 9 万 1,600 株の売付けの委託を行うとともに、同各株式合計 9,400 株を買い付け、もって、自己の計算において、同各株式の売買が繁盛であると誤解させ、かつ、取引所金融市場における同各株式の相場を変動させるべき一連の売買及び委託をした。 【課徴金額】 128 万円 (注) 1. 課徴金の額は、 (1) 売買対当数量（※ 1）に係るものについて、 （有価証券の売付価額）－（有価証券の買付価額） と、 (2) 当該違反行為に係る有価証券の売付数量が買付数量を超える場合の、当該超える数量に係るものについて、 （有価証券の売付価額）－（当該違反行為が終了してから 1 月を経過するまでの間の当該有価証券の最低価格×当該超える数量） または、 当該違反行為に係る有価証券の買付数量が売付数量を超える場合の、当該超える数量に係るものについて、 （当該違反行為が終了してから 1 月を経過するまでの間の当該有価証券の最高価格×当該超える数量）－（有価証券の買付価額）との合計額として計算される。 （※ 1）売買対当数量：当該違反行為に係る有価証券の売付数量と買付数量のうち、いずれか少ない数量をいう。 2. 本件における課徴金の額は、下記(1)及び(8)によりそれぞれ算定される額の合計額。 (1) 株式会社滋賀銀行 本件における課徴金額は、下記①及び②によりそれぞれ算定される額の合計 <u>36 万円</u> ① 当該違反行為に係る売買対当数量は、当該違反行為に係る有価証券の売付数量 が 0 株であることから、0 株である。	審判手続開始決定日 平成 27 年 6 月 30 日 課徴金納付命令決定日 平成 27 年 7 月 30 日 なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判の期日は開かれなかった。

一連 番号	勧告実施 年 月 日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯
5 つづき		② 当該違反行為に係る有価証券の買付数量は、実際の買付数量 4,000 株である。 当該違反行為に係る有価証券の買付数量が、売付数量を超えることから、 当該超える数量 4,000 株（4,000 株－0 株）について、 当該違反行為が終了してから 1 月を経過するまでの間の当該有価証券の最高価格（582 円）に当該超える数量を乗じて得た額 2,328,000 円（582 円×4,000 株）－ 買付価額 1,968,000 円（※）＝360,000 円 （※）買付価額は、「492 円×4,000 株」の額である。 (2) 株式会社岡村製作所 本件における課徴金額は、下記①及び②によりそれぞれ算定される額の合計 152,000 円 ⇒課徴金の額は 1 万円未満を切り捨てるため、<u>15 万円</u> ① 当該違反行為に係る売買対当数量は、当該違反行為に係る有価証券の売付数量 が 0 株であることから、0 株である。 ② 当該違反行為に係る有価証券の買付数量は、実際の買付数量 1,000 株である。 当該違反行為に係る有価証券の買付数量が、売付数量を超えることから、 当該超える数量 1,000 株（1,000 株－0 株）について、 当該違反行為が終了してから 1 月を経過するまでの間の当該有価証券の最高価格（909 円）に当該超える数量を乗じて得た額 909,000 円（909 円×1,000 株）－ 買付価額 757,000 円（※）＝360,000 円 （※）買付価額は、「757 円×1,000 株」の額である。 (3) 株式会社リョーサン I 本件における課徴金の額は、下記①及び②によりそれぞれ算定される額の合計 63,800 円 ⇒課徴金の額は 1 万円未満を切り捨てるため、<u>6 万円</u> ① 当該違反行為に係る売買対当数量は、当該違反行為に係る有価証券の売付数量 が 0 株であることから、0 株である。 ② 当該違反行為に係る有価証券の買付数量は、実際の買付数量 200 株である。 当該違反行為に係る有価証券の買付数量が、売付数量を超えることから、 当該超える数量 200 株（200 株－0 株）について、 当該違反行為が終了してから 1 月を経過するまでの間の当	

一連 番号	勧告実施 年 月 日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯
5 つづき		該有価証券の最高価格（2,220 円）に当該超える数量を乗じて得た額 444,000 円（2,220 円×200 株）－ 買付価額 389,200 円（※）＝63,800 円 （※）買付価額は、「1,901 円×200 株」の額である。 (4) 株式会社リョーサンⅡ 本件における課徴金の額は、下記①及び②により算定される額の合計 95,700 円 ⇒課徴金の額は1万円未満を切り捨てるため、<u>9万円</u> ① 当該違反行為に係る売買対当数量は、当該違反行為に係る有価証券の売付数量 が0株であることから、0株である。 ② 当該違反行為に係る有価証券の買付数量は、実際の買付数量 100 株に、違反行為の開始時にその時における価格（1,901 円）で買付けをしたとみなされる当該違反行為の開始時に所有している当該有価証券の数量 200 株を加えた 300 株である。 当該違反行為に係る有価証券の買付数量が、売付数量を超えることから、 当該超える数量 300 株（300 株－0 株）について、 当該違反行為が終了してから1月を経過するまでの間の当該有価証券の最高価格（2,220 円）に当該超える数量を乗じて得た額 666,000 円（2,220 円×300 株）－ 買付価額 570,300 円（※）＝95,700 円 （※）本件においては、違反行為の開始時に所有している有価証券について、違反行為の開始時にその時における価格（1,901 円）で買い付けたものとみなされる（みなし買付け）。 よって、買付価額は、「1,901 円×300 株」の額である。 (5) 株式会社リョーサンⅢ 本件における課徴金の額は、下記①及び②によりそれぞれ算定される額の合計 127,600 円 ⇒課徴金の額は1万円未満を切り捨てるため、<u>12万円</u> ① 当該違反行為に係る売買対当数量は、当該違反行為に係る有価証券の売付数量 が0株であることから、0株である。 ② 当該違反行為に係る有価証券の買付数量は、実際の買付数量 100 株に、違反行為の開始時にその時における価格（1,901 円）で買付けをしたとみなされる当該違反行為の開始時に所有している当該有価証券の数量 300 株を加えた 400 株である。 当該違反行為に係る有価証券の買付数量が、売付数量を超えることから、 当該超える数量 400 株（400 株－0 株）について、	

一連 番号	勧告実施 年 月 日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯
5 つづき		当該違反行為が終了してから1月を経過するまでの間の当該有価証券の最高価格（2,220 円）に当該超える数量を乗じて得た額 888,000 円（2,220 円×400 株）－ 買付価額 760,400 円（※）＝127,600 円 （※）本件においては、違反行為の開始時において所有している有価証券について、違反行為の開始時にその時における価格（1,901 円）で買い付けたものとみなされる（みなし買付け）。 よって、買付価額は、「1,901 円×400 株」の額である。 (6) パナホーム株式会社 本件における課徴金の額は、下記①及び②によりそれぞれ算定される額の合計 103,500 円 ⇒課徴金の額は1万円未満を切り捨てるため、<u>10万円</u> ① 当該違反行為に係る売買対当数量は、当該違反行為に係る有価証券の売付数量 が0株であることから、0株である。 ② 当該違反行為に係る有価証券の買付数量は、実際の買付数量 1,000 株である。 当該違反行為に係る有価証券の買付数量が、売付数量を超えることから、 当該超える数量 1,000 株（1,000 株－0 株）について、 当該違反行為が終了してから1月を経過するまでの間の当該有価証券の最高価格（721 円）に当該超える数量を乗じて得た額 721,000 円（721 円×1,000 株）－ 買付価額 617,500 円（※）＝103,500 円 （※）買付価額は、「617.5 円×1,000 株」の額である。 (7) 株式会社奥村組 I 本件における課徴金の額は、下記①及び②によりそれぞれ算定される額の合計 162,000 円 ⇒課徴金の額は1万円未満を切り捨てるため、<u>16万円</u> ① 当該違反行為に係る売買対当数量は、当該違反行為に係る有価証券の売付数量 が0株であることから、0株である。 ② 当該違反行為に係る有価証券の買付数量は、実際の買付数量 2,000 株である。 当該違反行為に係る有価証券の買付数量が、売付数量を超えることから、 当該超える数量 2,000 株（2,000 株－0 株）について、 当該違反行為が終了してから1月を経過するまでの間の当該有価証券の最高価格（477 円）に当該超える数量を乗じて得た額 954,000 円（477 円×2,000 株）－ 買付価額 792,000 円（※）	

一連 番号	勧告実施 年 月 日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯
5 つづき		=162,000 円 (※) 買付価額は、「396 円×2,000 株」の額である。 (8) 株式会社奥村組Ⅱ 本件における課徴金の額は、下記①及び②によりそれぞれ算定される額の合計 243,000 円 ⇒課徴金の額は1万円未満を切り捨てるため、<u>24万円</u> ① 当該違反行為に係る売買対当数量は、当該違反行為に係る有価証券の売付数量 が0株であることから、0株である。 ② 当該違反行為に係る有価証券の買付数量は、実際の買付数量 1,000 株に、違反行為の開始時にその時における価格 (396 円) で買付けをしたとみなされる当該違反行為の開始時に所有している当該有価証券の数量 2,000 株を加えた 3,000 株である。 当該違反行為に係る有価証券の買付数量が、売付数量を超えることから、 当該超える数量 3,000 株 (3,000 株－0 株) について、 当該違反行為が終了してから1月を経過するまでの間の当該有価証券の最高価格 (477 円) に当該超える数量を乗じて得た額 1,431,000 円 (477 円×3,000 株) － 買付価額 1,188,000 円 (※) =243,000 円 (※) 本件においては、違反行為の開始時において所有している有価証券について、違反行為の開始時にその時における価格 (396 円) で買い付けたものとみなされる (みなし買付け)。よって、買付価額は、「396 円×3,000 株」の額である。	
6～ 7	27. 7. 28	【違反行為】 内部者取引 (金商法第 175 条第 2 項) 【銘柄名】 トーメンエレクトロニクス (東証 1 部) 【課徴金納付命令対象者】 公開買付者との契約締結交渉者の役員からの情報受領者①及び② 【違反行為の態様】 課徴金納付命令対象者①及び②は、公開買付者との契約締結交渉者の役員から、豊田通商㈱の業務執行を決定する機関が、(株)トーメンエレクトロニクス (以下「トーメンエレクトロニクス」という。) 株式の公開買付けを行うことについての決定をした旨の公開買付けの実施に関する事実の伝達を受けながら、 課徴金納付命令対象者①については、この事実が公表された平成 26 年 1 月 28 日より前の平成 25 年 11 月 21 日から同月 28 日までの間、自己の計算において、トーメンエレクトロニクス株式合計 9,500 株を買付価額合計 1,106 万 4,600 円で買い付けた。 課徴金納付命令対象者②については、この事実が公表された平成 26 年 1 月 28 日より前の平成 25 年 12 月 26 日、自己の計算において、トーメンエレクトロニクス株式合計 2,000 株を買付価額合計 230 万円で買い付けた。	審判手続開始決定日 平成 27 年 7 月 31 日 課徴金納付命令決定日 平成 27 年 8 月 27 日 なお、課徴金納付命令対象者①及び②から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判の期日は開かれなかった。

一連 番号	勧告実施 年 月 日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯
6～ 7 つづき		【課徴金額】 課徴金納付命令対象者① 459 万円 課徴金納付命令対象者② 99 万円 (注) 課徴金額は、 (公開買付け等の実施に関する事実が公表された後 2 週間における最も高い価格) × (買付株数) - (買付価格) × (買付株数) となる。したがって、公開買付け等の実施に関する事実の公表後 2 週間におけるトーメンエレクトロニクスの最も高い株価は、1,648 円であることから、 課徴金納付命令対象者①の課徴金額は、 (1,648 円 × 9,500 株) - 買付価額 11,064,600 円 (※1) = 4,591,400 円 ⇒課徴金の額は 1 万円未満を切り捨てるため、<u>459 万円</u> (※1) 買付価額は、「1,144 円 × 200 株 + 1,145 円 × 400 株 + 1,146 円 × 1,500 株 + 1,147 円 × 900 株 + 1,160 円 × 500 株 + 1,163 円 × 500 株 + 1,167 円 × 500 株 + 1,168 円 × 500 株 + 1,170 円 × 300 株 + 1,171 円 × 700 株 + 1,172 円 × 500 株 + 1,176 円 × 500 株 + 1,179 円 × 1,500 株 + 1,183 円 × 400 株 + 1,185 円 × 500 株 + 1,186 円 × 100 株」の額である。 課徴金納付命令対象者②の課徴金額は、 (1,648 円 × 2,000 株) - 買付価額 2,300,000 円 (※2) = 996,000 円 ⇒課徴金の額は 1 万円未満を切り捨てるため、<u>99 万円</u> (※2) 買付価額は、「1,150 円 × 2,000 株」の額である。	
8	27. 8. 4	【違反行為】相場操縦（金商法第 174 条の 2 第 1 項） 【銘柄名】C & G システムズ（東証 J A S D A Q）、 ビリングシステム（東証マザーズ） 【課徴金納付命令対象者】無職の者 【違反行為の態様】 課徴金納付命令対象者は、株式の売買を誘引する目的をもって、自己の計算において、 (1) ㈱C & G システムズ（以下「C & G システムズ」という。）の株式につき、平成 25 年 10 月 16 日午前 10 時 32 分頃から同月 25 日午後 1 時 57 分頃までの間、8 取引日において、大口の下値買い注文を入れるなどの方法により、同株式合計 10 万 9,400 株の買付けの委託を行うとともに、同株式 5 万 6,400 株を買い付ける一方、同株式合計 6 万 5,700 株を売り付けた。 (2) ビリングシステム㈱（以下「ビリングシステム」という。）の株式につき、同年 11 月 6 日午前 9 時 14 分頃から同日午前 9 時 19 分頃までの間、前記同様の方法により、同株式合計 1,700 株の買付けの委託を行うとともに、同株式 100 株を買い付ける一方、同株式合計 600 株を売り付けた。 (3) C & G システムズの株式につき、平成 26 年 3 月 3 日午前 9 時 24 分頃から同月 12 日午前 11 時 2 分頃までの間、8 取引日にわたり、前記同様の方法により、同株式合計 9 万 3,800 株の買付けの委託を行うとともに、同株式合計 9 万 5,400 株を買い付ける一方、同株式合計 10 万 2,700 株を売り付けた。 もって、C & G システムズ及びビリングシステム各株式の売買が繁盛であると誤解させ、かつ、前記各株式の相場を変動させるべき一連の売買及び委託をした。	審判手続開始決定日 平成 27 年 8 月 4 日 課徴金納付命令決定日 平成 27 年 8 月 27 日 なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判の期日は開かれなかった。

一連 番号	勧告実施 年 月 日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯
8 つづき		【課徴金額】 382 万 5,000 円 (注) 1. 課徴金納付命令対象者は、本件違反行為開始時から遡り 5 年以内に課徴金納付命令を受けていることから、同人に対する今般の課徴金額は、金融商品取引法第 174 条の 2 第 1 項による額に代えて、当該額の 1.5 倍相当額となるため、課徴金の額は、 (1) 売買対当数量（※ 1）に係るものについて、 （有価証券の売付価額）－（有価証券の買付価額） と、 (2) 当該違反行為に係る有価証券の売付数量が買付数量を超える場合の、当該超える数量に係るものについて、 （有価証券の売付価額）－（当該違反行為が終了してから 1 月を経過するまでの間の当該有価証券の最低価格×当該超える数量） または、 当該違反行為に係る有価証券の買付数量が売付数量を超える場合の、当該超える数量に係るものについて、 （当該違反行為が終了してから 1 月を経過するまでの間の当該有価証券の最高価格×当該超える数量）－（有価証券の買付価額）との合計額の 1.5 倍として計算される。 （※ 1）売買対当数量：当該違反行為に係る有価証券の売付数量と買付数量のうち、いずれか少ない数量をいう。 2. 課徴金納付命令対象者の各違反行為について、本件における課徴金の額は、下記 (1) から (7) によりそれぞれ算定される額の合計 <u>3,825,000 円</u> （※ 2）この場合、課徴金の額に 1 円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てられることになる。 (1) C & G システムズ株式に係る課徴金の額は、下記ア. 及びイ. によりそれぞれ算定される額の合計 122,200 円 ⇒課徴金の額は、1 万円未満を切り捨てるため、12 万円 ⇒185 条の 7 第 15 項の規定により、1.5 倍となるため、<u>18 万円</u> ア. 当該違反行為に係る売買対等数量は、 (7) 当該違反行為に係る有価証券の売付数量は、33,100 株であり、 (4) 当該違反行為に係る有価証券の買付数量は、実際の買付け等の数量 29,600 株に、違反行為の開始時にその時における価格（1,090 円）で買付けをしたものとみなされる当該違反行為の開始時に所有している当該有価証券の数量 3,600 株を加えた 33,200 株であることから、33,100 株となる。 当該売買対当数量に係るものについて、 売付価額 35,964,600 円（※ 3）－ 買付価額 35,859,000 円（※ 4）＝105,600 円 （※ 3）売付価額は、「1,060 円×2,100 株＋1,069 円×400 株＋1,070 円×600 株＋1,071 円×1,300 株＋1,072 円×1,800 株＋1,073 円×1,500 株＋1,074 円×200 株＋1,075 円×2,200 株＋1,076 円×100 株＋1,078 円×400 株＋1,079 円×1,300 株＋1,080 円×1,300 株＋1,082 円×200 株＋1,083 円×200 株＋1,084 円×100 株＋1,085 円×2,300 株＋1,086 円×900 株＋1,087 円×300 株＋1,090 円×1,600 株＋1,097 円×700 株＋1,100 円×13,600	

一連 番号	勧告実施 年 月 日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯
8 つづき		株」の額である。 (※4) 買付価額は、「1,053 円×400 株+1,054 円×1,600 株+1,075 円×1,300 株+1,076 円×200 株+1,077 円×100 株+1,078 円×100 株+1,079 円×200 株+1,080 円×11,800 株+1,082 円×200 株+1,084 円×900 株+1,085 円×2,500 株+1,087 円×900 株+1,089 円×4,200 株+1,090 円×3,800 株+1,091 円×300 株+1,092 円×200 株+1,093 円×100 株+1,094 円×1,000 株+1,095 円×1,000 株+1,096 円×2,300 株」の額である。 (※5) 買付価額の算定においては、当該違反行為に係る有価証券の買付けのうち最も早い時期に行われたものから順次当該売買対当数量に達するまで割り当てることとなる。 本件においては、違反行為の開始時点において所有しており、違反行為の開始時点にその時における価格（1,090 円）で買い付けたものとみなされるもの（みなし買付け）から割り当てられることとなる。 イ. 上記ア. のとおり、当該違反行為に係る有価証券の買付数量が、売付数量を超えることから、 当該超える数量 100 株（33,200 株－33,100 株）について、 当該違反行為が終了してから 1 月を経過するまでの間の当該有価証券の最高価格（1,220 円）に当該超える数量を乗じて得た額 122,000 円（1,220 円×100 株）－ 買付価額 105,400 円（※6） ＝16,600 円 (※6) 買付価額は、「1,054 円×100 株」の額である。 (2) C & G システムズ株式に係る課徴金の額は、下記ア. 及びイ. によりそれぞれ算定される額の合計 136,300 円 ⇒課徴金の額は、1 万円未満を切り捨てるため、13 万円 ⇒185 条の 7 第 15 項の規定により、1.5 倍となるため、 <u>19 万 5,000 円</u> ア. 当該違反行為に係る売買対当数量は、 (7) 当該違反行為に係る有価証券の売付数量は、10,300 株であり、 (4) 当該違反行為に係る有価証券の買付数量は、実際の買付け等の数量 8,800 株に、違反行為の開始時にその時における価格（1,070 円）で買付けをしたものとみなされる当該違反行為の開始時に所有している当該有価証券の数量 1,600 株を加えた 10,400 株であることから、10,300 株となる。 当該売買対当数量に係るものについて、 売付価額 11,680,400 円（※7）－ 買付価額 11,548,300 円（※8）＝132,100 円 (※7) 売付価額は、「1,076 円×800 株+1,078 円×700 株+1,088 円×1,000 株+1,089 円×1,000 株+1,160 円×6,800 株」の額である。 (※8) 買付価額は、「1,070 円×1,600 株+1,080 円×1,500 株+1,081 円×500 株+1,138 円×200 株+1,139 円×700 株+1,140 円×900 株+1,147 円×300 株+1,148 円×4,600 株」の	

一連 番号	勧告実施 年 月 日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯
8 つづき		額である。 (※9) 買付価額の算定においては、当該違反行為に係る有価証券の買付けのうち最も早い時期に行われたものから順次当該売買対当数量に達するまで割り当てることとなる。 本件においては、違反行為の開始時点において所有しており、違反行為の開始時点にその時における価格（1,070 円）で買い付けたものとみなされるもの（みなし買付け）から割り当てられることとなる。 イ. 上記ア. のとおり、当該違反行為に係る有価証券の買付数量が、売付数量を超えることから、 当該超える数量 100 株（10,400 株－10,300 株）について、 当該違反行為が終了してから 1 月を経過するまでの間の当該有価証券の最高価格（1,190 円）に当該超える数量を乗じて得た額 119,000 円（1,190 円×100 株）－ 買付価額 114,800 円（※10）＝4,200 円 (※10) 買付価額は、「1,148 円×100 株」の額である。 (3) C & G システムズ株式に係る課徴金の額は、下記ア. 及びイ. によりそれぞれ算定される額の合計 74,800 円 ⇒課徴金の額は、1 万円未満を切り捨てるため、7 万円 ⇒185 条の 7 第 15 項の規定により、1.5 倍となるため、 <u>10 万 5,000 円</u> ア. 当該違反行為に係る売買対等数量は、 (7) 当該違反行為に係る有価証券の売付数量は、10,100 株であり、 (4) 当該違反行為に係る有価証券の買付数量は、実際の買付け等の数量 9,100 株に、違反行為の開始時にその時における価格（1,101 円）で買付けをしたものとみなされる当該違反行為の開始時に所有している当該有価証券の数量 1,100 株を加えた 10,200 株であることから、10,100 株となる。 当該売買対当数量に係るものについて、 売付価額 11,204,000 円（※11）－ 買付価額 11,130,400 円（※12）＝73,600 円 (※11) 売付価額は、「1,103 円×1,000 株＋1,110 円×9,100 株」の額である。 (※12) 買付価額は、「1,101 円×3,200 株＋1,102 円×3,500 株＋1,103 円×3,400 株」の額である。 (※13) 買付価額の算定においては、当該違反行為に係る有価証券の買付けのうち最も早い時期に行われたものから順次当該売買対当数量に達するまで割り当てることとなる。 本件においては、違反行為の開始時点において所有しており、違反行為の開始時点にその時における価格（1,101 円）で買い付けたものとみなされるもの（みなし買付け）から割り当てられることとなる。	

一連 番号	勧告実施 年 月 日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯
8 つづき		イ. 上記ア. のとおり、当該違反行為に係る有価証券の買付数量が、 売付数量を超えることから、 当該超える数量 100 株（10,200 株－10,100 株）について、 当該違反行為が終了してから 1 月を経過するまでの間の当該有 価証券の最高価格（1,115 円）に当該超える数量を乗じて得た額 111,500 円（1,115 円×100 株）－ 買付価額 110,300 円（※14） ＝1,200 円 （※14）買付価額は、「1,103 円×100 株」の額である。 （4） C & G システムズ株式に係る課徴金の額は、下記ア. 及びイ. によりそれぞれ算定される額の合計 69,900 円 ⇒課徴金の額は、1 万円未満を切り捨てるため、6 万円 ⇒185 条の 7 第 15 項の規定により、1.5 倍となるため、<u>9 万円</u> ア. 当該違反行為に係る売買対等数量は、 （ア） 当該違反行為に係る有価証券の売付数量は、8,600 株であ り、 （イ） 当該違反行為に係る有価証券の買付数量は、実際の買付け 等の数量 6,700 株に、違反行為の開始時にその時における価 格（1,063 円）で買付けをしたものとみなされる当該違反行 為の開始時に所有している当該有価証券の数量 2,000 株を加 えた 8,700 株であることから、8,600 株となる。 当該売買対当数量に係るものについて、 売付価額 9,285,900 円（※15）－ 買付価額 9,217,400 円 （※ 16）＝68,500 円 （※15）売付価額は、「1,050 円×500 株＋1,069 円×2,000 株＋1,070 円×1,000 株＋1,088 円×1,000 株＋1,089 円×4,100 株」 の額である。 （※16）買付価額は、「1,063 円×2,500 株＋1,064 円×600 株＋1,066 円×500 株＋1,076 円×1,700 株＋1,077 円×500 株＋1,078 円×400 株＋1,079 円×2,400 株」の額である。 （※17） 買付価額の算定においては、当該違反行為に係る有価証券 の買付けのうち最も早い時期に行われたものから順次当該 売買対当数量に達するまで割り当てることとなる。 本件においては、違反行為の開始時点において所有してお り、違反行為の開始時点にその時における価格（1,063 円）で 買い付けたものとみなされるもの（みなし買付け）から割り当 てられることとなる。 イ. 上記ア. のとおり、当該違反行為に係る有価証券の買付数量が、 売付数量を超えることから、 当該超える数量 100 株（8,700 株－8,600 株）について、 当該違反行為が終了してから 1 月を経過するまでの間の当該有 価証券の最高価格（1,094 円）に当該超える数量を乗じて得た額 109,400 円（1,094 円×100 株）－ 買付価額 108,000 円（※18） ＝1,400 円	

一連 番号	勧告実施 年 月 日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯
8 つづき		(※18) 買付価額は、「1,080 円×100 株」の額である。 (5) C & G システムズ株式に係る課徴金の額は、下記ア．及びイ．によりそれぞれ算定される額の合計 36,200 円 ⇒課徴金の額は、1 万円未満を切り捨てるため、3 万円 ⇒185 条の 7 第 15 項の規定により、1.5 倍となるため、<u>4 万 5,000 円</u> ア．当該違反行為に係る売買対等数量は、 (ア) 当該違反行為に係る有価証券の売付数量は、3,600 株であり、 (イ) 当該違反行為に係る有価証券の買付数量は、実際の買付け等の数量 2,200 株に、違反行為の開始時にその時における価格（1,021 円）で買付けをしたものとみなされる当該違反行為の開始時に所有している当該有価証券の数量 1,500 株を加えた 3,700 株であることから、3,600 株となる。 当該売買対等数量に係るものについて、 売付価額 3,706,500 円（※19）－ 買付価額 3,675,600 円（※20）＝30,900 円 (※19) 売付価額は、「1,029 円×1,500 株＋1,030 円×2,100 株」の額である。 (※20) 買付価額は、「1,021 円×3,600 株」の額である。 (※21) 買付価額の算定においては、当該違反行為に係る有価証券の買付けのうち最も早い時期に行われたものから順次当該売買対等数量に達するまで割り当てることとなる。 本件においては、違反行為の開始時点において所有しており、違反行為の開始時点にその時における価格（1,021 円）で買い付けたものとみなされるもの（みなし買付け）から割り当てられることとなる。 イ．上記ア．のとおり、当該違反行為に係る有価証券の買付数量が、売付数量を超えることから、 当該超える数量 100 株（3,700 株－3,600 株）について、 当該違反行為が終了してから 1 月を経過するまでの間の当該有価証券の最高価格（1,074 円）に当該超える数量を乗じて得た額 107,400 円（1,074 円×100 株）－ 買付価額 102,100 円（※22）＝5,300 円 (※22) 買付価額は、「1,021 円×100 株」の額である。 (6) ビリングシステム株式に係る課徴金の額は、下記ア．及びイ．によりそれぞれ算定される額の合計 216,000 円 ⇒課徴金の額は、1 万円未満を切り捨てるため、21 万円 ⇒185 条の 7 第 15 項の規定により、1.5 倍となるため、<u>31 万 5,000 円</u> ア．当該違反行為に係る売買対等数量は、	

一連 番号	勧告実施 年 月 日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯
8 つづき		(7) 当該違反行為に係る有価証券の売付数量は、600 株であり、 (4) 当該違反行為に係る有価証券の買付数量は、実際の買付け等の数量 100 株に、違反行為の開始時にその時における価格（16,640 円）で買付けをしたものとみなされる当該違反行為の開始時に所有している当該有価証券の数量 500 株を加えた 600 株であることから、600 株となる。 当該売買対当数量に係るものについて、 売付価額 10,200,000 円（※23）－ 買付価額 9,984,000 円（※24）＝216,000 円 （※23）売付価額は、「17,000 円×600 株」の額である。 （※24）買付価額は、「16,640 円×600 株」の額である。 （※25）買付価額の算定においては、当該違反行為に係る有価証券の買付けのうち最も早い時期に行われたものから順次当該売買対当数量に達するまで割り当てることとなる。 本件においては、違反行為の開始時点において所有しており、違反行為の開始時点にその時における価格（16,640 円）で買い付けたものとみなされるもの（みなし買付け）から割り当てられることとなる。 イ. 上記ア. のとおり、当該違反行為に係る有価証券の売付数量と買付数量が同じであることから、当該超える数量は 0 株となることから、0 円 (7) C & G システムズ株式に係る課徴金の額は、下記ア. 及びイ. によりそれぞれ算定される額の合計 1,938,400 円 ⇒課徴金の額は、1 万円未満を切り捨てるため、193 万円 ⇒185 条の 7 第 15 項の規定により、1.5 倍となるため、<u>289 万 5,000 円</u> ア. 当該違反行為に係る売買対当数量は、 (ア) 当該違反行為に係る有価証券の売付数量は、102,700 株であり、 (イ) 当該違反行為に係る有価証券の買付数量は、実際の買付け等の数量 95,400 株に、違反行為の開始時にその時における価格（887 円）で買付けをしたものとみなされる当該違反行為の開始時に所有している当該有価証券の数量 18,700 株を加えた 114,100 株であることから、102,700 株となる。 当該売買対当数量に係るものについて、 売付価額 96,958,600 円（※26）－ 買付価額 95,020,200 円（※27）＝1,938,400 円 （※26）売付価額は、「830 円×5,000 株＋870 円×1,000 株＋878 円×1,000 株＋880 円×2,000 株＋886 円×2,000 株＋887 円×1,600 株＋889 円×1,400 株＋890 円×6,600 株＋899 円×4,000 株＋900 円×13,200 株＋903 円×200 株＋904 円×600 株＋905 円×200 株＋910 円×1,000 株＋912 円×100 株＋913 円×100 株＋917 円×1,000 株＋920 円×1,800 株＋926 円×600 株＋927 円×900 株＋928 円×1,000 株＋929 円×1,000 株＋932 円×1,000 株＋933 円×1,300 株＋935 円×1,000 株＋936 円×1,500 株＋937 円×1,000 株＋940 円×	

一連 番号	勧告実施 年 月 日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯
8 つづき		1,500 株+941 円×300 株+942 円×1,200 株+950 円×9,900 株+951 円×3,900 株+952 円×1,500 株+953 円×2,100 株+954 円×600 株+961 円×300 株+962 円×500 株+963 円×200 株+980 円×4,200 株+990 円×300 株+1,000 円×700 株+1,001 円×300 株+1,002 円×700 株+1,011 円×100 株+1,012 円×600 株+1,013 円×300 株+1,015 円×1,000 株+1,027 円×1,100 株+1,030 円×5,300 株+1,031 円×700 株+1,039 円×500 株+1,040 円×3,900 株+1,041 円×400 株+1,042 円×200 株+1,043 円×300 株+1,044 円×200 株+1,045 円×100 株+1,046 円×700 株+1,050 円×4,300 株+1,051 円×1,100 株+1,052 円×100 株+1,060 円×1,500 株」の額である。 (※27) 買付価額は、「866 円×1,000 株+869 円×600 株+870 円×1,500 株+872 円×100 株+873 円×600 株+874 円×800 株+875 円×1,700 株+876 円×700 株+877 円×600 株+878 円×7,800 株+879 円×200 株+882 円×400 株+884 円×2,100 株+885 円×1,700 株+887 円×21,000 株+888 円×1,900 株+890 円×7,000 株+907 円×1,000 株+909 円×200 株+910 円×3,100 株+911 円×1,800 株+919 円×1,600 株+920 円×400 株+925 円×2,000 株+926 円×1,100 株+927 円×400 株+932 円×100 株+933 円×900 株+934 円×800 株+935 円×9,200 株+944 円×8,500 株+946 円×900 株+947 円×100 株+969 円×300 株+970 円×3,900 株+971 円×300 株+1,017 円×500 株+1,018 円×3,100 株+1,020 円×3,000 株+1,026 円×400 株+1,027 円×1,100 株+1,028 円×400 株+1,029 円×1,300 株+1,030 円×2,600 株+1,038 円×1,300 株+1,040 円×400 株+1,041 円×800 株+1,049 円×500 株+1,050 円×1,000 株」の額である。 (※28) 買付価額の算定においては、当該違反行為に係る有価証券の買付けのうち最も早い時期に行われたものから順次当該売買対当数量に達するまで割り当てることとなる。 本件においては、違反行為の開始時点において所有しており、違反行為の開始時点にその時における価格（887 円）で買い付けたものとみなされるもの（みなし買付け）から割り当てられることとなる。 イ. 上記ア. のとおり、当該違反行為に係る有価証券の買付数量が、売付数量を超えることから、 当該超える数量 11,400 株（114,100 株－102,700 株）について、当該違反行為が終了してから 1 月を経過するまでの間の当該有価証券の最高価格（850 円）に当該超える数量を乗じて得た額 9,690,000 円（850 円×11,400 株）－ 買付価額 9,757,100 円（※29）＝－67,100 円となることから、0 円（※30） (※29) 買付価額は、「822 円×500 株+823 円×1,300 株+824 円×3,200 株+880 円×2,000 株+881 円×1,400 株+882 円×3,000 株」の額である。 (※30) 金融商品取引法第 174 条の 2 第 1 項第 2 号ロの規定により、当該額が零を下回る場合には零とすることとなる。	

一連 番号	勧告実施 年 月 日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯
9	27. 9. 8	【違反行為】 内部者取引（金商法第 175 条第 1 項） 【銘柄名】 パイオニア（東証 1 部）、 オンキヨー（東証 J A S D A Q） 【課徴金納付命令対象者】 パイオニア㈱社員 【違反行為の態様】 課徴金納付命令対象者は、パイオニア㈱（以下「パイオニア」という。）の社員であったが、その職務に関し、 （1）平成 25 年 8 月 6 日、パイオニアの属する企業集団の平成 25 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日までの会計期間の業績予想における経常利益及び当期純利益について、平成 25 年 5 月 13 日に公表がされた直近の予想値に比較して、同社が新たに算出した同会計期間の予想値において投資者の投資判断に及ぼす影響が重要なものとなる差異が生じた旨の重要事実を知らながら、同社において新たに算出した同会計期間の予想値が、経常利益 50 億円及び当期純利益 5 億円として公表がされた平成 25 年 8 月 6 日午後 3 時頃より前の同日午後 2 時 10 分頃、自己の計算において、パイオニア株式合計 5,000 株を売付価額合計 96 万 5,000 円で売り付け、 （2）平成 26 年 6 月 24 日、パイオニアの業務執行を決定する機関が、オンキヨー㈱（以下「オンキヨー」という。）と業務上の提携を行うことについての決定をした旨の重要事実を知らながら、上記重要事実の公表前の同日午後 0 時 35 分頃、自己の計算において、パイオニア株式合計 1 万株を買付価額合計 221 万円で買い付け、 （3）平成 26 年 6 月 24 日、パイオニアの役員等が、オンキヨーとの業務提携契約の交渉に関し知った、オンキヨーの業務執行を決定する機関が、パイオニアと業務上の提携を行うことについての決定をした旨の重要事実を知らながら、上記重要事実の公表前の同日午後 0 時 33 分頃、自己の計算において、オンキヨー株式合計 1 万株を買付価額合計 149 万円で買い付けた。 【課徴金額】 96 万円 （注）課徴金の額は、 （売付価格）×（売付株数）－（重要事実が公表された後 2 週間における最も低い価格）×（売付株数）及び（重要事実が公表された後 2 週間における最も高い価格）×（買付株数）－（買付価格）×（買付株数）となる。 したがって、違反行為(1)について、重要事実公表後 2 週間におけるパイオニアの最も低い株価は、172 円であることから、課徴金の額は下記の金額となる。 売付価額 965,000 円（※ 1） － （172 円×5,000 株） =105,000 円 ⇒課徴金の額は 1 万円未満を切り捨てるため、<u>10 万円</u> （※ 1）売付価額は、「193 円×5,000 株」の額である。 違反行為(2)について、重要事実公表後 2 週間におけるパイオニアの最も高い株価は、262 円であることから、課徴金の額は下記の金額となる。 （262 円×10,000 株） － 買付価格 2,210,000 円（※ 2） =410,000 円 ⇒課徴金の額は、<u>41 万円</u> （※ 2）買付価額は、「221 円×10,000 株」の額である。 違反行為(3)について、重要事実公表後 2 週間におけるオンキヨーの最も高い株価は、194 円であることから、課徴金の額は下記	審判手続開始決定日 平成 27 年 9 月 10 日 課徴金納付命令決定日 平成 27 年 10 月 8 日 なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判の期日は開かれなかった。

一連 番号	勧告実施 年 月 日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯
9 つづき		の金額となる。 (194 円×10,000 株) － 買付価格 1,490,000 円 (※3) ＝450,000 円 ⇒課徴金の額は、<u>45 万円</u> (※3) 買付価額は、「149 円×10,000 株」の額である。	
10	27. 9. 18	【違反行為】相場操縦（金商法第 174 条の 2 第 1 項） 【銘柄名】ヤマザキ（東証 J A S D A Q） 【課徴金納付命令対象者】無職の者 【違反行為の態様】 課徴金納付命令対象者は、㈱ヤマザキの株式につき、同株式の売買を誘引する目的をもって、平成 26 年 1 月 28 日午後 2 時 24 分頃から同年 2 月 25 日午前 11 時 28 分頃までの間、20 取引日にわたり、直前の約定値より高指値の売り注文と買い注文を対当させて株価を引き上げたり、直前の約定値より高指値の買い注文を連続して発注して株価を引き上げるなどの方法により、同株式合計 4 万 2,900 株を買い付ける一方、同株式合計 4 万 1,000 株を売り付け、そのうち、自己の計算において、同株式合計 3 万 8,900 株を買い付ける一方、同株式合計 3 万 7,000 株を売り付け、もって、同株式の売買が繁盛であると誤解させ、かつ、同株式の相場を変動させるべき一連の売買をした。 【課徴金額】 71 万円 (注) 1. 課徴金の額は、 (1) 売買対当数量 (※1) に係るものについて、 (有価証券の売付価額) － (有価証券の買付価額) と、 (2) 当該違反行為に係る有価証券の売付数量が買付数量を超える場合の、当該超える数量に係るものについて、 (有価証券の売付価額) － (当該違反行為が終了してから 1 月を経過するまでの間の当該有価証券の最低価格×当該超える数量) または、 当該違反行為に係る有価証券の買付数量が売付数量を超える場合の、当該超える数量に係るものについて、 (当該違反行為が終了してから 1 月を経過するまでの間の当該有価証券の最高価格×当該超える数量) － (有価証券の買付価額) との合計額として計算される。 (※1) 売買対当数量：当該違反行為に係る有価証券の売付数量と買付数量のうち、いずれか少ない数量をいう。 2. 本件における課徴金の額は、下記(1)及び(2)によりそれぞれ算定される額の合計 711,600 円 ⇒課徴金の額は 1 万円未満を切り捨てるため、<u>71 万円</u> (1) 当該違反行為に係る売買対当数量は、 ① 当該違反行為に係る有価証券の売付数量は、37,000 株 (※2) であり、 ② 当該違反行為に係る有価証券の買付数量は、38,900 株 (※2) であることから、37,000 株となる。 当該売買対当数量に係るものについて、	審判手続開始決定日 平成 27 年 9 月 28 日 課徴金納付命令決定日 平成 27 年 10 月 23 日 なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判の期日は開かれなかった。

一連 番号	勧告実施 年 月 日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯
10 つづき		売付価額 22,562,300 円（※3）－ 買付価額 21,980,200 円（※4）＝582,100 円 （※2）自己の計算における売買の数量である。 （※3）売付価額は、「474 円×200 株＋482 円×100 株＋485 円×100 株＋490 円×100 株＋495 円×100 株＋496 円×100 株＋498 円×2,100 株＋499 円×200 株＋500 円×200 株＋507 円×500 株＋520 円×800 株＋523 円×200 株＋525 円×500 株＋526 円×800 株＋527 円×100 株＋528 円×100 株＋530 円×300 株＋531 円×200 株＋539 円×100 株＋545 円×900 株＋549 円×100 株＋555 円×100 株＋565 円×1,600 株＋570 円×200 株＋571 円×1,000 株＋575 円×600 株＋580 円×1,800 株＋581 円×800 株＋582 円×500 株＋586 円×600 株＋590 円×1,300 株＋593 円×100 株＋595 円×500 株＋599 円×200 株＋600 円×900 株＋603 円×800 株＋610 円×100 株＋611 円×100 株＋612 円×100 株＋620 円×1,500 株＋621 円×200 株＋622 円×200 株＋623 円×100 株＋625 円×300 株＋630 円×1,700 株＋633 円×200 株＋634 円×100 株＋639 円×400 株＋640 円×500 株＋655 円×500 株＋659 円×100 株＋660 円×1,500 株＋665 円×200 株＋666 円×100 株＋667 円×400 株＋668 円×400 株＋669 円×100 株＋670 円×1,200 株＋671 円×600 株＋672 円×300 株＋673 円×100 株＋676 円×100 株＋679 円×300 株＋680 円×3,400 株＋698 円×300 株＋709 円×1,100 株＋710 円×300 株＋735 円×1,700 株」の額である。 （※4）買付価額は、「412 円×100 株＋421 円×200 株＋438 円×200 株＋440 円×100 株＋445 円×300 株＋450 円×500 株＋458 円×100 株＋461 円×200 株＋464 円×100 株＋466 円×100 株＋468 円×100 株＋469 円×200 株＋474 円×100 株＋481 円×200 株＋482 円×100 株＋489 円×100 株＋491 円×100 株＋493 円×200 株＋496 円×100 株＋500 円×700 株＋501 円×100 株＋502 円×100 株＋504 円×100 株＋509 円×100 株＋511 円×600 株＋520 円×1,000 株＋521 円×100 株＋523 円×600 株＋530 円×100 株＋531 円×300 株＋532 円×500 株＋533 円×300 株＋534 円×300 株＋540 円×400 株＋543 円×100 株＋550 円×100 株＋551 円×100 株＋553 円×100 株＋556 円×100 株＋560 円×200 株＋561 円×100 株＋563 円×300 株＋566 円×1,300 株＋570 円×200 株＋571 円×100 株＋573 円×100 株＋575 円×100 株＋576 円×100 株＋577 円×100 株＋578 円×100 株＋579 円×400 株＋580 円×1,300 株＋582 円×500 株＋583 円×200 株＋584 円×600 株＋585 円×600 株＋586 円×600 株＋589 円×600 株＋592 円×800 株＋599 円×200 株＋600 円×2,300 株＋602 円×500 株＋603 円×500 株＋605 円×100 株＋608 円×200 株＋609 円×400 株＋610 円×700 株＋612 円×100 株＋615 円×500 株＋616 円×200 株＋617 円×100 株＋620 円×2,200 株＋621 円×100 株＋622 円×100 株＋624 円×100 株＋625 円×100 株＋627 円×200 株＋629 円×200 株＋630 円×1,000 株＋631 円×500 株＋632 円×400 株＋634 円×100 株＋639 円×500 株＋640 円×200 株＋647 円×100 株＋648 円×100 株＋649 円×100 株＋650 円×600 株＋652 円×200 株＋653 円×100 株＋654 円×200 株＋655 円×400 株＋658 円×100 株＋659 円×200 株＋660 円×200 株＋662 円×500 株＋667 円×100 株＋668 円×100 株＋669 円×100 株＋670 円×600 株＋671 円×300 株＋675 円×100 株＋680 円×1,600 株＋684 円×100 株＋690 円×600 株＋694 円×100 株＋705 円×100 株＋706 円×100 株＋709 円×1,000 株＋720 円×100 株＋735 円×500 株」の額である。	

一連 番号	勧告実施 年 月 日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯
10 つづき		(※5) 買付価額の算定においては、当該違反行為に係る有価証券の買付けのうち最も早い時期に行われたものから順次当該売買対当数量に達するまで割り当てることとなる。 (2) 上記(1)のとおり、当該違反行為に係る有価証券の買付数量が、売付数量を超えることから、 当該超える数量 1,900 株 (38,900 株－37,000 株) について、 当該違反行為が終了してから 1 月を経過するまでの間の当該有価証券の最高価格 (724 円) に当該超える数量を乗じて得た額 1,375,600 円 (724 円×1,900 株) － 買付価額 1,246,100 円 (※6) =129,500 円 (※6) 買付価額は、「620 円×400 株+630 円×100 株+635 円×100 株+653 円×200 株+663 円×100 株+664 円×200 株+665 円×100 株+668 円×100 株+670 円×100 株+673 円×100 株+676 円×100 株+679 円×100 株+690 円×100 株+698 円×100 株」の額である。	
11	27.10.9	【違反行為】 内部者取引 (金商法第 175 条第 1 項) 【銘柄名】 スカイマーク (東証 1 部) 【課徴金納付命令対象者】 スカイマーク(株)元役員 【違反行為の態様】 課徴金納付命令対象者は、平成 23 年 2 月 17 日付けで A I R B U S S. A. S (以下「エアバス社」という。)との間でエアバス社製 A380 型航空機売買契約 (以下「本件契約」という。)を締結していたスカイマーク(株) (以下「スカイマーク」という。)の元役員であるが、平成 26 年 5 月 27 日、その職務に関し、スカイマークが、本件契約等に基づく A380 型航空機の代金支払債務の履行が困難な経営状況にあり、債務不履行によってエアバス社から本件契約を解除された場合には、同社に支払い済みの前払い金合計約 260 億円が同社から返還されず減損損失になる等、事業継続に重大な疑義が生じる状況において、約定された期限の前払い金約 8 億円を支払わず、かかる債務不履行に対して、エアバス社が発出した本件契約を解除する前提となる本件契約所定の催告書が到達したことにより、上記債務不履行状態を解消できる見込みのないスカイマークにとって、その後の本件契約解除がほぼ確実になった旨の、スカイマークの運営、業務又は財産に関する重要な事実であって投資者の投資判断に著しい影響を及ぼす事実を知り、上記事実の公表前の同年 7 月 16 日及び同月 17 日、自己の計算において、スカイマーク株式合計 1 万 8,600 株を売付価額合計 522 万 6,600 円で売り付けた。 【課徴金額】 238 万円 (注) 課徴金額は、 (売付価格) × (売付株数) － (重要事実が公表された後 2 週間における最も低い価格) × (売付株数) となる。 したがって、重要事実の公表後 2 週間におけるスカイマークの最も低い株価は、153 円であることから、 売付価額 5,226,600 円 (※) － (153 円×18,600 株) =2,380,800 円 ⇒課徴金の額は 1 万円未満を切り捨てるため、<u>238 万円</u>	審判手続開始決定日 平成 27 年 10 月 15 日 課徴金納付命令決定日 平成 27 年 11 月 12 日 なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判の期日は開かれなかった。

一連 番号	勧告実施 年 月 日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯
11 つづき		(※) 売付価額は、「281 円×18,600 株」の額である。	
12	27. 10. 23	【違反行為】相場操縦（金商法第 174 条の 2 第 1 項） 【銘柄名】東邦銀行（東証 1 部） 【課徴金納付命令対象者】会社役員 【違反行為の態様】 課徴金納付命令対象者は、(株)東邦銀行の株式につき、同株式の売買を誘引する目的をもって、平成 26 年 6 月 10 日午前 10 時 59 分頃から同日午後 2 時 15 分頃までの間、直前の約定値より高指値の売り注文と買い注文を対当させて株価を引き上げたり、直前の約定値より高指値の買い注文を連続して発注して株価を引き上げるなどの方法により、同株式合計 157 万 6,000 株を買い付ける一方、同株式合計 119 万 8,000 株を売り付け、もって、自己の計算において、同株式の売買が繁盛であると誤解させ、かつ、同市場における同株式の相場を変動させるべき一連の売買をした。 【課徴金額】 1,517 万円 (注) 1. 課徴金の額は、 (1) 売買対当数量（※ 1）に係るものについて、 （有価証券の売付価額）－（有価証券の買付価額） と、 (2) 当該違反行為に係る有価証券の売付数量が買付数量を超える場合の、当該超える数量に係るものについて、 （有価証券の売付価額）－（当該違反行為が終了してから 1 月を経過するまでの間の当該有価証券の最低価格×当該超える数量） または、 当該違反行為に係る有価証券の買付数量が売付数量を超える場合の、当該超える数量に係るものについて、 （当該違反行為が終了してから 1 月を経過するまでの間の当該有価証券の最高価格×当該超える数量）－（有価証券の買付価額） との合計額として計算される。 (※ 1) 売買対当数量：当該違反行為に係る有価証券の売付数量と買付数量のうち、いずれか少ない数量をいう。 2. 本件における課徴金の額は、下記(1)及び(2)によりそれぞれ算定される額の合計 15,172,088 円 ⇒課徴金の額は、1 万円未満を切り捨てるため、<u>1,517 万円</u> (1) 当該違反行為に係る売買対当数量は、 ① 当該違反行為に係る有価証券の売付数量は、1,198,000 株であり、 ② 当該違反行為に係る有価証券の買付数量は、実際の買付け等の数量 1,576,000 株に、違反行為の開始時にその時における価格（353 円）で買付けをしたものとみなされる当該違反行為の開始時に所有している当該有価証券の数量 453,587 株を加えた 2,029,587 株であることから、1,198,000 株となる。 当該売買対当数量に係るものについて、 売付価額 435,336,000 円（※ 2）－ 買付価額 426,999,130	審判手続開始決定日 平成 27 年 10 月 30 日 課徴金納付命令決定日 平成 27 年 11 月 26 日 なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判の期日は開かれなかった。

一連 番号	勧告実施 年 月 日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯
12 つづき		円(※3) = 8,336,870 円 (※2) 売付価額は、「353 円×7,000 株+354 円×48,000 株+357 円×5,000 株+358 円×281,000 株+359 円×7,000 株+360 円×5,000 株+361 円×201,000 株+362 円×9,000 株+363 円×31,000 株+364 円×5,000 株+365 円×269,000 株+370 円×330,000 株」の額である。 (※3) 買付価額は、「352 円×8,000 株+353 円×517,587 株+354 円×64,000 株+355 円×3,000 株+357 円×35,000 株+358 円×247,000 株+359 円×11,000 株+360 円×56,000 株+361 円×201,000 株+362 円×18,000 株+363 円×413 株+364 円×18,000 株+365 円×14,000 株+367 円×5,000 株」の額である。 (※4) 買付価額の算定においては、当該違反行為に係る有価証券の買付けのうち最も早い時期に行われたものから順次当該売買対当数量に達するまで割り当てることとなる。 本件においては、違反行為の開始時点において所有しており、違反行為の開始時点にその時における価格(353 円)で買い付けたものとみなされるもの(みなし買付け)から割り当てられることとなる。 (2) 上記(1)のとおり、当該違反行為に係る有価証券の買付数量が、売付数量を超えることから、 当該超える数量 831,587 株(2,029,587 株－1,198,000 株)について、当該違反行為が終了してから1 月を経過するまでの間の当該有価証券の最高価格(377 円)に当該超える数量を乗じて得た額 313,508,299 円(377 円×831,587 株)－買付価額 306,673,081 円(※5) = 6,835,218 円 (※5) 買付価額は、「363 円×1,587 株+364 円×9,000 株+365 円×262,000 株+366 円×24,000 株+367 円×2,000 株+368 円×18,000 株+369 円×12,000 株+370 円×401,000 株+371 円×13,000 株+372 円×17,000 株+373 円×8,000 株+375 円×8,000 株+376 円×11,000 株+377 円×28,000 株+378 円×15,000 株+379 円×2,000 株」の額である。	
13～ 14	27. 10. 23	【違反行為】内部者取引(金商法第 175 条第 2 項)、 情報伝達(金商法第 175 条の 2 第 2 項) 【銘柄名】ウェブクルー(東証マザーズ) 【課徴金納付命令対象者】公開買付者の親会社との契約締結者の社員及び当該社員からの情報受領者 【違反行為の態様】 課徴金納付命令対象者①は、㈱ニュートン・フィナンシャル・コンサルティング(以下「ニュートン」という。)の親会社である株式会社光通信との間で株式引受契約を締結していた会社の社員であった課徴金納付命令対象者②から、同人が同契約の履行に関して知った、ニュートンの業務執行を決定する機関が、㈱ウェブクルー(以下「ウェブクルー」という。)の株式の公開買付けを行うことについての決定をした旨の公開買付けの実施に関する事実の伝達を受けながら、上記事実の公表がされた平成 26 年 11 月 12 日午後 3 時より前の同日午後 1 時 42 分頃から 50 分頃、自己の計算において、ウェブク	審判手続開始決定日 平成 27 年 10 月 30 日 課徴金納付命令決定日 平成 27 年 11 月 26 日 なお、課徴金納付命令対象者①及び②から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判の期日は開かれなかった。

一連 番号	勧告実施 年 月 日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯
13～ 14 つづき		ルー株式合計 7,800 株を買付価額合計 496 万 8,500 円で買い付けた。 課徴金納付命令対象者②は、ニュートンの親会社である㈱光通信との間で株式引受契約を締結していた会社の社員であったが、同契約の履行に関して知った、ニュートンの業務執行を決定する機関が、ウェブクルーの株式の公開買付けを行うことについての決定をした旨の公開買付けの実施に関する事実を、課徴金納付命令対象者①に対し、上記事実が公表される前にウェブクルー株式の買付けをさせることにより同人に利益を得させる目的をもって、伝達した。 課徴金納付命令対象者①は、上記事実の公表がされた平成 26 年 11 月 12 日午後 3 時より前の同日午後 1 時 42 分頃から 50 分頃、自己の計算において、ウェブクルー株式合計 7,800 株を買付価額合計 496 万 8,500 円で買い付けた。 【課徴金額】 課徴金納付命令対象者① 51 万円 課徴金納付命令対象者② 25 万円 (注) 1. 課徴金納付命令対象者①の課徴金の額は、 (公開買付け等の実施に関する事実が公表された後 2 週間における最も高い価格) × (買付株数) - (買付価格) × (買付株数) となる。 したがって、公開買付け等の実施に関する事実の公表後 2 週間におけるウェブクルーの最も高い株価は、703 円であることから、課徴金の額は下記の金額となる。 $(703 \text{ 円} \times 7,800 \text{ 株}) - \text{買付価額 } 4,968,500 \text{ 円} (\text{※1}) = 514,900 \text{ 円}$ ⇒課徴金の額は 1 万円未満を切り捨てるため、<u>51 万円</u> (※1) 買付価額は、「636 円 × 100 株 + 637 円 × 7,700 株」の額である。 2. 課徴金納付命令対象者②の課徴金の額は、 (当該違反行為により当該情報受領者が行った当該買付け等によって得た利得相当額) × 1/2 となる。 利得相当額は、 (公開買付け等の実施に関する事実が公表された後 2 週間における最も高い価格) × (買付株数) - (買付価格) × (買付株数) となる。 したがって、公開買付け等の実施に関する事実の公表後 2 週間におけるウェブクルーの最も高い株価は、703 円であることから、課徴金の額は下記の金額となる。 $\{(703 \text{ 円} \times 7,800 \text{ 株}) - \text{買付価額 } 4,968,500 \text{ 円} (\text{※2})\} \times 1/2 = 257,450 \text{ 円}$ ⇒課徴金の額は 1 万円未満を切り捨てるため、<u>25 万円</u> (※2) 買付価額は、「636 円 × 100 株 + 637 円 × 7,700 株」の額である。	
15	27. 11. 25	【違反行為】 内部者取引 (金商法第 175 条第 1 項) 【銘柄名】 アールテック・ウエノ (東証 J A S D A Q) 【課徴金納付命令対象者】 (株)アールテック・ウエノとの契約締結者の職員 【違反行為の態様】 課徴金納付命令対象者は、(株)アールテック・ウエノ (以下	審判手続開始決定日 平成 27 年 12 月 1 日 課徴金納付命令決定日 平成 27 年 12 月 24 日 なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、

一連 番号	勧告実施 年 月 日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯
15 つづき		「アールテック」という。)との間で網膜色素変性に対するウノプロストン点眼液の第3相臨床試験(以下「本試験」という。)にかかる治験契約を締結していた法人に勤務し、同試験に従事していた者であるが、平成27年3月9日、同契約の履行に関し、アールテックが本試験を中止することについて決定した旨の、アールテックの運営、業務又は財産に関する重要な事実であって投資者の投資判断に著しい影響を及ぼす事実を知りながら、上記事実の公表がされた同日午後3時30分頃より前の午後2時11分頃、自己の計算において、アールテック株式合計800株を売付価額合計165万5,700円で売り付けた。 【課徴金額】 60万円 (注) 課徴金額は、 (売付価格)×(売付株数)－(重要事実が公表された後2週間における最も低い価格)×(売付株数)となる。 したがって、重要事実の公表後2週間におけるアールテックの最も低い株価は、1,314円であることから、 売付価額1,655,700円(※)－(1,314円×800株) ＝604,500円 ⇒課徴金の額は1万円未満を切り捨てるため、<u>60万円</u> (※) 売付価額は、「2,065円×100株+2,066円×100株+2,070円×400株+2,071円×100株+2,075円×100株」の額である。	審判の期日は開かれなかった。
16	27.12.15	【違反行為】 内部者取引(金商法第175条第1項) 【銘柄名】 エスケーエレクトロニクス(東証JASDAQ) 【課徴金納付命令対象者】 (株)エスケーエレクトロニクス役員からの情報受領者 【違反行為の態様】 課徴金納付命令対象者は、(株)エスケーエレクトロニクス(以下「エスケーエレクトロニクス」という。)の役員から、同人がその職務に関し知った、 (1) エスケーエレクトロニクスの属する企業集団の平成24年10月1日から平成25年9月30日までの会計期間の業績予想値について、平成24年11月12日に公表された前事業年度の決算値に比較して、同社が新たに算出した予想値において、投資者の投資判断に及ぼす影響が重要なものとなる差異が生じた旨の重要事実の伝達を受けながら、同社において新たに算出した平成25年9月期の予想値が公表された平成25年8月8日より前の同月2日午前10時11分頃から同月8日午後2時37分頃までの間、自己の計算において、エスケーエレクトロニクス株式合計1万8,100株を買付価額合計712万9,200円で買い付けた。 (2) エスケーエレクトロニクスの属する企業集団の平成25年10月1日から平成26年9月30日までの会計期間の業績予想値について、平成26年2月10日に公表された直近の予想値に比較して、同社が新たに算出した予想値において、投資者の投資判断に及ぼす影響が重要なものとなる差異が生じた旨の重要事実の伝達を受けながら、同社において新たに算出した平成26年9月期の予想値が公表された平成26年5月12日より前の同月2日午前9時18分頃から同月12日午前10時29分頃までの間、自己の計算において、エスケーエレクトロニクス株式合計1万4,300株を買付価額合計1,116万800円で買い付けた。	審判手続開始決定日 平成27年12月17日 課徴金納付命令決定日 平成28年3月17日 なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判の期日は開かれなかった。

一連 番号	勧告実施 年 月 日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯
16 つづき		【課徴金額】 1,563 万円 (注) 課徴金の額は、 (重要事実が公表された後 2 週間における最も高い価格) × (買付株数) - (買付価格) × (買付株数) となる。 したがって、違反行為(1)について、重要事実の公表後 2 週間におけるエスケーエレクトロニクスのもっと高い株価は、699 円であることから、課徴金の額は下記の金額となる。 (699 円 × 18,100 株) - 買付価額 7,129,200 円 (※1) = 5,522,700 円 ⇒課徴金の額は 1 万円未満を切り捨てるため、<u>552 万円</u> (※1) 買付価額は、「378 円 × 1,000 株 + 384 円 × 300 株 + 387 円 × 500 株 + 389 円 × 300 株 + 390 円 × 4,500 株 + 392 円 × 2,200 株 + 393 円 × 1,000 株 + 398 円 × 2,300 株 + 400 円 × 6,000 株」の額である。 違反行為(2)について、重要事実の公表後 2 週間におけるエスケーエレクトロニクスのもっと高い株価は、1,488 円であることから、課徴金の額は下記の金額となる。 (1,488 円 × 14,300 株) - 買付価額 11,160,800 円 (※2) = 10,117,600 円 ⇒課徴金の額は 1 万円未満を切り捨てるため、<u>1,011 万円</u> (※2) 買付価額は、「754 円 × 600 株 + 771 円 × 900 株 + 773 円 × 600 株 + 774 円 × 500 株 + 776 円 × 900 株 + 777 円 × 900 株 + 778 円 × 800 株 + 779 円 × 900 株 + 780 円 × 900 株 + 781 円 × 300 株 + 782 円 × 1,100 株 + 783 円 × 100 株 + 784 円 × 500 株 + 785 円 × 700 株 + 786 円 × 800 株 + 787 円 × 800 株 + 788 円 × 100 株 + 789 円 × 2,000 株 + 790 円 × 900 株」の額である。	
17	27. 12. 15	【違反行為】 相場操縦 (金商法第 174 条第 1 項) 【銘柄名】 琉球銀行 (東証 1 部) 【課徴金納付命令対象者】 不動産業 【違反行為の態様】 課徴金納付命令対象者は、(株)琉球銀行の株式につき、同株式の売買が繁盛に行われていると他人に誤解させる等その売買の状況に関し他人に誤解を生じさせる目的をもって、平成 27 年 1 月 7 日午前 9 時 6 分頃から同日午後 2 時 54 分頃までの間、同株式合計 3 万 6,300 株につき、自己及びその親族の計算において、自己による売買の注文を対当させ、もって、権利の移転を目的としない仮装の売買をした。 【課徴金額】 224 万円 (注) 1. 課徴金の額は、違反行為期間における有価証券の売付数量が買付数量を超える場合の、当該を超える数量に係るものについて、 (有価証券の売付価額) - (当該違反行為が終了してから 1 月を経過するまでの間の当該有価証券の最低価格 × 当該を超える数量) または、 違反行為期間における有価証券の買付数量が売付数量を超える場合の、当該を超える数量に係るものについて、 (当該違反行為が終了してから 1 月を経過するまでの間の当該有価	審判手続開始決定日 平成 27 年 12 月 17 日 審判手続中 (平成 28 年 4 月 30 日現在)

一連 番号	勧告実施 年 月 日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯
17 つづき		証券の最高価格×当該超える数量）－（有価証券の買付価額）の額として計算される。 2. 本件における課徴金の額は、下記により算定される額 2,240,500 円 ⇒課徴金の額は、1 万円未満を切り捨てるため、<u>224 万円</u> (1) 違反行為期間における有価証券の売付数量は、実際の売付数量 69,900 株に、違反行為の開始時にその時の価格（1,638 円）で売付けをしたものとみなされる当該違反行為の開始時に有価証券を有しないで売付けをしている当該有価証券の数量 113,400 株を加えた 183,300 株である。 違反行為期間における有価証券の買付数量は、実際の買付数量 70,400 株に、違反行為の開始時にその時の価格（1,638 円）で買付けをしたものとみなされる当該違反行為の開始時に所有している当該有価証券の数量 85,500 株を加えた 155,900 株である。 (2) 上記(1)のとおり、違反行為期間における有価証券の売付数量が、買付数量を超えることから、 当該超える数量 27,400 株（183,300 株－155,900 株）について、当該超える数量に係る有価証券の売付価額から、当該違反行為が終了してから 1 月を経過するまでの間の当該有価証券の最低価格（1,555 円）に当該超える数量を乗じて得た額を控除した額 売付価額 44,847,500 円（※1）－ 42,607,000 円（1,555 円×27,400 株）＝2,240,500 円 （※1）売付価額は、「1,630 円×200 株＋1,632 円×200 株＋1,633 円×2,800 株＋1,634 円×4,600 株＋1,635 円×3,000 株＋1,636 円×1,800 株＋1,637 円×4,000 株＋1,638 円×4,700 株＋1,639 円×1,500 株＋1,640 円×2,000 株＋1,641 円×1,400 株＋1,645 円×1,200 株」の額である。 （※2）売付価額の算定においては、当該違反行為に係る有価証券の売付けのうち最も遅い時期に行われたものから順次当該超える数量まで割り当てることとなる。	
18～ 19	27. 12. 22	【違反行為】内部者取引（金商法第 175 条第 1 項） 【銘柄名】住友商事（東証 1 部） 【課徴金納付命令対象者】 住友商事(株)との契約関係者の役員からの情報受領者①及び② 【違反行為の態様】 課徴金納付命令対象者①は、住友商事(株)（以下「住友商事」という。）の契約関係者の役員から、同人が、契約交渉等に関して知った、住友商事が出資した米国タイトオイル開発プロジェクトに関し、住友商事の平成 27 年 3 月期第 2 四半期決算において約 1,700 億円の減損損失を計上しなければならないことが確実になった旨の、住友商事の業務等に関する重要事実の伝達を受けながら、上記事実の公表がされた平成 26 年 9 月 29 日より前の同月 25 日、自己の計算において、住友商事株式合計 3 万 1,300 株を売付価額合計 4,407 万 400 円で売り付けた。 課徴金納付命令対象者②は、住友商事の契約関係者の役員から、同人が契約交渉等に関して知った、(ア)住友商事が出資した米国タイトオイル開発プロジェクトに関し、住友商事	審判手続開始決定日 平成 27 年 12 月 22 日 課徴金納付命令決定日 平成 28 年 1 月 21 日 なお、課徴金納付命令対象者①及び②から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判の期日は開かれなかった。

一連 番号	勧告実施 年 月 日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯
18～ 19 つづき		の平成 27 年 3 月期第 2 四半期決算において約 1,700 億円の減損損失を計上しなければならないことが確実にされた旨の、住友商事の業務等に関する重要事実の伝達、(イ)住友商事の属する企業集団の平成 26 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日までの会計期間の業績予想における当期純利益について、平成 26 年 5 月 1 日に公表がされた直近の予想値に比較して、同社が新たに算出した同会計期間の予想値において投資者の投資判断に及ぼす影響が重要なものとなる差異が生じた旨の重要事実の伝達をそれぞれ受けながら、上記各事実の公表がされた平成 26 年 9 月 29 日より前の同月 26 日、自己の計算において、住友商事株式合計 2,000 株を売付価額合計 275 万 3,000 円で売り付けた。 【課徴金額】 課徴金納付命令対象者① 892 万円 課徴金納付命令対象者② 50 万円 (注) 課徴金の額は、 (売付価格) × (売付株数) - (重要事実が公表された後 2 週間における最も低い価格) × (売付株数) となる。 したがって、重要事実 1 及び 2 の公表後 2 週間における住友商事の最も低い株価は、1,123 円であることから、課徴金の額は下記の金額となる。 課徴金納付命令対象者① 売付価額 44,070,400 円 (※ 1) - (1,123 円 × 31,300 株) = 8,920,500 円 ⇒ 課徴金の額は 1 万円未満を切り捨てるため、<u>892 万円</u> (※ 1) 売付価額は、「1,408 円 × 31,300 株」の額である。 課徴金納付命令対象者② 売付価額 2,753,000 円 (※ 2) - (1,123 円 × 2,000 株) = 507,000 円 ⇒ 課徴金の額は 1 万円未満を切り捨てるため、<u>50 万円</u> (※ 2) 売付価額は、「1,376.5 円 × 2,000 株」の額である。	
20	28. 2. 2	【違反行為】相場操縦(金商法第 174 条の 2 第 1 項) 【銘柄名】M i p o x (東証 J A S D A Q) 【課徴金納付命令対象者】無職の者 【違反行為の態様】 課徴金納付命令対象者は、M i p o x 株の株式につき、同株式の売買を誘引する目的をもって、平成 26 年 9 月 22 日午前 9 時 8 分頃から同月 25 日午前 10 時 56 分頃までの間、3 取引日にわたり、下値買い注文を大量に入れたり、直前の約定値より高指値の売り注文と買い注文を対当させて株価を引き上げたり、直前の約定値より高指値の買い注文を連続して発注して株価を引き上げるなどの方法により、同株式合計 23 万 9,600 株を買い付ける一方、同株式合計 25 万 5,400 株を売り付けるとともに、同株式合計 9 万 4,000 株の買付けの委託を行うなどし、もって、自己の計算において、同株式の売買が繁盛であると誤解させ、かつ、同株式の相場を変動させるべき一連の売買及び委託をした。 【課徴金額】 58 万円	審判手続開始決定日 平成 28 年 2 月 3 日 課徴金納付命令決定日 平成 28 年 3 月 3 日 なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判の期日は開かれなかった。

一連 番号	勧告実施 年 月 日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯
20 つづき		(注) 1. 課徴金の額は、 (1) 売買対当数量(※1)に係るものについて、 (有価証券の売付価額)－(有価証券の買付価額)と、 (2) 当該違反行為に係る有価証券の売付数量が買付数量を超える場合の、当該超える数量に係るものについて、 (有価証券の売付価額)－(当該違反行為が終了してから1月を経過するまでの間の当該有価証券の最低価格×当該超える数量) または、 当該違反行為に係る有価証券の買付数量が売付数量を超える場合の、当該超える数量に係るものについて、 (当該違反行為が終了してから1月を経過するまでの間の当該有価証券の最高価格×当該超える数量)－(有価証券の買付価額) との合計額として計算される。 (※1) 売買対当数量：当該違反行為に係る有価証券の売付数量と買付数量のうち、いずれか少ない数量をいう。 2. 本件における課徴金の額は、下記(1)及び(2)によりそれぞれ算定される額の合計 589,900 円 ⇒課徴金の額は、1万円未満を切り捨てるため、<u>58万円</u> (1) 当該違反行為に係る売買対当数量は、 ① 当該違反行為に係る有価証券の売付数量は、255,400 株であり、 ② 当該違反行為に係る有価証券の買付数量は、実際の買付け等の数量 239,600 株に、違反行為の開始時にその時における価格(278 円)で買付けをしたものとみなされる当該違反行為の開始時に所有している当該有価証券の数量 18,000 株を加えた 257,600 株であることから、255,400 株となる。 当該売買対当数量に係るものについて、 売付価額 74,824,100 円(※2)－買付価額 74,291,400 円(※3)＝532,700 円 (※2) 売付価額は、「285 円×6,300 株+286 円×33,400 株+287 円×6,500 株+288 円×60,100 株+289 円×23,700 株+290 円×49,300 株+291 円×5,200 株+292 円×1,200 株+293 円×5,800 株+294 円×14,500 株+295 円×2,000 株+296 円×6,000 株+297 円×6,600 株+298 円×1,200 株+300 円×1,800 株+302 円×1,500 株+303 円×1,200 株+309 円×3,000 株+310 円×4,900 株+313 円×2,000 株+314 円×800 株+315 円×400 株+322 円×4,000 株+325 円×12,000 株+326 円×2,000 株」の額である。 (※3) 買付価額は、「278 円×18,200 株+283 円×3,000 株+285 円×15,600 株+286 円×30,700 株+287 円×4,800 株+288 円×69,400 株+289 円×35,400 株+290 円×19,200 株+291 円×3,100 株+292 円×1,600 株+293 円×400 株+294 円×14,700 株+295 円×3,500 株+296 円×3,000 株+301 円×200 株+302 円×2,000 株+303 円×4,500 株+305 円×4,100 株+306 円×2,700 株+307 円×400 株+308 円×900 株+320 円×18,000 株」の額である。 (※4) 買付価額の算定においては、当該違反行為に係る有価証券の買付けのうち最も早い時期に行われたものから順次当該売買対当数量に達するまで割り当てることとなる。	

一連 番号	勧告実施 年 月 日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯
20 つづき		本件においては、違反行為の開始時点において所有しており、違反行為の開始時点にその時における価格（278 円）で買い付けたものとみなされるもの（みなし買付け）から割り当てられることとなる。 (2) 上記(1)のとおり、当該違反行為に係る有価証券の買付数量が、売付数量を超えることから、 当該超える数量 2,200 株（257,600 株－255,400 株）について、 当該違反行為が終了してから 1 月を経過するまでの間の当該有価証券の最高価格（316 円）に当該超える数量を乗じて得た額 695,200 円（316 円×2,200 株）－ 買付価額 638,000 円（※5） ＝57,200 円 （※5）買付価額は、「290 円×2,200 株」の額である。	
21	28. 2. 2	【違反行為】 内部者取引（金商法第 175 条第 1 項） 【銘柄名】 石山 Gateway Holdings （東証 JASDAQ） 【課徴金納付命令対象者】 石山 Gateway Holdings ㈱の社員からの情報受領者 【違反行為の態様】 課徴金納付命令対象者は、石山 Gateway Holdings ㈱（以下「ゲートウェイ」という。）の社員である者から、同人がその職務に関し知った、同社が有価証券報告書の虚偽記載をしたとする金融商品取引法違反の嫌疑事実により証券取引等監視委員会の強制調査を受けた旨の、同社の運営、業務又は財産に関する重要な事実であって投資者の投資判断に著しい影響を及ぼす事実の伝達を受けながら、上記事実の公表がされた平成 26 年 10 月 30 日午後 4 時 45 分頃より前の同日午前 9 時頃、自己の計算において、ゲートウェイ株式会社 3 万 8,700 株を売付価額合計 367 万 6,500 円で売り付けた。 【課徴金額】 236 万円 （注）課徴金額は、 （売付価格）×（売付株数）－（重要事実が公表された後 2 週間における最も低い価格）×（売付株数）となる。 したがって、重要事実の公表後 2 週間におけるゲートウェイの最も低い株価は、34 円であることから、 売付価額 3,676,500 円（※）－（34 円×38,700 株） ＝2,360,700 円 ⇒課徴金の額は 1 万円未満を切り捨てるため、<u>236 万円</u> （※）売付価額は、「95 円×38,700 株」の額である。	審判手続開始決定日 平成 28 年 2 月 3 日 課徴金納付命令決定日 平成 28 年 3 月 3 日 なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判の期日は開かれなかった。
22～ 23	28. 2. 9	【違反行為】 内部者取引（金商法第 175 条第 1 項）、 情報伝達（金商法第 175 条の 2 第 1 項） 【銘柄名】 アイロムホールディングス（東証 1 部） 【課徴金納付命令対象者】 ㈱アイロムホールディングス社員及び当該社員からの情報受領者 【違反行為の態様】	審判手続開始決定日 平成 28 年 2 月 10 日 課徴金納付命令決定日 平成 28 年 3 月 17 日 なお、課徴金納付命令対象者①及び②から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があつ

一連 番号	勧告実施 年 月 日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯
22～ 23 つづき		課徴金納付命令対象者①は、(株)アイロムホールディングス（以下「アイロム」という。）の社員であった課徴金納付命令対象者②から、同人がその職務に関し知った、同社の子会社であるディナベック(株)（以下「ディナベック」という。）の業務執行を決定する機関が、大日本住友製薬(株)（以下「大日本住友製薬」という。）と業務上の提携を行うことについての決定をした旨の重要事実の伝達を受けながら、当該事実の公表がされた平成 26 年 9 月 30 日より前の同月 24 日、自己の計算において、アイロム株式合計 2,000 株を買付価額合計 158 万円で買い付けた。 課徴金納付命令対象者②は、アイロムの社員であったが、その職務に関し知った、同社の子会社であるディナベックの業務執行を決定する機関が、大日本住友製薬と業務上の提携を行うことについての決定をした旨の重要事実を、課徴金納付命令対象者①に対し、上記事実が公表される前にアイロム株式の買付けをさせることにより同人に利益を得させる目的をもって、伝達した。 課徴金納付命令対象者①は、上記事実の公表がされた平成 26 年 9 月 30 日より前の同月 24 日、自己の計算において、アイロム株式合計 2,000 株を買付価額合計 158 万円で買い付けた。 【課徴金額】 課徴金納付命令対象者① 102 万円 課徴金納付命令対象者② 51 万円 (注) 1. 課徴金納付命令対象者①の課徴金の額は、 （重要事実が公表された後 2 週間における最も高い価格）×（買付株数）－（買付価格）×（買付株数）となる。 したがって、重要事実の公表後 2 週間におけるアイロムの最も高い株価は、1,300 円であることから、課徴金の額は下記の金額となる。 $(1,300 \text{ 円} \times 2,000 \text{ 株}) - \text{買付価額 } 1,580,000 \text{ 円} (\text{※1}) = 1,020,000 \text{ 円}$ ⇒課徴金の額は、<u>102 万円</u> (※1) 買付価額は、「790 円×2,000 株」の額である。 2. 課徴金納付命令対象者②の課徴金の額は、 （当該違反行為により当該情報受領者が行った当該買付け等によって得た利得相当額）× 1/2 となる。 利得相当額は、 （重要事実が公表された後 2 週間における最も高い価格）×（買付株数）－（買付価格）×（買付株数）となる。 したがって、重要事実の公表後 2 週間におけるアイロムの最も高い株価は、1,300 円であることから、課徴金の額は下記の金額となる。 $\{(1,300 \text{ 円} \times 2,000 \text{ 株}) - \text{買付価額 } 1,580,000 \text{ 円} (\text{※2})\} \times 1/2 = 510,000 \text{ 円}$ ⇒課徴金の額は、<u>51 万円</u> (※2) 買付価額は、「790 円×2,000 株」の額である。	たため、審判の期日は開かれなかった。

一連 番号	勧告実施 年 月 日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯
24～ 25	28. 2. 16	【違反行為】 内部者取引（金商法第 175 条第 1 項） 【銘柄名】 江守グループホールディングス（東証 1 部） 【課徴金納付命令対象者】 江守グループホールディングス㈱役員からの情報受領者①及び② 【違反行為の態様】 課徴金納付命令対象者①は、江守グループホールディングス㈱（以下「江守GHD」という。）の連結子会社の社員であるが、江守GHDの役員から、同人が職務に関し知った、中華人民共和国に設立された江守GHDの連結子会社の主要得意先のほとんどについて売掛債権の回収可能性に疑義が生じたことなどに伴い、江守GHDの平成 27 年 3 月期第 3 四半期連結累計期間において貸倒引当金繰入額約 462 億円を特別損失に計上することが確実にされた旨の、江守GHDの業務等に関する重要事実の伝達を受けながら、上記事実の公表がされた平成 27 年 3 月 16 日より前の同月 6 日、自己の計算において、江守GHD株式合計 1,700 株を売付価額合計 162 万 6,000 円で売り付けた。 課徴金納付命令対象者②は、江守GHDの連結子会社の社員であるが、課徴金納付命令対象者①から、江守GHDの役員が職務に関し知り、その後、課徴金納付命令対象者①がその職務上同役員から伝達を受けた、中華人民共和国に設立された江守GHDの連結子会社の主要得意先のほとんどについて売掛債権の回収可能性に疑義が生じたことなどに伴い、江守GHDの平成 27 年 3 月期第 3 四半期連結累計期間において貸倒引当金繰入額約 462 億円を特別損失に計上することが確実にされた旨の、江守GHDの業務等に関する重要事実をその職務に関し知りながら、上記事実の公表がされた平成 27 年 3 月 16 日より前の同月 10 日、自己の計算において、江守GHD株式合計 1 万 2,400 株を売付価額合計 1,154 万 4,400 円で売り付けた。 【課徴金額】 課徴金納付命令対象者① 107 万円 課徴金納付命令対象者② 753 万円 （注）課徴金の額は、 （売付価格）×（売付株数）－（重要事実が公表された後 2 週間における最も低い価格）×（売付株数）となる。 したがって、重要事実の公表後 2 週間における江守GHDの最も低い株価は、323 円であることから、課徴金の額は下記の金額となる。 課徴金納付命令対象者① 売付価額 1,626,000 円（※ 1） － （323 円×1,700 株） ＝1,076,900 円 ⇒課徴金の額は 1 万円未満を切り捨てるため、<u>107 万円</u> （※ 1）売付価額は、「955 円×400 株＋956 円×500 株＋957 円×400 株＋958 円×400 株」の額である。 課徴金納付命令対象者② 売付価額 11,544,400 円（※ 2） － （323 円×12,400 株） ＝7,539,200 円 ⇒課徴金の額は 1 万円未満を切り捨てるため、<u>753 万円</u> （※ 2）売付価額は、「931 円×12,400 株」の額である。	審判手続開始決定日 平成 28 年 2 月 17 日 課徴金納付命令決定日 平成 28 年 3 月 31 日 なお、課徴金納付命令対象者①及び②から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判の期日は開かれなかった。

一連 番号	勧告実施 年 月 日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯
26	28. 3. 8	【違反行為】 偽計（金商法第 173 条第 1 項） 【銘柄名】 インспек（東証マザーズ） 【課徴金納付命令対象者】 インспек(株) 【違反行為の態様】 インспек(株)は、秋田県仙北市角館町雲然荒屋敷 79 番地の 1 に本店を置き、電子部品の製造、販売等を目的とし、その発行する株式が東京証券取引所マザーズ市場に上場されている上場会社である。同社役員甲は、同社株式の月間平均時価総額及び月末時価総額（以下、両者併せて「時価総額」という。）が平成 24 年 6 月に 3 億円未満となり、東京証券取引所有価証券上場規程（当時）によって、平成 24 年 7 月 1 日から平成 25 年 3 月 29 日までの 9 か月の間に同社株式の時価総額が 3 億円以上にならないとすれば同社株式の上場が廃止される状況にあったところ、同社株式の株価を高値形成させることで上場廃止を免れようと企て、平成 25 年 3 月 28 日午後 1 時 11 分頃から同月 29 日午後 1 時 9 分頃にかけて、同社の業務として、同社社員をして、同社株式につき、合計 31 株の買い注文を発注させて約定させ、同社株式の株価を 2 万 4,000 円から時価総額が 3 億円を超える株価である 2 万 5,600 円に引き上げるなどした上、同年 4 月 1 日午後 4 時頃、東京証券取引所が提供する適時開示情報伝達システムである T D n e t により、上記事情を秘して、あたかも自然の需給によって同社株式の時価総額が 3 億円以上になったかのように装う内容の「当社株式の時価総額が 3 億円以上になったことについて」と題する文章を公表し、もって同社株式の相場の変動を図る目的をもって偽計を用い、当該偽計により有価証券の価格に影響を与えた。 【課徴金額】 1,224 万円 (注) 1. 課徴金の額は、 当該違反行為に係る有価証券の売付数量が買付数量を超える場合の、当該超える数量に係るものについて、 （有価証券の売付価額）－（当該違反行為が終了してから 1 月を経過するまでの間の当該有価証券の最低価格×当該超える数量） または、 当該違反行為に係る有価証券の買付数量が売付数量を超える場合の、当該超える数量に係るものについて、 （当該違反行為が終了してから 1 月を経過するまでの間の当該有価証券の最高価格×当該超える数量）－（有価証券の買付価額）として計算される。 2. 本件における課徴金の額は、下記により算定される額 12,241,930 円 ⇒課徴金の額は、1 万円未満を切り捨てるため、<u>1,224 万円</u> 当該違反行為に係る有価証券の売付数量は、0 株であり、 当該違反行為に係る有価証券の買付数量は、実際の買付け等の数量 31 株に、違反行為の開始時に違反行為の開始前の価格（24,000 円）で買付けをしたものとみなされる当該違反行為の開始時に所有している当該有価証券の数量 2,893 株を加えた 2,924 株である。 当該違反行為に係る有価証券の買付数量が、売付数量を超えることから、	審判手続開始決定日 平成 28 年 3 月 9 日 審判手続中 （平成 28 年 4 月 30 日現在）

一連 番号	勧告実施 年 月 日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯
26 つづき		当該超える数量 2,924 株 (2,924 株－0 株) について、 当該違反行為が終了してから 1 月を経過するまでの間の当該有価証券の最高価格 (28,200 円) に当該超える数量を乗じて得た額 82,456,800 円 (28,200 円×2,924 株) － 買付価額 70,214,870 円 (※) = 12,241,930 円 (※) 買付価額は、「24,000 円×2,893 株+24,200 円×1 株+24,220 円×1 株+24,300 円×2 株+24,340 円×1 株+24,460 円×2 株+24,800 円×1 株+24,990 円×1 株+25,400 円×2 株+25,600 円×20 株」の額である。	
27～ 28	28. 3. 15	【違反行為】相場操縦（金商法第 174 条の 2 第 1 項） 【銘柄名】ウィズ（東証 J A S D A Q） 【課徴金納付命令対象者】 (株)トレード・ラボ及び(株)トレード・ラボ役員 【違反行為の態様】 (株)トレード・ラボ（課徴金納付命令対象者①、以下「トレード・ラボ」という。）は、投資事業有限責任組合契約に基づき、トレード・ラボ投資事業有限責任組合（以下「組合」という。）の財産の運用、管理等を行う無限責任組合員として、組合に出資された財産の運用権限を有していたものである。トレード・ラボの役員として組合財産を運用していた課徴金納付命令対象者②は、トレード・ラボの業務に関し、(株)ウィズ（以下「ウィズ」という。）の株式につき、同株式の売買を誘引する目的をもって、平成 26 年 8 月 14 日午前 9 時 3 分頃から同月 18 日午後 2 時 59 分頃までの間、3 取引日にわたり、直前の約定値より高指値の売り注文及び買い注文を、課徴金納付命令対象者②の買い注文及び売り注文と対当させて株価を引き上げたり、直前の約定値より高指値の買い注文を発注して株価を引き上げるなどの方法により、同株式合計 3,800 株を買い付け、一方、同株式合計 3,300 株を売り付け、そのうち、トレード・ラボらの同年 8 月度における組合への出資割合である約 0.78 パーセントについては自己の計算において、それ以外においては自己以外の者である組合への出資者の計算において、もって、同株式の売買が繁盛であると誤解させ、かつ、同株式の相場を変動させるべき一連の売買をした。 課徴金納付命令対象者②は、ウィズの株式につき、同株式の売買を誘引する目的をもって、平成 26 年 8 月 14 日午前 9 時 3 分頃から同月 18 日午後 2 時 45 分頃までの間、3 取引日にわたり、直前の約定値より高指値の買い注文を、課徴金納付命令対象者①の売り注文と対当させて株価を引き上げたり、直前の約定値より高指値の買い注文を発注して株価を引き上げるなどの方法により、同株式合計 3,100 株を買い付け、一方、同株式合計 4,500 株を売り付け、そのうち、自己の計算で、同株式合計 500 株を買い付け、一方、同株式合計 2,800 株を売り付け、もって、同株式の売買が繁盛であると誤解させ、かつ、同株式の相場を変動させるべき一連の売買をした。 【課徴金額】 課徴金納付命令対象者① 382 万円 課徴金納付命令対象者② 1,125 万円	審判手続開始決定日 平成 28 年 3 月 16 日 課徴金納付命令決定日 平成 28 年 4 月 21 日 なお、課徴金納付命令対象者①及び②から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判の期日は開かれなかった。

一連 番号	勧告実施 年 月 日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯
27～ 28 つづき		(注) 1. 課徴金納付命令対象者①の課徴金額は、 (1) 下記ア. ないしウ. の合計額として計算される。 ア. 売買対当数量 (※1) に係るものについて、 (自己の計算による有価証券の売付価額) － (自己の計算による有価証券の買付価額) イ. 当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の売付数量が自己の計算による買付数量を超える場合の、当該超える数量に係るものについて、 (有価証券の売付価額) － (当該違反行為が終了してから1月を経過するまでの間の当該有価証券の最低価格×当該超える数量) または、 当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の買付数量が自己の計算による売付数量を超える場合の、当該超える数量に係るものについて、 (当該違反行為が終了してから1月を経過するまでの間の当該有価証券の最高価格×当該超える数量) － (有価証券の買付価額) ウ. 課徴金納付命令対象者①が、自己以外の者の計算において、当該違反行為の開始時から当該違反行為の終了後1月を経過するまでの間に違反行為又は有価証券の売付け等若しくは有価証券の買付け等をした場合、当該違反者は、運用対象財産の運用として当該違反行為又は有価証券の売付け等若しくは有価証券の買付け等を行った者であるので、当該違反行為又は有価証券の売付け等若しくは有価証券の買付け等をした日の属する月における当該運用対象財産のうち金融商品取引法第六章の二の規定による課徴金に関する内閣府令第1条の16第1項で定めるものの運用の対価の額に相当する額として同条第2項で定める額に三を乗じて得た額 (※1) 売買対当数量：当該違反行為に係る有価証券の売付数量と買付数量のうち、いずれか少ない数量をいう。 (2) 本件における課徴金の額は、下記ア. ないしウ. によりそれぞれ算定される額の合計 3,820,482 円 ⇒課徴金の額は、1万円未満を切り捨てるため、<u>382 万円</u> ア. 当該違反行為に係る売買対当数量は、 (ア) 当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の売付数量は、25.98 株 (※2) (3,300 株×出資割合 500/63,500 (※3)) であり、 (イ) 当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の買付数量は、実際の買付け等の数量 29.92 株 (3,800 株×出資割合 500/63,500 (※3)) に、違反行為の開始時にその時における価格 (899 円) で買付けを自己の計算においてしたものとみなされる当該違反行為の開始時に所有している当該有価証券の数量 372.44 株 (47,300 株×出資割合 500/63,500 (※3)) を加えた 402.36 株であることから、25.98 株となる。 当該売買対当数量に係るものについて、 売付価額 24,712.59 円 (※4) － 買付価額 23,359.84 円 (※5) = 1,352.75 円 (※2) 小数点以下の端数が生じた場合は、小数第三位を切り捨てて表記している。当事案において、以下、同じ。なお、計算の過程においては端数処理を行わず計算している。	

一連 番号	勧告実施 年 月 日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯
27～ 28 つづき		(※3) 平成26年8月時点において、組合への出資63,500口のうち、500口が課徴金納付命令対象者①及び課徴金納付命令対象者①と密接な関係を有する者等による出資であることから、同出資割合である「500/63,500(約0.78%)」について、自己の計算において行ったものと認められる。 (※4) 売付価額は、「(920円×100株+925円×100株+948円×1,500株+949円×100株+950円×300株+954円×600株+956円×300株+976円×200株+977円×100株)×500/63,500(※3)」の額である。 (※5) 買付価額は、「(899円×3,300株)×500/63,500(※3)」の額である。 (※6) 買付価額の算定においては、当該違反行為に係る有価証券の買付けのうち最も早い時期に行われたものから順次当該売買対当数量に達するまで割り当てることとなる。 本件においては、違反行為の開始時点において所有しており、違反行為の開始時点にその時における価格(899円)で買い付けたものとみなされるもの(みなし買付け)から割り当てられることとなる。 イ. 上記ア.のとおり、当該違反行為に係る有価証券の買付数量が、売付数量を超えることから、 当該超える数量376.37株(402.36株-25.98株)について、 当該違反行為が終了してから1月を経過するまでの間の当該有価証券の最高価格(1,675円)に当該超える数量を乗じて得た額 630,433.07円(1,675円×376.37株) - 買付価額339,548.81円(※7) = 290,884.25円 (※7) 買付価額は、「(899円×44,100株+914円×200株+918円×300株+922円×100株+924円×100株+925円×100株+926円×100株+927円×100株+928円×300株+930円×300株+931円×100株+934円×100株+935円×400株+940円×100株+945円×100株+946円×100株+950円×200株+955円×100株+959円×200株+960円×300株+968円×100株+971円×100株+980円×200株)×500/63,500(※3)」の額である。 ウ. 当該違反行為をした日の属する月における当該運用財産の運用の対価の額は1,176,081.86円であることから、これに三を乗じて得た額3,528,245.60円(※8)(1,176,081.86円×3) (※8) 課徴金納付命令対象者①に対する自己以外の者の計算分の課徴金は、運用を行う金銭その他の財産のうち算定対象取引(※9)に係る利益又は損失が帰属するものについて、算定対象取引が行われた日の属する月に対象者①に運用の対価として支払われ、又は支払われるべき金銭その他の財産(以下「運用報酬」という。)の価額(運用報酬算定期間が1月を超える場合にあっては、当該運用報酬算定期間の月数で除す方法その他の合理的な方法により算出した額)の総額に3を乗じて得た額になる。 課徴金納付命令対象者①の受領した運用報酬算定期間が1月を	

一連 番号	勧告実施 年 月 日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯
27～ 28 つづき		超えるので、当該運用報酬算定期間の月数で除す方法により算出すると、違反行為期間が含まれる平成 26 年 8 月における課徴金納付命令対象者①の管理報酬及び成功報酬の月額のうち、課徴金納付命令対象者①及び課徴金納付命令対象者①と密接な関係を有する者等の出資割合である約 0.78%（※3）分を除いた金額は 1,176,081.86 円となる。したがって、課徴金納付命令対象者①に対する自己以外の者の計算分の課徴金額は、この 1,176,081.86 円に 3 を乗じて得た金額である 3,528,245.60 円となる。 （※9）算定対象取引：算定対象取引とは、金融商品取引法第 174 条の 2 第 1 項第 2 号ニの違反行為又は有価証券の売付け等若しくは有価証券の買付け等のうち違反行為に係る有価証券等に係るものを指す（金融商品取引法第六章の二の規定による課徴金に関する内閣府令第 1 条の 16 第 1 項第 1 号）。 2. 課徴金納付命令対象者②の課徴金額は、 (1) 課徴金の額は、下記ア. 及びイ. の合計額として計算される。 ア. 売買対当数量（※1）に係るものについて、 （自己の計算による有価証券の売付価額）－（自己の計算による有価証券の買付価額） イ. 当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の売付数量が自己の計算による買付数量を超える場合の、当該超える数量に係るものについて、 （有価証券の売付価額）－（当該違反行為が終了してから 1 月を経過するまでの間の当該有価証券の最低価格×当該超える数量） または、 当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の買付数量が自己の計算による売付数量を超える場合の、当該超える数量に係るものについて、 （当該違反行為が終了してから 1 月を経過するまでの間の当該有価証券の最高価格×当該超える数量）－（有価証券の買付価額） (2) 本件における課徴金の額は、下記ア. 及びイ. によりそれぞれ算定される額の合計 11,254,600 円 ⇒課徴金の額は、1 万円未満を切り捨てるため、<u>1,125 万円</u> ア. 当該違反行為に係る売買対当数量は、 (ア) 当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の売付数量は、2,800 株であり、 (イ) 当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の買付数量は、実際の買付け等の数量 500 株に、違反行為の開始時にその時における価格（914 円）で買付けを自己の計算においてしたものみなされる当該違反行為の開始時に所有している当該有価証券の数量 17,000 株を加えた 17,500 株であることから、2,800 株となる。 当該売買対当数量に係るものについて、 売付価額 2,647,900 円（※10）－買付価額 2,559,200 円（※11）＝88,700 円 （※10）売付価額は、「940 円×400 株＋941 円×300 株＋942 円×200 株＋944 円×300 株＋948 円×1000 株＋950 円×600 株」の額で	

一連 番号	勧告実施 年 月 日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯
27～ 28 つづき		ある。 (※11) 買付価額は、「914 円×2,800 株」の額である。 (※12) 買付価額の算定においては、当該違反行為に係る有価証券の買付けのうち最も早い時期に行われたものから順次当該売買対当数量に達するまで割り当てることとなる。 本件においては、違反行為の開始時点において所有しており、違反行為の開始時点にその時における価格（914 円）で買い付けたものとみなされるもの（みなし買付け）から割り当てられることとなる。 イ. 上記ア.のとおり、当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の買付数量が、自己の計算による売付数量を超えることから、 当該超える数量 14,700 株（17,500 株－2,800 株）について、 当該違反行為が終了してから 1 月を経過するまでの間の当該有価証券の最高価格（1,675 円）に当該超える数量を乗じて得た額 24,622,500 円（1,675 円×14,700 株）－ 買付価額 13,456,600 円（※13）＝11,165,900 円 (※13) 買付価額は、「914 円×14,200 株＋950 円×100 株＋951 円×100 株＋958 円×100 株＋959 円×100 株＋960 円×100 株」の額である。	
29～ 30	28. 3. 25	【違反行為】 内部者取引（金商法第 175 条第 1 項）、 情報伝達（金商法第 175 条の 2 第 1 項） 【銘柄名】 S H I F T（東証マザーズ） 【課徴金納付命令対象者】 ㈱ S H I F T 役員及び当該役員からの情報受領者 【違反行為の態様】 課徴金納付命令対象者①は、㈱ S H I F T（以下「S H I F T」という。）の役員として勤務している課徴金納付命令対象者②から、同人がその職務に関し知った、 （1）同社の業務執行を決定する機関が、株式の分割を行うことについての決定をした旨の、S H I F T の業務等に関する重要事実の伝達を受けながら、上記重要事実の公表がされた平成 27 年 1 月 9 日午後 3 時頃より前の同日午後 2 時 17 分頃、自己の計算において、S H I F T 株式合計 2,000 株を買付価額合計 1,035 万円で買い付けた。 （2）同社の属する企業集団の平成 27 年 9 月 1 日から平成 28 年 8 月 31 日までの会計期間の売上高及び親会社株主に帰属する当期純利益について、平成 27 年 10 月 8 日に公表された直近の予想値に比較して、同社が新たに算出した予想値において、投資者の投資判断に及ぼす影響が重要なものとなる差異が生じた旨の重要事実の伝達を受けながら、同社において新たに算出した平成 28 年 8 月期の予想値の公表がされた平成 28 年 1 月 12 日午後 3 時頃より前の同月 8 日から同月 12 日午後 2 時 58 分頃までの間、自己の計算において、S H I F T 株式合計 2 万株を売付価額合計 2,061 万 200 円で売り付けた。 課徴金納付命令対象者②は、S H I F T の役員として勤務	審判手続開始決定日 平成 28 年 3 月 28 日 課徴金納付命令対象者① 課徴金納付命令決定日 平成 28 年 4 月 21 日 なお、課徴金納付命令対象者①から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判の期日は開かれなかった。 課徴金納付命令対象者② 審判手続中 （平成 28 年 4 月 30 日現在）

一連 番号	勧告実施 年 月 日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯
29～ 30 つづき		している者であるが、その職務に関し知った、同社の属する企業集団の平成 27 年 9 月 1 日から平成 28 年 8 月 31 日までの会計期間の親会社株主に帰属する当期純利益について、平成 27 年 10 月 8 日に公表された直近の予想値に比較して、同社が新たに算出した予想値において、投資者の投資判断に及ぼす影響が重要なものとなる差異が生じた旨の重要事実を、課徴金納付命令対象者①に対し、同社において新たに算出した平成 28 年 8 月期の予想値の公表がされる前に S H I F T 株式の売付けをさせることにより同人の損失の発生を回避させる目的をもって、伝達した。 課徴金納付命令対象者①は、上記事実が公表された平成 28 年 1 月 12 日午後 3 時頃より前の同月 8 日から同月 12 日午後 2 時 58 分頃までの間、自己の計算において、S H I F T 株式合計 2 万株を売付価額合計 2,061 万 200 円で売り付けた。 【課徴金額】 課徴金納付命令対象者① 1,380 万円 課徴金納付命令対象者② 351 万円 (注) 1. 課徴金納付命令対象者①の課徴金額は、 違反行為 (1) について、 (重要事実が公表された後 2 週間における最も高い価格) × (買付株数) - (買付価格) × (買付株数) となる。 したがって、重要事実の公表後 2 週間における S H I F T の最も高い株価は、8,560 円であることから、課徴金の額は下記の金額となる。 (8,560 円 × 2,000 株) - 買付価額 10,350,000 円 (※ 1) = 6,770,000 円 ⇒ 課徴金の額は、<u>677 万円</u> (※ 1) 買付価額は、「5,160 円 × 600 株 + 5,170 円 × 300 株 + 5,180 円 × 600 株 + 5,190 円 × 500 株」の額である。 違反行為 (2) について、 (売付価格) × (売付株数) - (重要事実の公表された後 2 週間における最も低い価格) × (売付株数) となる。 したがって、重要事実の公表後 2 週間における S H I F T の最も低い株価は、679 円であることから、課徴金の額は下記の金額となる。 売付価額 20,610,200 円 (※ 2) - (679 円 × 20,000 株) = 7,030,200 円 ⇒ 課徴金の額は 1 万円未満を切り捨てるため、<u>703 万円</u> (※ 2) 売付価額は、「1,000 円 × 1,100 株 + 1,001 円 × 400 株 + 1,002 円 × 200 株 + 1,003 円 × 100 株 + 1,005 円 × 1,200 株 + 1,015 円 × 800 株 + 1,016 円 × 300 株 + 1,018 円 × 100 株 + 1,019 円 × 400 株 + 1,020 円 × 100 株 + 1,021 円 × 300 株 + 1,026 円 × 1,800 株 + 1,027 円 × 1,600 株 + 1,029 円 × 100 株 + 1,030 円 × 100 株 + 1,031 円 × 400 株 + 1,035 円 × 1,000 株 + 1,038 円 × 2,000 株 + 1,040 円 × 2,000 株 + 1,041 円 × 300 株 + 1,042 円 × 1,100 株 + 1,043 円 × 300 株 + 1,045 円 × 1,200 株 + 1,046 円 × 1,800 株 + 1,047 円 × 1,300 株」の額である。	

一連 番号	勧告実施 年 月 日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯
29～ 30 つづき		2. 課徴金納付命令対象者②の課徴金額は、 (売付価格) × (売付株数) - (重要事実の公表された後 2 週間における最も低い価格) × (売付株数) × 1/2 となる。 したがって、重要事実の公表後 2 週間における S H I F T の最も低い株価は、679 円であることから、課徴金の額は下記の金額となる。 { 売付価額 20,610,200 円 (※3) - (679 円 × 20,000 株) } × 1/2 = 3,515,100 円 ⇒ 課徴金の額は 1 万円未満を切り捨てるため、<u>351 万円</u> (※3) 売付価額は、「1,000 円 × 1,100 株 + 1,001 円 × 400 株 + 1,002 円 × 200 株 + 1,003 円 × 100 株 + 1,005 円 × 1,200 株 + 1,015 円 × 800 株 + 1,016 円 × 300 株 + 1,018 円 × 100 株 + 1,019 円 × 400 株 + 1,020 円 × 100 株 + 1,021 円 × 300 株 + 1,026 円 × 1,800 株 + 1,027 円 × 1,600 株 + 1,029 円 × 100 株 + 1,030 円 × 100 株 + 1,031 円 × 400 株 + 1,035 円 × 1,000 株 + 1,038 円 × 2,000 株 + 1,040 円 × 2,000 株 + 1,041 円 × 300 株 + 1,042 円 × 1,100 株 + 1,043 円 × 300 株 + 1,045 円 × 1,200 株 + 1,046 円 × 1,800 株 + 1,047 円 × 1,300 株」の額である。	
31	28. 3. 25	【違反行為】 内部者取引（金商法第 175 条第 1 項） 【銘柄名】 日本マニファクチャリングサービス （東証 J A S D A Q） 【課徴金納付命令対象者】 日本マニファクチャリングサービス㈱との契約締結交渉者の社員 【違反行為の態様】 課徴金納付命令対象者は、兼松㈱（以下「兼松」という。）の社員であったが、日本マニファクチャリングサービス㈱（以下「日本マニファクチャリングサービス」という。）と兼松との資本業務提携に関する契約締結の交渉に関し、日本マニファクチャリングサービスの業務執行を決定する機関が、兼松と業務上の提携を行うこと及び同社に対する第三者割当により自己株式の処分を行うことについての決定をした旨の重要事実を知りながら、上記重要事実が公表された平成 27 年 3 月 30 日より前の同年 3 月 27 日、自己の計算において、日本マニファクチャリングサービス株式合計 2,000 株を買付価額合計 80 万 4,600 円で買い付けた。 【課徴金額】 77 万円 (注) 課徴金額は、 (重要事実が公表された後 2 週間における最も高い価格) × (買付株数) - (買付価格) × (買付株数) となる。したがって、重要事実の公表後 2 週間における日本マニファクチャリングサービスの最も高い株価は、789 円であることから、 (789 円 × 2,000 株) - 買付価額 804,600 円 (※) = 773,400 円 ⇒ 課徴金の額は 1 万円未満を切り捨てるため、<u>77 万円</u> (※) 買付価額は、「400 円 × 1,100 株 + 404 円 × 300 株 + 405 円 × 200 株 + 406 円 × 400 株」の額である。	審判手続開始決定日 平成 28 年 3 月 28 日 審判手続中 (平成 28 年 4 月 30 日現在)

※ 根拠条文は、勧告実施日時点において適用される法律を記載している。

②国際取引等調査の結果に基づく勧告（不公正取引）

（平成 27 年 4 月～平成 28 年 3 月）

一連 番号	勧告実施 年 月 日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯
1	27. 6. 19	【違反行為】 内部者取引（金商法第 175 条第 1 項） 【銘柄名】 極楽湯（東証 JASDAQ） 【課徴金納付命令対象者】 会社役員（※違反行為時点の属性） 【違反行為の態様】 台湾に居住する個人投資家は、株式会社極楽湯（以下「極楽湯」という。）との契約の締結の交渉に関し、極楽湯の業務執行を決定する機関が業務上の提携を行うことについての決定をした旨の重要事実を知りながら、当該重要事実が公表された平成 26 年 5 月 27 日午後 3 時 00 分頃より前の同年 4 月 15 日から同年 5 月 27 日午後 2 時 7 分頃までの間、自己の計算において、極楽湯株式合計 1 万 7,500 株を買付価額合計 718 万 200 円で買い付けた。 【課徴金額】 92 万円 （注）課徴金額は、 （重要事実の公表後 2 週間における最も高い価格）×（買付け等の数量）－（買付け等をした価格）×（買付け等の数量） として計算される。 本件において、重要事実公表後 2 週間における株式会社極楽湯株式の最も高い価格は 463 円である。 以上から、本件違反行為に係る課徴金の額は以下のとおり計算される。 （463 円×17,500 株）－買付価額 7,180,200 円 ＝922,300 円 ⇒課徴金の額は 1 万円未満を切り捨てるため、<u>92 万円</u>	審判手続開始決定日 平成 27 年 7 月 31 日 課徴金納付命令決定日 平成 27 年 10 月 8 日 なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判の期日は開かれなかった。
2	27. 10. 23	【違反行為】 内部者取引（金商法第 175 条第 2 項） 【銘柄名】 ゲームオン（東証マザーズ） 【課徴金納付命令対象者】 会社員（※違反行為時点の属性） 【違反行為の態様】 大韓民国に居住する個人投資家は、ネオウィズ・ゲームズ・コーポレーションとの契約の締結の交渉に関し、同社の業務執行を決定する機関が株式会社ゲームオン（以下「ゲームオン」という。）株式の公開買付けを行うことについての決定をした旨の公開買付けの実施に関する事実を知りながら、当該事実の公表前の平成 23 年 9 月 14 日から同年 10 月 27 日までの間、自己の計算において、ゲームオン株式合計 137 株を買付価額合計 818 万 9,600 円で買い付けた。 【課徴金額】 386 万円 （注）課徴金額は、 （公開買付け等の実施に関する事実の公表後の 2 週間における最も高い価格）×（買付け等の数量）－（買付け等をした価格）×（買付け等の数量） として計算される。 本件において、公開買付け等の実施に関する事実の公表後 2 週間におけるゲームオン株式の最も高い価格は 88,000 円である。	審判手続開始決定日 平成 27 年 10 月 29 日 第 1 回審判期日（結審） 平成 28 年 2 月 29 日 課徴金納付命令決定日 平成 28 年 3 月 17 日

一連 番号	勧告実施 年 月 日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯
2 つづき		以上から、本件違反行為に係る課徴金の額は以下のとおり計算される。 (88,000 円×137 株)－買付価額 8,189,600 円 =3,866,400 円 ⇒課徴金の額は 1 万円未満を切り捨てるため、<u>386 万円</u>	
3	28. 1. 29	【違反行為】相場操縦（金商法第 174 条の 2 第 1 項） 【銘柄名】ディー・ディー・エス（東証マザーズ） 【課徴金納付命令対象者】Evo Investment Advisors Ltd. 【違反行為の態様】 Evo Investment Advisors Ltd.（以下「エボ・インベストメント」という。）は、英国領ケイマン諸島（以下「ケイマン」という。）の法令に基づいて設立され、ケイマンに登録住所を置く会社であり、同社の子会社でありケイマン法に基づく会社型のファンド（以下「フィーダー・ファンド」という。）及びフィーダー・ファンドの子会社でありケイマン法に基づく会社型のファンド（以下「マスター・ファンド」という。）との間で締結したインベストメント・マネジメント契約に基づいて、マスター・ファンドに出資された資産の運用権限を有していた。 エボ・インベストメントは、そのトレーダーとして株式売買業務に従事していた者において、同社のマスター・ファンドの運用に係る業務として、東京証券取引所マザーズ市場に上場している株式会社ディー・ディー・エスの株式につき、私設取引システム（Proprietary Trading System。以下「PTS」という。）を利用した同株式の売買を誘引する目的をもって、平成 26 年 5 月 15 日午前 8 時 20 分頃から同日午前 8 時 55 分頃までの間、金融商品取引所の午前立会時間開始前の注文受付時間に、株式会社東京証券取引所において、約定させる意思のない大量の成行条件の買い注文を発注して寄前気配値段を引き上げた上で、PTS で売り注文を発注し、その売り注文を自己に有利な価格で約定させるなどの方法により、同株式合計 28 万 6,700 株の買い注文を発注するとともに、同株式合計 2 万 7,500 株を売り付け、もって、自己の計算において、同株式の売買が繁盛であると誤解させ、かつ、取引所金融商品市場における同株式の相場を変動させるべき一連の買付けの委託及び売付けをした。 【課徴金額】 920 万円 (注) 課徴金額は、 1. (1) 売買対当数量（※ 1）に係るものについて、自己の計算による当該有価証券の売付け等の価額から、自己の計算による当該有価証券の買付け等の価額を控除した額 (※ 1) 売買対当数量：当該違反行為に係る有価証券の売付け等数量と買付け等数量のうち、いずれか少ない数量をいう。 及び (2) 当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の買付け等の数量（※ 2）が当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の売付け等の数量を超える場合は、当該違反行為が終了してから 1 月を経過するまでの間の各日における当該違反行為に係	審判手続開始決定日 平成 28 年 2 月 10 日 課徴金納付命令決定日 平成 28 年 3 月 4 日 なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判の期日は開かれなかった。

一連 番号	勧告実施 年 月 日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯
3 つづき		る有価証券の売付け等についての金商法第 67 条の 19 又は第 130 条に規定する最高の価格のうち最も高い価格に当該超える数量を乗じて得た額から、当該超える数量に係る有価証券の買付け等の価額を控除した額 (※ 2) 金融商品取引法第 174 条の 2 第 8 項及び同法施行令第 33 条の 13 第 1 号の規定により、違反者が違反行為の開始時に当該違反行為に係る有価証券を所有している場合には、上記 (1) 及び (2) に掲げる課徴金の額の計算において、当該違反者が、当該違反行為の開始時にその時における価格で当該違反行為に係る有価証券の買付け等を自己の計算においてしたものとみなす。 を合計し、 (3) 金商法第 176 条第 2 項の規定により、前記 (1) 及び (2) の合計額に一万円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる ことで算出される。 2. 本件では、 (1) 売買対当数量 (※ 3) に係る課徴金の額 8,990,940 円 (※ 3) 当該違反行為に係る売買対当数量は、当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の売付け等の数量が 27,500 株であり、当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の買付け等の数量は、当該違反行為の開始時に所有しており、金商法第 174 条の 2 第 8 項及び同法施行令第 33 条の 13 第 1 号の規定により、違反行為開始時にその時における価格 (1,182 円) で買付け等を自己の計算においてしたものとみなされる 27,800 株であることから、27,500 株となる。 及び (2) 当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の売付け等の数量を超える当該違反行為に係る有価証券の買付け等の数量 (300 株) に係る課徴金の額 215,100 円 (※ 4) (※ 4) 当該違反行為が終了してから、1 月を経過するまでの間の各日における当該違反行為に係る有価証券の売付け等についての金商法第 130 条に規定する最高の価格のうち最も高い価格 (1,899 円) に当該超える数量 (300 株 (27,800 株 - 27,500 株)) を乗じて得た額 (569,700 円) から、当該超える数量に係る有価証券の買付け等の価額 (1,182 円 × 300 株 = 354,600 円) を控除することで算出される。 を合計し (9,206,040 円)、 (3) 一万円未満の端数 (6,040 円) を切り捨てた金額である <u>920 万円</u> が課徴金の額となる。	

一連 番号	勧告実施 年 月 日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯
4	28. 3. 4	【違反行為】相場操縦（金商法第 174 条の 2 第 1 項） 【銘柄名】ミクシィ（東証マザーズ） 【課徴金納付命令対象者】Blue Sky Capital Management Pty Ltd 【違反行為の態様】 Blue Sky Capital Management Pty Ltd（以下「ブルースカイ」という。）は、オーストラリア連邦ニューサウスウェールズ州に本店を置く会社であり、英国領ケイマン諸島籍リミテッドパートナーシップ形態のファンドであるブルー・スカイ・ワールド・エルピー及びブルー・スカイ・ジャパン・エルピーの各ジェネラルパートナーとの間で締結したインベストメント・マネジメント契約並びにオーストラリア連邦籍の会社形態のファンドであるエムエイエイチ・キャピタル・プロプライエタリー・リミテッドとの間で締結したインベストメント・マネジメント契約に基づき、上記 3 つのファンドに出資された資産の運用権限を有していた。 ブルースカイは、その役職員において、同社の業務に関し、東京証券取引所マザーズ市場に上場されている株式会社ミクシィの株式につき、同株式の売買を誘引する目的をもって、平成 26 年 6 月 17 日午後 1 時 17 分 03 秒から同日午後 2 時 54 分 16 秒までの間、株式会社東京証券取引所において、大量の成行売り注文を連続して発注して株価を引き下げたり、上値に約定させる意思のない大量の売り注文を発注するなどの方法により、同株式合計 16 万 6,300 株を売り付ける一方、同株式合計 9 万 8,300 株を買い付けるとともに、同株式合計 77 万 3,300 株の売付けの委託及び同株式合計 1 万 8,800 株の買付けの委託を行い、もって、自己以外の者の計算において、同株式の売買が繁盛であると誤解させ、かつ、同市場における同株式の相場を変動させるべき一連の売買及び委託をした。 【課徴金額】 744 万円 （注）課徴金額は、 1. (1) 算定対象取引（※ 1）が行われた日の属する月について、違反者に財産の運用の対価として支払われ、又は支払われるべき金銭その他の財産（以下「運用報酬」という。）の価額（※ 2）の総額に 3 を乗じて得た額を算出し、 （※ 1）算定対象取引とは、金商法第 174 条の 2 第 1 項第 2 号ニの違反行為又は有価証券の売付け等若しくは有価証券の買付け等のうち違反行為に係るものを指す（金商法第六章の二の規定による課徴金に関する内閣府令第 1 条の 16 第 1 項第 1 号）。 （※ 2）運用報酬の算定の基礎となる期間（以下「運用報酬算定期間」という。）が一月を超える場合にあっては、当該運用報酬算定期間の月数で除する方法、運用報酬算定期間に係る運用実績に基づいて算出する方法その他の合理的な方法により算出することとなる（同条第 2 項括弧書き）。 (2) 金商法第 176 条第 2 項の規定により、前記 (1) の金額に一万円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。 ことで算出される。 2. 本件では、 (1) 違反者に対し、平成 26 年 6 月分の運用の対価として支払われ	審判手続開始決定日 平成 28 年 3 月 9 日 審判手続中 (平成 28 年 4 月 30 日現在)

一連 番号	勧告実施 年 月 日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯
4 つづき		るべき金銭を 7,448,187 円と算出し（※3）、 （※3）違反者が、平成26年6月分として受領すべき運用報酬である24,488.13米ドルに3を乗じた後、平成26年6月30日の米ドル・円為替レートである101.385円/米ドルを乗じることで算出される。 （2）一万円未満の端数（8,187円）を切り捨てた金額である744万円が課徴金の額となる。	

※ 根拠条文は、勧告実施日時点において適用される法律を記載している。

③開示検査の結果に基づく勧告（開示書類の虚偽記載等）

（平成 27 年 4 月～平成 28 年 3 月）

一連 番号	勧告実施 年 月 日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯																																																
1	27. 6. 19	【違反行為】 有価証券報告書等の虚偽記載 (金商法第 172 条の 4 第 1 項・第 2 項、第 172 条の 2 第 1 項第 1 号) 【課徴金納付命令対象者】 (株)アゴーラ・ホスピタリティー・グループ（東証 1 部） 【違反行為の態様】 海外の霊園事業を取得するに当たり、当該霊園事業に係る資産を適切に時価評価せず、たな卸資産（開発事業等支出金）を過大に計上するなどした結果、重要な事項につき虚偽の記載がある有価証券報告書等を提出し、当該有価証券報告書等を組込情報とする有価証券届出書に基づく募集により有価証券を取得させた。 【虚偽記載の内容】 ○ 継続開示	審判手続開始決定日 平成 27 年 6 月 19 日 課徴金納付命令決定日 平成 27 年 7 月 30 日 なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判の期日は開かれなかった。																																																
<table><tr><th rowspan="2">番号</th><th colspan="2">開示書類</th><th colspan="4">虚偽記載</th></tr><tr><th>提出日</th><th>書類</th><th>会計期間</th><th>財務計算に関する書類</th><th>内容（注）</th><th>事由</th></tr><tr><td>1</td><td>平成 22 年 8 月 13 日</td><td>第 73 期事業年度第 2 四半期連結会計期間に係る四半期報告書（平成 22 年 6 月第 2 四半期四半期報告書）</td><td>平成 22 年 4 月 1 日～平成 22 年 6 月 30 日の第 2 四半期連結会計期間</td><td>四半期連結貸借対照表</td><td>連結純資産額が 7,111 百万円であるところを 12,910 百万円と記載</td><td>・開発事業等支出金の過大計上等</td></tr><tr><td>2</td><td>平成 22 年 11 月 15 日</td><td>第 73 期事業年度第 3 四半期連結会計期間に係る四半期報告書（平成 22 年 9 月第 3 四半期四半期報告書）</td><td>平成 22 年 7 月 1 日～平成 22 年 9 月 30 日の第 3 四半期連結会計期間</td><td>四半期連結貸借対照表</td><td>連結純資産額が 6,776 百万円であるところを 12,440 百万円と記載</td><td>・開発事業等支出金の過大計上等</td></tr><tr><td>3</td><td>平成 23 年 3 月 30 日</td><td>第 73 期事業年度連結会計期間に係る有価証券報告書（平成 22 年 12 月期有価証券報告書）</td><td>平成 22 年 1 月 1 日～平成 22 年 12 月 31 日の連結会計期間</td><td>連結貸借対照表</td><td>連結純資産額が 7,454 百万円であるところを 12,912 百万円と記載</td><td>・開発事業等支出金の過大計上等</td></tr><tr><td>4</td><td>平成 23 年 5 月 16 日</td><td>第 74 期事業年度第 1 四半期連結会計期間に係る四半期報告書（平成 23 年 3 月第 1 四半期四半期報告書）</td><td>平成 23 年 1 月 1 日～平成 23 年 3 月 31 日の第 1 四半期連結会計期間</td><td>四半期連結貸借対照表</td><td>連結純資産額が 7,409 百万円であるところを 13,164 百万円と記載</td><td>・開発事業等支出金の過大計上等</td></tr><tr><td>5</td><td>平成 23 年 8 月 15 日</td><td>第 74 期事業年度第 2 四半期連結会計期間に係る四半期報告書（平成 23 年 6 月第 2 四半期四半期報告書）</td><td>平成 23 年 4 月 1 日～平成 23 年 6 月 30 日の第 2 四半期連結会計期間</td><td>四半期連結貸借対照表</td><td>連結純資産額が 7,375 百万円であるところを 12,921 百万円と記載</td><td>・開発事業等支出金の過大計上等</td></tr></table>				番号	開示書類		虚偽記載				提出日	書類	会計期間	財務計算に関する書類	内容（注）	事由	1	平成 22 年 8 月 13 日	第 73 期事業年度第 2 四半期連結会計期間に係る四半期報告書（平成 22 年 6 月第 2 四半期四半期報告書）	平成 22 年 4 月 1 日～平成 22 年 6 月 30 日の第 2 四半期連結会計期間	四半期連結貸借対照表	連結純資産額が 7,111 百万円であるところを 12,910 百万円と記載	・開発事業等支出金の過大計上等	2	平成 22 年 11 月 15 日	第 73 期事業年度第 3 四半期連結会計期間に係る四半期報告書（平成 22 年 9 月第 3 四半期四半期報告書）	平成 22 年 7 月 1 日～平成 22 年 9 月 30 日の第 3 四半期連結会計期間	四半期連結貸借対照表	連結純資産額が 6,776 百万円であるところを 12,440 百万円と記載	・開発事業等支出金の過大計上等	3	平成 23 年 3 月 30 日	第 73 期事業年度連結会計期間に係る有価証券報告書（平成 22 年 12 月期有価証券報告書）	平成 22 年 1 月 1 日～平成 22 年 12 月 31 日の連結会計期間	連結貸借対照表	連結純資産額が 7,454 百万円であるところを 12,912 百万円と記載	・開発事業等支出金の過大計上等	4	平成 23 年 5 月 16 日	第 74 期事業年度第 1 四半期連結会計期間に係る四半期報告書（平成 23 年 3 月第 1 四半期四半期報告書）	平成 23 年 1 月 1 日～平成 23 年 3 月 31 日の第 1 四半期連結会計期間	四半期連結貸借対照表	連結純資産額が 7,409 百万円であるところを 13,164 百万円と記載	・開発事業等支出金の過大計上等	5	平成 23 年 8 月 15 日	第 74 期事業年度第 2 四半期連結会計期間に係る四半期報告書（平成 23 年 6 月第 2 四半期四半期報告書）	平成 23 年 4 月 1 日～平成 23 年 6 月 30 日の第 2 四半期連結会計期間	四半期連結貸借対照表	連結純資産額が 7,375 百万円であるところを 12,921 百万円と記載	・開発事業等支出金の過大計上等
番号	開示書類		虚偽記載																																																
	提出日	書類	会計期間	財務計算に関する書類	内容（注）	事由																																													
1	平成 22 年 8 月 13 日	第 73 期事業年度第 2 四半期連結会計期間に係る四半期報告書（平成 22 年 6 月第 2 四半期四半期報告書）	平成 22 年 4 月 1 日～平成 22 年 6 月 30 日の第 2 四半期連結会計期間	四半期連結貸借対照表	連結純資産額が 7,111 百万円であるところを 12,910 百万円と記載	・開発事業等支出金の過大計上等																																													
2	平成 22 年 11 月 15 日	第 73 期事業年度第 3 四半期連結会計期間に係る四半期報告書（平成 22 年 9 月第 3 四半期四半期報告書）	平成 22 年 7 月 1 日～平成 22 年 9 月 30 日の第 3 四半期連結会計期間	四半期連結貸借対照表	連結純資産額が 6,776 百万円であるところを 12,440 百万円と記載	・開発事業等支出金の過大計上等																																													
3	平成 23 年 3 月 30 日	第 73 期事業年度連結会計期間に係る有価証券報告書（平成 22 年 12 月期有価証券報告書）	平成 22 年 1 月 1 日～平成 22 年 12 月 31 日の連結会計期間	連結貸借対照表	連結純資産額が 7,454 百万円であるところを 12,912 百万円と記載	・開発事業等支出金の過大計上等																																													
4	平成 23 年 5 月 16 日	第 74 期事業年度第 1 四半期連結会計期間に係る四半期報告書（平成 23 年 3 月第 1 四半期四半期報告書）	平成 23 年 1 月 1 日～平成 23 年 3 月 31 日の第 1 四半期連結会計期間	四半期連結貸借対照表	連結純資産額が 7,409 百万円であるところを 13,164 百万円と記載	・開発事業等支出金の過大計上等																																													
5	平成 23 年 8 月 15 日	第 74 期事業年度第 2 四半期連結会計期間に係る四半期報告書（平成 23 年 6 月第 2 四半期四半期報告書）	平成 23 年 4 月 1 日～平成 23 年 6 月 30 日の第 2 四半期連結会計期間	四半期連結貸借対照表	連結純資産額が 7,375 百万円であるところを 12,921 百万円と記載	・開発事業等支出金の過大計上等																																													

一連 番号	勧告実施 年 月 日	勧告の対象となった法令違反等の内容						勧告後の経緯	
1 つづき		6	平成 23 年 11 月 14 日	第 74 期事業年度第 3 四半期連結会計 期間に係る四半期 報告書（平成 23 年 9 月第 3 四半期四 半期報告書）	平成 23 年 7 月 1 日～平成 23 年 9 月 30 日の第 3 四 半期連結会計期間	四半期連結 貸借対照表	連 結 純 資 産 額 が 8,574 百万円である ところを 13,359 百万 円と記載	・開発事業等支出 金の過大計上 等	
		7	平成 24 年 3 月 30 日	第 74 期事業年度連 結会計期間に係る 有価証券報告書 （平成 23 年 12 月 期有価証券報告 書）	平成 23 年 1 月 1 日～平成 23 年 12 月 31 日の連結会 計期間	連結 貸借対照表	連 結 純 資 産 額 が 8,557 百万円である ところを 13,486 百万 円と記載	・開発事業等支出 金の過大計上 等	
		8	平成 24 年 5 月 14 日	第 75 期事業年度第 1 四半期連結会計 期間に係る四半期 報告書（平成 24 年 3 月第 1 四半期四 半期報告書）	平成 24 年 1 月 1 日～平成 24 年 3 月 31 日の第 1 四 半期連結会計期間	四半期連結 貸借対照表	連 結 純 資 産 額 が 8,554 百万円である ところを 14,144 百万 円と記載	・開発事業等支出 金の過大計上 等	
		9	平成 24 年 8 月 14 日	第 75 期事業年度第 2 四半期連結会計 期間に係る四半期 報告書（平成 24 年 6 月第 2 四半期四 半期報告書）	平成 24 年 4 月 1 日～平成 24 年 6 月 30 日の第 2 四 半期連結会計期間	四半期連結 貸借対照表	連 結 純 資 産 額 が 8,374 百万円である ところを 13,448 百万 円と記載	・開発事業等支出 金の過大計上 等	
		10	平成 24 年 11 月 14 日	第 75 期事業年度第 3 四半期連結会計 期間に係る四半期 報告書（平成 24 年 9 月第 3 四半期四 半期報告書）	平成 24 年 7 月 1 日～平成 24 年 9 月 30 日の第 3 四 半期連結会計期間	四半期連結 貸借対照表	連 結 純 資 産 額 が 8,272 百万円である ところを 13,478 百万 円と記載	・開発事業等支出 金の過大計上 等	
		11	平成 25 年 3 月 29 日	第 75 期事業年度連 結会計期間に係る 有価証券報告書 （平成 24 年 12 月 期有価証券報告 書）	平成 24 年 1 月 1 日～平成 24 年 12 月 31 日の連結会 計期間	連結 貸借対照表	連 結 純 資 産 額 が 8,080 百万円である ところを 11,849 百万 円と記載	・開発事業等支出 金の過大計上 等	
		12	平成 25 年 5 月 15 日	第 76 期事業年度第 1 四半期連結会計 期間に係る四半期 報告書（平成 25 年 3 月第 1 四半期四 半期報告書）	平成 25 年 1 月 1 日～平成 25 年 3 月 31 日の第 1 四 半期連結会計期間	四半期連結 貸借対照表	連 結 純 資 産 額 が 8,084 百万円である ところを 12,263 百万 円と記載	・開発事業等支出 金の過大計上 等	
		13	平成 25 年 8 月 14 日	第 76 期事業年度第 2 四半期連結会計 期間に係る四半期 報告書（平成 25 年 6 月第 2 四半期四 半期報告書）	平成 25 年 4 月 1 日～平成 25 年 6 月 30 日の第 2 四 半期連結会計期間	四半期連結 貸借対照表	連 結 純 資 産 額 が 7,988 百万円である ところを 12,270 百万 円と記載	・開発事業等支出 金の過大計上 等	
		14	平成 25 年 11 月 14 日	第 76 期事業年度第 3 四半期連結会計 期間に係る四半期 報告書（平成 25 年 9 月第 3 四半期四 半期報告書）	平成 25 年 7 月 1 日～平成 25 年 9 月 30 日の第 3 四 半期連結会計期間	四半期連結 貸借対照表	連 結 純 資 産 額 が 7,882 百万円である ところを 11,987 百万 円と記載	・開発事業等支出 金の過大計上 等	
		15	平成 26 年 3 月 28 日	第 76 期事業年度連 結会計期間に係る 有価証券報告書 （平成 25 年 12 月 期有価証券報告 書）	平成 25 年 1 月 1 日～平成 25 年 12 月 31 日の連結会 計期間	連結 貸借対照表	連 結 純 資 産 額 が 7,795 百万円である ところを 12,288 百万 円と記載	・開発事業等支出 金の過大計上 等	

一連 番号	勧告実施 年 月 日	勧告の対象となった法令違反等の内容					勧告後の経緯						
1 つづき		16	平成 26 年 5 月 15 日	第 77 期事業年度第 1 四半期連結会計 期間に係る四半期 報告書（平成 26 年 3 月第 1 四半期四 半期報告書）	平成 26 年 1 月 1 日～平成 26 年 3 月 31 日の第 1 四 半期連結会計期間	四半期連結 貸借対照表	連 結 純 資 産 額 が 7,640 百万円である ところを 12,055 百万 円と記載	・開発事業等支出 金の過大計上 等					
		17	平成 26 年 8 月 14 日	第 77 期事業年度第 2 四半期連結会計 期間に係る四半期 報告書（平成 26 年 6 月第 2 四半期四 半期報告書）	平成 26 年 4 月 1 日～平成 26 年 6 月 30 日の第 2 四 半期連結会計期間	四半期連結 貸借対照表	連 結 純 資 産 額 が 7,583 百万円である ところを 12,003 百万 円と記載	・開発事業等支出 金の過大計上 等					
		18	平成 26 年 11 月 14 日	第 77 期事業年度第 3 四半期連結会計 期間に係る四半期 報告書（平成 26 年 9 月第 3 四半期四 半期報告書）	平成 26 年 7 月 1 日～平成 26 年 9 月 30 日の第 3 四 半期連結会計期間	四半期連結 貸借対照表	連 結 純 資 産 額 が 7,960 百万円である ところを 12,703 百万 円と記載	・開発事業等支出 金の過大計上 等					
	(注) 金額は百万円未満切捨てである。 ○ 発行開示 平成 22 年 12 月 13 日提出有価証券届出書（株式） （組込情報）平成 22 年 9 月第 3 四半期四半期報告書 平成 23 年 7 月 20 日提出有価証券届出書（株式） （組込情報）平成 22 年 12 月期有価証券報告書 平成 23 年 3 月第 1 四半期四半期報告書 平成 24 年 5 月 14 日提出有価証券届出書（新株予約権証券） （組込情報）平成 23 年 12 月期有価証券報告書 平成 24 年 3 月第 1 四半期四半期報告書 【課徴金額】 1 億 3,791 万円 (注) 課徴金額は、以下のように算出される。 ① 平成 22 年 6 月第 2 四半期四半期報告書、平成 22 年 9 月第 3 四半期四半期報告書及び平成 22 年 12 月期有価証券報告書に係るもの 同社の株式の市場価額の総額に 10 万分の 6 を乗じて得た額 <table><tr><td>平成 22 年 6 月第 2 四半期四半期報告書</td><td>352,409 円</td></tr><tr><td>平成 22 年 9 月第 3 四半期四半期報告書</td><td>297,374 円</td></tr><tr><td>平成 22 年 12 月期有価証券報告書</td><td>302,492 円</td></tr></table> が 600 万円を超えないことから、 イ 平成 22 年 6 月第 2 四半期四半期報告書については、 300 万円 ロ 平成 22 年 9 月第 3 四半期四半期報告書については、 300 万円 ハ 平成 22 年 12 月期有価証券報告書については、 600 万円 となるが、これらの書類が同一の事業年度に係るものであることから、金商法第 185 条の 7 第 6 項の規定により、600 万円を個別決定ごとの算出額に応じて按分した金額が課徴金の額となる。 i 平成 22 年 6 月第 2 四半期四半期報告書に係る課徴金の額は、<u>150 万円</u> ii 平成 22 年 9 月第 3 四半期四半期報告書に係る課徴金の額は、<u>150 万円</u> iii 平成 22 年 12 月期有価証券報告書に係る課徴金の額は、<u>300 万円</u> ② 平成 23 年 3 月第 1 四半期四半期報告書、平成 23 年 6 月第 2 四半期四半期報告書、平成 23 年 9 月第 3 四半期四半期報告書及び平								平成 22 年 6 月第 2 四半期四半期報告書	352,409 円	平成 22 年 9 月第 3 四半期四半期報告書	297,374 円	平成 22 年 12 月期有価証券報告書
平成 22 年 6 月第 2 四半期四半期報告書	352,409 円												
平成 22 年 9 月第 3 四半期四半期報告書	297,374 円												
平成 22 年 12 月期有価証券報告書	302,492 円												

一連 番号	勧告実施 年 月 日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯																
1 つづき		成 23 年 12 月期有価証券報告書に係るもの 同社の株式の市場価額の総額に 10 万分の 6 を乗じて得た額 <table><tr><td>平成 23 年 3 月第 1 四半期四半期報告書</td><td>308,304 円</td></tr><tr><td>平成 23 年 6 月第 2 四半期四半期報告書</td><td>284,257 円</td></tr><tr><td>平成 23 年 9 月第 3 四半期四半期報告書</td><td>347,898 円</td></tr><tr><td>平成 23 年 12 月期有価証券報告書</td><td>316,856 円</td></tr></table> が 600 万円を超えないことから、 イ 平成 23 年 3 月第 1 四半期四半期報告書については、 300 万円 ロ 平成 23 年 6 月第 2 四半期四半期報告書については、 300 万円 ハ 平成 23 年 9 月第 3 四半期四半期報告書については、 300 万円 ニ 平成 23 年 12 月期有価証券報告書については、 600 万円 となるが、これらの書類が同一の事業年度に係るものであること から、金商法第 185 条の 7 第 6 項の規定により、600 万円を個別 決定ごとの算出額に応じて按分した金額が課徴金の額となる。 i 平成 23 年 3 月第 1 四半期四半期報告書に係る課徴金の額 は、<u>120 万円</u> ii 平成 23 年 6 月第 2 四半期四半期報告書に係る課徴金の額 は、<u>120 万円</u> iii 平成 23 年 9 月第 3 四半期四半期報告書に係る課徴金の額 は、<u>120 万円</u> iv 平成 23 年 12 月期有価証券報告書に係る課徴金の額は、 <u>240 万円</u> ③ 平成 24 年 3 月第 1 四半期四半期報告書、平成 24 年 6 月第 2 四 半期四半期報告書、平成 24 年 9 月第 3 四半期四半期報告書及び平 成 24 年 12 月期有価証券報告書に係るもの 同社の株式の市場価額の総額に 10 万分の 6 を乗じて得た額 <table><tr><td>平成 24 年 3 月第 1 四半期四半期報告書</td><td>355,530 円</td></tr><tr><td>平成 24 年 6 月第 2 四半期四半期報告書</td><td>354,726 円</td></tr><tr><td>平成 24 年 9 月第 3 四半期四半期報告書</td><td>318,285 円</td></tr><tr><td>平成 24 年 12 月期有価証券報告書</td><td>331,378 円</td></tr></table> が 600 万円を超えないことから、 イ 平成 24 年 3 月第 1 四半期四半期報告書については、 300 万円 ロ 平成 24 年 6 月第 2 四半期四半期報告書については、 300 万円 ハ 平成 24 年 9 月第 3 四半期四半期報告書については、 300 万円 ニ 平成 24 年 12 月期有価証券報告書については、 600 万円 となるが、これらの書類が同一の事業年度に係るものであること から、金商法第 185 条の 7 第 6 項の規定により、600 万円を個別 決定ごとの算出額に応じて按分した金額が課徴金の額となる。 i 平成 24 年 3 月第 1 四半期四半期報告書に係る課徴金の額 は、<u>120 万円</u> ii 平成 24 年 6 月第 2 四半期四半期報告書に係る課徴金の額 は、<u>120 万円</u> iii 平成 24 年 9 月第 3 四半期四半期報告書に係る課徴金の額 は、<u>120 万円</u> iv 平成 24 年 12 月期有価証券報告書に係る課徴金の額は、 <u>240 万円</u> ④ 平成 25 年 3 月第 1 四半期四半期報告書、平成 25 年 6 月第 2 四 半期四半期報告書、平成 25 年 9 月第 3 四半期四半期報告書及び平 成 25 年 12 月期有価証券報告書に係るもの 同社の株式の市場価額の総額に 10 万分の 6 を乗じて得た額	平成 23 年 3 月第 1 四半期四半期報告書	308,304 円	平成 23 年 6 月第 2 四半期四半期報告書	284,257 円	平成 23 年 9 月第 3 四半期四半期報告書	347,898 円	平成 23 年 12 月期有価証券報告書	316,856 円	平成 24 年 3 月第 1 四半期四半期報告書	355,530 円	平成 24 年 6 月第 2 四半期四半期報告書	354,726 円	平成 24 年 9 月第 3 四半期四半期報告書	318,285 円	平成 24 年 12 月期有価証券報告書	331,378 円	
平成 23 年 3 月第 1 四半期四半期報告書	308,304 円																		
平成 23 年 6 月第 2 四半期四半期報告書	284,257 円																		
平成 23 年 9 月第 3 四半期四半期報告書	347,898 円																		
平成 23 年 12 月期有価証券報告書	316,856 円																		
平成 24 年 3 月第 1 四半期四半期報告書	355,530 円																		
平成 24 年 6 月第 2 四半期四半期報告書	354,726 円																		
平成 24 年 9 月第 3 四半期四半期報告書	318,285 円																		
平成 24 年 12 月期有価証券報告書	331,378 円																		

一連 番号	勧告実施 年 月 日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯
1 つづき		$\left(\begin{array}{ll} \text{平成 25 年 3 月第 1 四半期四半期報告書} & 518,038 \text{ 円} \\ \text{平成 25 年 6 月第 2 四半期四半期報告書} & 790,214 \text{ 円} \\ \text{平成 25 年 9 月第 3 四半期四半期報告書} & 725,398 \text{ 円} \\ \text{平成 25 年 12 月期有価証券報告書} & 733,850 \text{ 円} \end{array} \right)$ が 600 万円を超えないことから、 イ 平成 25 年 3 月第 1 四半期四半期報告書については、 300 万円 ロ 平成 25 年 6 月第 2 四半期四半期報告書については、 300 万円 ハ 平成 25 年 9 月第 3 四半期四半期報告書については、 300 万円 ニ 平成 25 年 12 月期有価証券報告書については、 600 万円 となるが、これらの書類が同一の事業年度に係るものであることから、金商法第 185 条の 7 第 6 項の規定により、600 万円を個別決定ごとの算出額に応じて按分した金額が課徴金の額となる。 i 平成 25 年 3 月第 1 四半期四半期報告書に係る課徴金の額は、<u>120 万円</u> ii 平成 25 年 6 月第 2 四半期四半期報告書に係る課徴金の額は、<u>120 万円</u> iii 平成 25 年 9 月第 3 四半期四半期報告書に係る課徴金の額は、<u>120 万円</u> iv 平成 25 年 12 月期有価証券報告書に係る課徴金の額は、<u>240 万円</u> ⑤ 平成 26 年 3 月第 1 四半期四半期報告書、平成 26 年 6 月第 2 四半期四半期報告書及び平成 26 年 9 月第 3 四半期四半期報告書に係るもの 同社の株式の市場価額の総額に 10 万分の 6 を乗じて得た額 $\left(\begin{array}{ll} \text{平成 26 年 3 月第 1 四半期四半期報告書} & 796,120 \text{ 円} \\ \text{平成 26 年 6 月第 2 四半期四半期報告書} & 732,694 \text{ 円} \\ \text{平成 26 年 9 月第 3 四半期四半期報告書} & 775,281 \text{ 円} \end{array} \right)$ が 600 万円を超えないことから、 イ 平成 26 年 3 月第 1 四半期四半期報告書については、 300 万円 ロ 平成 26 年 6 月第 2 四半期四半期報告書については、 300 万円 ハ 平成 26 年 9 月第 3 四半期四半期報告書については、 300 万円 となるが、これらの書類が同一の事業年度に係るものであることから、金商法第 185 条の 7 第 6 項の規定により、600 万円を個別決定ごとの算出額に応じて按分した金額が課徴金の額となる。 i 平成 26 年 3 月第 1 四半期四半期報告書に係る課徴金の額は、<u>200 万円</u> ii 平成 26 年 6 月第 2 四半期四半期報告書に係る課徴金の額は、<u>200 万円</u> iii 平成 26 年 9 月第 3 四半期四半期報告書に係る課徴金の額は、<u>200 万円</u> ⑥ 重要な事項につき虚偽の記載がある発行開示書類に基づく募集により取得させた株券等の発行価額の総額の 100 分の 4.5 に相当する額が課徴金の額となることから、 イ 平成 22 年 12 月 13 日提出の有価証券届出書（株式）に係る課徴金の額は、 $780,000,000 \text{ 円} \times 4.5 / 100 = 3,510 \text{ 万円}$となる。 ロ 平成 23 年 7 月 20 日提出の有価証券届出書（株式）に係る課徴金の額は、 $1,421,972,448 \text{ 円} \times 4.5 / 100 = 63,988,760 \text{ 円}$ について、1 万円未満を切り捨てて、<u>6,398 万円</u>となる。 ハ 平成 24 年 5 月 14 日提出の有価証券届出書（新株予約権証券）	

一連 番号	勧告実施 年 月 日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯
1 つづき		に係る課徴金額は、 196,375,000 円×4.5／100＝8,836,875 円 について、1 万円未満を切り捨てて、 <u>883 万円</u> となる。	
2	27. 9. 18	【違反行為】 四半期報告書等の虚偽記載 (金商法第 172 条の 4 第 2 項、第 172 条の 2 第 1 項第 1 号) 【課徴金納付命令対象者】 (株)オプトロム (名証セントレックス) 【違反行為の態様】 衛星放送送信事業の譲受のための預託金の支払を装うなどして、新株予約権の割当先のグループ会社ないしその実質的経営者等に資金を流出させていたが、同流出資金について適切な貸倒引当金繰入額の計上等をしなかったほか、インターネット広告事業にかかる提携先に対する長期貸付金について適切な貸倒引当金繰入額の計上等をしなかった結果、重要な事項につき虚偽の記載がある四半期報告書を提出し、当該四半期報告書を組込情報とする有価証券届出書に基づく募集により有価証券を取得させた。また、新株予約権の割当予定先の親会社に反社会的勢力等や違法行為との関わりに懸念がある人物との関係が指摘されるなどの調査結果を得ていたにもかかわらず、上記親会社について反社会的勢力等や違法行為に関わりを示す情報に該当はない旨確認されたかのように記載するなどの虚偽の記載がある有価証券届出書に基づく募集により有価証券を取得させた。 【虚偽記載の内容】 ○ 継続開示	審判手続開始決定日 平成 27 年 9 月 18 日 審判手続中 (平成 28 年 4 月 30 日現在)

番号	開示書類		虚偽記載			
	提出日	書類	会計期間	財務計算に関する書類	内容 (注)	事由
1	平成 26 年 8 月 13 日	第 29 期事業年度第 1 四半期連結会計期間に係る四半期報告書 (平成 26 年 6 月第 1 四半期四半期報告書)	平成 26 年 4 月 1 日 ～平成 26 年 6 月 30 日の第 1 四半期連結累計期間	四半期連結損益計算書	連結四半期純損益が▲249 百万円であるところを▲170 百万円と記載	・貸倒引当金繰入額の過少計上等
			平成 26 年 4 月 1 日 ～平成 26 年 6 月 30 日の第 1 四半期連結会計期間	四半期連結貸借対照表	連結純資産額が▲348 百万円であるところを▲269 百万円と記載	
2	平成 26 年 11 月 14 日	第 29 期事業年度第 2 四半期連結会計期間に係る四半期報告書 (平成 26 年 9 月第 2 四半期四半期報告書)	平成 26 年 4 月 1 日 ～平成 26 年 9 月 30 日の第 2 四半期連結累計期間	四半期連結損益計算書	連結四半期純損益が▲519 百万円であるところを▲424 百万円と記載	・貸倒引当金繰入額の過少計上等
			平成 26 年 7 月 1 日 ～平成 26 年 9 月 30 日の第 2 四半期連結会計期間	四半期連結貸借対照表	連結純資産額が▲521 百万円であるところを▲426 百万円と記載	
3	平成 27 年 2 月 13 日	第 29 期事業年度第 3 四半期連結会計期間に係る四半期報告書 (平成 26 年 12 月第 3 四半期四半期報告書)	平成 26 年 4 月 1 日 ～平成 26 年 12 月 31 日の第 3 四半期連結累計期間	四半期連結損益計算書	連結四半期純損益が▲754 百万円であるところを▲646 百万円と記載	・貸倒引当金繰入額の過少計上等
			平成 26 年 10 月 1 日 ～平成 26 年 12 月 31 日の第 3 四半期連結会計期間	四半期連結貸借対照表	連結純資産額が▲646 百万円であるところを▲538 百万円と記載	

(注) 金額は百万円未満切捨てである。また、▲は損益計算書では損失であることを、貸借対照表では債務超過であることを示す。

一連 番号	勧告実施 年 月 日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯						
2 つづき		○ 発行開示 平成 26 年 2 月 27 日提出有価証券届出書（新株予約権証券） （新株予約権の割当予定先の親会社に反社会的勢力等や違法行為との関わりに懸念がある人物との関係が指摘されるなどの調査結果を得ていたにもかかわらず、上記親会社について反社会的勢力等や違法行為に関わりを示す情報に該当はない旨確認されたかのように記載等） 平成 27 年 3 月 9 日提出有価証券届出書（株式） （組込情報）平成 26 年 12 月第 3 四半期四半期報告書 平成 27 年 3 月 9 日提出有価証券届出書（新株予約権証券） （組込情報）平成 26 年 12 月第 3 四半期四半期報告書 【課徴金額】 9,962 万円 （注）課徴金額は、以下のように算出される。 ① 平成 26 年 6 月第 1 四半期四半期報告書、平成 26 年 9 月第 2 四半期四半期報告書及び平成 26 年 12 月第 3 四半期四半期報告書に係るもの 同社の株式の市場価額の総額に 10 万分の 6 を乗じて得た額 <table><tr><td>平成 26 年 6 月第 1 四半期四半期報告書</td><td>72,764 円</td></tr><tr><td>平成 26 年 9 月第 2 四半期四半期報告書</td><td>62,649 円</td></tr><tr><td>平成 26 年 12 月第 3 四半期四半期報告書</td><td>112,586 円</td></tr></table> が 600 万円を超えないことから、 イ 平成 26 年 6 月第 1 四半期四半期報告書については、 300 万円 ロ 平成 26 年 9 月第 2 四半期四半期報告書については、 300 万円 ハ 平成 26 年 12 月第 3 四半期四半期報告書については、 300 万円 となるが、これらの書類が同一の事業年度に係るものであることから、金商法第 185 条の 7 第 6 項の規定により、600 万円を個別決定ごとの算出額に応じて按分した金額が課徴金の額となる。 i 平成 26 年 6 月第 1 四半期四半期報告書に係る課徴金の額は、<u>200 万円</u> ii 平成 26 年 9 月第 2 四半期四半期報告書に係る課徴金の額は、<u>200 万円</u> iii 平成 26 年 12 月第 3 四半期四半期報告書に係る課徴金の額は、<u>200 万円</u> ② 重要な事項につき虚偽の記載がある発行開示書類に基づく募集により取得させた株券等の発行価額の総額の 100 分の 4.5 に相当する額が課徴金の額となることから、 イ 平成 26 年 2 月 27 日提出の有価証券届出書（新株予約権証券）に係る課徴金の額は、 $503,535,500 \text{ 円} \times 4.5 / 100 = 22,659,097 \text{ 円}$ について、1 万円未満を切り捨てて、<u>2,265 万円</u>となる。 ロ 平成 27 年 3 月 9 日提出の有価証券届出書（株式）に係る課徴金の額は、 $815,832,000 \text{ 円} \times 4.5 / 100 = 36,712,440 \text{ 円}$ について、1 万円未満を切り捨てて、<u>3,671 万円</u>となる。 ハ 平成 27 年 3 月 9 日提出の有価証券届出書（新株予約権証券）に係る課徴金額は、 $761,497,200 \text{ 円} \times 4.5 / 100 = 34,267,374 \text{ 円}$ について、1 万円未満を切り捨てて、<u>3,426 万円</u>となる。	平成 26 年 6 月第 1 四半期四半期報告書	72,764 円	平成 26 年 9 月第 2 四半期四半期報告書	62,649 円	平成 26 年 12 月第 3 四半期四半期報告書	112,586 円	
平成 26 年 6 月第 1 四半期四半期報告書	72,764 円								
平成 26 年 9 月第 2 四半期四半期報告書	62,649 円								
平成 26 年 12 月第 3 四半期四半期報告書	112,586 円								

一連 番号	勧告実施 年 月 日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯																																					
3	27. 10. 16	【違反行為】 有価証券報告書等の虚偽記載 (金商法第 172 条の 4 第 1 項・第 2 項、第 172 条の 2 第 1 項第 1 号) 【課徴金納付命令対象者】 ジャパンベストレスキューシステム(株) (東証 1 部、名証 1 部) 【違反行為の態様】 子会社において、除染作業が完了していない案件について売上を前倒し計上したり、受注していない案件について架空の売上を計上することにより売上を過大に計上等したほか、損失が見込まれる案件について適切な受注損失引当金の計上をせず、また、上記子会社に係るのれん等固定資産について適切な減損会計の適用による減損損失の計上等をしなかった結果、重要な事項につき虚偽の記載がある有価証券報告書及び四半期報告書を提出し、当該四半期報告書を参照書類とする有価証券届出書に基づく募集により有価証券を取得させた。 【虚偽記載の内容】 ○ 継続開示 <table><tr><th rowspan="2">番号</th><th colspan="2">開示書類</th><th colspan="4">虚偽記載</th></tr><tr><th>提出日</th><th>書類</th><th>会計期間</th><th>財務計算に関する書類</th><th>内容 (注)</th><th>事由</th></tr><tr><td>1</td><td>平成 25 年 8 月 14 日</td><td>第 17 期事業年度第 3 四半期連結会計期間に係る四半期報告書 (平成 25 年 6 月第 3 四半期四半期報告書)</td><td>平成 24 年 10 月 1 日 ～平成 25 年 6 月 30 日の第 3 四半期連結累計期間</td><td>四半期連結損益計算書</td><td>連結四半期純損益が 233 百万円であるところを 394 百万円と記載</td><td>・売上の過大計上等</td></tr><tr><td rowspan="2">2</td><td rowspan="2">平成 25 年 12 月 24 日</td><td rowspan="2">第 17 期事業年度連結会計期間に係る有価証券報告書 (平成 25 年 9 月期有価証券報告書)</td><td rowspan="2">平成 24 年 10 月 1 日 ～平成 25 年 9 月 30 日の連結会計期間</td><td>連結損益計算書</td><td>連結当期純損益が▲486 百万円であるところを 382 百万円と記載</td><td>・売上の過大計上 ・減損損失の不計上</td></tr><tr><td>連結貸借対照表</td><td>連結純資産額が 1,968 百万円であるところを 2,897 百万円と記載</td><td>・受注損失引当金の不計上等</td></tr><tr><td>3</td><td>平成 26 年 2 月 13 日</td><td>第 18 期事業年度第 1 四半期連結会計期間に係る四半期報告書 (平成 25 年 12 月第 1 四半期四半期報告書)</td><td>平成 25 年 10 月 1 日 ～平成 25 年 12 月 31 日の第 1 四半期連結累計期間</td><td>四半期連結損益計算書</td><td>連結四半期純損益が▲232 百万円であるところを 6 百万円と記載</td><td>・売上の過大計上 ・減損損失の不計上 ・受注損失引当金の不計上等</td></tr></table> (注) 金額は百万円未満切捨てである。また、▲は損失であることを示す。 ○ 発行開示 平成 25 年 11 月 18 日提出有価証券届出書(一般募集) (参照書類) 平成 25 年 6 月第 3 四半期四半期報告書 平成 25 年 11 月 18 日提出有価証券届出書 (その他の者に対する割当) (参照書類) 平成 25 年 6 月第 3 四半期四半期報告書 【課徴金額】 1 億 6,509 万円 (注) 課徴金額は、以下のように算出される。 ① 平成 25 年 6 月第 3 四半期四半期報告書及び平成 25 年 9 月期有価証券報告書に係るもの	番号	開示書類		虚偽記載				提出日	書類	会計期間	財務計算に関する書類	内容 (注)	事由	1	平成 25 年 8 月 14 日	第 17 期事業年度第 3 四半期連結会計期間に係る四半期報告書 (平成 25 年 6 月第 3 四半期四半期報告書)	平成 24 年 10 月 1 日 ～平成 25 年 6 月 30 日の第 3 四半期連結累計期間	四半期連結損益計算書	連結四半期純損益が 233 百万円であるところを 394 百万円と記載	・売上の過大計上等	2	平成 25 年 12 月 24 日	第 17 期事業年度連結会計期間に係る有価証券報告書 (平成 25 年 9 月期有価証券報告書)	平成 24 年 10 月 1 日 ～平成 25 年 9 月 30 日の連結会計期間	連結損益計算書	連結当期純損益が▲486 百万円であるところを 382 百万円と記載	・売上の過大計上 ・減損損失の不計上	連結貸借対照表	連結純資産額が 1,968 百万円であるところを 2,897 百万円と記載	・受注損失引当金の不計上等	3	平成 26 年 2 月 13 日	第 18 期事業年度第 1 四半期連結会計期間に係る四半期報告書 (平成 25 年 12 月第 1 四半期四半期報告書)	平成 25 年 10 月 1 日 ～平成 25 年 12 月 31 日の第 1 四半期連結累計期間	四半期連結損益計算書	連結四半期純損益が▲232 百万円であるところを 6 百万円と記載	・売上の過大計上 ・減損損失の不計上 ・受注損失引当金の不計上等	審判手続開始決定日 平成 27 年 10 月 16 日 課徴金納付命令決定日 平成 27 年 11 月 12 日 なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判の期日は開かれなかった。
番号	開示書類			虚偽記載																																				
	提出日	書類	会計期間	財務計算に関する書類	内容 (注)	事由																																		
1	平成 25 年 8 月 14 日	第 17 期事業年度第 3 四半期連結会計期間に係る四半期報告書 (平成 25 年 6 月第 3 四半期四半期報告書)	平成 24 年 10 月 1 日 ～平成 25 年 6 月 30 日の第 3 四半期連結累計期間	四半期連結損益計算書	連結四半期純損益が 233 百万円であるところを 394 百万円と記載	・売上の過大計上等																																		
2	平成 25 年 12 月 24 日	第 17 期事業年度連結会計期間に係る有価証券報告書 (平成 25 年 9 月期有価証券報告書)	平成 24 年 10 月 1 日 ～平成 25 年 9 月 30 日の連結会計期間	連結損益計算書	連結当期純損益が▲486 百万円であるところを 382 百万円と記載	・売上の過大計上 ・減損損失の不計上																																		
				連結貸借対照表	連結純資産額が 1,968 百万円であるところを 2,897 百万円と記載	・受注損失引当金の不計上等																																		
3	平成 26 年 2 月 13 日	第 18 期事業年度第 1 四半期連結会計期間に係る四半期報告書 (平成 25 年 12 月第 1 四半期四半期報告書)	平成 25 年 10 月 1 日 ～平成 25 年 12 月 31 日の第 1 四半期連結累計期間	四半期連結損益計算書	連結四半期純損益が▲232 百万円であるところを 6 百万円と記載	・売上の過大計上 ・減損損失の不計上 ・受注損失引当金の不計上等																																		

一連 番号	勧告実施 年 月 日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯
3 つづき		同社の株式の市場価額の総額に 10 万分の 6 を乗じて得た額 〔平成 25 年 6 月第 3 四半期四半期報告書 472,434 円 平成 25 年 9 月期有価証券報告書 582,634 円〕 が 600 万円を超えないことから、 イ 平成 25 年 6 月第 3 四半期四半期報告書については、 300 万円 ロ 平成 25 年 9 月期有価証券報告書については、 600 万円 となるが、これらの書類が同一の事業年度に係るものであること から、金商法第 185 条の 7 第 6 項の規定により、600 万円を個別 決定ごとの算出額に応じて按分した金額が課徴金の額となる。 i 平成 25 年 6 月第 3 四半期四半期報告書に係る課徴金の額 は、<u>200 万円</u> ii 平成 25 年 9 月期有価証券報告書に係る課徴金の額は、 <u>400 万円</u> ② 平成 25 年 12 月第 1 四半期四半期報告書に係るもの 同社の株式の市場価額の総額に 10 万分の 6 を乗じて得た額 (1,491,338 円) が 600 万円を超えないことから、300 万円となる が、金商法第 26 条第 1 項の規定による検査等が行われる前に、課 徴金の減額に係る報告がされていることから、金商法第 185 条の 7 第 14 項の規定により、300 万円に 100 分の 50 を乗じて得た額に相 当する額である <u>150 万円</u>となる。 ③ 重要な事項につき虚偽の記載がある発行開示書類に基づく募集 により取得させた株券等の発行価額の総額の 100 分の 4.5 に相当 する額が課徴金の額となることから、 イ 平成 25 年 11 月 18 日午後 3 時 32 分提出の有価証券届出書(一 般募集)に係る課徴金の額は、 $3,322,380,825 \text{ 円} \times 4.5 / 100 = 149,507,137 \text{ 円}$ について、1 万円未満を切り捨てて、<u>1 億 4,950 万円</u>となる。 ロ 平成 25 年 11 月 18 日午後 3 時 33 分提出の有価証券届出書(そ の他の者に対する割当)に係る課徴金の額は、 $359,610,633 \text{ 円} \times 4.5 / 100 = 16,182,478 \text{ 円}$ について、1 万円未満を切り捨てて、1,618 万円となるが、金 商法第 26 条第 1 項の規定による検査等が行われる前に、課徴金 の減額に係る報告がされていることから、金商法第 185 条の 7 第 14 項の規定により 1,618 万円に 100 分の 50 を乗じて得た額 に相当する額である <u>809 万円</u>となる。	
4	27.12.7	【違反行為】 有価証券報告書等の虚偽記載 (金商法第 172 条の 4 第 1 項、第 172 条の 2 第 1 項第 1 号) 【課徴金納付命令対象者】 (株)東芝(東証 1 部、名証 1 部) 【違反行為の態様】 一部の工事進行基準適用案件において、工事損失引当金の 過少計上及び売上の過大計上を行ったほか、映像事業、パソ コン事業及び半導体事業等の一部において、売上原価の過少 計上、費用の過少計上などを行った結果、重要な事項につき 虚偽の記載がある有価証券報告書を提出し、当該有価証券報 告書等を参照書類とする発行登録追補書類に基づく募集によ り有価証券を取得させた。 【虚偽記載の内容】 ○ 継続開示	審判手続開始決定日 平成 27 年 12 月 7 日 課徴金納付命令決定日 平成 27 年 12 月 24 日 なお、課徴金納付命令 対象者から事実関係等 を認める旨の答弁書の 提出があったため、審 判の期日は開かれなか った。

一連 番号	勧告実施 年 月 日	勧告の対象となった法令違反等の内容				勧告後の経緯		
4 つづき		開示書類		虚偽記載				
		番号	提出日	書類	会計期間	財務計算に 関する書類	内容（注 1）	事由
		1	平成 24 年 6 月 22 日	第 173 期事業年度 連結会計期間に係 る有価証券報告書 （平成 24 年 3 月期 有価証券報告書）	平成 23 年 4 月 1 日 ～平成 24 年 3 月 31 日の連結会計期間	連結 損益計算書	連結当期純損益が 3,194 百万円である ところを 70,054 百 万円（注 2）と記載	・工事損失引当金 の過少計上及び 売上の過大計上 ・売上原価の過少 計上 ・費用の過少計上 等
2	平成 25 年 6 月 25 日	第 174 期事業年度 連結会計期間に係 る有価証券報告書 （平成 25 年 3 月期 有価証券報告書）	平成 24 年 4 月 1 日 ～平成 25 年 3 月 31 日の連結会計期間	連結 損益計算書	連結当期純損益が 13,425 百万円であ るところを 77,366 百万円（注 3）と記 載	・工事損失引当金 の過少計上及び 売上の過大計上 ・売上原価の過少 計上 ・費用の過少計上 等		
（注 1）金額は百万円未満切捨てである。 （注 2）平成 25 年 3 月期有価証券報告書に掲載された連結損益計算書記載の遡及修正後の計数である。 （注 3）平成 26 年 3 月期有価証券報告書に掲載された連結損益計算書記載の遡及修正後の計数である。 ○ 発行開示 平成 22 年 12 月 9 日提出発行登録追補書類 （参照書類）平成 21 年 4 月 1 日から平成 22 年 3 月 31 日までの 連結会計期間につき、売上原価の過少計上等により、同期間 における連結当期純損益が 53,943 百万円の損失であるところを 19,743 百万円の損失と記載するなどした連結損益計算書に掲載 した平成 22 年 3 月期有価証券報告書 平成 25 年 1 月 17 日提出発行登録追補書類 （参照書類）平成 24 年 3 月期有価証券報告書 平成 25 年 5 月 24 日提出発行登録追補書類 （参照書類）平成 24 年 3 月期有価証券報告書 平成 25 年 7 月 12 日提出発行登録追補書類 （参照書類）平成 25 年 3 月期有価証券報告書 平成 25 年 12 月 5 日提出発行登録追補書類 （参照書類）平成 25 年 3 月期有価証券報告書 【課徴金額】 73 億 7,350 万円 （注）課徴金額は、以下のように算出される。 ① 平成 24 年 3 月期有価証券報告書に係るもの 同社の株式の市場価額の総額に 10 万分の 6 を乗じて得た額 （92,277,727 円）が 600 万円を超えることから、1 万円未満の端 数を切り捨てて <u>9,227 万円</u>となる。 ② 平成 25 年 3 月期有価証券報告書に係るもの 同社の株式の市場価額の総額に 10 万分の 6 を乗じて得た額 （81,236,859 円）が 600 万円を超えることから、1 万円未満の端 数を切り捨てて <u>8,123 万円</u>となる。 ③ 重要な事項につき虚偽の記載がある発行開示書類に基づく募集 により取得させた有価証券の発行価額の総額の 100 分の 2.25 に相 当する額が課徴金の額となることから、 イ 平成 22 年 12 月 9 日提出の発行登録追補書類に係る課徴金の 額は、 120,000,000,000 円×2.25／100＝<u>27 億円</u>となる。 ロ 平成 25 年 1 月 17 日提出の発行登録追補書類に係る課徴金の 額は、 30,000,000,000 円×2.25／100＝<u>6 億 7,500 万円</u>となる。 ハ 平成 25 年 5 月 24 日提出の発行登録追補書類に係る課徴金の 額は、								

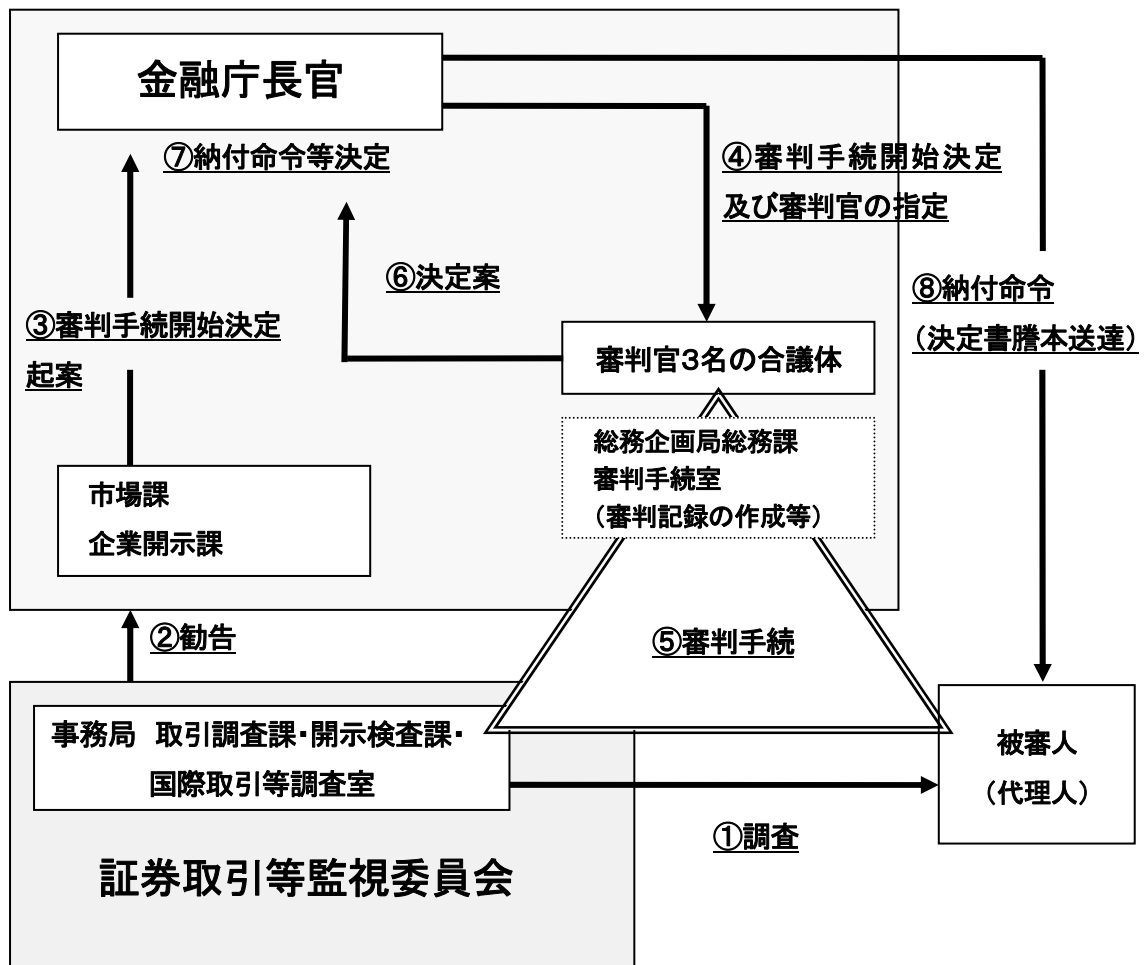
一連 番号	勧告実施 年 月 日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯																																																														
4 つづき		90,000,000,000 円×2.25／100＝20 億 2,500 万円となる。 ニ 平成 25 年 7 月 12 日提出の発行登録追補書類に係る課徴金の額は、 30,000,000,000×2.25／100＝6 億 7,500 万円となる。 ホ 平成 25 月 12 月 5 日提出の発行登録追補書類に係る課徴金の額は、 50,000,000,000×2.25／100＝11 億 2,500 万円となる。																																																															
5	28. 3. 29	【違反行為】 有価証券報告書等の虚偽記載 (金商法 172 条の 4 第 1 項・第 2 項) 【課徴金納付命令対象者】 新日本建設(株) (東証 1 部) 【違反行為の態様】 所有不動産の鑑定評価を依頼していた不動産鑑定業者が行った過大な鑑定評価結果に基づき、たな卸資産（販売用不動産）を過大に計上するなどした結果、重要な事項につき虚偽の記載がある有価証券報告書等を提出した。 【虚偽記載の内容】 <table><tr><th rowspan="2">番 号</th><th colspan="2">開示書類</th><th colspan="4">虚偽記載</th></tr><tr><th>提出日</th><th>書類</th><th>会計期間</th><th>財務計算に 関する書類</th><th>内容（注）</th><th>事由</th></tr><tr><td>1</td><td>平成 23 年 6 月 29 日</td><td>第 47 期事業年度連結 会計期間に係る有価 証券報告書（平成 23 年 3 月期有価証券報 告書）</td><td>平成 22 年 4 月 1 日～平成 23 年 3 月 31 日の連結会 計期間</td><td>連結 貸借対照表</td><td>連結純資産額が 22,590 百万円であ るところを 28,884 百 万円と記載</td><td>・販売用不動産の 過大計上 等</td></tr><tr><td>2</td><td>平成 23 年 8 月 9 日</td><td>第 48 期事業年度第 1 四半期連結会計期間 に係る四半期報告書 （平成 23 年 6 月第 1 四半期四半期報告 書）</td><td>平成 23 年 4 月 1 日～平成 23 年 6 月 30 日の第 1 四 半期連結会計期間</td><td>四半期連結 貸借対照表</td><td>連結純資産額が 22,563 百万円であ るところを 28,857 百 万円と記載</td><td>・販売用不動産の 過大計上 等</td></tr><tr><td>3</td><td>平成 23 年 11 月 11 日</td><td>第 48 期事業年度第 2 四半期連結会計期間 に係る四半期報告書 （平成 23 年 9 月第 2 四半期四半期報告 書）</td><td>平成 23 年 7 月 1 日～平成 23 年 9 月 30 日の第 2 四 半期連結会計期間</td><td>四半期連結 貸借対照表</td><td>連結純資産額が 23,246 百万円であ るところを 29,540 百 万円と記載</td><td>・販売用不動産の 過大計上 等</td></tr><tr><td>4</td><td>平成 24 年 2 月 10 日</td><td>第 48 期事業年度第 3 四半期連結会計期間 に係る四半期報告書 （平成 23 年 12 月第 3 四半期四半期報告 書）</td><td>平成 23 年 10 月 1 日～平成 23 年 12 月 31 日の第 3 四 半期連結会計期間</td><td>四半期連結 貸借対照表</td><td>連結純資産額が 23,449 百万円であ るところを 29,743 百 万円と記載</td><td>・販売用不動産の 過大計上 等</td></tr><tr><td>5</td><td>平成 24 年 6 月 28 日</td><td>第 48 期事業年度連結 会計期間に係る有価 証券報告書（平成 24 年 3 月期有価証券報 告書）</td><td>平成 23 年 4 月 1 日～平成 24 年 3 月 31 日の連結会 計期間</td><td>連結 貸借対照表</td><td>連結純資産額が 23,770 百万円であ るところを 29,959 百 万円と記載</td><td>・販売用不動産の 過大計上 等</td></tr><tr><td>6</td><td>平成 24 年 8 月 10 日</td><td>第 49 期事業年度第 1 四半期連結会計期間 に係る四半期報告書 （平成 24 年 6 月第 1 四半期四半期報告 書）</td><td>平成 24 年 4 月 1 日～平成 24 年 6 月 30 日の第 1 四 半期連結会計期間</td><td>四半期連結 貸借対照表</td><td>連結純資産額が 23,566 百万円であ るところを 29,755 百 万円と記載</td><td>・販売用不動産の 過大計上 等</td></tr><tr><td>7</td><td>平成 24 年 11 月 14 日</td><td>第 49 期事業年度第 2 四半期連結会計期間 に係る四半期報告書 （平成 24 年 9 月第 2 四半期四半期報告 書）</td><td>平成 24 年 7 月 1 日～平成 24 年 9 月 30 日の第 2 四 半期連結会計期間</td><td>四半期連結 貸借対照表</td><td>連結純資産額が 23,774 百万円であ るところを 29,962 百 万円と記載</td><td>・販売用不動産の 過大計上 等</td></tr></table>	番 号	開示書類		虚偽記載				提出日	書類	会計期間	財務計算に 関する書類	内容（注）	事由	1	平成 23 年 6 月 29 日	第 47 期事業年度連結 会計期間に係る有価 証券報告書（平成 23 年 3 月期有価証券報 告書）	平成 22 年 4 月 1 日～平成 23 年 3 月 31 日の連結会 計期間	連結 貸借対照表	連結純資産額が 22,590 百万円であ るところを 28,884 百 万円と記載	・販売用不動産の 過大計上 等	2	平成 23 年 8 月 9 日	第 48 期事業年度第 1 四半期連結会計期間 に係る四半期報告書 （平成 23 年 6 月第 1 四半期四半期報告 書）	平成 23 年 4 月 1 日～平成 23 年 6 月 30 日の第 1 四 半期連結会計期間	四半期連結 貸借対照表	連結純資産額が 22,563 百万円であ るところを 28,857 百 万円と記載	・販売用不動産の 過大計上 等	3	平成 23 年 11 月 11 日	第 48 期事業年度第 2 四半期連結会計期間 に係る四半期報告書 （平成 23 年 9 月第 2 四半期四半期報告 書）	平成 23 年 7 月 1 日～平成 23 年 9 月 30 日の第 2 四 半期連結会計期間	四半期連結 貸借対照表	連結純資産額が 23,246 百万円であ るところを 29,540 百 万円と記載	・販売用不動産の 過大計上 等	4	平成 24 年 2 月 10 日	第 48 期事業年度第 3 四半期連結会計期間 に係る四半期報告書 （平成 23 年 12 月第 3 四半期四半期報告 書）	平成 23 年 10 月 1 日～平成 23 年 12 月 31 日の第 3 四 半期連結会計期間	四半期連結 貸借対照表	連結純資産額が 23,449 百万円であ るところを 29,743 百 万円と記載	・販売用不動産の 過大計上 等	5	平成 24 年 6 月 28 日	第 48 期事業年度連結 会計期間に係る有価 証券報告書（平成 24 年 3 月期有価証券報 告書）	平成 23 年 4 月 1 日～平成 24 年 3 月 31 日の連結会 計期間	連結 貸借対照表	連結純資産額が 23,770 百万円であ るところを 29,959 百 万円と記載	・販売用不動産の 過大計上 等	6	平成 24 年 8 月 10 日	第 49 期事業年度第 1 四半期連結会計期間 に係る四半期報告書 （平成 24 年 6 月第 1 四半期四半期報告 書）	平成 24 年 4 月 1 日～平成 24 年 6 月 30 日の第 1 四 半期連結会計期間	四半期連結 貸借対照表	連結純資産額が 23,566 百万円であ るところを 29,755 百 万円と記載	・販売用不動産の 過大計上 等	7	平成 24 年 11 月 14 日	第 49 期事業年度第 2 四半期連結会計期間 に係る四半期報告書 （平成 24 年 9 月第 2 四半期四半期報告 書）	平成 24 年 7 月 1 日～平成 24 年 9 月 30 日の第 2 四 半期連結会計期間	四半期連結 貸借対照表	連結純資産額が 23,774 百万円であ るところを 29,962 百 万円と記載	・販売用不動産の 過大計上 等	審判手続開始決定日 平成 28 年 3 月 29 日 課徴金納付命令決定日 平成 28 年 4 月 14 日 なお、課徴金納付命令 対象者から事実関係等 を認める旨の答弁書の 提出があったため、審 判の期日は開かれなか った。
番 号	開示書類			虚偽記載																																																													
	提出日	書類	会計期間	財務計算に 関する書類	内容（注）	事由																																																											
1	平成 23 年 6 月 29 日	第 47 期事業年度連結 会計期間に係る有価 証券報告書（平成 23 年 3 月期有価証券報 告書）	平成 22 年 4 月 1 日～平成 23 年 3 月 31 日の連結会 計期間	連結 貸借対照表	連結純資産額が 22,590 百万円であ るところを 28,884 百 万円と記載	・販売用不動産の 過大計上 等																																																											
2	平成 23 年 8 月 9 日	第 48 期事業年度第 1 四半期連結会計期間 に係る四半期報告書 （平成 23 年 6 月第 1 四半期四半期報告 書）	平成 23 年 4 月 1 日～平成 23 年 6 月 30 日の第 1 四 半期連結会計期間	四半期連結 貸借対照表	連結純資産額が 22,563 百万円であ るところを 28,857 百 万円と記載	・販売用不動産の 過大計上 等																																																											
3	平成 23 年 11 月 11 日	第 48 期事業年度第 2 四半期連結会計期間 に係る四半期報告書 （平成 23 年 9 月第 2 四半期四半期報告 書）	平成 23 年 7 月 1 日～平成 23 年 9 月 30 日の第 2 四 半期連結会計期間	四半期連結 貸借対照表	連結純資産額が 23,246 百万円であ るところを 29,540 百 万円と記載	・販売用不動産の 過大計上 等																																																											
4	平成 24 年 2 月 10 日	第 48 期事業年度第 3 四半期連結会計期間 に係る四半期報告書 （平成 23 年 12 月第 3 四半期四半期報告 書）	平成 23 年 10 月 1 日～平成 23 年 12 月 31 日の第 3 四 半期連結会計期間	四半期連結 貸借対照表	連結純資産額が 23,449 百万円であ るところを 29,743 百 万円と記載	・販売用不動産の 過大計上 等																																																											
5	平成 24 年 6 月 28 日	第 48 期事業年度連結 会計期間に係る有価 証券報告書（平成 24 年 3 月期有価証券報 告書）	平成 23 年 4 月 1 日～平成 24 年 3 月 31 日の連結会 計期間	連結 貸借対照表	連結純資産額が 23,770 百万円であ るところを 29,959 百 万円と記載	・販売用不動産の 過大計上 等																																																											
6	平成 24 年 8 月 10 日	第 49 期事業年度第 1 四半期連結会計期間 に係る四半期報告書 （平成 24 年 6 月第 1 四半期四半期報告 書）	平成 24 年 4 月 1 日～平成 24 年 6 月 30 日の第 1 四 半期連結会計期間	四半期連結 貸借対照表	連結純資産額が 23,566 百万円であ るところを 29,755 百 万円と記載	・販売用不動産の 過大計上 等																																																											
7	平成 24 年 11 月 14 日	第 49 期事業年度第 2 四半期連結会計期間 に係る四半期報告書 （平成 24 年 9 月第 2 四半期四半期報告 書）	平成 24 年 7 月 1 日～平成 24 年 9 月 30 日の第 2 四 半期連結会計期間	四半期連結 貸借対照表	連結純資産額が 23,774 百万円であ るところを 29,962 百 万円と記載	・販売用不動産の 過大計上 等																																																											

一連 番号	勧告実施 年 月 日	勧告の対象となった法令違反等の内容					勧告後の経緯											
5 つづき		<table><tr><td>8</td><td>平成 25 年 2 月 12 日</td><td>第 49 期事業年度第 3 四半期連結会計期間 に係る四半期報告書 (平成 24 年 12 月第 3 四半期四半期報告 書)</td><td>平成 24 年 10 月 1 日～平成 24 年 12 月 31 日の第 3 四 半期連結会計期間</td><td>四半期連結 貸借対照表</td><td>連 結 純 資 産 額 が 23,651 百万円である ところを 29,839 百万 円と記載</td><td>・販売用不動産の 過大計上 等</td></tr></table>					8	平成 25 年 2 月 12 日	第 49 期事業年度第 3 四半期連結会計期間 に係る四半期報告書 (平成 24 年 12 月第 3 四半期四半期報告 書)	平成 24 年 10 月 1 日～平成 24 年 12 月 31 日の第 3 四 半期連結会計期間	四半期連結 貸借対照表	連 結 純 資 産 額 が 23,651 百万円である ところを 29,839 百万 円と記載	・販売用不動産の 過大計上 等					
		8	平成 25 年 2 月 12 日	第 49 期事業年度第 3 四半期連結会計期間 に係る四半期報告書 (平成 24 年 12 月第 3 四半期四半期報告 書)	平成 24 年 10 月 1 日～平成 24 年 12 月 31 日の第 3 四 半期連結会計期間	四半期連結 貸借対照表	連 結 純 資 産 額 が 23,651 百万円である ところを 29,839 百万 円と記載	・販売用不動産の 過大計上 等										
(注) 金額は百万円未満切捨てである。 【課徴金額】 1,800 万円 (注) 課徴金額は、以下のように算出される。 ① 平成 23 年 3 月期有価証券報告書に係るもの 同社の株式の市場価額の総額に 10 万分の 6 を乗じて得た額 (814,916 円) が 600 万円を超えないことから、<u>600 万円</u>となる。 ② 平成 23 年 6 月第 1 四半期四半期報告書、平成 23 年 9 月第 2 四 半期四半期報告書、平成 23 年 12 月第 3 四半期四半期報告書及び 平成 24 年 3 月期有価証券報告書に係るもの 同社の株式の市場価額の総額に 10 万分の 6 を乗じて得た額 <table><tr><td>平成 23 年 6 月第 1 四半期四半期報告書</td><td>921,442 円</td></tr><tr><td>平成 23 年 9 月第 2 四半期四半期報告書</td><td>820,281 円</td></tr><tr><td>平成 23 年 12 月第 3 四半期四半期報告書</td><td>731,077 円</td></tr><tr><td>平成 24 年 3 月期有価証券報告書</td><td>841,040 円</td></tr></table> が 600 万円を超えないことから、 イ 平成 23 年 6 月第 1 四半期四半期報告書については、 300 万円 ロ 平成 23 年 9 月第 2 四半期四半期報告書については、 300 万円 ハ 平成 23 年 12 月第 3 四半期四半期報告書については、 300 万円 ニ 平成 24 年 3 月期有価証券報告書については、 600 万円 となるが、これらの書類が同一の事業年度に係るものであること から、金商法第 185 条の 7 第 6 項の規定により、600 万円を個別 決定ごとの算出額に応じて按分した金額が課徴金の額となる。 i 平成 23 年 6 月第 1 四半期四半期報告書に係る課徴金の額 は、<u>120 万円</u> ii 平成 23 年 9 月第 2 四半期四半期報告書に係る課徴金の額 は、<u>120 万円</u> iii 平成 23 年 12 月第 3 四半期四半期報告書に係る課徴金の額 は、<u>120 万円</u> iv 平成 24 年 3 月期有価証券報告書に係る課徴金の額は、 <u>240 万円</u> ③ 平成 24 年 6 月第 1 四半期四半期報告書、平成 24 年 9 月第 2 四 半期四半期報告書及び平成 24 年 12 月第 3 四半期四半期報告書に 係るもの 同社の株式の市場価額の総額に 10 万分の 6 を乗じて得た額 <table><tr><td>平成 24 年 6 月第 1 四半期四半期報告書</td><td>719,470 円</td></tr><tr><td>平成 24 年 9 月第 2 四半期四半期報告書</td><td>676,136 円</td></tr><tr><td>平成 24 年 12 月第 3 四半期四半期報告書</td><td>704,476 円</td></tr></table> が 600 万円を超えないことから、 イ 平成 24 年 6 月第 1 四半期四半期報告書については、 300 万円 ロ 平成 24 年 9 月第 2 四半期四半期報告書については、 300 万円 ハ 平成 24 年 12 月第 3 四半期四半期報告書については、 300 万円 となるが、これらの書類が同一の事業年度に係るものであること から、金商法第 185 条の 7 第 6 項の規定により、600 万円を個別決					平成 23 年 6 月第 1 四半期四半期報告書	921,442 円	平成 23 年 9 月第 2 四半期四半期報告書	820,281 円	平成 23 年 12 月第 3 四半期四半期報告書	731,077 円	平成 24 年 3 月期有価証券報告書	841,040 円	平成 24 年 6 月第 1 四半期四半期報告書	719,470 円	平成 24 年 9 月第 2 四半期四半期報告書	676,136 円	平成 24 年 12 月第 3 四半期四半期報告書	704,476 円
平成 23 年 6 月第 1 四半期四半期報告書	921,442 円																	
平成 23 年 9 月第 2 四半期四半期報告書	820,281 円																	
平成 23 年 12 月第 3 四半期四半期報告書	731,077 円																	
平成 24 年 3 月期有価証券報告書	841,040 円																	
平成 24 年 6 月第 1 四半期四半期報告書	719,470 円																	
平成 24 年 9 月第 2 四半期四半期報告書	676,136 円																	
平成 24 年 12 月第 3 四半期四半期報告書	704,476 円																	

一連 番号	勧告実施 年 月 日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯																
5 つづき		定ごとの算出額に応じて按分した金額が課徴金の額となる。 i 平成 24 年 6 月第 1 四半期四半期報告書に係る課徴金の額は、 200 万円 ii 平成 24 年 9 月第 2 四半期四半期報告書に係る課徴金の額は、 200 万円 iii 平成 24 年 12 月第 3 四半期四半期報告書に係る課徴金の額は、 200 万円																	
6	28. 3 . 29	【違反行為】 有価証券報告書の虚偽記載 (金商法第 172 条の 4 第 1 項) 【課徴金納付命令対象者】 (株)フード・プラネット (東証 2 部) 【違反行為の態様】 当社代表取締役が代表を兼務していた他社による太陽光発電事業に係る販売取引の一部を、当社子会社による販売取引のように装うことにより、売上を過大に計上した結果、重要な事項につき虚偽の記載がある有価証券報告書を提出した。 【虚偽記載の内容】 <table><tr><th rowspan="2">提出日</th><th rowspan="2">書類</th><th colspan="4">虚偽記載</th></tr><tr><th>会計期間</th><th>財務計算に関する書類</th><th>内容 (注)</th><th>事由</th></tr><tr><td>平成 26 年 12 月 25 日</td><td>第 30 期事業年度連結 会計期間に係る有価 証券報告書 (平成 26 年 9 月期有価証券報告書)</td><td>平成 25 年 10 月 1 日 ～平成 26 年 9 月 30 日の連結会計期間</td><td>連結 損益計算書</td><td>売上高が 81 百万円 であるところを 113 百万円と記載</td><td>・売上の過大計上</td></tr></table> (注) 金額は百万円未満切捨てである。	提出日	書類	虚偽記載				会計期間	財務計算に関する書類	内容 (注)	事由	平成 26 年 12 月 25 日	第 30 期事業年度連結 会計期間に係る有価 証券報告書 (平成 26 年 9 月期有価証券報告書)	平成 25 年 10 月 1 日 ～平成 26 年 9 月 30 日の連結会計期間	連結 損益計算書	売上高が 81 百万円 であるところを 113 百万円と記載	・売上の過大計上	審判手続開始決定日 平成 28 年 3 月 29 日 課徴金納付命令決定日 平成 28 年 4 月 21 日 なお、課徴金納付命令 対象者から事実関係等 を認める旨の答弁書の 提出があったため、審 判の期日は開かれなかつた。
提出日	書類	虚偽記載																	
		会計期間	財務計算に関する書類	内容 (注)	事由														
平成 26 年 12 月 25 日	第 30 期事業年度連結 会計期間に係る有価 証券報告書 (平成 26 年 9 月期有価証券報告書)	平成 25 年 10 月 1 日 ～平成 26 年 9 月 30 日の連結会計期間	連結 損益計算書	売上高が 81 百万円 であるところを 113 百万円と記載	・売上の過大計上														
		【課徴金額】 600 万円 (注) 課徴金額は、以下のように算出される。 平成 26 年 9 月期有価証券報告書に係るもの 同社の株式の市場価額の総額に 10 万分の 6 を乗じて得た額 (128, 185 円) が 600 万円を超えないことから、<u>600 万円</u>となる。																	

※ 根拠条文は、勧告実施日時点において適用される法律を記載している。

3－4－4 課徴金納付命令までの流れ



- ① 証券取引等監視委員会が調査
- ② その結果、課徴金の対象となる法令違反行為があると認める場合には、内閣総理大臣及び金融庁長官に対し勧告
- ③・④ 勧告を受け、金融庁長官（内閣総理大臣から委任。以下同じ。）は審判手続開始決定及び審判官を指定
- ⑤ 審判官による審判手続
- ⑥ 審判手続を経たうえで、審判事件についての決定案を作成、金融庁長官に提出
- ⑦・⑧ 金融庁長官は、決定案に基づき、課徴金の納付を命ずるか否かを決定

３－４－５ 課徴金納付命令に関する勧告件数及び課徴金額

(内部者取引、相場操縦及び偽計)

年度	勧告件数(件)・課徴金額(円)							
			内部者取引		相場操縦		偽計	
	件数	課徴金額	件数	課徴金額	件数	課徴金額	件数	課徴金額
17	4	1,660,000	4	1,660,000	0	0	0	0
18	11	49,150,000	11	49,150,000	0	0	0	0
19	16	39,600,000	16	39,600,000	0	0	0	0
20	18	66,610,000	17	59,160,000	1	7,450,000	0	0
21	43	55,480,000	38	49,220,000	5	6,260,000	0	0
22	26	63,940,000	20	42,680,000	6	21,260,000	0	0
23	18	31,690,000	15	26,300,000	3	5,390,000	0	0
24	32	135,720,000	19	35,150,000	13	100,570,000	0	0
25	42	4,608,060,000	32	50,960,000	9	461,050,000	1	4,096,050,000
26	42	563,342,935	31	38,820,000	11	524,522,935	0	0
27	35	191,835,000	22	75,500,000	12	104,095,000	1	12,240,000
合計	287	5,807,087,935	225	468,200,000	60	1,230,597,935	2	4,108,290,000

(開示規制違反等)

年度	勧告件数(件)・課徴金額(円)					
			開示規制		その他	
	件数	課徴金額	件数	課徴金額	件数	課徴金額
17	0	0	0	0	0	0
18	3	633,330,000	3	633,330,000	0	0
19	8	66,849,997	8	66,849,997	0	0
20	11	1,913,909,997	11	1,913,909,997	0	0
21	10	711,479,998	9	703,979,998	1	7,500,000
22	19	1,879,819,994	19	1,879,819,994	0	0
23	11	569,250,000	11	569,250,000	0	0
24	9	721,749,994	9	721,749,994	0	0
25	9	1,048,369,999	9	1,048,369,999	0	0
26	8	604,640,000	8	604,640,000	0	0
27	6	7,800,120,000	6	7,800,120,000	0	0
合計	94	15,949,519,979	93	15,942,019,979	1	7,500,000

(注)

- 1 年度とは当年4月～翌年3月をいう。
- 2 課徴金額は勧告時点のもの。
- 3 内部者取引のうち、平成23年度に個人に対し行われた1件(課徴金額550,000円)については、課徴金納付命令の勧告後、審判手続により「違反事実なし」となっている。
- 4 開示規制のうち、平成21年度に個人に対し行われた1件(課徴金額120,730,000円)については、課徴金納付命令の勧告後、審判手続により「違反事実なし」となっている。
- 5 その他の1件は、公開買付開始公告実施義務違反である。

3-5 申立て実施状況

1 申立て実施件数一覧表

年度	22～23	24	25	26	27	合計
合計	5	1	2	6	3	17
無登録業者等	4	1	2	6	3	16
無届募集	1	0	0	0	0	1

2 無登録業者・無届募集等に対する裁判所への禁止命令等の申立て実績

一連 番号	被申立人	申立日 (申立てを行っ た裁判所)	申立ての内容	発令日
1	(株)大経 他2名 (東京都中央区)	平成22年 11月17日 (東京地裁)	○ 無登録金融商品取引業(株式等の募集の取扱い等)の禁止等 (株)大経(以下「当社」という。)は、金融商品取引業の登録を受けずに、平成22年2月ころから6月ころまでの間、業として、(株)生物化学研究所(山梨県中央市。以下「生物化学」という。)が新規に発行する株式及び新株予約権の取得の勧誘を行い、その結果、約100名の投資家が生物化学の株式等を1億円弱で取得していたほか、同年11月末に予定されている生物化学の新株発行に向けて投資家に対する取得の勧誘を行っていたものである。また、当社は上記株式等のほかにも、平成15年7月の設立以来、別の株式会社4社の株式につき、投資家に対する取得の勧誘を繰り返し行っていたものである。 このような当社の行為は、金商法第29条に違反するものであり、また、当社並びにその役員であるA及びBは、当該違反行為を今後も行う蓋然性が高いものと認められる。	平成22年 11月26日 (東京地裁)
2	(株)生物化学 研究所 (山梨県中央市)	平成22年 11月26日 (甲府地裁)	○ 無届募集(株式等)の禁止等 (株)生物化学研究所(以下「当社」という。)は、平成22年2月ころから同年6月ころまでの間、7回にわたって自社の株式及び新株予約権(以下「株式等」という。)の発行を行い、金融商品取引業の登録等がない(株)大経と連携して株式等の取得の勧誘を行った結果、約100名の投資家に株式等を取得させていた(株式の払込金額約1億円、新株予約権の行使に際して払い込むべき金額約2億2,000万円)。また、当社は、平成22年11月末発行予定の株式について投資家に対する取得の勧誘を行っていた。 当社は、上記各発行のいずれについても有価証券届出書を提出していない。しかしながら、上記7回のうち6回の発行に係る株式等及び同月末発行予定の株式に関する取得の勧誘は、いずれも、有価証券の募集に該当し、かつ、金商法第4条第1項本文の規定の適用を受けることから、有価証券届出書を提出しなければ行ってはならないものである。 このような当社の行為は、金商法第4条第1項本文等に違反するものであり、また、当社は、当該違反行為を今後も行う蓋然性が高い。	平成22年 12月15日 (甲府地裁)

一連 番号	被申立人	申立日 (申立てを行った裁判所)	申立ての内容	発令日
3	ジャパン リアライズ(株) 他2名 (北海道札幌市)、 (適格機関投資家等 特例業務届出者)	平成23年 4月28日 (札幌地裁)	○ 無登録金融商品取引業（ファンドの私募等、運用）の禁止等 ジャパンリアライズ(株)他2名（以下「当社ら」という。）は、平成20年11月ころから平成23年4月までの間、合計20本の組合契約（以下「J R ファンド」という。）の持分の私募を行い、その出資金の運用を行っている。当社らは、集めた出資金を外国為替証拠金取引により運用しており、J R ファンドの出資対象事業はいずれも同一である。 そうすると、J R ファンドは、適格機関投資家等特例業務（以下「特例業務」という。）の私募の要件として、6か月以内に持分を取得させた適格機関投資家以外の者（以下「一般投資家」という。）は通算49名以下でなければならないところ、遅くとも、平成22年4月上旬以降に行われた私募はいずれもこの要件を満たしていない。また、J R ファンドは、特例業務の運用の要件として、J R ファンド全体で、適格機関投資家1名以上及び一般投資家49名以下からの出資でなければならないところ、運用中のJ R ファンドの一般投資家の人数は、遅くとも、平成21年8月末以降、49名を超え、平成23年3月末現在約100名であり、この要件を満たしていない。 当社らの上記行為は、私募につき、金商法第28条第2項に規定する「第二種金融商品取引業」に該当し、運用につき、同条第4項に規定する「投資運用業」に該当し、いずれも、同法第29条に違反するものである。 また、当社らは、組合契約上、運用益のうち、配当上限額を超えた部分のみ成功報酬として取得するとしているが、実質的には十分な運用益が出ていないにもかかわらず、上限額の配当を行うとともに、出資金の一部を役職員の報酬等に充てていた。さらに、平成23年5月2日を募集開始日とする新たなJ R ファンドの勧誘を企画している。 以上からすれば、当社らは、上記違反行為を今後も行う蓋然性が高く、これを可及的速やかに禁止・停止させる必要がある。	平成23年 5月13日 (札幌地裁)
4	(株)ベネフィット アロー 他3名 (東京都中央区)、 (適格機関投資家等 特例業務届出者)	平成23年 6月24日 (東京地裁)	○ 無登録金融商品取引業（ファンドの私募等の取扱い）の禁止等 (株)ベネフィットアロー（以下「当社」という。）は、平成22年11月ころ以降、(有)フロンティア（東京都中央区、適格機関投資家等特例業務届出者。以下「フロンティア社」という。）から委託を受け、多数の個人投資家に対し、フロンティア社が業務執行組合員となっている組合契約に基づく権利の取得の申込みを勧誘し、多数の個人投資家に当該権利を取得させた。当社の株主であるA及び当社代表取締役Bは、当社の従業員に指示して、上記行為に当たさせた。 C（以下、当社、A、B及びCを併せて「当社ら」という。）は、平成22年6月ころ以降、当社、(株)コンサルティングファーム（東京都中央区）、R リサーチ(株)（東京都中央区）、(株)セカンドミリオン（東京都港区）、リミックスマネジメント(株)（東京都台東区）、フロンティアターゲット(株)（東京都台東区）及び(株)ツアーコンサルタント（東京都台東区）（以下、併せて「委託会社」という。なお、委託会社は全て適格機関投資家等特例業務届出者である。）から委託を受け、勧誘を専門とする複数のグループに指示して、多数の個人投資家に対し、委託会社が営業者となっている匿名組合契約又は委託会社が業務執行組合員となっている組合契約に基づく権利の取得の申込みを勧誘し、多数の個人投資家に当該権利を取得	・平成23年 7月5日 (東京地裁) (被申立人1名) ・平成23年 7月15日 (東京地裁) (上記1名以外の被申立人ら)

一連 番号	被申立人	申立日 (申立てを行った裁判所)	申立ての内容	発令日
4 つづき			させた。 当社らの上記行為は、いずれも、金商法第 28 条第 2 項に規定する「第二種金融商品取引業」に該当し、同法第 29 条に違反するものである。 当社に対しては、平成 23 年 4 月に関東財務局から無登録で金融商品取引業を行っているとして警告書が発出されていたが、上記のとおり、当社は、その後も無登録で金融商品取引業を行っていたものであり、また、C は、当社以外の他の委託会社に係る組合契約に基づく権利の取得の申込みの勧誘を行っていたものである。 以上からすれば、当社らは上記違法行為を今後も行う蓋然性が高く、これを可及的速やかに禁止・停止させる必要がある。	
5	(株)Eファクトリー 及び (株)エクセレント 他 1 名 (東京都新宿区)、 (適格機関投資家等 特例業務届出者)	平成 23 年 12 月 22 日 (東京地裁)	○ 適格機関投資家等特例業務（自己私募）を行うに当たっての虚偽告知の禁止等 (株)Eファクトリー社及び(株)エクセレント社(以下「両社」という。)は、A社長（以下、両社と併せて「当社ら」という。）の指示の下、平成 23 年 1 月から同年 11 月までの間、多数の一般投資家に対し、両社が無限責任組合員となっている複数のファンドに係る投資事業有限責任組合契約の締結を勧誘しており、当該勧誘の際に顧客に交付した基本契約書、パンフレット、目論見書等(以下「パンフレット等」という。)により顧客に告知した手数料及び分配報酬金の支払い並びに主要投資対象先の経営実態に関する表示は、以下のとおり、事実と著しく相違するものであった。 (1) 両社は、顧客による出資金のうち一律に 50%に相当する金額を入金後直ちに売上げとして計上して自己の経費等に使用していたにもかかわらず、手数料又は報酬をこれよりも著しく低額である旨をパンフレット等において表示していた。 (2) 両社は、分配報酬金の支払いについて、投資による利益が生じた場合には年率 3%から 8%（なお、年率は各ファンドごとに異なる。）を上限として分配報酬金を支払う旨などをパンフレット等において表示していたところ、実際には投資による利益が生じていないのに、当該上限額による分配報酬金を機械的に算出して顧客に支払い、その原資として出資金を充てていた。 (3) 両社は、主要投資対象先について、成長性が高く、財務状況の健全なベンチャー企業への投資を主とする旨及び株式市場への上場が期待される会社である旨などをパンフレット等において表示していたところ、実際には主要投資対象先の経営実態は著しく相違するものであった。 上記行為は、金商法第 63 条第 4 項の規定に基づき適格機関投資家等特例業務届出者を金融商品取引業者とみなして適用される同法第 38 条第 1 号に規定する「金融商品取引契約の締結又はその勧誘に関して、顧客に対し虚偽のことを告げる行為」に該当すると認められる。 両社に対しては、平成 22 年 12 月に関東財務局から無登録で金融商品取引業を行っているとして警告書が発出されており、さらに、平成 23 年 10 月に Eファクトリー社は名古屋営業所を開設し、同年 11 月にエクセレント社はファンドを新設しており、今後も上記の虚偽告知を伴うファンドの取得勧誘を締結する意向が認められる。 以上からすれば、当社らは上記違法行為を今後も行う蓋然性が高いものと認められる。	平成 24 年 2 月 3 日 (東京地裁)

一連 番号	被申立人	申立日 (申立てを行った 裁判所)	申立ての内容	発令日
6	F－S E E D(株) 他1名 (名古屋市中区)、 (適格機関投資家等 特例業務届出者)	平成25年 3月22日 (名古屋地裁)	○ 適格機関投資家等特例業務（自己私募）を行うに当たっての虚偽告知の禁止等 F－S E E D(株)（以下「当社」という。）は、当社が組成する匿名組合の運営業務を統括管理するA（以下、当社と併せて「当社ら」という。）の指示の下、平成22年11月ころから平成25年3月ころまでの間、多数の投資家に対し、当社が組成する匿名組合の契約締結を勧誘しているが、当該勧誘の際に顧客に交付したパンフレット、契約書等（以下「パンフレット等」という。）により顧客に告知した営業者報酬及び分配金の支払いに関する表示は、以下のとおり、事実と著しく相違するものであった。 (1) 当社らは、平成23年3月ころ以降、出資金を充てて行う投資による収入の有無に関係なく、架空の収入を計上し、当該架空の収入の8割を営業者報酬として出資金から収受して自己の経費等に費消する意図を有し、実際にこれに沿った取扱いを行っていた。しかしながら、当社は上記意図や取扱いを顧客には秘匿して、収入が生じない限り営業者報酬を収受することは無い旨を表示したパンフレット等により勧誘を行っていた。 (2) 当社らは、平成23年5月ころ以降、営業者報酬を収受するために計上していた架空の収入の2割に相当する金額を分配金とし、出資金を原資として顧客に分配する意図を有し、実際にこれに沿った取扱いを行っていた。しかしながら、当社は上記意図や取扱いを顧客には秘匿して、収入が生じない限り分配金の支払いを行わないこと及び出資金を原資とした分配を行わない旨を表示したパンフレット等により勧誘を行っていた。 上記行為は、金商法第63条第4項の規定に基づき適格機関投資家等特例業務届出者を金融商品取引業者とみなして適用される同法第38条第1号に規定する「金融商品取引契約の締結又はその勧誘に関して、顧客に対し虚偽のことを告げる行為」に該当すると認められる。 当社らは、上記虚偽告知ばかりでなく、運用方法に関しても虚偽告知を伴う勧誘を行っていたなど、法令遵守意識が欠如している。また、上記(1)(2)のとおり、架空の営業収入に基づく営業者報酬の収受や分配金の支払いによって出資金を毀損させている。更に、当社は、出資金を受け入れる以外に新たな資金調達の方法がないため、匿名組合の運営業務を継続するには今後も新たな出資金を受け入れ続けなければならない状況にあり、現に、従業員の募集を行ったり、直近においても勧誘を行ったりしている。 以上からすれば、当社らは、上記違反行為を今後も行う蓋然性が高く、これを可及的速やかに禁止・停止させる必要がある。	平成25年 4月11日 (名古屋地裁)
7	(株)ライフステージ 他2名 (東京都新宿区)	平成25年 11月12日 (東京地裁)	○ 無登録金商業（ファンドの私募等の取扱い）の禁止等 (株)ライフステージ（以下「当社」という。）は、遅くとも平成23年8月頃以降、金融商品取引業の登録を受けずに、多数の一般投資家に対し、当社の関連会社である外国法人のL I F E S T A G E L I M I T E D（以下「リミテッド社」という。）が出資された資金を外国為替証拠金取引（以下「FX取引」という。）で運用し、それにより生じた運用益を支払うことを内容とする契約に基づく権利の取得の申込みを勧誘し、多数の一般投資家に当該権利を取得させた。 また、当社は、平成25年9月頃以降、金融商品取引業の登録を受けずに、多数の一般投資家に対し、リミテッド社が出資された資金をFX取引等で運用し、当社の関連会社である外国法人のG L O B A L	平成25年 11月26日 (東京地裁)

一連 番号	被申立人	申立日 (申立てを行った裁判所)	申立ての内容	発令日
7 つづき			INTERNATIONAL HOLDINGS LTD. がそれにより生じた運用益を支払うことを内容とする契約に基づく権利の取得の申込みを勧誘し、多数の一般投資家に当該権利を取得させた。 当社の 100 パーセント株主で「会長」である A 及び代表取締役である B（以下、当社、A 及び B を併せて「当社ら」という。）は、自ら、上記申込みの取得勧誘行為を行っているほか、「エージェント」と呼ばれる個人又は法人に指示するなどして、上記申込みの取得勧誘行為に当たらせている。なお、当社は、「エージェント」に対して、勧誘した一般投資家の出資金額に応じた紹介料を毎月支払っている。 以上の結果、平成 23 年 8 月頃から平成 25 年 10 月頃までの間に、延べ 5,336 名の一般投資家が約 146 億円を出資した。 当社らの上記各行為は、いずれも、金商法第 28 条第 2 項第 2 号に規定する「第二種金融商品取引業」に該当し、同法第 29 条に違反するものである。 当社らは、以上のとおり、長期間にわたり大規模かつ頻繁な勧誘を行っていたほか、平成 25 年 9 月頃以降、勧誘する権利を変更して当該権利に関する勧誘を本格的に実行し始めたところである。 以上からすれば、当社らは上記違反行為を今後も行う蓋然性が高く、これを可及的速やかに禁止・停止させる必要がある。	
8	アイエムビジョン(株) 他 1 名 (名古屋市中区)、 (適格機関投資家等 特例業務届出者)	平成 26 年 1 月 10 日 (名古屋地裁)	○ 無登録金商業（ファンドの私募等、運用）の禁止等 アイエムビジョン(株)（以下「当社」という。）他 1 名（以下、当社と併せて「当社ら」という。）は、平成 23 年 1 月頃から平成 25 年 10 月頃までの間、合計 12 本の匿名組合契約（以下、同契約の個別の名称にかかわらず「本件ファンド」という。）に基づく権利の私募を行い、延べ 389 名から約 15 億円の出資を受け、その出資金の運用を行っている。当社らは、集めた出資金を主に国内上場株式へ投資することにより運用しており、本件ファンドの出資対象事業はいずれも同一である。 適格機関投資家等特例業務（以下「特例業務」という。）の私募の要件として、6 か月以内に権利を取得させた適格機関投資家以外の者（以下「一般投資家」という。）は通算 49 名以下でなければならないところ、当社らが遅くとも平成 23 年 7 月頃以降、延べ 334 名の一般投資家に対して行った私募は、この要件を満たしていない。 また、特例業務の運用の要件として、一般投資家の人数は 49 名以下でなければならないところ、当社らが運用中の本件ファンドの一般投資家の人数は、遅くとも平成 23 年 7 月末以降、49 名を超え、平成 25 年 10 月末時点で少なくとも 139 名であり、この要件を満たしていない。 当社らの上記行為は、私募につき、金商法第 28 条第 2 項に規定する「第二種金融商品取引業」に該当し、運用につき、同条第 4 項に規定する「投資運用業」に該当し、いずれも、同法第 29 条に違反するものである。 また、当社らは、顧客から受け入れた出資金の大半を混同して管理・運用していたため、その資金繰り状況を正確に把握できない状態にあった。 そのような状態の中、当社らは、契約上、投資による運用益から顧客への配当を控除した金額のみを当社の経費等に充てるべき営業者報酬として収受するとされているにもかかわらず、平成 23 年 1 月頃から平成 25 年 10 月頃までの期間を通じて、運用益を超えて既存顧客への配当及び当社の経費の支払を行うとともに、償還金等の支払を行うため、本件ファンドに新たに投資された出資金を充当していた。 以上の結果、当社らは、受け入れた出資金のうち約 4 割を投資しているにすぎず、出資金を毀損させ	平成 26 年 1 月 24 日の名 古屋地裁から 当社に対する 破産手続開始 決定の発令を 受け、同月 31 日に申立てを 取下げ

一連 番号	被申立人	申立日 (申立てを行った裁判所)	申立ての内容	発令日
8 つづき			ている。 このような、当社らが出資金を配当及び経費に用いて流用する行為は、投資者保護上問題があるものと認められる。 さらに、当社らは、平成26年1月上旬を募集開始日とする新たな匿名組合契約に基づく権利の取得勧誘を企画している。 以上からすれば、当社らは、上記違反行為を今後も行う蓋然性が高く、これを可及的速やかに禁止・停止させる必要がある。	
9	(株)UAG他2名 (大阪市福島区)、 (適格機関投資家等 特例業務届出者)	平成26年 6月6日 (大阪地裁)	○ 無登録金商業（ファンドの私募等の取扱い）の禁止等 (株)UAG（以下「当社」という。）代表取締役A及び従業員B（以下、当社と併せて「当社ら」という。）は、遅くとも平成24年7月頃以降、当社の業務として、多数の一般投資家に対し、当社の関連会社である外国法人のUPDATE ASIA GROUP LIMITEDが営業者であり、外国為替証拠金取引などで出資金の運用を行うとする2本の匿名組合契約に基づく権利の取得の申込みを勧誘し、多数の一般投資家に当該権利を取得させている。その結果、当該権利を取得した一般投資家は、平成24年7月頃から平成26年5月頃までの間で、延べ262名に及び、その出資額は約18億円となっている。 なお、当社らは、当社顧客を含む個人又は法人に対して、一般投資家を当社に紹介するよう委託するとともに、出資金額に応じた紹介手数料を毎月支払っている。 当社らの上記行為は、金商法第28条第2項第2号に規定する「第二種金融商品取引業」に該当し、同法第29条に違反するものである。 そして、当社らは、こうした勧誘行為を現在まで継続しており、さらに、平成26年2月頃から同年3月頃にかけては、新たな匿名組合を組成し、当該匿名組合に係る権利の取得の申込みの勧誘を行っているなど、最近になって、より大規模かつ頻繁な勧誘を行っている。 以上からすれば、当社らは上記違法行為を今後も行う蓋然性が高く、これを可及的速やかに禁止・停止させる必要がある。	平成26年 6月23日 (大阪地裁)
10	(株)Grant他3名 (大阪市北区)	平成26年 7月3日 (大阪地裁)	○ 無登録金商業（ファンドの私募等の取扱い）の禁止等 (株)Grant（以下「当社」という。）代表取締役A、当社関係者B及び同C（以下、A及びBと併せて「Aら」という。また、当社及びAらを併せて「当社ら」という。）は、平成23年12月頃以降、Bが「会長」を務める当社において、自ら又は多数の金融商品取引業の登録のない代理店（以下「無登録代理店」という。）を利用して、多数の一般投資家に対し、海外の第一次販売代理店から紹介された、海外集団投資スキーム持分に該当する積立型の金融商品（以下「海外ファンド」という。）に係る取得勧誘を行っている。 その結果、海外ファンドを取得した顧客は、平成23年12月頃から平成26年5月頃までの間で、延べ約1,600名に及び、同月までの積立額の合計は約16億円に上る。 なお、当社らは、Aらが実質支配する海外の関連法人を介するなどして、無登録代理店に対して、販売手数料として、顧客の拠出金額に応じた金銭を支払っていた。 当社らは、現在においても、多数の一般投資家に対し、海外ファンドに係る取得勧誘を行っており、こうした取得勧誘行為は、金商法第28条第2項第2号に規定する「第二種金融商品取引業」に該当し、	平成26年 7月28日 (大阪地裁)

一連 番号	被申立人	申立日 (申立てを行った裁判所)	申立ての内容	発令日
10 つづき			無登録でこれを行うことは同法第 29 条に違反するものである。 そして、当社らは、平成 26 年 5 月において、より多くの顧客を獲得することを目的として、無登録代理店を増やす方法を企画し、海外ファンドの取得勧誘の拡大を図っている。 なお、以上に加え、Aらは、平成 19 年 8 月頃から平成 21 年 12 月頃までの間、B が代表者を務める(株)アビオン 35 (金融商品取引業の登録等はない。)において、また平成 22 年 1 月頃から平成 23 年 11 月頃までの間、C が代表者を務めるジースリー(株) (第二種金融商品取引業、投資助言・代理業)において、自ら又は上記無登録代理店を利用して、海外ファンドに係る取得勧誘を行っていた。その結果、海外ファンドを取得した顧客は、平成 19 年 8 月頃から平成 23 年 11 月頃までの間で、延べ約 2,400 名に及び、本年 5 月までの積立額の合計は約 73 億円に上る。 さらに、Aらは、平成 19 年 3 月頃から平成 24 年 5 月頃までの間、自ら又は上記無登録代理店を利用して、同人らが実質支配する国内外の関連法人等が営業者となり組成・運用する複数のファンドの持分 (主に匿名組合契約に基づく権利) の取得勧誘を行っていたところ、これらのファンド持分を取得した一般投資家は、上記期間で、延べ約 1,600 名に及び、その出資額は約 56 億円に上る。 以上からすれば、当社らは上記違法行為を今後も行う蓋然性が高く、これを可及的速やかに禁止・停止させる必要がある。	
11	(株)グランター他 2 名 (東京都港区)	平成 26 年 8 月 6 日 (東京地裁)	○ 無登録金商業 (投資一任契約の締結の媒介及びファンド等の私募等の取扱い) の禁止等 (株)グランター(以下「当社」という。)、当社代表取締役 A 及び当社職員 B (以下、「当社ら」という。)は、全国各地で「資産運用セミナー」と称するセミナーを頻繁に開催して参加者に対し取得勧誘を行っているところ、平成 25 年 10 月頃以降、多数の一般投資家に対し、当社の関連会社である外国法人の P B E D G E C O M P A N Y L I M I T E D (以下「P B 社」という。)が運用を行うとする「資産管理口座」と称するラップ口座の開設の勧誘を行い、多数の一般投資家と P B 社との間で、投資一任契約を締結させた。 また、当社らは、平成 26 年 1 月頃以降、多数の一般投資家に対し、当社の関連会社である S T パートナース(株)が発行する社債の取得を行うことを事業内容とする S T P 合同会社の社員権に係る取得勧誘を行っている。 さらに、当社らは、平成 24 年 10 月頃以降、多数の一般投資家に対し、海外集団投資スキーム持分に該当する積立型の金融商品 (以下「海外ファンド」という。)に係る取得勧誘を行っている。 その結果、平成 25 年 10 月頃から平成 26 年 6 月頃までの間に、延べ 1,826 名の一般投資家が P B 社との間で投資一任契約を締結し、約 6 億円を出資した。また、同年 1 月頃から同年 6 月頃までの間に、延べ 1,129 名の一般投資家が S T P 合同会社の社員権を取得し、約 7 億円を出資した。さらに、平成 24 年 10 月頃から平成 26 年 6 月頃までの間に、延べ 251 名の一般投資家が海外ファンドを取得し、同月までに合計約 4,500 万円を出資した。 なお、当社らは、顧客となっていた個人又は法人に対して、一般投資家を当社に紹介するよう委託するとともに、出資金額に応じた紹介手数料を毎月支払っている。 当社らの上記各行為は、金商法第 28 条第 3 項第 2 号に規定する「投資助言・代理業」又は同条第 2 項第 2 号に規定する「第二種金融商品取引業」にそれぞれ該当し、無登録でこれを行うことはいずれも同法第 29 条に違反するものである。	平成 26 年 9 月 5 日 (東京地裁)

一連 番号	被申立人	申立日 (申立てを行った裁判所)	申立ての内容	発令日
11 つづき			そして、当社らは、こうした勧誘行為を現在まで継続しているとともに、今後も継続して勧誘を行っていくことを計画している。 以上に加え、当社らは、平成 23 年 10 月頃から平成 25 年 9 月頃までの間、当社の関連会社である外国法人の Step 1 Up (Asia) Limited が運用を行うとするラップロ座の開設の勧誘を行い、延べ 4,553 名の一般投資家と当社との間で投資一任契約を締結させ、約 27 億円を出資させた。また、当社は、平成 24 年 10 月頃から平成 26 年 3 月頃までの間、当社又は当社の関連会社である国内法人の(株)エッジコンストラクショングループが組成するファンドの持分の取得勧誘を行い、延べ 2,224 名の一般投資家に約 40 億円を出資させた。そして、当社らは、これらの顧客に対する配当支払が負担となったことなどから、当該顧客に対し、上記 P B 社が運用を行うとするラップロ座及び S T P 合同会社の社員権への出資金の移行を勧めている。 以上からすれば、当社らは上記違法行為を今後も行う蓋然性が高く、これを可及的速やかに禁止・停止させる必要がある。	
12	(株)E S P L U S 他 1 名 (大阪市淀川区)	平成 26 年 9 月 12 日 (名古屋地裁)	○ 無登録金商業（ファンドの私募等の取扱い）の禁止等 (株)E S P L U S（以下「当社」という。）は、平成 25 年 10 月頃以降、多数の一般投資家に対し、当社の関連会社である外国法人の C a n n i p L i m i t e d（以下「カニップ社」という。）において出資金を集め、当社代表取締役 A（以下「A」といい、当社と併せて「当社ら」という。）が役員会会長を務める外国法人の N i p p o n D r a g o n R e s o u r c e s I n c . の鉱山開発事業へ投資して運用を行うとする「カニップインターナショナルリソースファンド」という名称のファンド（以下「カニップファンド」という。）に係る権利の取得勧誘を行っている。 また、当社は、同月頃以降、多数の一般投資家に対し、「ワールド・ハッピー・スマイル・チルドレン有限責任事業組合」を組合の名称とする有限責任事業組合契約に基づく権利（投資対象、投資条件等はカニップファンドと同一である。）の取得勧誘を行っている。 当社の代表清算人 A は、当社の名古屋事務所（名古屋市中村区）を主要な拠点とし、当社の大阪事務所（大阪市北区）の責任者及び名古屋事務所の従業員並びに金融商品取引業の登録のない「代理店」と呼ばれる個人又は法人に指示するなどして、上記取得勧誘行為に当たらせている。なお、当社は、カニップ社を介して、「代理店」に対して、勧誘した一般投資家の出資金額に応じた報酬を毎月支払っている。 以上の結果、平成 25 年 10 月頃から同 26 年 6 月頃までの間に、延べ 75 名の一般投資家に約 2 億 4,000 万円を出資させた。 当社らの上記各行為は、いずれも、金商法第 28 条第 2 項第 2 号に規定する「第二種金融商品取引業」に該当し、同法第 29 条に違反するものである。 当社は平成 25 年 9 月末に解散決議を行った旨登記しているものの、当社らは、上記のとおり自ら又は「代理店」を利用するなどして勧誘行為を継続していることに加え、平成 24 年 1 月頃から同 26 年 6 月頃までの間、多数の一般投資家に対し、A が大韓民国に設立した金融投資貸付(株)が組成する「K T」という名称のファンドに係る権利の取得勧誘を行い、延べ 243 名の一般投資家に約 5 億 8,000 万円を出資させた。 以上からすれば、当社らは上記違法行為を今後も行う蓋然性が高く、これを可及的速やかに禁止・停	平成 26 年 10 月 22 日 (名古屋地裁)

一連 番号	被申立人	申立日 (申立てを行った裁判所)	申立ての内容	発令日
12 つづき			止させる必要がある。	
13	MASTERS DPB LIMITED 他1名 (本店 ニュージー ランド・オークランド 市、日本支店 東京都 港区)	平成 27 年 1 月 14 日 (東京地裁)	○ 無登録金商業（投資一任契約に基づく運用）の禁止等 MASTERS DPB LIMITED(以下「当社」という。)及び当社の代表取締役兼日本における代表者A(以下「当社ら」という。)は、平成 25 年 3 月以降、多数の日本の一般投資家に対し、「ビジネスバック」という名称の商品(以下「ビジネスバック」という。)を販売しており、その内容は、(1) 資産形成に関するメールマガジンの配信等、(2) アフィリエイト・プログラム(顧客紹介と報酬支払)への参加権、(3) 資産運用を行うための口座の提供などである。 さらに、当社らは、ビジネスバックを購入した顧客のうち資産運用を希望する者がいた場合、ウェブサイト上に表示される投資一任契約基本約款に同意させる方法により、投資判断の委任及び当該顧客から預託を受けた口座内の資金の操作等に必要の権限の委任を受けた上で、当社が運用を行う「セパレートリーマネージドアカウント」という名称の口座(以下「SMA口座」という。)において顧客から預託を受けた運用資金を受け入れており、これにより当該顧客との間で投資一任契約を締結している。 また、当社らは、平成 26 年 10 月以降、「MASTERS DPB LIMITED ADVANCE」という新たな名称のサービス(以下「アドバンス」という。)の取扱いを開始し、顧客から SMA 口座における運用を委任する旨の申し出を受けた上で同口座に運用資金を受け入れている。 そして、当社らは、投資一任契約に基づき、少なくとも SMA 口座の資金の一部を国内株式等に投資して運用を行っている。 以上の結果、当社らは、平成 25 年 3 月頃から平成 26 年 12 月頃までの間、少なくとも延べ 940 名の一般投資家から約 7 億円の資金の預託を受けている。 当社らの上記行為は、金商法第 28 条第 4 項第 1 号に規定する「投資運用業」に該当し、無登録でこれを行うことは同法第 29 条に違反するものである。 そして、当社らは、上記のとおり、平成 26 年 10 月に新たなサービスとしてアドバンスの取扱いを開始したばかりであり、また、平成 25 年 3 月以降長期にわたり無登録投資運用業を継続して行ってきたものである。 また、当社らは、本来運用のみに用いられるべき SMA 口座内に入金された資金を、上記アフィリエイト・プログラムにおける顧客紹介に対する報酬等の会社事業のための支払いにも充当しているほか、運用益が全く生じていないにもかかわらず運用資金等を原資に配当を行うなど、運用資金について極めて杜撰な管理を行っている。 以上に加え、Aは、平成 24 年 9 月頃から当社が設立されるまでの間、国内法人である(株)マスターズを用いて同様の無登録投資運用業を行っていた。 以上からすれば、当社らは上記違法行為を今後も行う蓋然性が高く、これを可及的速やかに禁止・停止させる必要がある。	平成 27 年 2 月 23 日 (東京地裁)

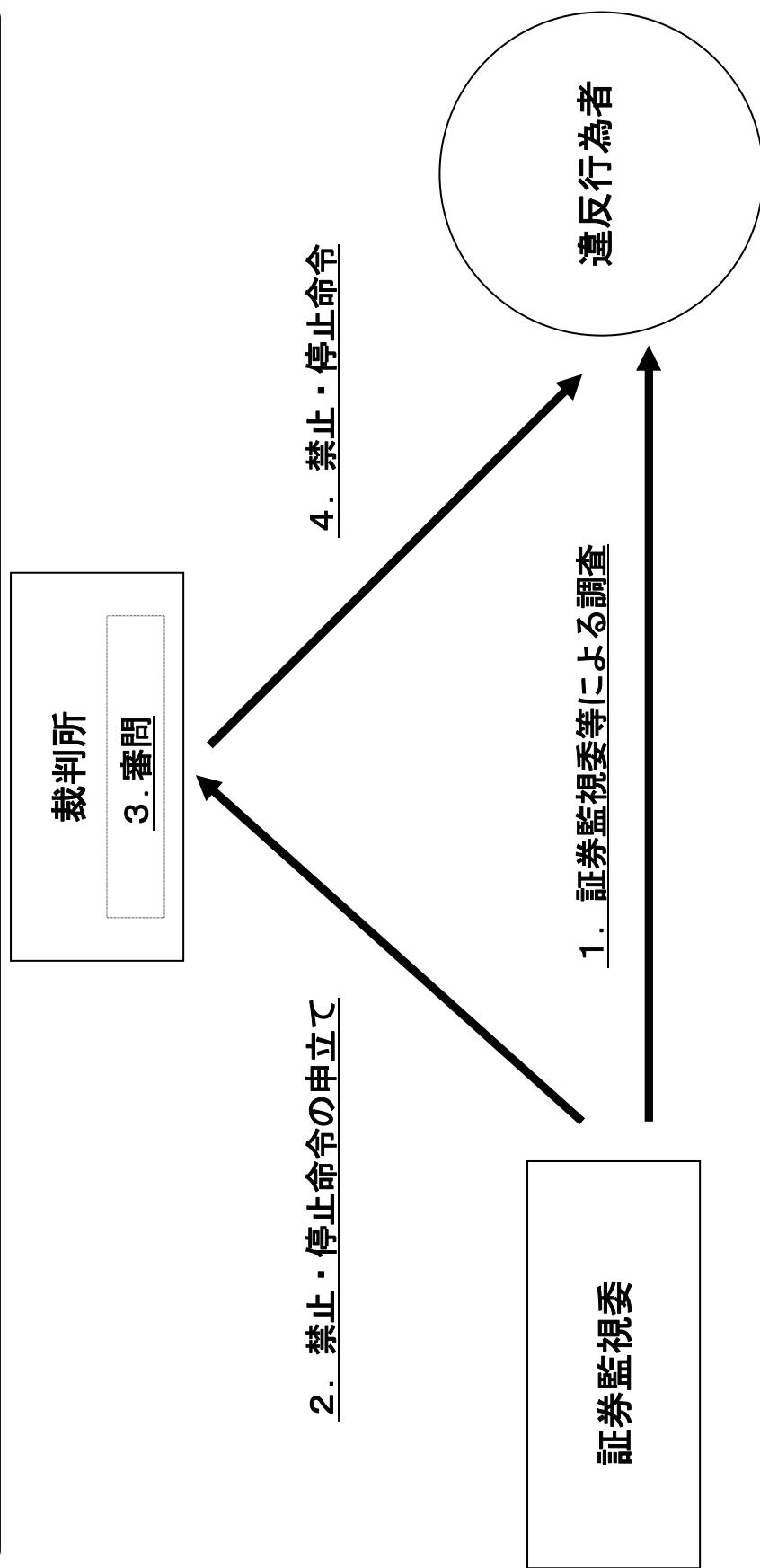
一連 番号	被申立人	申立日 (申立てを行った 裁判所)	申立ての内容	発令日
14	(株)日本ヴェリータ 及び (株)ギフタージャパン 他1名 (東京都中央区) (適格機関投資家等 特例業務届出者)	平成27年 3月20日 (東京地裁)	○ 無登録金商業（ファンドの私募等）の禁止等及び適格機関投資家等特例業務（自己私募）を行うに当たっての虚偽告知の禁止等 (株)日本ヴェリータ社及び代表取締役A（以下「ヴェリータ社ら」という。）は、平成23年12月頃から同27年2月頃までの間、いずれもヴェリータ社を営業者とする3つの名称の匿名組合契約（以下、同契約の個別の名称にかかわらず「ファンド」ということがある。）に基づく権利の私募を行い、延べ392名から約12億円の出資を受けた。ヴェリータ社の各ファンドでは、いずれも外国為替証拠金取引への投資により同社において集められた出資金の一部が運用されており、各ファンドの出資対象事業は同一である。 適格機関投資家等特例業務（以下「特例業務」という。）の私募の要件として、6か月以内に権利を取得させた適格機関投資家以外の者（以下「一般投資家」という。）は通算49名以下でなければならないところ、ヴェリータ社らが遅くとも平成26年6月頃以降、延べ107名の一般投資家に対して行った私募は、この要件を満たしていない。 ヴェリータ社らが業として行った上記行為は、金商法第28条第2項に規定する「第二種金融商品取引業」に該当し、ヴェリータ社らが同法第29条に基づく登録を受けることなく、上記行為を行うことは、同条に違反するものと認められる。 (株)ギフタージャパン及び同社の業務の実質的管理者であるA（以下「ギフター社ら」という。）は、平成26年1月頃から同27年2月頃までの間、2つの名称の匿名組合契約に基づく権利の私募を行い、延べ84名から約2億5,000万円の出資を受けた。 ギフター社らは、運用益の有無にかかわらず顧客の出資金を原資として、毎月分配上限額相当額（出資金額の1%相当額）を分配する意図を有し、実際に出資金を原資とした上記配当を継続して行っていた。しかしながら、ギフター社らは上記意図や取扱いを顧客には秘匿して、運用益が生じない限り分配金の支払いを行わない旨を表示した契約書を顧客に示して勧誘を行っていた。 ギフター社らによる上記説明は、金融商品取引契約の締結又はその勧誘に関して、顧客に対し虚偽のことを告げる行為に該当する（金商法第63条第4項・第38条第1号）。 そして、ヴェリータ社、ギフター社及びAは、こうした勧誘行為を現在まで継続しているとともに、今後も継続して勧誘を行っていくことを企図している。 また、Aは、ヴェリータ社及びギフター社で一般投資家から集めた出資金を、(株)JBSホールディングスに集約した上で、出資金を原資として、上記分配金を毎月顧客に支払い、また、残りの大部分を各社の役職員の給与等の経費の支払いやAへの個人的な貸付けに充てているところ、このような経費の支出や既存顧客への分配金支払いを今後も継続して行うためには、ヴェリータ社及びギフター社におけるファンドの取得勧誘を行って新たな出資金を得ることが不可欠な状況にある。 以上からすれば、ヴェリータ社、ギフター社及びAは上記違法行為を今後も行う蓋然性が高く、これを可及的速やかに禁止・停止させる必要がある。	平成27年 5月22日 (東京地裁)

一連 番号	被申立人	申立日 (申立てを行った裁判所)	申立ての内容	発令日
15	(株)ドリームジャパン 他1名 (東京都中央区)	平成27年 7月3日 (東京地裁)	○ 無登録金商業(株式の売買及び株式売買の委託の取次ぎ)の禁止等 (株)ドリームジャパン(以下「当社」という。)の代表取締役A(以下、当社と合わせて「当社ら」という。)は、平成20年10月から、自身が代表取締役を務めていた(株)エリオストレーディング(以下「エリオス社」という。)において、営業員に指示し、一般投資家がエリオス社に対して上場株式の売買の注文を行うと、これを証券会社に取り次いで、上場株式の売買ができるなどと説明して一般投資家を勧誘し、これに応じた一般投資家との間で上記取引を行う旨合意し、一般投資家から上場株式の売買の注文を受け付け、売買代金の入金を受けていた。 また、Aは、平成21年6月から、エリオス社において、営業員に指示し、エリオス社が割当てを受けたとする新規公開株式について売買を行うことができるなどと説明して一般投資家を勧誘し、これに応じた一般投資家との間で上記取引を行う旨合意し、一般投資家から新規公開株式の売買の注文を受け付け、売買代金の入金を受けていた。 そして、Aは、平成26年4月中旬頃から同年6月までの間に、エリオス社が関東財務局長から業務内容等について照会を受け、警告書の発出を受けるなどした中で、関東財務局からの追及を免れるため、エリオス社で取引を行っていた一般投資家を当社に引き継がせ、同月以降、当社において上記各行為を行っている。 以上の結果、平成20年10月から平成27年5月までの間に、176名の一般投資家から約7億円の入金を受けた。 当社らの上記各行為は、いずれも、金商法第28条第1項第1号に規定する「第一種金融商品取引業」に該当し、同法第29条に違反するものである。 Aは、上記のとおり、関東財務局長から警告書の発出等を受ける中で、エリオス社で取引を行っていた一般投資家を当社に引き継がせて、現在もなお無登録第一種金融商品取引業を継続して行っている。 また、当社らは、本来株式売買の代金として用いられるべき金員を、一般投資家との間の合意に反して株式売買等に充てずに、Aの個人的債務及び遊興費並びに当社及びエリオス社の経費等で費消して毀損している。 そして、上記違法行為は約6年半もの長期間に及んでいる上、当社らは、顧客から受けた金員をすでに毀損していることから、既存の一般投資家からの売付注文等に対応し、売却益の返還等をするためには、新たな入金を受け続けなければならない状況にあり、平成27年5月時点においても積極的に営業活動を行っている。 以上からすれば、当社らは上記違法行為を今後も行う蓋然性が高く、これを可及的速やかに禁止・停止させる必要がある。	平成27年 9月8日 (東京地裁)
16	(株)S R I ブレイン 他1名 (東京都渋谷区) (適格機関投資家等 特例業務届出者)	平成27年 8月7日 (東京地裁)	○ 適格機関投資家等特例業務(自己私募)を行うに当たっての虚偽告知の禁止等 (株)S R I ブレイン(以下「当社」という。)及び代表取締役A(以下当社と合わせて「当社ら」という。)は、平成23年3月頃から同27年6月頃までの間、当社の運営する複数のファンド(以下「本件ファンド」という。)に係る当社を無限責任組合員とする投資事業有限責任組合契約に基づく権利の取得勧誘を行い、延べ741名から約14億7,000万円の出資を受けている。 当社らは、顧客の出資金のうち当社が受領する報酬を除く大部分を、関係法人である(株)ビバーチェ及び日本ビジネス・ネット(株)(以下、(株)ビバーチェと合わせて「ビバーチェ社ら」という。)に送金し、こ	平成27年 12月4日 (東京地裁)

一連 番号	被申立人	申立日 (申立てを行った裁判所)	申立ての内容	発令日
16 つづき			れを直ちに当社に送金・還流させることで受領し、当社の人件費、交際費等の経費に費消していた。上記方法により、本件ファンドの出資金は少なくとも約5億1,000万円が当社に送金・還流されている。このように、当社は、本件ファンドの取得勧誘に際して顧客に交付していた重要事項説明書及び契約書に表示し、当社営業員が説明していた手数料等以外にも、顧客の出資金から多額の金員を受領していたにもかかわらず、かかる事実を顧客に説明せず、手数料等について、実際のものよりも著しく低額である旨を表示・説明していた。 また、当社は、本件ファンドのうち複数のファンドの投資先企業について、将来有望な未上場企業、高い成長性が見込まれる国内企業の株式等に投資する旨などを重要事項説明書において表示していたほか、営業員においても同旨の説明を顧客に対して繰り返し行っていたところ、実際には、毎年多額の純損失を計上し、運転資金にも窮する状態にあり、成長性が高いとは評価できない企業に投資していたものであり、投資先企業の経営実態が上記表示及び説明と著しく相違するものであった。 当社らによる上記行為は、金融商品取引契約の締結又はその勧誘に関して、顧客に対し虚偽のことを告げる行為に該当する（金商法第63条第4項・第38条第1号）。 当社は、上記出資金の送金・還流を正当化するために、ビバーチェ社らに投資先企業の株式を引き受けさせた後、ビバーチェ社らから本件ファンドに転売させており、その際、転売価格の基準となる株価算定を当社の意に沿う価格で算定し、転売価格を高額な価格とすることで、ビバーチェ社らに多額の売買差益を生じさせるとともに、ビバーチェ社らとの間で業務委託契約を締結し、上記売買差益の大部分をコンサルティング料名目で受領するという外観を作出しているものである。 また、上記と同様の手数料等にかかる虚偽告知は、当社において本件ファンドの取得勧誘を開始する以前から、当社の前代表取締役Bが代表取締役を務めていた(株)リスクマネジメントブレイン（以下「リスク社」という。）におけるファンドの取得勧誘の際にも行われていたところ、当社における上記行為の関与者はリスク社の関与者と同様である。そして、当社は、上記のとおり、当社に送金・還流させた出資金を当社の人件費等の経費に充てて費消しているほか、ビバーチェ社らに送金された出資金は、リスク社に対する送金等にも使用されるなどしてその大半が既に毀損されており、当社らが今後も業務を継続して行うためには、新たな投資事業有限責任組合を組成して取得勧誘を行い、新たな出資金を得ることが不可欠な状況にあり、その際、上記虚偽告知が行われ、顧客に多大な被害が生じるおそれが極めて高い。 以上からすれば、当社は上記違法行為を今後も行う蓋然性が高く、これを可及的速やかに禁止・停止させる必要がある。	
17	(株)エフ・サポート 他1名 (東京都千代田区)	平成28年 3月11日 (東京地裁)	○ 無登録金商業（株式の売買及び株式売買の委託の取次ぎ）の禁止等 (株)エフ・サポート（以下「当社」という。）の実質的経営者A（以下、当社と合わせて「当社ら」という。）は、当社の下記違法行為と同様の行為を行っていた(株)データ・ファイブ（以下「データ社」という。）の資金繰りに行き詰まったことから、データ社を清算することとし、清算資金獲得のための会社として、当時、休眠会社であった当社を譲り受けた。 そして、Aは、平成22年5月頃から、当社において、データ社の顧客の取引を当社に引き継がせて、これら顧客との間で上場株式及び新規公開株式の取	平成28年 4月14日 (東京地裁)

一連 番号	被申立人	申立日 (申立てを行っ た裁判所)	申立ての内容	発令日
17 つづき			引を継続するとともに、新規顧客の勧誘を開始した。 A及び当社の営業員（以下「Aら」という。）は、当社に上場株式の売買の注文を行うと、これを当社が顧客に代わって証券会社に取り次いで、上場株式の売買ができるなどと説明して一般投資家を勧誘し、これに応じた一般投資家との間で上記取引を行う旨合意し、一般投資家から上場株式の売買の注文を受け付け、売買代金の入金を受けていた。 また、Aらは、当社が割当てを受けたとする新規公開株式について売買を行うことができるなどと説明して一般投資家を勧誘し、これに応じた一般投資家との間で上記取引を行う旨合意し、一般投資家から新規公開株式の売買の注文を受け付け、売買代金の入金を受けていた。 以上の結果、当社は、データ社から当社に引き継がれた顧客の取引を含め、遅くとも平成20年4月から平成28年1月までの間に、93名の一般投資家から約3億2,000万円の入金を受けた。 当社らの上記各行為は、いずれも金商法第28条第1項に規定する「第一種金融商品取引業」に該当するものであり、金商法第29条に基づく登録を受けずに上記各行為を行うことは、同条に違反するものである。 そして、当社らは、本来株式売買の代金として用いられるべき金員を、一般投資家との間の合意に反して株式売買等に充てずに、Aの個人的債務の弁済及び当社経費の支払等で費消して毀損しており、当社らの違法行為を禁止・停止させなければ、一般投資家の利益が更に害されるおそれが高い。 また、上記違法行為は長期間に及んでいる上、当社らは、顧客から受けた金員をすでに毀損していることから、既存の一般投資家からの売付注文等に対応し、返金等をするためには、新たな入金を受け続けなければならない状況にあり、平成28年1月時点においても違法行為を継続し、顧客から入金を受けている状況にある。 以上からすれば、当社らは上記違法行為を今後も行う蓋然性が高く、これを可及的速やかに禁止・停止させる必要がある。	

3-5-3 金融商品取引法違反行為に係る裁判所への申立て



<金商法第192条>

裁判所は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、内閣総理大臣又は内閣総理大臣及び財務大臣の申立てにより、当該各号に定める行為を行い、又は行おうとする者に対し、その行為の禁止又は停止を命ずることができる。

一 緊急の必要があり、かつ、公益及び投資者保護のため必要かつ適當であるとき この法律又はこの法律に基づく命令に違反する行為

二 第2条第2項第5号若しくは第6号に掲げる権利又は同項7号に掲げる権利（同項第5号又は第6号に掲げる権利と同様の経済的性質を有するものとして政令で定める権利に限る。）に関し出資され、又は抛出された金銭（これに類するものとして政令で定めるものを含む。）を充てて行われる事業に係る業務執行が著しく適正を欠き、かつ、現に投資者の利益が著しく害されており、又は害されることが明白である場合において、投資者の損害の拡大を防止する緊急の必要があるとき これらの権利に係る同条8項第7号から第9号までに掲げる行為

3-6 告発実施状況

1 告発件数等一覧表

区分	4～22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	合計
告発件数	142	15	7	3	6	8	181
告発人数	412	46	26	3	12	16	515

2 告発事件の概要一覧表（関係条文、肩書きは、犯則行為時点のもの。）

事件	告発年月日	関係条文	事件の概要	判決
1	5.5.21	証取法第 125 条第 1 項、第 2 項等 （相場操縦） 証取法第 27 条の 23 第 1 項等 （大量保有報告書の不提出）	① 日本ユニシス(株)の株価を高騰させ、自ら売り抜けることを目的とした十数名の名義による仮装売買、買い上がり買付け等。 （嫌疑者）不動産会社社長 金融業者役員 ② 上記売買の過程において発行済株式総数の 5%を超える株式を保有するに至ったにもかかわらず、大量保有報告書を提出していなかった。 （嫌疑者）不動産会社社長	①につき 6.10.3（東京地裁） 不動産会社社長 懲役 2 年 6 月（執行猶予 4 年） 金融業者役員 懲役 2 年（執行猶予 3 年） （いずれも確定） ②につき 不動産会社社長 不起訴
2	6.5.17	証取法第 197 条第 1 号の 2 同法第 207 条第 1 項等 （虚偽の有価証券報告書の提出）	(株)アイベックは、関連会社を利用した架空売上の計上等により粉飾経理を行い、虚偽の記載をした有価証券報告書を提出。 （嫌疑者）当該会社 当該会社社長 当該会社役員	13.9.28（東京地裁） 同社社長 懲役 1 年 8 月 同社役員 懲役 1 年 2 月 15.11.13（東京高裁） 同社役員 懲役 1 年 2 月（執行猶予 3 年） 15.11.18（東京高裁） 同社社長 懲役 1 年 8 月（執行猶予 4 年） （いずれも確定）

事件	告発年月日	関係条文	事件の概要	判決
3	6.10.14	証取法第166条第1項、第3項同法第200条第6号等 (内部者取引)	日本商事(株)の新薬の投与による副作用死亡例の発生(重要事実)を知り、公表前に同社株券を売り付けた。 (嫌疑者) 会社役職員 取引先職員 医師(第一次情報受領者)	6.12.20(大阪簡裁) 会社役職員 取引先職員24名 罰金20～50万円(略式命令) 8.5.24(大阪地裁) 医師 罰金30万円 9.10.24(大阪高裁) 医師 原判決破棄 地裁へ差戻し 11.2.16(最高裁) 医師 原判決破棄 高裁へ差戻し 13.3.16(大阪高裁) 医師 控訴棄却 16.1.13(最高裁) 医師 上告棄却 (いずれも確定)
4	7.2.10	証取法第166条第1項 同法第207条第1項等 (内部者取引)	新日本国土工業(株)の約束手形の不渡りの発生(重要事実)を知り、公表前に同社株券を売り付けた。 (嫌疑者) 取引銀行 同行役職員 取引先 同社職員	7.3.24(東京簡裁) 取引銀行 罰金50万円 同行役職員2名 罰金20～50万円 取引先、同社職員 罰金30万円(略式命令) (いずれも確定)
5	7.6.23	証取法第158条同法第197条第9号 (風説の流布)	テーエスデー(株)の社長は、同社株券の価格を高騰させるため、虚偽の事実を発表。 (嫌疑者) 当該会社社長	8.3.22(東京地裁) 懲役1年4月(執行猶予3年) (確定)
6	7.12.22	証取法第50条の3第1項 同法第207条第1項等 (損失補てん)	千代田証券(株)は、株式取引の自己勘定から顧客勘定への付け替えにより損失補てん及び利益の追加。 (嫌疑者) 証券会社 当該会社社長 当該会社役職員 顧客	8.2.19(東京簡裁) 同社社長 同社役職員4名 罰金30～50万円(略式命令) 8.12.24(東京地裁) 証券会社 罰金1,500万円 同社役員 懲役6月(執行猶予2年) (いずれも確定)
7	8.8.2	証取法第166条第1項、第2項 同法第200条第6号 (内部者取引)	日本織物加工(株)の第三者割当増資の決定(重要事実)を知り、公表前に知人名義等で同社株券を買い付けた。 (嫌疑者) 割当先監査役(弁護士)	9.7.28(東京地裁) 懲役6月(執行猶予3年) 追徴金約2,621万円 10.9.21(東京高裁) 原判決破棄 地裁へ差戻し 11.6.10(最高裁) 原判決破棄 高裁へ差戻し 12.3.24(東京高裁) 控訴棄却 (確定)

事件	告発年月日	関係条文	事 件 の 概 要	判 決
8	9. 1. 17	証取法第 158 条 同法第 197 条 第 9 号 (風説の流布)	特定の株券の価格を高騰させ自ら売り抜けるため、「ギャンぶる大帝」の袋とじ株式欄に虚偽の事実を記載。 (疑惑者) 雑誌監修人 (投資顧問業)	9. 1. 30 (東京簡裁) 罰金 50 万円 (略式命令) (確定)
9	9. 4. 8	証取法第 166 条第 1 項 同法第 207 条 第 1 項等 (内部者取引)	㈱鈴丹の子会社の破綻に伴う損失等の発生 (重要事実) を知り、公表前に同社株券を売り付けた。 (疑惑者) 当該会社社長 当該会社役員 関連会社	9. 5. 1 (名古屋簡裁) 同社役員 4 名及び関連会社 罰金 50 万円 (略式命令) 9. 9. 30 (名古屋地裁) 同社会長 懲役 6 月 (執行猶予 3 年) (いずれも確定)
10	9. 4. 25	証取法第 166 条第 3 項 同法第 200 条 第 6 号等 (内部者取引)	シントム㈱の第三者割当増資の決定 (重要事実) を知り、公表前に知人名義等で同社株券を買い付けた。 (疑惑者) 割当先社長 割当先会社等	9. 5. 27 (東京簡裁) 割当先社長及び割当先会社等 罰金 30 万円 (略式命令) (いずれも確定)
11	9. 5. 13	証取法第 50 条の 3 第 1 項 同法第 207 条 第 1 項等 (損失補てん)	野村証券㈱は、株式等取引の自己勘定から顧客勘定への付け替え等により損失補てん。顧客は、損失補てんを要求。 (疑惑者) 証券会社 当該会社社長 当該会社役員 顧客	11. 1. 20 (東京地裁) 証券会社 罰金 1 億円 同社社長、同社役員 A 懲役 1 年 (執行猶予 3 年) 同社役員 B 懲役 8 月 (執行猶予 3 年) 11. 4. 21 (東京地裁) 顧客 懲役 9 月 追徴金約 6 億 9,363 万円 (いずれも確定) (注) 山一、日興、大和証券関連と共に一括審理
12	9. 9. 17	証取法第 50 条の 3 第 1 項、第 2 項 同法第 207 条 第 1 項等 (損失補てん)	山一証券㈱は、海外先物取引の自己勘定から顧客勘定への付け替えにより損失補てん及び利益の追加。顧客は、損失補てんを要求。 (疑惑者) 証券会社 当該会社社長 当該会社副社長 当該会社役員 顧客	10. 7. 17 (東京地裁) 証券会社 罰金 8,000 万円 同社役員 A 懲役 10 月 (執行猶予 2 年) 10. 9. 30 (東京地裁) 同社副社長 懲役 1 年 (執行猶予 3 年) 10. 11. 6 (東京地裁) 同社職員 懲役 10 月 (執行猶予 2 年) 同社役職員 2 名 懲役 8 月 (執行猶予 2 年) 11. 4. 21 (東京地裁) 顧客 懲役 9 月 追徴金約 6 億 9,363 万円 (注) 11 号事件と一括審理 11. 6. 24 (東京地裁) 同社役員 B 懲役 10 月 (執行猶予 3 年) 12. 3. 28 (東京地裁) 同社社長 懲役 2 年 6 月 13. 10. 25 (東京高裁) 同社社長 懲役 3 年 (執行猶予 5 年) (いずれも確定)

事件	告発年月日	関係条文	事 件 の 概 要	判 決
13	9. 10. 21	証取法第 50 条の 3 第 1 項 同法第 207 条 第 1 項等 (損 失 補 て ん)	日興証券(株)は、株式取引の自己勘定から顧客勘定への付け替えにより損失補てん。顧客は、損失補てんを要求。 (嫌 疑 者) 証券会社 当該会社副社長 当該会社役職員 顧客	10. 9. 21 (東京地裁) 証券会社 罰金 1,000 万円 同社副社長、同社職員 懲役 10 月 (執行猶予 3 年) 同社役員 2 名 懲役 1 年 (執行猶予 3 年) 11. 4. 21 (東京地裁) 顧客 懲役 9 月 追徴金約 6 億 9,363 万円 (注)11 号事件と一括審理 (いずれも確定)
14	9. 10. 23	証取法第 50 条の 3 第 1 項 同法第 207 条 第 1 項等 (損 失 補 て ん)	山一証券(株)は、海外先物取引の自己勘定から顧客勘定への付け替えにより損失補てん。 (嫌 疑 者) 証券会社 当該会社社長 当該会社副社長 当該会社役職員	10. 7. 17 (東京地裁) 証券会社 罰金 8,000 万円 同社役員 A 懲役 10 月 (執行猶予 2 年) 10. 9. 30 (東京地裁) 同社副社長 懲役 1 年 (執行猶予 3 年) 10. 11. 6 (東京地裁) 同社役職員 2 名 懲役 8 月 (執行猶予 2 年) 11. 1. 29 (東京地裁) 同社役員 B 懲役 10 月 (執行猶予 3 年) 11. 6. 24 (東京地裁) 同社役員 C 懲役 10 月 (執行猶予 3 年) 12. 3. 28 (東京地裁) 同社社長 懲役 2 年 6 月 13. 10. 25 (東京高裁) 同社社長 懲役 3 年 (執行猶予 5 年) (いずれも確定)
15	9. 10. 28	証取法第 50 条の 3 第 1 項、第 2 項 同法第 207 条 第 1 項等 (損 失 補 て ん)	大和証券(株)は、株式取引の自己勘定から顧客勘定への付け替えにより損失補てん。顧客は、損失補てんを要求。 (嫌 疑 者) 証券会社 当該会社副社長 当該会社役職員 顧客	10. 10. 15 (東京地裁) 証券会社 罰金 4,000 万円 同社副社長 懲役 1 年 (執行猶予 3 年) 同社役職員 3 名 懲役 10 月 (執行猶予 3 年) 同社役職員 2 名 懲役 8 月 (執行猶予 3 年) 11. 4. 21 (東京地裁) 顧客 懲役 9 月 追徴金約 6 億 9,363 万円 (注)11 号事件と一括審理 (いずれも確定)
16	10. 3. 9	証取法第 50 条の 3 第 1 項 同法第 207 条 第 1 項等 (損 失 補 て ん)	日興証券(株)は、株式取引の自己勘定から顧客勘定への付け替えにより利益追加。 (嫌 疑 者) 証券会社 当該会社副社長 当該会社役員	10. 9. 21 (東京地裁) 証券会社 罰金 1,000 万円 同社副社長、同社役員 懲役 1 年 (執行猶予 3 年) (いずれも確定)

事 件	告 発 年 月 日	関 係 条 文	事 件 の 概 要	判 決
17	10. 3. 20	証取法第 197 条第 1 号 同法第 207 条第 1 項第 1 号等 (虚偽の有価証券報告書の提出)	山一証券(株)は、有価証券の含み損を国内・海外のペーパーカンパニー等に飛ばしを行うことで隠蔽し、虚偽の記載をした有価証券報告書を提出。 (嫌疑者) 証券会社 当該会社社長 当該会社社長 当該会社副社長	12. 3. 28 (東京地裁) 同社会長 懲役 2 年 6 月 (執行猶予 5 年) 同社社長 懲役 2 年 6 月 13. 10. 25 (東京高裁) 同社社長 懲役 3 年 (執行猶予 5 年) (いずれも確定)
18	10. 5. 29	証取法第 167 条第 1 項 同法施行令第 31 条 同法第 200 条第 6 号等 (内部者取引)	トーソク(株)の株券について、親会社が他社(買収先)へ一括株式譲渡を実施すること(重要事実)を知り、公表前に親族名義口座で同社株券を買い付けた。 (嫌疑者) 親会社役員	10. 8. 26 (横浜簡裁) 罰金 50 万円 (略式命令) (確定)
19	10. 7. 6	証取法第 166 条第 3 項 同法第 200 条第 6 号等 (内部者取引)	大都工業(株)の会社更生手続開始の申立ての決定(重要事実)を知り、公表前に信用取引等を利用して同社株券を売り付けた。 (嫌疑者) 関連会社役員 関連会社職員の親族	10. 7. 17 (東京簡裁) 関連会社職員の親族 罰金 50 万円 (略式命令) 10. 11. 10 (東京地裁) 関連会社役員 懲役 6 月 (執行猶予 3 年) 罰金 50 万円 (いずれも確定)
20	10. 10. 30	証取法第 166 条第 1 項 同法第 200 条第 6 号等 (内部者取引)	日本エム・アイ・シー(株)のベンチャー企業の吸収合併の決定(重要事実)を知り、公表前に仮名口座で同社株券を買い付けた。 (嫌疑者) 合併相手先役員 証券会社職員	11. 3. 19 (東京地裁) 証券会社職員 懲役 6 月 (執行猶予 3 年) 罰金 50 万円 12. 3. 28 (東京地裁) 合併相手先役員 懲役 6 月 罰金 50 万円 12. 11. 20 (東京高裁) 合併相手先役員 控訴棄却 15. 12. 3 (最高裁) 合併相手先役員 上告棄却 (いずれも確定)
21	10. 12. 17	証取法第 166 条第 1 項 同法第 198 条第 15 号等 (内部者取引)	トーア・スチール(株)の解散の決定(重要事実)を知り、公表前に信用取引を利用して部下の親族名義口座で同社株券を売り付けた。 (嫌疑者) 取引先役員 同部下職員	11. 2. 15 (東京簡裁) 部下職員 罰金 50 万円 (略式命令) 11. 4. 13 (東京地裁) 取引先役員 懲役 1 年 罰金 200 万円 11. 10. 29 (東京高裁) 取引先役員 懲役 1 年 6 月 (執行猶予 3 年) 罰金 200 万円 (いずれも確定)

事件	告発年月日	関係条文	事 件 の 概 要	判 決
22	11. 2. 10	証取法第 166 条第 3 項 同法第 198 条第 15 号等 (内部者取引)	トーア・スチール(株)の解散の決定(重要事実)を知り、公表前に信用取引を利用して同社株券を売り付けた。 (嫌疑者) 取引先役員 同業他社社長	11. 4. 13(東京地裁) 取引先役員 懲役 1 年 罰金 200 万円 同業他社社長 懲役 10 月 罰金 200 万円 11. 10. 29 (東京高裁) 取引先役員 懲役 1 年 6 月(執行猶予 3 年) 罰金 200 万円 同業他社社長 懲役 1 年 2 月(執行猶予 3 年) 罰金 200 万円 (いずれも確定) (注)21 号事件と一括審理
23	11. 3. 4	証取法第 159 条第 1 項、第 2 項 同法第 197 条等 (相場操縦)	昭和化学工業(株)の株価を高騰させ、自ら売り抜けることを目的とした十数名の名義による仮装売買、買い上がり買付け等。 (嫌疑者) 金融業者 金融業者役員	11. 6. 24 (大阪地裁) 金融業者役員 懲役 1 年 6 月 (執行猶予 3 年) 金融業者 罰金 400 万円 (いずれも確定)
24	11. 6. 30	証取法第 197 条第 1 号等 (虚偽の有価証券報告書の提出)	(株)日本長期信用銀行は、関連親密企業への融資に関して適正な引当・償却を行わないことにより粉飾経理を行い、虚偽の記載をした有価証券報告書を提出。 (嫌疑者) 当該銀行 当該銀行頭取 当該銀行副頭取	14. 9. 10 (東京地裁) 同行頭取 懲役 3 年 (執行猶予 4 年) 同行副頭取 2 名 懲役 2 年(執行猶予 3 年) 17. 6. 21(東京高裁) いずれも控訴棄却 20. 7. 18 (最高裁) いずれも原判決破棄 無罪 (いずれも確定)
25	11. 8. 13	証取法第 197 条第 1 号等 (虚偽の有価証券報告書の提出)	(株)日本債券信用銀行は、取立不能と見込まれる貸出金に関して適正な引当・償却を行わないことにより粉飾経理を行い、虚偽の記載をした有価証券報告書を提出。 (嫌疑者) 当該銀行 当該銀行会長 当該銀行頭取 当該銀行副頭取 当該銀行役員	16. 5. 28 (東京地裁) 同行会長 懲役 1 年 4 月 (執行猶予 3 年) 同行頭取 懲役 1 年 (執行猶予 3 年) 同行副頭取 懲役 1 年 (執行猶予 3 年) 19. 3. 14 (東京高裁) いずれも控訴棄却 21. 12. 7 (最高裁) いずれも原判決を破棄 東京高裁に差戻 23. 8. 30 (東京高裁) いずれも原判決破棄 無罪 (いずれも確定)
26	11. 12. 3	証取法第 159 条第 1 項第 1 号、第 2 項第 1 号、第 4 項 同法第 197 条第 8 号 (相場操縦)	(株)ヒューネットの株価を高騰させ、自ら売り抜けることを目的とした数名の名義による仮装売買等。 (嫌疑者) 会社社長 会社役員	12. 5. 19 (横浜地裁) 会社社長 懲役 1 年 6 月 (執行猶予 3 年) (確定)

事件	告発年月日	関係条文	事 件 の 概 要	判 決
27	11. 12. 27	証取法第 198 条第 4 号等 (虚偽の半期報告書の提出)	㈱ヤクルト本社は、プリンスン債が償還済であるという事実を隠蔽し、資産及び収益を過大に計上する方法で、虚偽の記載をした半期報告書を提出。 (嫌疑者) 当該会社 当該会社副社長 証券会社会長	14. 9. 12 (東京地裁) 同社副社長 懲役 7 年 罰金 6,000 万円 当該会社 罰金 1,000 万円 15. 8. 11 (東京高裁) いずれも控訴棄却 (いずれも確定)
28	12. 1. 31	証取法第 197 条第 1 号等 (虚偽の有価証券報告書の提出)	㈱テスコンは、架空売上の計上により粉飾経理を行い、虚偽の記載をした有価証券報告書を提出。 (嫌疑者) 当該会社 当該会社社長 当該会社役員	13. 1. 30 (横浜地裁) 同社社長 懲役 1 年 6 月 (執行猶予 3 年) (確定)
29	12. 3. 21	証取法第 158 条 同法第 197 条第 6 号等 (偽計)	クレスパール・インターナショナル・リミテッドは、プリンスン債を販売するため「当局の承認が得られている商品である」旨の虚偽の資料を使用。 (嫌疑者) 当該会社 当該会社役員	12. 3. 22 (東京簡裁) 同社役職員 2 名 罰金 30 万円 (略式命令) (いずれも確定)
30	12. 3. 22	証取法第 158 条 同法第 197 条第 6 号等 (偽計)	クレスパール・インターナショナル・リミテッドは、プリンスン債を販売するため、投資家に虚偽の説明。 (嫌疑者) 当該会社 当該会社社長	14. 10. 10 (東京地裁) 同社会長 懲役 3 年 罰金 6,400 万円 15. 11. 10 (東京高裁) 控訴棄却 18. 11. 20 (最高裁) 上告棄却 (確定)
31	12. 5. 26	証取法第 166 条第 3 項 同法第 198 条第 15 号等 (内部者取引)	㈱ピコイが和議開始の申立てを行うこと (重要事実) を知り、公表前に同社株券を売り付けた。 (嫌疑者) 取引先役員	12. 7. 19 (東京地裁) 懲役 8 月 (執行猶予 3 年) 罰金 100 万円 追徴金約 448 万円 (確定)
32	12. 11. 28	証取法第 166 条第 3 項 同法第 198 条第 15 号等 (内部者取引)	㈱ブレナスが子会社の異動を伴う株券の取得を行う (重要事実) ことを知り、公表前に同社株券を買い付けた。 (嫌疑者) 当該会社役員の姉	12. 11. 28 (東京簡裁) 罰金 50 万円 (略式命令) 追徴金約 158 万円 (確定)

事 件	告 発 年 月 日	関 係 条 文	事 件 の 概 要	判 決
33	12. 12. 4	証取法第 158 条等 同法第 197 条 第 1 項第 5 号 等 (風説の流 布、虚偽の大 量保有報告 書の提出)	㈱東天紅の株価を高騰させるため、公 開買付けをする旨の虚偽発表をする とともに、虚偽の大量保有報告書を提 出。 (嫌疑者) 会社役員等	12. 12. 4 (東京簡裁) 会社役員ら 3 名 罰金 50 万円 (略式命令) 14. 11. 8 (東京地裁) 会社役員 懲役 2 年 (執行猶予 4 年) 罰金 600 万円 (いずれも確定)
34	12. 12. 4	証取法第 27 条の 23 第 1 項 同法第 198 条 第 5 号 (大量保有 報告書の 不提出)	会社役員は、㈱東天紅の株券の大量保 有者になったにもかかわらず、期限ま でに大量保有報告書を提出しなかつ た。 (嫌疑者) 会社役員	14. 11. 8 (東京地裁) 懲役 2 年 (執行猶予 4 年) 罰金 600 万円 (確定)
35	13. 3. 12	証取法第 166 条第 1 項 同法第 198 条 第 15 号等 (内部者取 引)	武藤工業㈱が他社と資本業務提携を 行う (重要事実) ことを知り、公表前 に同社株券を買い付けた。 (嫌疑者) 提携先社員 (公認会計士)	13. 5. 29 (東京地裁) 懲役 1 年 (執行猶予 3 年) 罰金 100 万円 追徴金約 1, 414 万円 (確定)
36	13. 4. 27	証取法第 159 条第 1 項第 1 号、第 2 項第 1 号 同法第 197 条 第 1 項第 5 号 (相場操縦)	アイカ工業㈱の株価を高騰させるこ とを目的とした複数名義による買い 上がり買付け、仮装売買等。 (嫌疑者) 会社社長	14. 9. 12 (名古屋地裁) 懲役 1 年 6 月 (執行猶予 3 年) 追徴金約 2, 818 万円 (確定)
37	13. 12. 20	証取法第 197 条第 1 項第 1 号等 (虚偽の有 価証券報告 書の提出)	フットワークエクスプレス㈱は架空 収益の計上等により粉飾経理を行い、 虚偽の記載のある有価証券報告書を 提出。 (嫌疑者) 当該会社 当該会社社長 当該会社副社長 当該会社常務 当該会社社員	14. 10. 8 (大阪地裁) 同社社長 懲役 2 年 (執行猶予 3 年) 同社副社長 懲役 1 年 (執行猶予 3 年) 同社常務 懲役 10 月 (執行猶予 3 年) (いずれも確定)

事件	告発年月日	関係条文	事 件 の 概 要	判 決
38	14. 3. 20	証取法第 159 条第 1 項第 1 号等、第 2 項第 1 号 同法第 197 条第 1 項第 7 号等 (相場操縦)	志村化工(株)の株価を高騰させることを目的とした買い上がり買付け、仮装売買等。 (疑惑者) 会社役員等	15. 7. 30 (東京地裁) 会社役員 A 懲役 2 年 (執行猶予 3 年) 追徴金約 1 億 1, 395 万円 15. 11. 11 (東京地裁) 無職 C 懲役 2 年 (執行猶予 3 年) 追徴金約 1 億 2, 080 万円 会社役員 B 懲役 2 年 (執行猶予 3 年) 追徴金約 1 億 2, 080 万円 16. 7. 14 (東京高裁) 会社役員 B 控訴棄却 19. 3. 29 (最高裁) 会社役員 B 上告棄却 (いずれも確定)
39	14. 3. 26	証取法第 166 条第 1 項 同法第 198 条第 18 号等 (内部者取引)	(株)ティーアンドイーソフトが他社と業務提携を行う (重要事実) ことを知り、公表前に同社株券を買い付けた。 (疑惑者) 記者発表会業務下請会社役員	14. 10. 16 (東京地裁) 懲役 8 月 (執行猶予 3 年) 罰金 100 万円 追徴金約 922 万円 (確定)
40	14. 6. 7	証取法第 197 条第 1 項第 1 号等 (虚偽の有価証券報告書の提出)	フットワークエクスプレス(株)の監査業務を行った公認会計士が架空収益を計上するなどした虚偽の記載のある有価証券報告書を提出。 (疑惑者) 公認会計士	14. 6. 10 (大阪簡裁) 公認会計士 2 名 罰金 50 万円 (略式命令) (いずれも確定) 公認会計士 1 名 (大阪地裁) 死亡による公訴棄却
41	14. 6. 28	証取法第 197 条第 1 項第 1 号等 (虚偽の有価証券報告書の提出)	(株)ナナボシは、平成 12 年 3 月期及び平成 13 年 3 月期決算において、架空工事の受注工事代金の計上により粉飾経理を行い、虚偽の記載のある有価証券報告書を提出。 (疑惑者) 当該会社 当該会社社長 当該会社役員	15. 3. 13 (大阪地裁) 同社会長 懲役 2 年 6 月 15. 3. 31 (大阪地裁) 同社役員 懲役 3 年 6 月 15. 9. 16 (大阪高裁) 同社会長 控訴棄却 16. 1. 16 (最高裁) 同社会長 上告棄却 (いずれも確定)
42	14. 6. 28	証取法第 167 条第 1 項等 (内部者取引)	コカ・コーラウェストジャパン(株)が、三笠コカ・コーラボトリング(株)株券の公開買付けを行うことを知り、公表前に同社株券を買い付けた。 (疑惑者) 銀行員 (契約締結先) 等	15. 5. 2 (東京地裁) 銀行員 懲役 1 年 2 月 (執行猶予 3 年) 罰金 80 万円 追徴金約 400 万円 医師 懲役 10 月 (執行猶予 3 年) 罰金 50 万円 追徴金約 400 万円 15. 11. 28 (東京高裁) 医師 控訴棄却 16. 5. 31 (最高裁) 医師 上告棄却 (いずれも確定)

事件	告発年月日	関係条文	事 件 の 概 要	判 決
43	14. 6. 28	証取法第 167 条第 1 項等 (内部者取引)	三陽エンジニアリング(株)が三陽パックス(株)株券の公開買付けを行うことを知り、公表前に同社株券を買い付けた。 (嫌疑者) 銀行員 (第一次情報受領者) 等	15. 5. 2 (東京地裁) 銀行員 懲役 1 年 2 月 (執行猶予 3 年) 罰金 80 万円 追徴金約 400 万円 医師 懲役 10 月 (執行猶予 3 年) 罰金 50 万円 追徴金約 400 万円 15. 11. 28 (東京高裁) 医師 控訴棄却 16. 5. 31 (最高裁) 医師 上告棄却 (いずれも確定) (注) 42 号事件と一括審理
44	14. 7. 31	証取法第 167 条第 1 項等 (内部者取引)	(株)光通信が(株)クレイフィッシュ株券の公開買付けを行うことを知り、公表前に同社株券を買い付けた。 (嫌疑者) 会社員	15. 2. 28 (東京地裁) 懲役 1 年 (執行猶予 3 年) 罰金 100 万円 追徴金約 1,048 万円 (確定)
45	14. 9. 6	証取法第 197 条第 1 項第 1 号等 (虚偽の有価証券報告書の提出)	(株)ナナボシは、平成 10 年 3 月期及び平成 11 年 3 月期決算において、架空工事の受注工事代金の計上により粉飾経理を行い、虚偽の記載のある有価証券報告書を提出。 (嫌疑者) 当該会社 当該会社社長 当該会社役員	15. 3. 13 (大阪地裁) 同社会長 懲役 2 年 6 月 15. 3. 31 (大阪地裁) 同社役員 懲役 3 年 6 月 15. 9. 16 (大阪高裁) 同社会長 控訴棄却 16. 1. 16 (最高裁) 同社会長 上告棄却 (いずれも確定) (注) 41 号事件と一括審理
46	14. 11. 29	証取法第 158 条 同法第 197 条第 1 項第 7 号 (風説の流布及び偽計)	ドリームテクノロジー(株)の株券を取引していた者が、同株券の相場の変動を意図し、インターネット上で募集した会員に対し、電子メールで売買を推奨する内容虚偽の情報を提供した。 (嫌疑者) 当該株券取引者	15. 3. 28 (広島簡裁) 罰金 30 万円 追徴金 36 万 6 千円 (略式命令) (確定)
47	14. 12. 16	証取法第 197 条第 1 項第 1 号等 (虚偽の有価証券届出書及び報告書の提出)	(株)エムティーシーアイは、架空資産を計上するなど虚偽の記載のある貸借対照表を掲載した有価証券報告書を提出。その後の公募増資にあたり、上記貸借対照表を掲載した有価証券届出書を提出。 (嫌疑者) 当該会社 当該会社社長	15. 7. 14 (東京地裁) 同社会長 懲役 2 年 (確定)

事 件	告 発 年 月 日	関 係 条 文	事 件 の 概 要	判 決
48	14. 12. 19	証取法第 167 条第 1 項等 (内部者取引)	ニチメン(株)が、(株)ニチメンインフィニティ株券の公開買付けを行うことを知り、公表前に同社株券を買い付けた。 (嫌疑者) 公開買付代理人であった証券会社職員	15. 9. 10 (東京地裁) 懲役 1 年 6 月 (執行猶予 3 年) 罰金 100 万円 追徴金約 921 万円 (確定)
49	14. 12. 26	証取法第 158 条 同法第 197 条第 1 項等 (偽計)	(株)エムティーシーアイは公募増資にあたり、一般投資家に対して、虚偽の事実を公表した。 (嫌疑者) 当該会社 当該会社社長	15. 7. 14 (東京地裁) 同社会長 懲役 2 年 (確定) (注)47 号事件と一括審理
50	15. 2. 13	証取法第 167 条第 1 項等 (内部者取引)	コカ・コーラウェストジャパン(株)が、三笠コカ・コーラボトリング(株)株券の公開買付けを行うことを知り、公表前に同社株券を買い付けた。 (嫌疑者) 会社職員等	15. 7. 3 (大阪地裁) 会社職員 懲役 1 年 6 月 (執行猶予 3 年) 罰金 100 万円 追徴金 290 万円 職員知人 懲役 1 年 (執行猶予 3 年) 罰金 80 万円 追徴金約 210 万円 (いずれも確定)
51	15. 2. 20	証取法第 167 条第 1 項等 (内部者取引)	コカ・コーラウェストジャパン(株)が、三笠コカ・コーラボトリング(株)株券の公開買付けを行うことを知り、公表前に同社株券を買い付けた。 (嫌疑者) 会社職員等	15. 7. 3 (大阪地裁) 会社職員 懲役 1 年 6 月 (執行猶予 3 年) 罰金 100 万円 追徴金 290 万円 (注)50 号事件と一括審理 職員実弟 懲役 1 年 (執行猶予 3 年) 罰金 100 万円 追徴金約 545 万円 (いずれも確定)
52	15. 3. 24	証取法第 197 条第 1 項第 1 号等 (虚偽の有価証券報告書の提出)	(株)ケイビーは架空売上を計上するなどの方法により粉飾経理を行い、虚偽の記載のある有価証券報告書を提出。 (嫌疑者) 当該会社 当該会社社長 当該会社専務 当該会社常務	15. 9. 17 (東京地裁) 同社専務 懲役 2 年 (執行猶予 3 年) 15. 12. 11 (東京地裁) 同社常務 懲役 4 年 16. 7. 29 (東京高裁) 同社常務 控訴棄却 16. 10. 7 (東京地裁) 同社会長 懲役 8 年 17. 9. 28 (東京高裁) 同社会長 控訴棄却 18. 7. 3 (最高裁) 同社会長 上告棄却 (いずれも確定)
53	15. 5. 28	証取法第 167 条第 1 項等 (内部者取引)	ニチメン(株)が、(株)ニチメンインフィニティ株券の公開買付けを行うことを知り、公表前に同社株券を買い付けた。 (嫌疑者) 公開買付代理人であった証券会社職員	15. 10. 21 (東京地裁) 懲役 1 年 2 月 (執行猶予 3 年) 罰金 70 万円 追徴金約 891 万円 (確定)

事件	告発年月日	関係条文	事 件 の 概 要	判 決
54	15. 7. 16	証取法第 166 条第 2 項第 1 号等 (内部者取引)	㈱ソーテックが、自己株式を取得すること及び投資運用会社と業務提携を行うこと(ともに重要事実)を知り、公表前に同社株券を買い付けた。 (嫌疑者) 当該会社職員	16. 1. 30 (横浜地裁) 懲役 1 年 2 月 (執行猶予 3 年) 罰金 80 万円 追徴金約 845 万円 (確定)
55	15. 7. 25	証取法第 159 条第 1 項第 3 号等 (相場操縦)	大阪証券取引所が開設する有価証券オプション市場に上場されている株券オプションにつき、投資家にその取引が繁盛に行われていると誤解させることを目的として仮装売買等を行った。 (嫌疑者) ㈱大阪証券取引所 同取引所副理事長 証券会社 証券会社代表取締役	17. 2. 17 (大阪地裁) 同取引所副理事長 無罪 18. 10. 6 (大阪高裁) 同取引所副理事長 懲役 1 年 (執行猶予 3 年) 19. 7. 12 (最高裁) 同取引所副理事長 上告棄却 (確定)
56	15. 7. 30	証取法第 167 条第 1 項等 (内部者取引)	ニチメン㈱が、㈱ニチメンインフィニティ株券の公開買付けを行うことを知り、公表前に同社株券を買い付けた。 (嫌疑者) 公開買付代理人であった証券会社職員 (元課長)	15. 10. 30 (東京地裁) 懲役 1 年 2 月 (執行猶予 3 年) 罰金 80 万円 追徴金約 936 万円 (確定)
57	15. 11. 14	証取法第 166 条第 3 項等 (内部者取引)	㈱アイチコーポレーションの業務に関し、他社と業務提携を行うこと(重要事実)を知り、公表前に同社株券を買い付けた。 (嫌疑者) 会社役員	16. 8. 3 (名古屋地裁) 懲役 10 月 (執行猶予 3 年) 罰金 80 万円 追徴金約 1, 105 万円 (確定)
58	16. 2. 24	証取法第 159 条第 1 項第 1 号等 (相場操縦)	㈱キャッツの株価を高騰させることを目的とした買い上がり買付け、仮装売買等を行った。 (嫌疑者) 当該会社社長等	17. 2. 8 (東京地裁) 会社役員 A 懲役 2 年 6 月 (執行猶予 4 年) 追徴金 3 億 1, 082 万円 同社役員 懲役 2 年 6 月 (執行猶予 4 年) 追徴金 3 億 1, 082 万円 会社役員 B 懲役 2 年 6 月 (執行猶予 4 年) 追徴金 3 億 1, 082 万円 17. 3. 11 (東京地裁) 同社社長 懲役 3 年 (執行猶予 5 年) 追徴金 3 億 1, 082 万円 17. 9. 7 (東京高裁) 会社役員 B 控訴棄却 19. 2. 20 (最高裁) 会社役員 B 上告棄却 (いずれも確定)

事件	告発年月日	関係条文	事 件 の 概 要	判 決
59	16. 2. 27	証取法第 166 条第 3 項等 (内部者取引)	大日本土木(株)が民事再生手続開始の申立てを行うこと(重要事実)を知り、公表前に信用取引を利用して同社株券を売り付けた。 (嫌疑者) 会社員	16. 5. 27 (名古屋地裁) 懲役 10 月 (執行猶予 3 年) 罰金 80 万円 (確定)
60	16. 3. 29	証取法第 197 条第 1 項第 1 号等 (虚偽の半期報告書及び有価証券報告書の提出)	(株)キャッツは同社役員への貸付金を消費寄託契約に基づく預け金として計上した虚偽の記載のある半期報告書を提出し、 また、同社が保有する株式の取得価格を水増しして計上した虚偽の記載のある有価証券報告書を提出した。 (嫌疑者) 当該会社 当該会社社長 会社役員 公認会計士	17. 3. 4 (東京地裁) 会社役員 C 懲役 1 年 6 月 (執行猶予 3 年) 17. 3. 11 (東京地裁) 同社社長 懲役 3 年 (執行猶予 5 年) 追徴金 3 億 1,082 万円 (注)58 号事件と一括審理 18. 3. 24 (東京地裁) 公認会計士 懲役 2 年 (執行猶予 4 年) 19. 7. 11 (東京高裁) 公認会計士 控訴棄却 22. 5. 31 (最高裁) 公認会計士 上告棄却 (いずれも確定)
61	16. 5. 31	証取法第 166 条第 1 項等 (内部者取引)	(株)デジタルが他社と業務提携を行うこと(重要事実)を知り、公表前に同社株券を買い付けた。 (嫌疑者) 会社役員	16. 9. 3 (大阪地裁) 懲役 1 年 6 月 (執行猶予 3 年) 罰金 100 万円 追徴金約 945 万円 (確定)
62	16. 6. 22	証取法第 197 条第 1 項第 1 号等 (虚偽の有価証券報告書の提出)	(株)森本組は完成工事総利益及び当期未処理損失をそれぞれ粉飾するなどした虚偽の記載のある有価証券報告書を提出した。 (嫌疑者) 当該会社 当該会社役員	17. 5. 13 (大阪地裁) 同社役員 A 懲役 2 年 (執行猶予 4 年) 17. 5. 20 (大阪地裁) 同社役員 B 懲役 2 年 (執行猶予 5 年) 17. 7. 12 (大阪地裁) 同社役員 C 懲役 2 年 6 月 (執行猶予 5 年) 18. 4. 18 (大阪地裁) 同社役員 D 懲役 6 年 20. 1. 15 (大阪高裁) 同社役員 D 控訴棄却 22. 6. 4 (最高裁) 同社役員 D 上告棄却 (いずれも確定)

事件	告発年月日	関係条文	事 件 の 概 要	判 決
63	16. 6. 24	証取法第 166 条第 1 項等 (内部者取引)	㈱イセキ開発工機が民事再生手続開始の申立てを行うこと(重要事実)を知り、公表前に同社株券を売り付けた。 (疑 念 者) 当該会社役員 会社役員	17. 7. 22 (東京地裁) 会社役員 A 懲役 1 年 2 月 (執行猶予 3 年) 罰金 80 万円 追徴金 655 万円 17. 10. 19 (東京地裁) 同社役員 懲役 1 年 6 月 (執行猶予 3 年) 罰金 100 万円 追徴金 1, 000 万円 18. 2. 2 (東京高裁) 会社役員 A 控訴棄却 18. 4. 26 (最高裁) 会社役員 A 上告棄却 (いずれも確定) 会社役員 B 死亡による公訴棄却
64	16. 11. 2	証取法第 166 条第 1 項等 (内部者取引)	㈱メディア・リンクスが純利益及び配当予想値の修正を行うこと(重要事実)を知り、公表前に同社株券を売り付けた。 (疑 念 者) 当該会社社長	17. 5. 2 (大阪地裁) 懲役 3 年 6 月 罰金 200 万円 17. 10. 14 (大阪高裁) 控訴棄却 18. 2. 20 (最高裁) 上告棄却 (確定)
65	16. 11. 19	証取法第 158 条 同法第 197 条第 1 項第 7 号等 (風説の流布及び偽計)	㈱メディア・リンクスは、同社の株価を高騰させるため、同社が発行を決定した転換社債型新株予約権付社債につき、払込みがなされていないのに発行総額について払込みが完了した旨の虚偽の事実を公表した。また、同社債の一部について株式転換が完了し、資本金が充実された旨虚偽の事実を公表した。 (疑 念 者) 当該会社 当該会社社長	17. 5. 2 (大阪地裁) 同社社長 懲役 3 年 6 月 罰金 200 万円 当該会社 罰金 500 万円 17. 10. 14 (大阪高裁) 同社社長 控訴棄却 当該会社 控訴棄却 18. 2. 20 (最高裁) 同社社長 上告棄却 (注)64 号事件と一括審理 当該会社 上告棄却 (いずれも確定)
66	16. 11. 30	証取法第 159 条第 2 項第 1 号等 (相場操縦)	真柄建設㈱等複数銘柄の株価を高騰させることを目的とした見せ玉を行った。 (疑 念 者) 会社員	17. 12. 9 (釧路地裁) 懲役 1 年 6 月 (執行猶予 3 年) 罰金 100 万円 (確定)

事件	告発年月日	関係条文	事 件 の 概 要	判 決
67	16.12.9	証取法第197条第1項第1号等 (虚偽の有価証券報告書の提出)	㈱メディア・リンクスは、架空売上及び架空仕入れを計上するなどの方法により粉飾経理を行い、虚偽の記載のある有価証券報告書を提出。 (嫌疑者) 当該会社 当該会社社長	17.5.2 (大阪地裁) 同社社長 懲役3年6月 罰金200万円 当該会社 罰金500万円 17.10.14 (大阪高裁) 同社社長 控訴棄却 当該会社 控訴棄却 18.2.20 (最高裁) 同社社長 上告棄却 (注)64号事件及び65号事件と一括審理 当該会社 上告棄却 (注)65号事件と一括審理 (いずれも確定)
68	17.1.26	証取法第166条第2項等 (内部者取引)	㈱シーエスケイコミュニケーションズが㈱シーエスケイとの株式交換(重要事実)により㈱シーエスケイの完全子会社になることを知り、公表前に同社株券を買い付けた。 (嫌疑者) 会社役員等	18.8.10 (東京地裁) 会社役員 懲役1年2月(執行猶予3年) 罰金20万円 追徴金約310万円 上記役員が経営する会社 罰金100万円 追徴金約851万円 (いずれも確定)
69	17.3.14	証取法第167条第1項等 (内部者取引)	コダックジャパンデジタルプロダクトディベロップメント㈱が、産業活力再生特別措置法の適用を前提として、チノン㈱株券の公開買付けを行うことを知り、公表前に同社株券を買い付けた。 (嫌疑者) 国家公務員	17.10.28 (東京地裁) 懲役1年6月(執行猶予3年) 罰金90万円 追徴金約1,373万円 (確定)
70	17.3.22	証取法第166条第1項等 (内部者取引)	南野建設㈱が第三者割当増資による新株の発行を行うこと(重要事実)を知り、公表前に同社株券を買い付けた。 (嫌疑者) 当該会社役員等	17.6.27 (大阪地裁) 同社役員 懲役1年6月(執行猶予3年) 罰金80万円 追徴金約625万円 役員妻 懲役1年(執行猶予3年) 罰金50万円 追徴金約625万円 (いずれも確定)
71	17.3.22	証取法第197条第1項第1号等 (虚偽の有価証券報告書の提出)	西武鉄道㈱は、㈱コクドの所有に係る西武鉄道㈱株式につき、発行済み株式総数に対する所有割合を少なく記載するなどし、重要な事項につき虚偽の記載のある有価証券報告書を提出。 (嫌疑者) 当該会社等	17.10.27 (東京地裁) 会社役員 懲役2年6月(執行猶予4年) 罰金500万円 当該会社 罰金2億円 (いずれも確定)
72	17.3.22	証取法第166条第2項等 (内部者取引)	西武鉄道㈱が有価証券報告書に継続的に㈱コクド所有に係る株式等について虚偽の記載をしてきた事実(重要事実)を知り、公表前に同社株券を売り付けた。 (嫌疑者) 会社役員等	17.10.27 (東京地裁) 会社役員 懲役2年6月(執行猶予4年) 罰金500万円 (注)71号事件と一括審理 親会社 罰金1億5,000万円 (いずれも確定)

事件	告発年月日	関係条文	事 件 の 概 要	判 決
73	17.6.10	証取法第 166 条第 1 項等 (内部者取引)	キヤノンソフトウェア(株)が株式の分割を行うこと(重要事実)を知り、公表前に同社株券を買い付けた。 (嫌疑者) 業務委託契約先社員	18.7.7 (東京地裁) 懲役 1 年 6 月 (執行猶予 3 年) 罰金 50 万円 追徴金 658 万円 (確定)
74	17.6.20	証取法第 159 条第 1 項等 (相場操縦)	日信工業(株)の株価を高騰させることを目的とした買い上がり買付け、仮装売買等を行った。 (嫌疑者) 個人投資家	19.12.21 (東京地裁) 懲役 2 年 (執行猶予 3 年) 追徴金約 1,166 万円 21.3.26 (東京高裁) 控訴棄却 22.12.13 (最高裁) 上告棄却 (確定)
75	17.8.17	証取法第 197 条第 1 項第 1 号等 (虚偽の有価証券報告書の提出)	(株)カネボウは、大量の不良在庫等を抱え、業績が悪化していた子会社を連結決算の対象からはずすなどの方法により、虚偽の記載のある有価証券報告書を提出。 (嫌疑者) 当該会社 当該会社社長 当該会社役員	18.3.27 (東京地裁) 同社社長 懲役 2 年 (執行猶予 3 年) 同社役員 懲役 1 年 6 月 (執行猶予 3 年) (いずれも確定)
76	17.9.30	証取法第 197 条第 1 項第 1 号等 (虚偽の有価証券報告書の提出)	公認会計士として(株)カネボウの監査業務を行った際、大量の不良在庫等を抱え、業績が悪化していた子会社を連結決算の対象からはずすなどの方法により、虚偽の記載をした有価証券報告書を提出。 (嫌疑者) 公認会計士	18.8.9 (東京地裁) 公認会計士 A 懲役 1 年 6 月 (執行猶予 3 年) 公認会計士 B 懲役 1 年 (執行猶予 3 年) 公認会計士 C 懲役 1 年 (執行猶予 3 年) (いずれも確定)
77	17.11.15	証取法第 159 条第 1 項第 1 号等 (相場操縦)	(株)ソキアの株価を高騰させることを目的とした買い上がり買付け、仮装売買等を行った。 (嫌疑者) 会社役員	18.7.19 (大阪地裁) 懲役 2 年 (執行猶予 4 年) 罰金 200 万円 追徴金約 4,924 万円 (確定)

事 件	告 発 年 月 日	関 係 条 文	事 件 の 概 要	判 決
78	18. 2. 10	証取法第 158 条 同法第 197 条 第 1 項第 7 号 (風説の流布及び偽計)	㈱ライブドアは、㈱ライブドアマーケ ティング株券の売買のため及び同社 の株価の高騰を図る目的をもって、同 社をして虚偽の事実を公表した。 (嫌疑者) 当該会社 当該会社子会社 当該会社代表取締役 当該会社役員 (2 名) 会社役員	19. 3. 16 (東京地裁) 同社代表取締役 懲役 2 年 6 月 19. 3. 22 (東京地裁) 同社役員 A 懲役 1 年 8 月 同社役員 B 懲役 1 年 6 月 (執行猶予 3 年) 会社役員 懲役 1 年 6 月 (執行猶予 3 年) (注)いずれも 82 号事件と一括審理 19. 3. 23 (東京地裁) 当該会社 罰金 2 億 8,000 万円 同社子会社 罰金 4,000 万円 20. 7. 25 (東京高裁) 同社代表取締役 控訴棄却 20. 9. 12 (東京高裁) 同社役員 A 懲役 1 年 2 月 21. 1. 7 (最高裁) 同社役員 A 上告棄却 (注)82 号事件と一括審理 23. 4. 25 (最高裁) 同社代表取締役 上告棄却 (注)82 号事件と一括審理 (いずれも確定)
79	18. 2. 22	証取法第 166 条第 3 項等 (内部者取 引)	㈱東北エンタープライズが民事再生 手続開始の申立てを行うこと (重要事 実) を知り、公表前に同社株券を売り 付けた。 (嫌疑者) 当該会社社員	18. 9. 19 (仙台地裁) 懲役 1 年 2 月 (執行猶予 3 年) 罰金 60 万円 追徴金約 429 万円 (確定)
80	18. 2. 22	証取法第 166 条第 1 項第 1 号等 (内部者取 引)	㈱東北エンタープライズが民事再生 手続開始の申立てを行うこと (重要事 実) を知り、公表前に同社株券を売り 付けた。 (嫌疑者) 当該会社社員	18. 8. 11 (福島地裁) 懲役 1 年 2 月 (執行猶予 3 年) 罰金 80 万円 追徴金約 345 万 (確定)
81	18. 2. 22	証取法第 166 条第 1 項第 1 号等 (内部者取 引)	㈱東北エンタープライズが民事再生 手続開始の申立てを行うこと (重要事 実) を知り、公表前に同社株券を売り 付けた。 (嫌疑者) 当該会社社員	18. 8. 11 (福島地裁) 懲役 10 月 (執行猶予 3 年) 罰金 30 万円 追徴金約 124 万円 (確定)

事件	告発年月日	関係条文	事 件 の 概 要	判 決
82	18.3.13	証取法第 197 条第 1 項第 1 号等 (虚偽の有価証券報告書の提出)	㈱ライブドアは、売上計上の認められない自社株売却益の売上高への計上等により、虚偽の記載をした有価証券報告書を提出。 (嫌疑者) 当該会社 当該会社代表取締役 当該会社役員 (3 名) 会社役員	19.3.16 (東京地裁) 同社代表取締役 懲役 2 年 6 月 19.3.22 (東京地裁) 同社役員 A 懲役 1 年 8 月 同社役員 B 懲役 1 年 6 月 (執行猶予 3 年) 会社役員 懲役 1 年 6 月 (執行猶予 3 年) (注) いずれも 78 号事件と一括審理 同社役員 C 懲役 1 年 (執行猶予 3 年) 19.3.23 (東京地裁) 当該会社 罰金 2 億 8,000 万円 (注) 78 号事件と一括審理 20.7.25 (東京高裁) 同社代表取締役 控訴棄却 20.9.12 (東京高裁) 同社役員 A 懲役 1 年 2 月 21.1.7 (最高裁) 同社役員 A 上告棄却 (注) 78 号事件と一括審理 23.4.25 (最高裁) 同社代表取締役 上告棄却 (注) 78 号事件と一括審理 (いずれも確定)
83	18.3.30	証取法第 197 条第 1 項第 1 号等 (虚偽の有価証券報告書の提出)	公認会計士や監査の実質的責任者として㈱ライブドアの監査業務を行った際、売上計上の認められない自社株売却益を売上高への計上等により、虚偽の記載をした有価証券報告書を提出。 (嫌疑者) 公認会計士 (2 名)	19.3.23 (東京地裁) 公認会計士 A 懲役 10 月 公認会計士 B 懲役 1 年 (執行猶予 4 年) 20.9.19 (東京高裁) 公認会計士 A 懲役 1 年 (執行猶予 4 年) 20.9.26 (東京高裁) 公認会計士 B 控訴棄却 23.5.18 (最高裁) 公認会計士 B 上告棄却 (いずれも確定)
84	18.5.30	証取法第 166 条第 1 項第 1 号等 (内部者取引)	アライドテレシス㈱が株式の分割を行うこと (重要事実) を知り、公表前に同社株券を買い付けた。 (嫌疑者) 当該会社役員等	18.11.28 (さいたま地裁) 同社役員同居人 懲役 1 年 2 月 (執行猶予 4 年) 追徴金約 452 万円 同社役員同居人の実妹 懲役 1 年 (執行猶予 4 年) 追徴金約 435 万円 19.3.20 (さいたま地裁) 同社役員 懲役 1 年 6 月 (執行猶予 5 年) 罰金 100 万円 追徴金約 1,089 万円 同社役員実子 懲役 1 年 2 月 (執行猶予 4 年) 罰金 50 万円 追徴金約 1,532 万円 19.7.31 (東京高裁) 同社役員実子 控訴棄却 (いずれも確定)

事件	告発年月日	関係条文	事 件 の 概 要	判 決
85	18.6.22	証取法第 167 条第 3 項等 (内部者取引)	㈱ライブドアが㈱ニッポン放送の総株主の議決権数の百分の五以上の株券等を買集める旨の公開買付けに準ずる行為の実施を知り、公表前に㈱ニッポン放送株券を買付けた。 (疑者) ファンド中核会社 ファンド実質経営者	19.7.19 (東京地裁) ファンド実質経営者 懲役 2 年 罰金 300 万円 追徴金約 11 億 4,900 万円 ファンド中核会社 罰金 3 億円 21.2.3 (東京高裁) ファンド実質経営者 懲役 2 年 (執行猶予 3 年) 罰金 300 万円 追徴金約 11 億 4,900 万円 ファンド中核会社 罰金 2 億円 23.6.6 (最高裁) 上告棄却 (いずれも確定)
86	18.7.25	証取法第 166 条第 3 項等 (内部者取引)	㈱西松屋チェーンほか 4 社が株式分割を行うこと (重要事実) を知り、公表前に同社株券を買付けた。 (疑者) 新聞社社員	18.12.25 (東京地裁) 新聞社社員 懲役 2 年 6 月 (執行猶予 4 年) 罰金 600 万円 追徴金約 1 億 1,674 万円 (確定)
87	18.8.3	証取法第 166 条第 1 項第 1 号等 (内部者取引)	㈱ピーシーデポコーポレーションが株式分割を行うこと (重要事実)、㈱オーエー・システム・プラザが㈱ピーシーデポコーポレーションと業務提携を行うこと (重要事実)、及び㈱オーエー・システム・プラザが株式を発行すること (重要事実) を知り、公表前に同社株券を買付けた。 (疑者) 当該会社社員	19.12.18 (横浜地裁) 懲役 4 年 6 月 罰金 500 万円 追徴金 1 億 938 万円 (確定)
88	18.10.20	証取法第 166 条第 1 項第 1 号等 (内部者取引)	㈱IMJ が株式分割を行うこと (重要事実) を知り、公表前に同社株券を買付けた。 (疑者) 当該会社顧問	19.1.16 (東京地裁) 同社顧問 懲役 2 年 (執行猶予 3 年) 罰金 200 万円 追徴金 1,675 万円 (確定)
89	19.2.5	証取法第 166 条第 1 項第 1 号等 (内部者取引)	㈱セイクレストが株式分割を行うこと (重要事実) を知り、公表前に同社株券を買付けた。 (疑者) 当該会社社員 会社役員 会社社員	19.6.22 (大阪地裁) 同社社員 懲役 2 年 6 月 (執行猶予 4 年) 罰金 200 万円 追徴金 6,000 万円 (確定)
90	19.2.6	証取法第 197 条第 1 項第 1 号等 (虚偽の有価証券報告書の提出)	サンビン㈱は、連結子会社があるにも関わらずこれがないとする等の、虚偽の記載をした有価証券報告書を提出。 (疑者) 当該会社 当該会社社長 当該会社役員	19.5.7 (名古屋地裁) 同社社長 懲役 1 年 6 月 (執行猶予 4 年) 同社役員 懲役 1 年 (執行猶予 3 年) (いずれも確定)

事件	告発年月日	関係条文	事 件 の 概 要	判 決
91	19. 2. 26	証取法第 166 条第 1 項第 1 号等 (内部者取引)	㈱セイクレストが経常利益及び純利益の予想値の修正を行うこと(重要事実)を知り、公表前に同社株券を買い付けた。 (疑惑者) 当該会社社員 会社役員	19. 6. 22 (大阪地裁) 同社社員 懲役 2 年 6 月 (執行猶予 4 年) 罰金 200 万円 追徴金 6, 000 万円 (確定) (注) 89 号事件と一括審理
92	19. 2. 26	証取法第 166 条第 3 項等 (内部者取引)	㈱セイクレストが株式分割を行うこと(重要事実)を知り、公表前に同社株券を買い付けた。 (疑惑者) 当該会社社員の知人	19. 5. 9 (大阪地裁) 懲役 1 年 (執行猶予 3 年) 罰金 80 万円 追徴金約 533 万円 (確定)
93	19. 3. 27	証取法第 159 条第 1 項第 1 号等 (相場操縦)	㈱ビーマップの株価を高騰させることを目的とした買い上がり買付け、仮装売買等を行った。 (疑惑者) 会社役員等 (7 名)	21. 9. 29 (大阪地裁) 会社役員 A 懲役 3 年 (執行猶予 5 年) 罰金 500 万円 追徴金 約 9 億 7, 843 万円 21. 9. 9 (大阪地裁) 会社役員 B 懲役 1 年 6 月 (執行猶予 3 年) 追徴金約 2 億 4, 533 万円 22. 8. 4 (大阪高裁) 会社役員 B 控訴棄却 24. 5. 29 (最高裁) 会社役員 B 上告棄却 20. 11. 13 (大阪地裁) 会社役員 C 懲役 1 年 (執行猶予 3 年) 追徴金約 2 億 4, 533 万円 20. 10. 31 (大阪地裁) 会社役員 D 懲役 1 年 (執行猶予 3 年) 追徴金約 2 億 4, 533 万円 21. 6. 24 (大阪高裁) 会社役員 D 控訴棄却 23. 9. 16 (最高裁) 会社役員 D 上告棄却 (いずれも確定) (注) 104 号事件と一括審理
94	19. 5. 29	証取法第 166 条第 1 項第 4 号等 (内部者取引)	ホームック㈱及び㈱カーマが、ホームック㈱、㈱カーマ及びダイキ㈱による共同持株会社を設立するために株式移転を行うこと(重要事実)を知り、公表前に同社株券を買い付けた。 (疑惑者) 会社役員	20. 1. 16 (札幌地裁) 懲役 1 年 6 月 (執行猶予 3 年) 罰金 70 万円 追徴金約 3, 591 万円 20. 7. 15 (札幌高裁) 原判決破棄 懲役 1 年 (執行猶予 3 年) 罰金 70 万円 追徴金約 3, 591 万円 (確定)

事件	告発年月日	関係条文	事 件 の 概 要	判 決
95	19.6.4	証取法第 166 条第 3 項等 (内部者取引)	ホームック㈱が㈱カーマ及びダイキ ㈱と共同持株会社を設立するために 株式移転を行うこと(重要事実)を知 り、公表前に同社株券を買い付けた。 (嫌疑者) 会社役員	19.9.10 (札幌地裁) 懲役 2 年 (執行猶予 4 年) 罰金 150 万円 追徴金約 5,407 万円 (確定)
96	19.6.7	証取法第 166 条第 1 項等 (内部者取引)	㈱伊藤園ほか 17 社が株式分割を行う こと(重要事実)を知り、公表前に同 社株券を買い付けた。 (嫌疑者) 印刷会社社員 印刷会社社員の親族(6 名)	20.1.23 (秋田地裁) 印刷会社社員 懲役 2 年 6 月 (執行猶予 4 年) 罰金 300 万円 親族 A 懲役 2 年 6 月 (執行猶予 4 年) 罰金 300 万円 親族 B 懲役 2 年 6 月 (執行猶予 4 年) 罰金 300 万円 親族 C 懲役 2 年 (執行猶予 4 年) 罰金 250 万円 親族 D 懲役 1 年 6 月 (執行猶予 4 年) 罰金 200 万円 * 追徴金 ・ 12 銘柄の取引について、全員から約 7 億 1,029 万円 ・ 3 銘柄の取引について、印刷会社社員及び 親族 A から約 9,985 万円 ・ 3 銘柄の取引について、印刷会社社員、親 族 A、B、C から約 1 億 3,463 万円 (いずれも確定)
97	19.6.25	証取法第 159 条第 1 項第 1 号等 (相場操縦)	川上塗料㈱の株価を高騰させること を目的とした買い上がり買付け、仮装 売買等を行った。 (嫌疑者) 無職 会社役員	20.6.30 (さいたま地裁) 無職 A 懲役 2 年 6 月 (執行猶予 4 年) 罰金 300 万円 無職 B 懲役 1 年 6 月 (執行猶予 4 年) 罰金 200 万円 追徴金約 5 億 1,108 万円 (連帯)
98	19.6.28	証取法第 159 条第 2 項第 2 号等 (相場操縦)	川上塗料㈱の株取引を誘引する目的 をもって、同株券の相場が自己又は他 人の操作によって変動する旨の情報 を流布した。 (嫌疑者) 無職	21.5.14 (東京高裁) 無職 A 控訴棄却 無職 B 控訴棄却 21.10.6 (最高裁) 無職 A 上告棄却 (いずれも確定) (注)102 号事件と一括審理 (102 号事件では 「無職 B」は「会社役員」と記載)
99	19.10.15	証取法第 159 条第 1 項第 1 号等 (相場操縦)	㈱オーエー・システム・プラザの株価 を高騰させることを目的とした買い 上がり買付け、仮装売買等を行った。 (嫌疑者) 会社役員等	20.7.25 (大阪地裁) 会社役員 懲役 3 年 (執行猶予 5 年) 追徴金約 4 億 4,225 万円 (確定)

事 件	告発年 月日	関係条文	事 件 の 概 要	判 決
100	19. 10. 30	証取法第 158 条 (風説の流布)	㈱大盛工業の株券について、その売買等の目的のため及びその株価の高騰を図る目的をもって、虚偽の事実を流布した。 (嫌疑者) 会社役員	20. 9. 17 (東京地裁) 会社役員 懲役 2 年 6 月 追徴金 約 15 億 6, 110 万円 21. 11. 18 (東京高裁) 会社役員 懲役 2 年 6 月 追徴金 約 15 億 5, 810 万円 (確定)
101	19. 11. 1	証取法第 159 条第 1 項第 1 号等 (相場操縦)	南野建設㈱の株価を高騰させることを目的とした買い上がり買付け、仮装売買等を行った。 (嫌疑者) 株式投資アドバイザー等	20. 3. 21 (大阪地裁) 会社役員 A 懲役 2 年 (執行猶予 5 年) 追徴金約 3 億 8, 379 万円 20. 7. 25 (大阪地裁) 会社役員 B 懲役 3 年 (執行猶予 5 年) 追徴金約 4 億 4, 225 万円 (注) 99 号事件と一括審理 22. 4 (大阪地裁) 株式投資アドバイザー 公訴棄却 (いずれも確定)
102	19. 11. 29	証取法第 159 条第 1 項等 (相場操縦)	オー・エイチ・ティー㈱の株価を高騰させることを目的とした買い上がり買付け、仮装売買等を行った。 (嫌疑者) 会社役員等	20. 6. 30 (さいたま地裁) 無職 懲役 2 年 6 月 (執行猶予 4 年) 罰金 300 万円 会社役員 懲役 1 年 6 月 (執行猶予 4 年) 罰金 200 万円 追徴金約 5 億 1, 108 万円 (連帯) 21. 5. 14 (東京高裁) 無職 控訴棄却 会社役員 控訴棄却 21. 10. 6 (最高裁) 無職 上告棄却 (いずれも確定) (注) 97、98 号事件と一括審理
103	20. 3. 4	証取法第 159 条第 3 項等 (相場固定)	丸八証券㈱は、同社が主幹事であったケイエス冷凍食品㈱の株価を公募価格以上に固定する目的をもって、一定の価格以下の同社株券の買付注文を勧誘し、受託した。 (嫌疑者) 当該証券会社 当該証券会社役員	20. 6. 17 (名古屋地裁) 当該証券会社 罰金 2, 500 万円 証券会社役員 B 懲役 1 年 (執行猶予 3 年) 証券会社役員 C 懲役 10 月 (執行猶予 3 年) 20. 9. 9 (名古屋地裁) 証券会社役員 A 懲役 1 年 4 月 21. 3. 30 (名古屋高裁) 証券会社役員 A 懲役 2 年 (執行猶予 4 年) (いずれも確定)

事件	告発年月日	関係条文	事件の概要	判決
104	20.3.5	証取法第158条 (偽計)	㈱アイ・シー・エフの株券の取引のため、会社役員の1名が実質的に支配する会社の企業価値を過大に評価し、虚偽の事実の公表等を行った。 (嫌疑者) 会社役員等	20.10.10 (大阪地裁) 当該会社 罰金 500 万円 追徴金 7 億 3,315 万円 (連帯) 22.2.3 (大阪高裁) 当該会社 控訴棄却 24.7.5 (最高裁) 当該会社 上告棄却 20.10.17 (大阪地裁) 会社役員 B 懲役 1 年 6 月 (執行猶予 3 年) 追徴金 7 億 3,315 万円 会社役員 C 懲役 1 年 (執行猶予 3 年) 追徴金 7 億 3,315 万円 (連帯) 21.9.29 (大阪地裁) 会社役員 A 懲役 3 年 (執行猶予 5 年) 罰金 500 万円 追徴金約 9 億 7,843 万円 (いずれも確定) (注) 93 号事件と一括審理
105	20.3.14	証取法第167条第1項第5号等 (内部者取引)	㈱ポッカコーポレーションほか4社の株券について公開買付けが行われることを知り、公表前に同社株券を買い付けた。 (嫌疑者) 印刷会社社員	20.3.25 (札幌簡裁) 印刷会社社員 B 罰金 50 万円 (略式命令) 20.5.23 (札幌地裁) 印刷会社社員 A 懲役 2 年 6 月 (執行猶予 3 年) 罰金 700 万円 追徴金約 1 億 5,938 万円 (いずれも確定)
106	20.5.30	証取法第166条第1項等 (内部者取引)	証券会社社員等は、三光純薬㈱ほか3社が株式交換を行うことなど(重要事実)を知り、公表前に同社株券を買い付けた。 (嫌疑者) 証券会社社員等	20.12.25 (東京地裁) 証券会社社員 懲役 2 年 6 月 (執行猶予 4 年) 罰金 100 万円 追徴金 635 万円 証券会社社員の知人 懲役 2 年 6 月 (執行猶予 4 年) 罰金 300 万円 追徴金 5,544 万円 (内 635 万円は連帯) (いずれも確定)
107	20.6.16	証取法第197条第1項第1号等 (虚偽の有価証券報告書の提出)	㈱アクセスは、架空売上を計上するなど、虚偽の記載のある損益計算書等を掲載した有価証券報告書を提出した。 (嫌疑者) 当該会社 当該会社役員	20.11.28 (神戸地裁) 当該会社 罰金 500 万円 当該会社役員 B 懲役 3 年 (執行猶予 4 年) 24.12.25 (神戸地裁) 当該会社役員 A 懲役 3 年 (執行猶予 5 年) 罰金 1,500 万円 (いずれも確定)

事件	告発年月日	関係条文	事件の概要	判決
108	20.6.17	証取法第 197 条第 1 項第 1 号等 (虚偽の有価証券報告書及び有価証券届出書の提出)	㈱アイ・エックス・アイは、架空売上を計上するなど、虚偽の記載のある損益計算書等を掲載した有価証券報告書を提出し、その後の公募増資にあたり、上記有価証券報告書をとじ込んだ有価証券届出書を提出した。 (嫌疑者) 当該会社 当該会社役員	21.1.29 (大阪地裁) 当該会社役員 C 懲役 2 年 6 月 (執行猶予 4 年) 罰金 500 万円 21.2.9 (大阪地裁) 当該会社役員 B 懲役 3 年 (執行猶予 4 年) 罰金 500 万円 21.11.26 (大阪地裁) 当該会社役員 A 懲役 3 年 (執行猶予 5 年) 罰金 800 万円 (いずれも確定)
109	20.10.7	金商法第 166 条第 1 項第 1 号等 (内部者取引)	㈱ L T T バイオファーマが子会社の異動を伴う株式の譲渡を行うこと (重要事実) 及び同子会社が主力事業として投資を募っていた事業が架空であったこと (重要事実) を知り、公表前に同社株券を売り付けた。 (嫌疑者) 当該会社役員	21.9.14 (東京地裁) 当該会社役員 懲役 15 年 罰金 500 万円 追徴金約 4 億 1,223 万円 (確定)
110	20.11.26	金商法第 158 条等 (暴行・脅迫)	㈱ドン・キホーテ株券について、有価証券等の相場の変動を図る目的をもって、同社店舗に放火 (暴行) し、新聞社宛に警告文を送信して同社役員に対し同社に危害を加える旨告知 (脅迫) した。 (嫌疑者) 会社員	21.11.24 (横浜地裁) 会社員 懲役 6 年 (確定) (注) 112 号事件と一括審理
111	20.12.5	金商法第 166 条第 1 項第 1 号等 (内部者取引)	㈱ L T T バイオファーマが子会社の異動を伴う株式の譲渡を行うこと (重要事実) 及び同子会社が主力事業として投資を募っていた事業が架空であったこと (重要事実) を知り、公表前に同社株券を売り付けた。 (嫌疑者) 会社役員	21.4.15 (東京地裁) 会社役員 懲役 1 年 6 月 (執行猶予 3 年) 罰金 100 万円 追徴金約 1,924 万円 (確定)
112	20.12.17	金商法第 158 条等 (暴行・脅迫)	㈱ドン・キホーテ株券について、有価証券等の相場の変動を図る目的をもって、同社店舗に放火 (暴行) し、新聞社宛に警告文を送付して同社役員に対し同社に危害を加える旨告知 (脅迫) した。 (嫌疑者) 会社員	21.11.24 (横浜地裁) 会社員 懲役 6 年 (確定) (注) 110 号事件と一括審理

事件	告発年月日	関係条文	事 件 の 概 要	判 決
113	20.12.24	証取法第 197 条第 1 項第 1 号等 (虚偽の有価証券報告書及び有価証券届出書の提出)	オー・エイチ・ティー(株)は、架空売上を計上するなど虚偽の記載のある連結損益計算書等を掲載した有価証券報告書を提出(2期)し、その後の新株予約権付社債募集を行うにあたり、虚偽の有価証券報告書をとじ込んだ有価証券届出書を提出した。 (嫌疑者) 当該会社 当該会社代表取締役社長 当該会社役員(2名)	21.4.28(広島地裁) 当該会社 罰金 800 万円 当該会社代表取締役社長 懲役 2 年(執行猶予 4 年) 当該会社役員 A 懲役 1 年 6 月(執行猶予 3 年) 当該会社役員 B 懲役 1 年(執行猶予 3 年) (いずれも確定)
114	21.2.10	証取法第 166 条第 1 項第 1 号等(内部者取引)	(株)ワークスアプリケーションズの経常利益について、公表された直近の予想値に比較して新たに算出した予想値に差異が生じたこと(重要事実)を知り、公表前に同社株券を売り付け、エネサーブ(株)の剰余金の配当について、公表された前事業年度の対応する期間にかかる実績値に比較して新たに算出した予想値に差異が生じたこと(重要事実)を知り、公表前に同社株券を売り付けた。 (嫌疑者) I R コンサルティング業	21.5.25(大阪地裁) 懲役 2 年 6 月(執行猶予 4 年) 罰金 300 万円 追徴金約 1 億 2,092 万円 (確定)
115	21.3.25	証取法第 197 条第 1 項第 1 号等 (虚偽の有価証券届出書の提出)	(株)プロデュースは、上場に伴う株式の募集等を行うに際し、架空売上を計上するなど虚偽の記載のある損益計算書等を掲載した有価証券届出書を提出した。 (嫌疑者) 当該会社 当該会社代表取締役 当該会社専務取締役	21.8.5(さいたま地裁) 当該会社代表取締役 懲役 3 年 罰金 1,000 万円 22.3.23(東京高裁) 当該会社代表取締役 控訴棄却 22.8.10(最高裁) 当該会社代表取締役 上告棄却 21.8.5(さいたま地裁) 当該会社専務取締役 懲役 2 年 6 月(執行猶予 4 年) (いずれも確定) (注) 120 号事件と一括審理
116	21.3.27	証取法第 166 条第 1 項第 1 号等(内部者取引)	(株)キャビンがプライベートエクイティファンドとの業務上の提携を解消することについて決定したこと(重要事実)を知り、公表前に同社株券を買い付けた。 (嫌疑者) 東証一部上場企業代表取締役 同人の実質支配会社	21.7.8(高松地裁) 上場企業代表取締役 懲役 2 年 6 月(執行猶予 4 年) 罰金 100 万円 同人の実質支配会社 罰金 200 万円 両名 追徴金 3 億 5,500 万円 (いずれも確定)

事件	告発年月日	関係条文	事 件 の 概 要	判 決
117	21. 3. 31	金商法第 166 条第 1 項第 1 号等（内部者取引）	㈱プロデュースが粉飾決算を内実とする金融商品取引法違反等の嫌疑で証券監視委から強制調査を受けたこと（重要事実）を知り、公表前に同社株券を売り付けた。 （嫌疑者）当該会社元役員	21. 5. 27（さいたま地裁） 懲役 3 年（執行猶予 4 年） 罰金 500 万円 追徴金約 7,888 万円 （確定）
118	21. 4. 22	証取法第 166 条第 1 項第 1 号等（内部者取引）	ジェイ・ブリッジ㈱の売上高及び経常利益について、直近の公表された予想値に比較して新たに算出した予想値に差異が生じたこと（重要事実）を知り、公表前に同社株券を売り付けた。 （嫌疑者）当該会社常務執行役員	21. 6. 17（東京地裁） 懲役 1 年（執行猶予 3 年） 罰金 100 万円 追徴金約 915 万円 （確定）
119	21. 4. 27	証取法第 166 条第 1 項第 1 号等（内部者取引）	ジェイ・ブリッジ㈱の売上高及び経常利益について、直近の公表された予想値に比較して新たに算出した予想値に差異が生じたこと（重要事実）を知り、シンガポールの金融機関に開設した英領ヴァージン諸島に設立された法人名義の口座を利用し、公表前に同社株券を売り付けた。 （嫌疑者）当該会社取締役会長	21. 12. 10（東京地裁） 懲役 3 年（執行猶予 5 年） 罰金 200 万円 追徴金約 3,750 万円 （確定）
120	21. 4. 28	証取法第 197 条第 1 項第 1 号等 （虚偽の有価証券報告書及び有価証券届出書の提出）	㈱プロデュースは、架空売上を計上するなど虚偽の記載のある損益計算書等を掲載した有価証券報告書を提出（2 期）し、その後の株式募集を行うにあたり虚偽の有価証券報告書を参照すべき旨を記載した有価証券届出書を提出した。 （嫌疑者）当該会社 当該会社代表取締役 当該会社専務取締役	21. 8. 5（さいたま地裁） 当該会社代表取締役 懲役 3 年 罰金 1,000 万円 22. 3. 23（東京高裁） 当該会社代表取締役 控訴棄却 22. 8. 10（最高裁） 当該会社代表取締役 上告棄却 21. 8. 5（さいたま地裁） 当該会社専務取締役 懲役 2 年 6 月（執行猶予 4 年） （いずれも確定） （注）115 号事件と一括審理

事 件	告発年 月日	関係条文	事 件 の 概 要	判 決
121	21. 4. 28	証取法第 197 条第 1 項第 1 号等 (虚偽の有 価証券報告 書及び有価 証券届出書 の提出)	㈱プロデュースは、架空売上を計上する など、上場に伴う株式の募集等を行 うに際し虚偽の記載のある損益計算 書等を掲載した有価証券届出書を提 出し、さらに虚偽の記載のある損益計 算書等を掲載した有価証券報告書を 提出(2期)し、その後の株式募集を 行うにあたり虚偽の有価証券報告書 を参照すべき旨を記載した有価証券 届出書を提出した。 (嫌疑者) 公認会計士	24. 1. 30 (さいたま地裁) 懲役 3 年 6 月 25. 1. 11 (東京高裁) 控訴棄却 26. 9. 17 (最高裁) 上告棄却 (確定)
122	21. 7. 14	証取法第 158 条等 (偽計)	㈱ペイントハウスが発行する新株式 を犯則嫌疑者が実質的に統括管理し ていた投資事業組合名義で取得する に際し、真実は、同組合が払い込む金 額の大半は、直ちに社外に流出させる ものであるのに、その情を秘し、あた かも当該払込みによって相応の資本 充実が図られたものであるかのような 虚偽の事実を公表させた。 (嫌疑者) 会社役員	22. 2. 18(東京地裁) 懲役 2 年 6 月(執行猶予 4 年) 罰金 400 万円 追徴金約 3 億 147 万円 22. 11. 30 (東京高裁) 控訴棄却 23. 3. 23 (最高裁) 上告棄却 (確定)
123	21. 7. 31	証取法第 167 条第 1 項第 5 号等 (内部者取 引)	エヌエー㈱が日産ディーゼル工業㈱ 株券の公開買付けを行うことを知り、 公表前に同社株券を買い付けた。 (嫌疑者) 当該会社従業員 会社員	21. 12. 24 (さいたま地裁) 当該会社従業員 懲役 2 年 (執行猶予 3 年) 罰金 200 万円 追徴金約 1, 293 万円 会社員 懲役 2 年 (執行猶予 3 年) 罰金 300 万円 追徴金約 1 億 6, 164 万円 22. 6. 10 (東京高裁) 当該会社従業員 控訴棄却 会社員 控訴棄却 (いずれも確定)

事件	告発年月日	関係条文	事件の概要	判決
124	21.9.29	証取法第 159 条第 2 項第 1 号等 (相場操縦)	財産上の利益を得る目的で、日立造船(株)ほか 1 銘柄の株価を高騰させることを目的とした見せ玉等を行い、当該上昇させた株価により、各株券の売買を行った。 (嫌疑者) 無職 (2 名) 会社役員	22.4.28 (東京地裁) 無職 A 懲役 2 年 2 月 (執行猶予 4 年) 罰金 250 万円 追徴金約 2 億 2,661 万円 会社役員 B 懲役 2 年 (執行猶予 4 年) 罰金 300 万円 追徴金約 2 億 2,661 万円 無職 C 懲役 1 年 6 月 (執行猶予 4 年) 罰金 150 万円 追徴金約 2 億 2,661 万円 (連帯) (いずれも確定)
125	21.10.20	証取法第 166 条第 3 項等 (内部者取引)	グッドウィル・グループ(株)が子会社の異動を伴う株券の取得を行うこと (重要事実)を知り、公表前に同社株券を買い付けた。 (嫌疑者) 無職	22.2.4 (東京地裁) 懲役 2 年 6 月 罰金 500 万円 追徴金 15 億 3,180 万円 (確定)
126	21.11.24	証取法第 159 条第 1 項第 1 号等 (相場操縦)	財産上の利益を得る目的で、ユニオンホールディングス(株)の株価を高騰させることを目的とした買い上がり買付け、仮装売買等を行い、もって当該変動させた相場により有価証券の売買を行った。 (嫌疑者) 当該会社代表取締役 会社役員 (4 名) 会社員 不詳 (3 名)	22.8.18 (大阪地裁) 代表取締役 懲役 3 年 (執行猶予 5 年) 罰金 300 万円 追徴金約 2 億 5,529 万円 (注) 129 号事件と一括審理 22.8.25 (大阪地裁) 会社員 懲役 2 年 (執行猶予 4 年) 罰金 200 万円 追徴金約 2 億 5,529 万円 22.9.1 (大阪地裁) 会社役員 懲役 3 年 (執行猶予 4 年) 罰金 300 万円 追徴金約 2 億 6,477 万円 (注) 132 号事件と一括審理 (いずれも確定)

事件	告発年月日	関係条文	事 件 の 概 要	判 決
127	21. 12. 15	証取法第 166 条第 3 項等 (内部者取引)	㈱テレウェイヴの売上高及び経常利益について、直近の公表された予想値に比較して新たに算出した予想値に差異が生じたこと(重要事実)を知り、公表前に同社株券を売り付けた。 (嫌疑者) 会社役員 (2 名) 会社員	22. 4. 5 (東京地裁) 会社役員 A 懲役 2 年 6 月 (執行猶予 4 年) 罰金 500 万円 追徴金約 8, 462 万円 会社役員 B 懲役 1 年 6 月 (執行猶予 3 年) 罰金 200 万円 会社員
128	21. 12. 15	金商法第 167 条第 3 項等 (内部者取引)	ロシュ・ファームホールディング・ビー・ヴィが中外製薬㈱株券の公開買付けを行うことを知り、公表前に、同社株券を買い付けた。 (嫌疑者) 会社員	懲役 2 年 6 月 (執行猶予 4 年) 罰金 500 万円 追徴金約 2 億 7, 218 万円 (いずれも確定)
129	21. 12. 24	金商法第 158 条等 (偽計)	ユニオンホールディングス㈱の発行予定の新株等を売却するため、同社の第三者割当増資等につき、I A B j a p a n 株式会社は、第三者割当増資の払込金等を実際に拠出する資力がないのに同社が、実際に資金拠出するかのような虚偽の事実を公表し、同社名義で払い込む第三者割当増資の払込金の一部は見せ金に過ぎないのに、払込が実際にあったかのように仮装した上、第三者割当増資等の資本増強が行われたかのような虚偽の事実を公表した。 (嫌疑者) 当該会社 当該会社代表取締役	22. 8. 18 (大阪地裁) 代表取締役 懲役 3 年 (執行猶予 5 年) 罰金 300 万円 追徴金約 2 億 5, 529 万円 (注) 126 号事件と一括審理 被告会社 罰金 3, 000 万円 (いずれも確定)
130	22. 2. 9	証取法第 159 条第 1 項第 1 号等 (相場操縦)	財産上の利益を得る目的で、ユニオンホールディングス㈱の株価を高騰させることを目的とした買い上がり買付け、仮装売買等を行い、もって当該変動させた相場により有価証券の売買を行った。 (嫌疑者) 会社経営者	24. 6. 6 (大阪地裁) 会社経営者 懲役 3 年 (執行猶予 5 年) 罰金 400 万円 追徴金約 3 億 7, 637 万円 25. 10. 25 (大阪高裁) 会社経営者 控訴棄却 27. 4. 8 (最高裁) 会社経営者 上告棄却 (確定) (注) 132 号事件と一括審理

事件	告発年月日	関係条文	事 件 の 概 要	判 決
131	22.3.2	証取法第 197 条第 1 項第 1 号等 (虚偽の有価証券報告書及び有価証券届出書の提出)	ニイウスコー(株)は、架空売上を計上するなど虚偽の記載のある連結損益計算書等を掲載した有価証券報告書を提出し、その後の株式募集を行うにあたり虚偽の有価証券報告書を参照すべき旨を記載した有価証券届出書を提出した。 (嫌疑者) 当該会社 当該会社代表取締役会長 当該会社取締役	23.9.15 (横浜地裁) 当該会社代表取締役副会長 懲役 2 年 6 月 (執行猶予 4 年) 罰金 300 万円 23.9.20 (横浜地裁) 当該会社代表取締役会長 懲役 3 年 罰金 800 万円 24.12.13 (東京高裁) 当該会社代表取締役会長 控訴棄却 25.1.17 (東京高裁) 当該会社代表取締役副会長 控訴棄却 25.6.4 (最高裁) 当該会社代表取締役副会長 上告棄却 (いずれも確定) (注) 133 号事件と一括審理
132	22.3.16	証取法第 166 条第 1 項第 1 号等 (内部者取引)	(株)テークスグループが、第三者割当増資を行うこと (重要事実) 及び第三者割当増資の約 9 割は失権すること (重要事実) を知り、公表前に同社株券を買い付け、売り付けた。 (嫌疑者) 当該会社実質的経営者 会社役員	22.9.1 (大阪地裁) 会社役員 懲役 3 年 (執行猶予 4 年) 罰金 300 万円 追徴金約 2 億 6,477 万円 (注) 126 号事件と一括審理 24.6.6 (大阪地裁) 当該会社実質的経営者 懲役 3 年 (執行猶予 5 年) 罰金 400 万円 追徴金約 3 億 7,637 万円 25.10.25 (大阪高裁) 当該会社実質的経営者 控訴棄却 27.4.8 (最高裁) 当該会社実質的経営者 上告棄却 (いずれも確定) (注) 130 号事件と一括審理
133	22.3.19	証取法第 197 条第 1 項第 1 号等 (虚偽の有価証券報告書及び有価証券届出書の提出)	ニイウスコー(株)は、架空売上を計上するなど虚偽の記載のある連結損益計算書等を掲載した有価証券報告書を提出し、その後の株式募集及び売出しを行うにあたり虚偽の有価証券報告書を参照すべき旨を記載した有価証券届出書を提出した。 (嫌疑者) 当該会社 当該会社代表取締役会長 当該会社代表取締役副会長	23.9.15 (横浜地裁) 当該会社代表取締役副会長 懲役 2 年 6 月 (執行猶予 4 年) 罰金 300 万円 23.9.20 (横浜地裁) 当該会社代表取締役会長 懲役 3 年 罰金 800 万円 24.12.13 (東京高裁) 当該会社代表取締役会長 控訴棄却 25.1.17 (東京高裁) 当該会社代表取締役副会長 控訴棄却 25.6.4 (最高裁) 当該会社代表取締役副会長 上告棄却 (いずれも確定) (注) 131 号事件と一括審理

事件	告発年月日	関係条文	事 件 の 概 要	判 決
134	22. 3. 26	金商法第 158 条等 (偽計)	トランスデジタル(株)は、新株予約権について、その行使に係る払込みを仮装した上、その情を秘し、適法な新株予約権の行使による新株の発行が行われた旨の虚偽の事実を公表した。 (嫌疑者) 当該会社 当該会社代表取締役 会社役員 (2 名) 元当該会社代表取締役 元当該会社顧問 元会社役員	22. 11. 24 (東京地裁) 元当該会社顧問 懲役 3 年 (執行猶予 4 年) 元当該会社代表取締役 懲役 2 年 6 月 (執行猶予 4 年) (いずれも確定)
135	22. 5. 11	証取法第 166 条第 1 項第 4 号等 (内部者取引)	(株)GDHほか 3 社が発行する株式を引き受ける者を募集することなど(重要事実)を知り、公表前に同社株券を売買した。 (嫌疑者) 銀行員	23. 4. 26 (東京地裁) 懲役 2 年 6 月 (執行猶予 4 年) 罰金 200 万円 追徴金約 5,824 万円 (確定) (注) 136 号事件と一括審理
136	22. 6. 15	金商法第 166 条第 3 項等 (内部者取引)	(株)リサ・パートナーズが、銀行団による協調融資により新規事業資金を調達できることが確実になったことを知り、公表前に同社株券を買い付けた。 (嫌疑者) 銀行員	23. 4. 26 (東京地裁) 懲役 2 年 6 月 (執行猶予 4 年) 罰金 200 万円 追徴金約 5,824 万円 (確定) (注) 135 号事件と一括審理
137	22. 10. 6	金商法第 197 条第 1 項第 1 号等 (虚偽の有価証券届出書の提出)	(株)エフオーアイは、上場に伴う株式の募集等を行うに際し、架空売上高を計上する方法により、虚偽の記載のある連結損益計算書を掲載した有価証券届出書を提出した。 (嫌疑者) 当該会社 当該会社代表取締役社長 当該会社代表取締役専務 当該会社役員	24. 2. 29 (さいたま地裁) 当該会社代表取締役社長 懲役 3 年 24. 2. 29 (さいたま地裁) 当該会社代表取締役専務 懲役 3 年 (いずれも確定)
138	22. 10. 26	金商法第 158 条等 (偽計)	(株)エフオーアイは、虚偽の売上高を前提とした有価証券届出書等の開示書類につき、真実かつ正確な記載がなされている旨の虚偽の表明をするなどし、多数の一般投資家にこれらの虚偽の内容を記載した目論見書を交付させるなどした。 (嫌疑者) 当該会社 当該会社代表取締役社長 当該会社代表取締役専務	

事件	告発年月日	関係条文	事 件 の 概 要	判 決
139	22.10.28	金商法第159条第1項第1号等 (相場操縦)	財産上の利益を得る目的で、㈱テクノマセマティカルほか2銘柄の株価を高騰させることを目的とした見せ玉等を行い、当該上昇させた株価により、各株券の売買を行った。 (嫌疑者) 会社役員	23.3.10 (大分地裁) 懲役2年4月 (執行猶予4年) 罰金600万円 追徴金約2億6148万円 23.8.26 (福岡高裁) 控訴棄却 24.11.19 (最高裁) 上告棄却 (確定)
140	22.12.7	証取法第167条第3項等 (内部者取引)	ワイオミング・ホールディング・ジーエムビーエイチの業務執行を決定する機関が㈱西友株券の公開買付けを行うことについての伝達を受け、公表前に同社株券を買い付けた。 (嫌疑者) 当該会社社外取締役の配偶者 同人の主宰法人	24.9.7 (東京地裁) 当該会社社外取締役の配偶者 懲役2年 (執行猶予3年) 罰金100万円 追徴金約3,725万円 (うち2,766万円は被告会社と連帯) 同人の主宰法人 罰金400万円 追徴金2,766万円 (被告人と連帯) (いずれも確定)
141	23.2.9	証取法第197条の2第1号等 (無届社債券募集)	内閣総理大臣に届出をしないで、新たに発行される社債券の取得の申込みの勧誘を行い、有価証券の募集をしたもの。 (嫌疑者) 当該会社 当該会社代表取締役会長	25.7.3 (福岡地裁) 当該会社代表取締役会長 懲役6年 罰金300万円 26.2.27 (福岡高裁) 当該会社代表取締役会長 控訴棄却 27.4.1 (最高裁) 当該会社代表取締役会長 上告棄却 (確定)
142	23.3.22	証取法第166条第1項第4号等 (内部者取引)	オックスホールディングス㈱の子会社の業務遂行の過程で損害が発生したこと (重要事実) を知り、公表前に同社株券を売り付けた。 (嫌疑者) 会社役員	24.3.7 (東京地裁立川支部) 懲役3年 追徴金約3,232万円 24.7.19 (東京高裁) 控訴棄却 24.10.30 (最高裁) 上告棄却 (確定)
143	23.5.27	証取法第197条第1項第1号等 (虚偽の有価証券報告書及び有価証券届出書の提出)	㈱富士バイオメディックスは、架空売上を計上するなど虚偽の記載のある連結損益計算書等を掲載した有価証券報告書を提出し、その後の株式募集を行うにあたり虚偽の記載のある損益計算書等を掲載した有価証券届出書を提出した。 (嫌疑者) 当該会社 当該会社代表取締役 当該会社取締役 当該会社嘱託社員 会社役員	24.3.8 (東京地裁) 当該会社代表取締役 懲役2年 当該会社取締役 懲役2年6月 (執行猶予3年) 当該会社嘱託社員 懲役2年6月 (執行猶予4年) 罰金400万円 会社役員 懲役3年 (執行猶予5年) 罰金800万円 24.9.20 (東京高裁) 当該会社代表取締役 控訴棄却 (いずれも確定)

事 件	告発年 月日	関係条文	事 件 の 概 要	判 決
144	23. 6. 10	金商法第 166 条第 1 項第 1 号等 (内部者取 引)	㈱スルガコーポレーションが委託先 法人に行わせていた同社所有の商業 ビルの立ち退き交渉業務に関し、警察 において、同委託先法人が反社会的勢 力であるとし、当該交渉業務につい て、同社役員らも捜査対象となってい たこと(重要事実)を知り、公表前に 同社株券を売り付けた。 (嫌疑者) 当該会社 当該会社代表取締役 当該会社執行役員 当該会社社員	公判手続停止中(横浜地裁)
145	23. 7. 13	金商法第 166 条第 3 項等 (内部者取 引)	㈱ジャストシステムの業務執行を決 定する機関が㈱キーエンスを割当先 とする第三者割当増資を行うこと(重 要事実)及び業務提携を行うこと(重 要事実)についての決定をした旨の伝 達を受け、公表前に同社株券を買い付 けた。 (嫌疑者) 会社役員	23. 9. 16 (東京地裁) 懲役 3 年(執行猶予 3 年) 罰金 400 万円 追徴金約 1 億 1,796 万円 (確定)
146	23. 8. 2	金商法第 158 条等 (偽計)	㈱NESTAGEは、クロスビズ㈱を 引受人とする現物出資を含む第三者 割当増資において、宿泊施設等であつ た土地及び建物 3 物件の価値を過大に 評価した上、募集株式の払込金額に相 当する価値のある不動産が現物出資 として給付される旨の虚偽の内容を含 む公表を行った。 (嫌疑者) 当該会社 当該会社代表取締役会長 当該会社取締役 当該会社執行役員(2 名) 会社役員 会社員 不動産鑑定士	23. 10. 11 (大阪地裁) 会社役員 懲役 1 年 6 月(執行猶予 3 年) 会社員 懲役 1 年 6 月(執行猶予 3 年) 25. 5. 10 (大阪地裁) 当該会社 罰金 300 万円 当該会社代表取締役会長 懲役 1 年 4 月(執行猶予 3 年) 当該会社取締役 懲役 1 年 2 月(執行猶予 3 年) 当該会社執行役員 懲役 1 年(執行猶予 3 年) (いずれも確定)
147	23. 8. 5	金商法第 159 条第 2 項第 1 号等 (相場操縦)	財産上の利益を得る目的で、㈱GAB Aほか 2 銘柄の株価を高騰させるこ とを目的とした見せ玉等を行い、当該上 昇させた株価により、各株券の売買を 行った。 (嫌疑者) 会社役員	24. 5. 14 (福岡地裁) 懲役 3 年 罰金 300 万円 追徴金約 1 億 8,695 万円 25. 1. 25 (福岡高裁) 控訴棄却 (確定)

事件	告発年月日	関係条文	事件の概要	判決
148	23. 12. 12	金商法第 158 条等 (偽計)	井上工業(株)は、アップル有限責任事業組合を割当先とする第三者割当増資につき、その払込みを仮装した上、その情を秘し、新株式発行増資の払込金として全額の払込みが完了した旨の虚偽の事実を公表した。 (嫌疑者) 当該会社社員 (2 名) 会社員 証券ブローカー	24. 2. 14 (東京地裁) 会社員 懲役 2 年 6 月 (執行猶予 3 年) 24. 3. 7 (東京地裁) 当該会社社員 B 懲役 1 年 6 月 (執行猶予 3 年) 24. 3. 12 (東京地裁) 当該会社社員 A 懲役 2 年 (執行猶予 3 年) 証券ブローカー 懲役 2 年 6 月 (執行猶予 4 年) (いずれも確定)
149	23. 12. 21	金商法第 158 条等 (風説の流布及び偽計)	エスプールほか 3 銘柄の株券の売買のため、かつ相場の変動を図る目的をもって、インターネットを介して電子掲示板上で、内容虚偽の文章を不特定多数かつ多数の者が閲覧できる状態に置いた。 (嫌疑者) 無職	23. 12. 22 (神戸簡裁) 罰金 30 万円 追徴金 4 万 8, 330 円 (略式命令) (確定)
150	24. 1. 31	金商法第 166 条第 1 項第 3 号等 (内部者取引)	N E C エレクトロニクス(株)が(株)ルネサステクノロジと合併することについて決定したこと (重要事実) 及びエルピーダメモリ(株)が産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法に基づく事業再構築計画の認定を取得し、同計画に沿って(株)日本政策投資銀行を割当先とする第三者割当増資を行うことについての決定をしたこと (重要事実) を知り、それぞれの事実の公表前に N E C エレクトロニクス(株)及びエルピーダメモリ(株)の株券を買い付けた。 (嫌疑者) 国家公務員	25. 6. 28 (東京地裁) 懲役 1 年 6 月 (執行猶予 3 年) 罰金 100 万円 追徴金約 1, 031 万円 26. 12. 15 (東京高裁) 控訴棄却 公判係属中 (最高裁)

事 件	告 発 年 月 日	関 係 条 文	事 件 の 概 要	判 決
151	24.3.6	証取法第 197 条第 1 項第 1 号等 (虚偽の有価証券報告書の提出)	オリンパス㈱は、損失を抱えた金融商品を簿外処理するとともに架空ののれん代を計上するなどの方法により、重要な事項につき虚偽の記載のある連結貸借対照表を掲載した有価証券報告書を提出(2期)した。 (嫌疑者) 当該会社 当該会社代表取締役 当該会社監査役 当該会社取締役 会社役員(3名)	25.7.3(東京地裁) 当該会社 罰金 7 億円 当該会社代表取締役 懲役 3 年(執行猶予 5 年) 当該会社監査役 懲役 3 年(執行猶予 5 年) 当該会社取締役 懲役 2 年 6 月(執行猶予 4 年) (確定) 26.12.8(東京地裁) 会社役員 懲役 1 年 6 月(執行猶予 3 年) 罰金 700 万円 28.2.17(東京高裁) 会社役員 控訴棄却 公判係属中(最高裁) (注) 155 号事件と一括審理 27.7.1(東京地裁) 会社役員 懲役 4 年 罰金 1,000 万円 預金債権約 7 億 2,430 万円没収 会社役員 懲役 3 年 罰金 600 万円 預金債権約 4 億 1,149 万円没収 上記被告人 2 名及び 156 号事件被告人から連帯して追徴金約 8 億 8,399 万円 公判係属中(東京高裁) (注) 156 号事件と一括審理
152	24.3.22	金商法第 166 条第 1 項第 1 号等 (内部者取引)	黒崎播磨㈱及び同社が所属する企業集団の経常利益の各予想値について、直近に公表された各予想値と比較して新たに算出した各予想値との間に差異が生じたこと(重要事実)を知り、公表前に同社株券を売り付け、買い付けた。 (嫌疑者) 当該会社社員 会社役員	24.9.26(福岡地裁) 当該会社社員 懲役 3 年(執行猶予 5 年) 罰金 300 万円 追徴金約 2 億 2,442 万円 会社役員 懲役 2 年 6 月(執行猶予 4 年) 罰金 200 万円 追徴金約 2 億 1,693 万円 25.2.20(福岡高裁) 会社役員 控訴棄却 (いずれも確定) (注) 153 号事件と一括審理
153	24.3.22	金商法第 166 条第 1 項第 1 号等 (内部者取引)	黒崎播磨㈱及び同社が所属する企業集団の経常利益の各予想値について、直近に公表された各予想値と比較して新たに算出した各予想値との間に差異が生じたこと(重要事実)を知り、公表前に同社株券を買い付けた。 (嫌疑者) 当該会社社員 会社役員	24.9.26(福岡地裁) 当該会社社員 懲役 3 年(執行猶予 5 年) 罰金 300 万円 追徴金約 2 億 2,442 万円 会社役員 懲役 2 年 6 月(執行猶予 4 年) 罰金 200 万円 追徴金約 2 億 1,693 万円 25.2.20(福岡高裁) 会社役員 控訴棄却 (いずれも確定) (注) 152 号事件と一括審理

事件	告発年月日	関係条文	事 件 の 概 要	判 決
154	24. 3. 26	金商法第 158 条等 (偽計)	㈱セラーテムテクノロジーは、自己資金を北京誠信能環科技有限公司と WEALTH CHIME INDUSTRIAL LIMITED の三社間で 2 回循環させる方法により、北京誠信能環科技有限公司を買収したかのように偽装するため、WEALTH CHIME INDUSTRIAL LIMITED を割当先とする第三者割当増資を実施して資金を調達し、北京誠信能環科技有限公司を実質的に完全子会社化するための買収資金に充当することを決議した旨の虚偽の事実を公表し、さらに前記第三者割当増資に係る払込手続が完了した旨の虚偽の事実を公表した。 (嫌疑者) 当該会社 当該会社取締役兼最高財務責任者 当該会社代表取締役	25. 4. 12 (東京地裁) 当該会社取締役兼最高財務責任者 懲役 2 年 6 月 (執行猶予 4 年) 罰金 400 万円 当該会社 罰金 800 万円 当該会社代表取締役 懲役 2 年 6 月 (執行猶予 4 年) 罰金 400 万円 26. 1. 17 (東京高裁) 当該会社 控訴棄却 当該会社代表取締役 控訴棄却 26. 10. 16 (最高裁) 当該会社 上告棄却 当該会社代表取締役 上告棄却 (いずれも確定)
155	24. 3. 28	金商法第 197 条第 1 項第 1 号等 (虚偽の有価証券報告書の提出)	オリンパス㈱は、損失を抱えた金融商品を簿外処理するとともに架空ののれん代を計上するなどの方法により、重要な事項につき虚偽の記載のある連結貸借対照表を掲載した有価証券報告書を提出 (3 期) した。 (嫌疑者) 当該会社 当該会社代表取締役 当該会社監査役 当該会社取締役 会社役員	25. 7. 3 (東京地裁) 当該会社 罰金 7 億円 当該会社代表取締役 懲役 3 年 (執行猶予 5 年) 当該会社監査役 懲役 3 年 (執行猶予 5 年) 当該会社取締役 懲役 2 年 6 月 (執行猶予 4 年) (確定) 26. 12. 8 (東京地裁) 会社役員 懲役 1 年 6 月 (執行猶予 3 年) 罰金 700 万円 28. 2. 17 (東京高裁) 会社役員 控訴棄却 公判係属中 (最高裁) (注) 151 号事件と一括審理
156	24. 3. 28	証取法第 197 条第 1 項第 1 号等 (虚偽の有価証券報告書の提出)	オリンパス㈱は、損失を抱えた金融商品を簿外処理するなどの方法により、重要な事項につき虚偽の記載のある連結貸借対照表を掲載した有価証券報告書を提出 (2 期) した。 (嫌疑者) 会社役員	27. 7. 1 (東京地裁) 懲役 2 年 (執行猶予 4 年) 罰金 400 万円 預金債権約 1 億 8,944 万円没収 151 号事件被告人 2 名と連帯して追徴金約 8 億 8,399 万円 公判係属中 (東京高裁) (注) 151 号事件と一括審理
157	24. 3. 28	金商法第 166 条第 3 項等 (内部者取引)	日本風力開発㈱の株券について監理銘柄に指定される可能性があること (重要事実) についての伝達を受け、公表前に同社株券を売り付けた。 (嫌疑者) 無職	24. 5. 18 (神戸地裁) 懲役 2 年 (執行猶予 3 年) 罰金 300 万円 追徴金約 8,637 万円 (確定)

事件	告発年月日	関係条文	事 件 の 概 要	判 決
158	24.7.9	金商法第 38 条の 2 第 1 号等 (投資一任契約の締結に係る偽計)	A I J 投資顧問は、虚偽の運用実績等を記載した資料を年金基金の運用担当者らに提示するなどし、犯則嫌疑法人との間で投資一任契約を締結させた。 (嫌疑者) 当該会社、当該会社代表取締役、当該会社取締役、証券会社代表取締役	25.12.18 (東京地裁) 当該会社代表取締役 懲役 15 年 当該会社取締役 懲役 7 年 証券会社代表取締役 懲役 7 年 没収金約 5 億 6,884 万円 上記被告人 3 名から連帯して追徴金約 156 億 9,809 万円 27.3.13 (東京高裁) 当該会社代表取締役 控訴棄却 当該会社取締役 控訴棄却 証券会社代表取締役 控訴棄却 28.4.12 (最高裁) 当該会社代表取締役 上告棄却 当該会社取締役 上告棄却 証券会社代表取締役 上告棄却 (いずれも確定) (注) 160、162、163 号事件と一括審理
159	24.7.13	金商法第 167 条第 1 項第 4 号等 (内部者取引)	(株)日立物流が(株)バンテック株券の公開買付けを行うことを知り、公表前に同社株券を買い付けた。 (嫌疑者) アドバイザリー業務委託契約を締結していた証券会社社員 (元執行役員)、会社役員 A、会社役員 B、無職	25.2.28 (横浜地裁) 会社役員 A 懲役 2 年 6 月 (執行猶予 4 年) 罰金 300 万円 追徴金約 1 億 43 万円 (確定) 25.9.30 (横浜地裁) 証券会社社員 (元執行役員) 懲役 2 年 6 月 (執行猶予 4 年) 罰金 150 万円 27.9.25 (東京高裁) 証券会社社員 (元執行役員) 控訴棄却 公判係属中 (最高裁) (注) 161 号事件と一括審理
160	24.7.30	金商法第 38 条の 2 第 1 号等 (投資一任契約の締結に係る偽計)	A I J 投資顧問は、虚偽の運用実績等を記載した資料を年金基金の運用担当者らに提示するなどし、犯則嫌疑法人との間で投資一任契約を締結させた。 (嫌疑者) 当該会社、当該会社代表取締役、当該会社取締役、証券会社代表取締役	25.12.18 (東京地裁) 当該会社代表取締役 懲役 15 年 当該会社取締役 懲役 7 年 証券会社代表取締役 懲役 7 年 没収金約 5 億 6,884 万円 上記被告人 3 名から連帯して追徴金約 156 億 9,809 万円 27.3.13 (東京高裁) 当該会社代表取締役 控訴棄却 当該会社取締役 控訴棄却 証券会社代表取締役 控訴棄却 28.4.12 (最高裁) 当該会社代表取締役 上告棄却 当該会社取締役 上告棄却 証券会社代表取締役 上告棄却 (いずれも確定) (注) 158、162、163 号事件と一括審理

事件	告発年月日	関係条文	事 件 の 概 要	判 決
161	24.8.3	金商法第 167 条第 1 項第 4 号等 (内部者取引)	㈱ T M コーポレーションがバルス(株)株券の公開買付けを行うこと(ほか 1 件)を知り、公表前に同社株券を買い付けた。 (嫌疑者) アドバイザリー業務委託契約を締結していた証券会社社員(元執行役員)、会社役員 A、会社役員 B、無職	25.2.28 (横浜地裁) 会社役員 A 懲役 2 年 6 月(執行猶予 4 年) 罰金 300 万円 追徴金約 1 億 43 万円 (確定) 25.9.30 (横浜地裁) 証券会社社員(元執行役員) 懲役 2 年 6 月(執行猶予 4 年) 罰金 150 万円 27.9.25 (東京高裁) 証券会社社員(元執行役員) 控訴棄却 公判係属中(最高裁) (注) 159 号事件と一括審理
162	24.9.19	金商法第 38 条の 2 第 1 号等 (投資一任契約の締結に係る偽計)	A I J 投資顧問は、虚偽の運用実績等を記載した資料を年金基金の運用担当者らに提示するなどし、犯則嫌疑法人との間で投資一任契約を締結させた。 (嫌疑者) 当該会社、当該会社代表取締役、当該会社取締役、証券会社代表取締役	25.12.18 (東京地裁) 当該会社代表取締役 懲役 15 年 当該会社取締役 懲役 7 年 証券会社代表取締役 懲役 7 年 没収金約 5 億 6,884 万円 上記被告人 3 名から連帯して追徴金約 156 億 9,809 万円 27.3.13 (東京高裁) 当該会社代表取締役 控訴棄却 当該会社取締役 控訴棄却 証券会社代表取締役 控訴棄却 28.4.12 (最高裁) 当該会社代表取締役 上告棄却 当該会社取締役 上告棄却 証券会社代表取締役 上告棄却 (いずれも確定) (注) 158、160、163 号事件と一括審理
163	24.10.5	金商法第 38 条の 2 第 1 号等 (投資一任契約の締結に係る偽計)	A I J 投資顧問は、虚偽の運用実績等を記載した資料を年金基金の運用担当者らに提示するなどし、犯則嫌疑法人との間で投資一任契約を締結させた。 (嫌疑者) 当該会社、当該会社代表取締役、当該会社取締役、証券会社代表取締役	25.12.18 (東京地裁) 当該会社代表取締役 懲役 15 年 当該会社取締役 懲役 7 年 証券会社代表取締役 懲役 7 年 没収金約 5 億 6,884 万円 上記被告人 3 名から連帯して追徴金約 156 億 9,809 万円 27.3.13 (東京高裁) 当該会社代表取締役 控訴棄却 当該会社取締役 控訴棄却 証券会社代表取締役 控訴棄却 28.4.12 (最高裁) 当該会社代表取締役 上告棄却 当該会社取締役 上告棄却 証券会社代表取締役 上告棄却 (いずれも確定) (注) 158、160、162 号事件と一括審理

事件	告発年月日	関係条文	事 件 の 概 要	判 決
164	24. 12. 18	金商法第 158 条等 (偽計)	㈱セイクレストは、合同会社カナヤマを引受人とする現物出資を含む第三者割当増資において、現物出資財産である山林には募集株式の払込金額に相当する価値がなく、本件土地を取得後に開発、販売する具体的な事業計画もない上、合同会社カナヤマは割り当てられた株式を短期間で譲渡する意図であったにもかかわらず、虚偽の内容を含む公表を行った。 (嫌疑者) 当該会社代表取締役、会社役員	25. 9. 12 (大阪地裁) 会社役員 懲役 2 年 6 月 (執行猶予 4 年) 罰金 300 万円 追徴金約 6 億 2, 926 万円 26. 3. 25 (大阪高裁) 会社役員 控訴棄却 27. 7. 7 (最高裁) 会社役員 上告棄却 25. 9. 26 (大阪地裁) 当該会社代表取締役 懲役 2 年 6 月 (執行猶予 4 年) 罰金 300 万円 (いずれも確定)
165	25. 4. 30	金商法第 166 条第 1 項第 1 号等 (内部者取引)	イー・アクセス㈱の業務執行を決定する機関が、同種事業を営むソフトバンクモバイル㈱と業務上の提携をする(重要事実)とともに、ソフトバンクモバイル㈱の親会社であるソフトバンク㈱との間で株式交換を行うこと(重要事実)についての決定をした旨を自己の職務に関して知り、公表前にイー・アクセス株券を買い付けた。 (嫌疑者) 当該会社社員	25. 11. 22 (東京地裁) 懲役 2 年 6 月 (執行猶予 4 年) 罰金 300 万円 追徴金約 4, 473 万円 (確定)
166	25. 7. 12	金商法第 159 条第 1 項第 1 号等 (相場操縦)	財産上の利益を得る目的で、セントラル総合開発㈱の株価を高騰させることを目的とした買い上がり買付け、仮装売買等を行った。 (嫌疑者) 会社役員	26. 7. 4 (東京地裁) 懲役 3 年 (執行猶予 4 年) 罰金 2, 000 万円 追徴金約 8, 286 万円 27. 5. 28 (東京高裁) 控訴棄却 公判係属中 (最高裁)
167	26. 3. 19	金商法第 158 条等 (風説の流布)	カネヨウ㈱ほか 2 銘柄の株券の売買のため、及び相場の変動を図る目的をもって、インターネットを介し、電子掲示板に、合理的な根拠もない書き込みを行い、不特定かつ多数の者が閲覧できる状態に置き、風説を流布した。 (嫌疑者) 会社役員	26. 3. 20 (名古屋簡裁) 罰金 80 万円 追徴金 275 万円 (略式命令) (確定)

事件	告発年月日	関係条文	事 件 の 概 要	判 決
168	26. 6. 16	金商法第 197 条第 1 項第 1 号等 (虚偽の有価証券報告書の提出)	(株)インデックスは、架空売上を計上するなどの方法により、虚偽の記載のある連結損益計算書等を掲載した有価証券報告書を提出した。 (嫌疑者) 当該会社 当該会社取締役会長 当該会社代表取締役社長	公判係属中 (東京地裁)
169	26. 8. 8	金商法第 158 条等 (偽計)	井上工業(株)は、アップル有限責任事業組合を割当先とする第三者割当増資につき、その払込みを仮装した上、その情を秘し、新株式発行増資の払込金として全額の払込みが完了した旨の虚偽の事実を公表した。 (嫌疑者) 会社員	26. 10. 21 (東京地裁) 懲役 2 年 (執行猶予 3 年) (確定)
170	26. 10. 7	金商法第 159 条第 2 項第 1 号等 (相場操縦)	財産上の利益を得る目的で、(株)オリエンコーポレーションほか 3 銘柄の相場を変動させることを目的とした見せ玉手法等を行い、当該変動させた相場により、各株券の売買を行った。 (嫌疑者) 無職、会社員	27. 10. 22 (東京地裁) 無職 懲役 2 年 6 月 (執行猶予 4 年) 罰金 250 万円 会社員 懲役 2 年 6 月 (執行猶予 4 年) 罰金 250 万円 上記被告人 2 名から連帯して追徴金約 3 億 9,039 万円 (いずれも確定)
171	26. 12. 19	金商法第 159 条第 1 項第 1 号等 (相場操縦)	財産上の利益を得る目的で、(株)fonfun の株価を高騰させることを目的とした買い上がり買付け、仮装売買等を行った。 (嫌疑者) 無職	27. 4. 14 (神戸地裁) 懲役 2 年 8 月 罰金 500 万円 追徴金約 3,291 万円 (確定)
172	27. 2. 2	金商法第 197 条第 1 項第 1 号等 (虚偽の有価証券報告書の提出)	(株)太陽商会 (当時: (株)Now Loading) は、架空売上を計上するなどの方法により、虚偽の記載のある連結損益計算書等を掲載した有価証券報告書を提出した。 (嫌疑者) 当該会社 当該会社代表取締役 当該会社取締役	27. 8. 4 (東京地裁) 当該会社代表取締役 懲役 2 年 6 月 (執行猶予 4 年) 当該会社取締役 懲役 4 年 6 月 27. 12. 9 (東京高裁) 当該会社取締役 控訴棄却 (いずれも確定)

事件	告発年月日	関係条文	事 件 の 概 要	判 決
173	27.3.24	金商法第 167 条第 3 項等 (内部者取引)	豊田通商(株)が(株)トーメンエレクトロニクス株券の公開買付けを行うことについての伝達を受け、公表前に同社株券を買い付けた。 (疑惑者) 会社役員 (2 名)	27.8.18 (東京地裁) 会社役員 懲役 1 年 6 月 (執行猶予 3 年) 罰金 100 万円 追徴金約 1,642 万円 27.11.25 (東京地裁) 会社役員 懲役 1 年 6 月 (執行猶予 3 年) 罰金 100 万円 追徴金約 3,284 万円 (いずれも確定)
174	27.6.2	金商法第 166 条第 3 項等 (内部者取引)	(株)ジアースが(株)ドン・キホーテないしその子会社を割当先とする第三者割当増資を行う旨の重要事実の伝達を受け、公表前にジアース株券を買い付けた。 (疑惑者) 会社役員	27.9.14 (千葉地裁) 懲役 3 年 (執行猶予 4 年) 罰金 400 万円 当社株式 7,800 株没収 追徴金約 2 億 5,752 万円 (確定)
175	27.6.15	金商法第 158 条等 (偽計)	石山 Gateway Holdings(株)は、同社及び同社の連結子会社が国内事業会社にバイオディーゼル発電機の販売設置をした事実がないにもかかわらず、当初予想では見込んでいなかった当該発電機の販売設置等により、売上が計上される見込みであることなどから、連結業績予想を上方修正する旨の虚偽の内容を含む公表を行った。 (疑惑者) 当該会社 当該会社代表取締役 当該会社取締役	28.2.23 (東京地裁) 当該会社 罰金 1,000 万円 当該会社代表取締役 懲役 3 年 (執行猶予 4 年) 罰金 500 万円 追徴金約 2 億 3,677 万円 当該会社取締役 懲役 1 年 6 月 (執行猶予 4 年) 罰金 200 万円 追徴金約 4,811 万円 (いずれも確定) (注) 176 号事件と一括審理
176	27.7.3	金商法第 197 条第 1 項第 1 号等 (虚偽の有価証券報告書の提出)	石山 Gateway Holdings(株)は、架空売上を計上するなどの方法により、虚偽の記載のある連結損益計算書を掲載した有価証券報告書を提出した。 (疑惑者) 当該会社 当該会社代表取締役 当該会社取締役	28.2.23 (東京地裁) 当該会社 罰金 1,000 万円 当該会社代表取締役 懲役 3 年 (執行猶予 4 年) 罰金 500 万円 追徴金約 2 億 3,677 万円 (いずれも確定) (注) 175 号事件と一括審理
177	27.10.23	証取法第 197 条第 1 項第 1 号等 (虚偽の有価証券報告書の提出)	オリンパス(株)が、損失を抱えた金融商品を簿外処理するとともに架空ののれん代を計上するなどの方法により、虚偽の記載のある連結貸借対照表を掲載した有価証券報告書を提出(4 期)した際、簿外損失を管理するためのファンド等の維持管理を行うなどしてこれを幫助した。 (疑惑者) 会社経営者	公判係属中 (東京地裁)

事件	告発年月日	関係条文	事 件 の 概 要	判 決
178	27. 12. 4	金商法第 159 条第 2 項第 1 号等 (相場操縦)	財産上の利益を得る目的で、新日本理化(株)の株価の高値形成を図り、同株券の売買を誘引する目的をもって、高指値の買い注文を発注して株価を引き上げるなどの方法により、同株券の売買等が繁盛であると誤解させ、かつ、同株券の相場を変動させるべき一連の売買及び委託をし、当該上昇させた株価により同株券の売買を行った。 (嫌疑者) 無職 (2 名) 大学教員	公判係属中 (東京地裁) (注) 180 号事件と一括審理
179	27. 12. 8	金商法第 166 条第 3 項等 (内部者取引)	石山 Gateway Holdings(株)が粉飾決算をしたとする金商法違反の嫌疑事実により証券監視委の強制調査を受けた旨の重要事実の伝達を受け、公表前に同社株券を売り付けた。 (嫌疑者) 会社役員	28. 2. 26 (東京地裁) 懲役 2 年 (執行猶予 4 年) 罰金 200 万円 追徴金約 3,649 万円 (確定)
180	27. 12. 24	① 金商法第 158 条等 (風説の流布、偽計) ② 金商法第 27 条の 23 第 1 項等 (大量保有報告書の不提出)	① 財産上の利益を得る目的で、新日本理化(株)及び明和産業(株)の株券の売買のため及び各株券の相場の変動を図る目的をもって、インターネット上のウェブサイトには株価が大きく上昇する可能性がある旨の虚偽の情報等を記載し、風説を流布するとともに偽計を用いて相場を変動させた上、当該変動させた相場により、各株券の売買を行った。 (嫌疑者) 無職 大学教員 ② 上記売買の過程において発行済株式総数の 5%を超える株式を保有するに至ったにもかかわらず、大量保有報告書を提出しなかった。 (嫌疑者) 無職	公判係属中 (東京地裁) (注) 178 号事件と一括審理
181	28. 3. 28	金商法第 197 条第 1 項第 1 号等 (虚偽の有価証券報告書の提出)	グローバルアジアホールディングス(株) (当時: (株)プリンシパル・コーポレーション) は、架空資産を計上する方法により、虚偽の記載のある連結貸借対照表を掲載した有価証券報告書を提出した。 (嫌疑者) 当該会社 当該会社代表取締役	公判係属中 (東京地裁)

3-7 建議実施状況等

1 建議実施状況一覧表

(単位：件)

年度	4～22	23	24	25	26	27	合計
件数	21	1	1	0	1	0	24

2 建議案件の概要一覧表

建議 年月日	建議の内容	措置の状況
6.6.14	重要な事項につき虚偽記載のある有価証券報告書の提出の嫌疑に係る犯則事件の調査の結果、店頭売買有価証券の登録審査について問題点が認められたので、日本証券業協会の店頭売買有価証券の登録に関する規則等について、会員証券会社等による厳正かつ深度ある登録審査を確保し、投資者保護に十全を期する観点から、必要かつ適切な措置を講ずるよう建議した。	日本証券業協会は、登録審査に関し、①証券会社と公認会計士等との十分な連携、②審査項目の見直し、③申請会員と協会の連携等の改善策を講じている。
9.12.24	大手証券会社による損失補てん事件について、犯則事件の調査等を行った結果、法令遵守のための内部管理に関して問題点が認められたので、委託注文と自己の計算による取引の区分の制度化等、法令遵守のための内部管理体制の充実・強化の観点から、必要かつ適切な措置を講ずるよう建議した。	各証券取引所では、株式の売買等について、証券会社に対して自己・委託の別の入力を義務付ける措置を講じ、実施済である。
11.12.21	日本長期信用銀行及び日本債券信用銀行の有価証券報告書の虚偽記載に関し、犯則事件の調査を行った結果、銀行が提出する財務諸表について問題点が認められたので、銀行・信託業等における担保資産の開示、関連当事者との取引の十分な開示の観点から、必要かつ適切な措置を講ずるよう建議した。	大蔵省は、ガイドラインを改正し、銀行業等を営む会社の財務諸表における担保資産の注記を義務付けるとともに、全銀協等は、会員に関連当事者との取引の開示を徹底することを通知した。
12.3.24	証券会社の検査を行った結果、証券投資信託の償還乗換えの際の優遇措置の未利用取引、同一外貨建て商品間の売買に係る不適正な取扱いという営業姿勢に関する問題点が認められたので、顧客に対する誠実かつ公正な業務の執行の観点から、必要かつ適切な措置を講ずるよう建議した。	金融監督庁は、日本証券業協会に対し会員に不適正な投資勧誘について周知・指導の徹底を要請する旨の文書を発出するとともに、財務局ほか関係先にも通知した。
15.4.22	証券会社の検査を行った結果、①発行会社の既発債の市場における流通利回りが大幅に上昇している状況下における普通社債の個人投資家向けの募集の取扱い、②対象株式の株価が大幅に下落している状況下における他社株券償還特約付社債券の個人投資家向けの売出しに関して証券会社の営業姿勢に問題点が認められたので、これらを取得する個人投資家を保護するためのルールの整備を建議した。	金融庁は、行為規制府令を改正し、証券会社の業務の状況につき是正を加えることが必要な場合として、「募集期間中または売出期間中に生じた投資判断に影響を及ぼす重要な事象について、個人の顧客に対して説明を行っていない状況」を追加するとともに、事務ガイドラインに具体的なケースを規定した。

建 議 年月日	建 議 の 内 容	措 置 の 状 況
15. 6. 30	証券会社の検査を行った結果、インターネット取引を取り扱う複数の証券会社の検査において、①証券会社が、インターネット取引において、不十分な売買審査体制の下で、買い上がり買付けと自己対当取引を繰り返す等の作為的相場形成となる顧客の注文を継続的に受託している行為、②証券会社が、インターネット取引において、個人顧客が空売りの価格規制を潜脱する目的で行ったと認められる短時間に連続する複数回の信用売り注文を受託し、これを発注している行為、③証券会社が、インターネット取引において、顧客の注文が本人になりすましている疑いがある取引であるにもかかわらず、これを受託している行為が認められたので、市場の公正性を確保するため、インターネット取引を取り扱う証券会社の売買審査体制や顧客管理体制の適正性を確保させるための適切な措置を講ずるよう建議した。	金融庁は、行為規制府令を改正し、証券会社の業務の状況につき是正を加えることが必要な場合として、「実勢を反映しない作為的相場を形成させるべき一連の有価証券の売買取引の受託等に関して、当該取引を防止するための売買管理が十分でない」と認められる状況」を追加するとともに、この「売買管理」について事務ガイドラインに具体的に規定した。また、顧客による空売り規制の潜脱行為を防止するための管理の徹底や、本人確認の徹底についても事務ガイドラインに具体的に規定した。
15. 12. 16	証券会社の検査を行った結果、①証券会社が、当該証券会社に所属しないアナリストとの間で、投資者への勧誘等に際し使用するためのアナリスト・レポートの作成に係る契約を締結したが、当該アナリストは、当該契約に基づき作成する個別の発行体に関するアナリスト・レポートに、当該発行体に係る株式について新規に買い推奨を示すレーティングを付した場合に、同レポートの投資者への公表前に当該株式の買付けを行い、公表後に売付けを行うといった行為を繰り返しており、証券会社のアナリスト・レポート及びアナリストに係る管理が十分なものとは認められない状況、②証券会社が、情報提供会社に対し、銘柄を指定した上、対価を支払ってアナリスト・レポートの作成を依頼したが、同レポートがそのような事情の下で作成されたことを同レポートに表示することなく投資者に対し公表している状況が認められたので、投資者保護及び市場の公正性、透明性を高める観点から、アナリスト・レポート及びこれを作成したアナリストに対する適切な管理体制を構築させるため必要かつ適切な措置を講ずるよう建議した。	日本証券業協会は、「アナリスト・レポートの取扱い等について」（理事会決議）を改正し、証券会社が、契約等に基づき外部アナリストが執筆したアナリスト・レポートを使用する場合には、外部アナリストの有価証券の売買等に関し、外部アナリストの公正かつ適正な業務の遂行が確保されるための措置が講じられていることの確認や、対価の支払い又は銘柄の指定等をして外部アナリストにアナリスト・レポートの作成を依頼した場合には、その旨を顧客に通知又はアナリスト・レポートに表示することなどを追加した。
17. 11. 29	相場操縦の一手法として、市場の株価を誘導するために、約定させる意思がないにもかかわらず、市場に注文を出して売買を申込み、約定する前に取り消す、いわゆる「見せ玉」等が認められた。 相場操縦の禁止について規定する証取法第159条第2項第1号は、顧客による「見せ玉」等売買の申込み行為を規制の対象としているが、相場操縦に対する課徴金について規定する同法第174条は、売買等が成立している取引のみを規制の対象としており、「見せ玉」等売買の申込み行為は売買等が成立していないことから、課徴金制度が適用されない。したがって、相場操縦等の不公正取引規制の実効性を確保するための課徴金制度においても「見せ玉」等売買の申込み行為を適用対象とするよう建議した。	取引誘引目的で行われる証券会社への売買等の委託（媒介、取次ぎ又は代理の申込み）の内、売買等が成立していないもの（いわゆる「見せ玉」等）についても、新たに課徴金の対象とすることを内容とする改正が盛り込まれた「証券取引法等の一部を改正する法律」が平成18年6月7日成立した（同法の当該部分は平成18年7月4日から施行された。）。

建 議 年月日	建 議 の 内 容	措 置 の 状 況
17. 11. 29	証券会社の顧客が「見せ玉」等売買の申込み行為を行った場合、証取法第 159 条第 2 項第 1 号にいう売買等の委託に該当し、処罰の対象となるにもかかわらず、証券取引所の取引参加者である証券会社が自己の計算で「見せ玉」等売買の申込み行為を行った場合には、売買等にも売買等の委託にも該当しないことから、同号による禁止の対象とされていない。 「見せ玉」等売買の申込み行為による相場操縦につき、証券会社とその顧客において、当罰性には何ら差異がないことから、証券会社の自己の計算における「見せ玉」等売買の申込み行為をも、同号における禁止規定の対象とするとともに、同法第 197 条第 1 項第 7 号において規定する刑事罰の対象とし、併せて同法第 174 条に規定する課徴金の対象にもするよう建議した。	取引誘引目的で行われる証券会社の自己の計算による「見せ玉」等売買の申込みについて、新たに相場操縦行為として禁止するとともに、刑事罰及び課徴金の対象とすることを内容とする改正が盛り込まれた「証券取引法等の一部を改正する法律」が平成 18 年 6 月 7 日成立した（同法の当該部分は平成 18 年 7 月 4 日から施行された。）。
17. 11. 29	金融審議会金融分科会第一部会（中間整理）によると、業務範囲に関して、「投資サービス法においては、本来業務として、投資商品として位置付けられる幅広い金融商品に係る販売・勧誘やこれに関する資産運用・助言、資産管理を、一体として規制すべきである。この際、現行法の下においては、例えば、現在、証券業と証券投資一任業を兼業するためには、証券業の登録、投資顧問業との兼業の届出、投資助言業の登録、一任の認可、証券業との兼業の認可といった手続が必要となるほか、兼業に伴う弊害防止措置についても証取法と投資顧問業法にそれぞれ規定が置かれているなど、縦割りの法律が健全な兼業を妨げているといった指摘があることに留意が必要である。」と指摘されている。 当委員会による証券会社に対する検査の結果を踏まえると、現在も、取引一任勘定取引により顧客が不当な手数料の支払いを強いられるような状況が散見されるところである。このため、投資サービス法における業務範囲の見直しに当たって、幅広い金融商品に係る販売・勧誘やこれに関する資産運用・助言、資産管理を一体として規制することとなり、それに伴い取引一任勘定取引契約の禁止の扱いも見直される場合には、投資者保護に支障を来さないよう証券会社が顧客の利益を損なうことを防止するため、現行の投資顧問業法における投資一任契約に係る規制も踏まえ、必要かつ適切な措置を講ずるよう建議した。	投資一任契約に係る業務に関する各種行為規制、証券業と投資一任契約に係る業務を同時に行うことに関する弊害防止措置など、所要の規制を課すことを内容とする改正が盛り込まれた「証券取引法等の一部を改正する法律」が平成 18 年 6 月 7 日成立した（同法の当該部分は平成 19 年 9 月 30 日から施行された。）。
18. 4. 14	上場会社が株式や新株予約権付社債（以下「株式等」という。）を発行しようとする際、主幹事証券会社又はその関連会社が、発行体による当該株式等の発行に係る情報（以下「発行情報」という。）の公表前に、国内外の機関投資家に対して当該株式等に係る需要動向の調査（以下「プレ・ヒアリング」という。）を行うことがある。このようなプレ・ヒアリングの過程で発行情報を入手した海外の投資家が、発行情報の公表前に、当該株式等の発行体に係る上場普通株式を売り付けている事例が認められた。 当委員会では、このような事例が認められた場合、内部者取引を行ったものと認められる海外投資家に関して、海外当局に対する調査依頼を行っており、これを受けて、海外当局において当該投資家に対する処分が行われるに至っている。 他方で、証券会社の検査の結果、①プレ・ヒアリングの過程で発行情報を外部に伝達することに関して手続規程を整備していない②発行情報を外部に伝達する際に、その対象者に対し、伝達される発行情報が公表前の重要事実	金融庁は、行為規制府令を改正し、プレ・ヒアリングにおける情報提供行為を禁止するとともに（平成 18 年 11 月 1 日施行）、日本証券業協会においても「協会員におけるプレ・ヒアリングの適正な取扱いについて」（理事会決議）を制定し、具体的な取扱いが規定された（平成 19 年 1 月 4 日施行）。

建 議 年月日	建 議 の 内 容	措 置 の 状 況
	該当することを伝達するなどの適切な注意喚起を行っていないことが疑われる③プレ・ヒアリングをいつ、誰に対して、どのような方法で実施し、その過程でどのような発行情報を外部の者に伝達したかについて記録を残していない会社が存することが認められた。このような情報管理体制を放置することは内部者取引を誘発しかねない。 については、証券会社がプレ・ヒアリング等において公表前の発行情報等を外部に伝達する行為により内部者取引が誘発されることを防止し、もって証券取引の公正を確保するため適切な措置を講ずるよう建議した。	
18. 4. 21	上場会社が重要な事項につき虚偽の記載のある有価証券報告書を提出していた犯則事件に関し、当該上場会社の会計監査を担当した監査法人の公認会計士が、当該犯則行為に深く関与していた事例が複数認められた。 当委員会は、これらの事例について、当該上場会社及び同社の役員に加え当該公認会計士についても共同正犯（刑法第 60 条）として証取法第 226 条の規定に基づき告発した。 一方で、現行の証券取引法には、虚偽有価証券報告書を提出した上場会社の役員らと共謀した公認会計士が所属する監査法人の刑事責任を追及できる規定はないなど、上記公認会計士が所属していた監査法人に対しては、刑事責任を追及することは困難である。 しかし、当該上場会社との監査契約の当事者は監査法人であり、また、監査法人は、所属する公認会計士による業務の公正かつ的確な遂行のため、業務管理体制を整備しなければならない立場にある。 公認会計士法上、監査法人の社員が虚偽又は不当な証明をした場合に、監査法人に対して行政処分を行うことが可能であり、また監査法人の社員は民事上の責任も負うこととされているが、監査法人による厳正な監査を確保していく観点から、民事・行政責任のほか刑事責任を含めた監査法人の責任のあり方について総合的に検討を行い、必要かつ適切な措置を講ずるよう建議した。	平成 18 年 12 月 22 日の金融審議会公認会計士制度部会報告において、「(行政処分の) 処分類型の多様化を図っていくことが適当である。」とした一方、刑事罰の導入については、「非違の抑止等の観点から、監査法人に対する刑事罰を導入する可能性が否定されるべきではなく一つの検討課題であるが、非違事例等に対しては、課徴金制度の導入をはじめとする行政的な手法の多様化等により対応することをまず求めていくことが考えられる」と示されており、今後とも引き続き十分な検討を行っていくこととされた。 また、公認会計士・監査法人に対し違反行為を適切に抑止する観点から、利得相当額を基準とする課徴金を賦課する内容等が盛り込まれた「公認会計士法の一部を改正する法律」が平成 19 年 6 月 20 日成立した(平成 20 年 4 月 1 日施行)。
19. 2. 16	証券会社の検査の結果、①主幹事会社が、新規上場・公募増資を予定している発行体の業績の見通しについて適切な審査を行っていないものと認められる事例、②主幹事会社が、上場会社による公募増資において発行体の財政状態、経営成績等について何ら引受審査を行っていない事例が認められた。 株券等の募集・売出しに際して引受けを行おうとする証券会社には、発行体の財政状態、経営成績、業績の見通し等の厳正な審査を通じて、投資者が当該募集・売出しについて適切な投資判断をなし得る状況を確保するとともに、投資者が不測の損害を被ることを未然に防止する役割が期待されているところ、証券会社がこのような引受審査を適切かつ十分に実施することが確保されるよう建議した。	金融庁は有価証券の元引受を行う証券会社が、当該有価証券の発行者の財政状態、経営成績その他引受けの適否の判断に資する事項について、適切な審査を行うべき旨を規定する内容が盛り込まれた「金融商品取引業等に関する内閣府令」を制定した(平成 19 年 9 月 30 日施行)。
19. 2. 16	証券会社の検査の結果、証券会社のトレーダーが、東京証券取引所における東証株価指数先物取引のある限月の売買取引（以下「本件 TOPIX 先物取引」という。）において、同一委託者による同一指数での買付注文と売付注文とを対当させることにより、権利の移転を目的としない取引を大量かつ反復継続的に成立させ（以下、このようにして成立した取引を「本件仮装取引」という。）、その結果、当日の本件 TOPIX 先物取引の約定指数の出来高加重平均値（いわゆる「市場 VWAP」）を当該トレーダーに有利な方向	金融庁は証券会社が市場 VWAP、あるいは、出来高といった市場指標を変動させる目的で仮装取引を行うこと、及び、これらの取引を受託することを禁止・規制するべき旨を規定する内容が盛り込まれた「金融商品取引業等に関する内閣府令」を制定した(平成 19 年 9 月 30 日施行)。

建 議 年月日	建 議 の 内 容	措 置 の 状 況
	に変動させるとともに、当日公表された本件 TOPIX 先物取引の出来高が、本件仮装取引に対応する枚数分増加するという事態を生じさせていた事例が認められた。 市場 VWAP は、取引関係者において広く参照されている数値であり、当該数値を実勢を反映しない数値とする取引は、当該数値に基づいて行われる市場内・外における他の取引の内容を歪めさせ得るものである。また、仮装取引により、その対象とされた取引の出来高を現実の需給に基づかない取引によって増加させる行為は、出来高を参照しつつ投資判断を行う市場関係者の投資判断を誤らせ得るものである。 ついては、証券会社が市場 VWAP、あるいは、出来高といった市場指標を実勢を反映しないものに歪めさせる取引を行うこと及び証券会社がこれらの取引を受託することが規制されるよう建議した。	
19. 2. 16	平成 18 年証券取引法改正においては、罰則の見直しが行われ、虚偽有価証券報告書等の提出（第 24 条第 1 項ほか）、不正取引（第 157 条）、風説の流布・偽計等（第 158 条）、及び相場操縦行為等（第 159 条）に係る懲役刑が 5 年以下から 10 年以下に引き上げられている。 これに伴い、これらの罪に係る公訴時効については、刑事訴訟法第 250 条の規定によって 5 年から 7 年へと延長されている。 一方、証券取引法第 188 条に定める証券会社等の業務に関する書類（以下「法定帳簿」という。）については、保存期間も含め具体的には証券会社に関する内閣府令第 60 条に規定されているところであるが、そのうち注文伝票については保存期間が 5 年とされているところであり、5 年から 7 年へと延長された公訴時効に対応したものとなっていない。 そのため、法定帳簿の保存期間につき、公訴時効の延長も勘案しつつ、適切に見直すよう建議した。	金融庁は虚偽の有価証券報告書等の提出等の罪について、公訴時効が延長されたことに伴い、注文伝票の保存期間（5 年）と公訴時効（最大 7 年）との整合性が図られる内容が盛り込まれた「金融商品取引業等に関する内閣府令」を制定した（平成 19 年 9 月 30 日施行）。
21. 4. 24	外国為替証拠金取引を取り扱う金融商品取引業者に対する重点検査の結果、カバー取引先への預託によって顧客からの保証金が管理される場合でありながら、顧客からの保証金の額を把握しておらず、自己の固有財産と顧客の財産を適切に区分管理していない事例が多く認められた。 これらの中には、①顧客から預託を受けた保証金が、カバー取引先から引き出され、不当に流用されていた、②カバー取引先に預託していた顧客の保証金を基に行う自己勘定取引を繰り返した結果、外国為替相場の急変により損失を拡大させ破綻し、顧客に損害を被らせた、といった事例が認められた。 したがって、外国為替証拠金取引を取り扱う金融商品取引業者の区分管理について、保証金が金銭である場合の管理方法を金銭信託に限る等、適切な措置を講ずるよう建議した。	金融庁は、「金融商品取引業等に関する内閣府令」を改正し、外国為替証拠金取引の区分管理の方法を金銭信託に一本化する旨を規定した（平成 21 年 8 月 1 日施行）。
21. 4. 24	ロスカットルールとは、保証金に対して損失が一定割合以上となった際には、自動的に反対取引により決済するルールであるが、当該ルールが機能しない場合には、顧客に不測の損害を与えるばかりか、業者の財務体質を悪化させ、最悪の場合には業者が破綻して顧客全体にも著しい損害を与えかねないような問題を含むことから、外国為替証拠金取引に係るロスカットルールの適切な運用は極めて重要である。 外国為替証拠金取引を取り扱う金融商品取引業者に対	金融庁は、「金融商品取引業等に関する内閣府令」を改正し、金融商品取引業者に外国為替証拠金取引に係るロスカット・ルールの整備・遵守を義務付ける旨を規定した（平成 21 年 8 月 1 日施行）。

建 議 年月日	建 議 の 内 容	措 置 の 状 況
	する重点検査の結果、①ロスカットルールを設けていなかったことから、顧客の損失を拡大させた、②外国為替証拠金取引に係る約款上、ロスカットルールを定めていたにもかかわらず、顧客の要請に応じて追加保証金の入金を猶予していた、といった事例が認められた。 したがって、外国為替証拠金取引を取り扱う金融商品取引業者に対し、ロスカットルールの制定を義務付ける等、適切な措置を講ずるよう建議した。	
21. 4. 24	外国為替証拠金取引を取り扱う金融商品取引業者においては、顧客がその入金した保証金を上回る多額の取引を行うことができるという外国為替証拠金取引の特性等から、適切なリスク管理態勢の構築が極めて重要である。 外国為替証拠金取引を取り扱う金融商品取引業者に対する重点検査の結果、為替相場の急変時に適切な対応が取られていない事例が認められた。 現行法上、外国為替証拠金取引の保証金についての規制はなく、外国為替証拠金取引を取り扱う金融商品取引業者が自由にレバレッジを設計しているところであるが、いわゆる高レバレッジの商品については、僅かな為替変動であっても保証金不足が生じ、顧客に不測の損害を与えるばかりか、業者の財務体質を悪化させるおそれがある。 したがって、外国為替証拠金取引を取り扱う金融商品取引業者に対し、為替変動を勘案した水準の保証金の預託を受けることを義務付ける等、適切な措置を講ずるよう建議した。	金融庁は、「金融商品取引業等に関する内閣府令」を改正し、1日の為替の価格変動をカバーできる水準を証拠金として確保することを基本として、個人顧客を相手方とする外国為替証拠金取引等について、取引所取引・店頭取引共通の規制として、想定元本の4%以上の証拠金の預託を受けずに業者が取引を行うことを禁止する旨を規定した（平成22年8月1日施行）。
21. 4. 24	金融商品取引業の登録にあたり、その適格性を判断するためには、登録申請時に提出する書類は極めて重要である。 外国為替証拠金取引を取り扱う金融商品取引業者に対する重点検査の結果、虚偽の記載をした最終の貸借対照表及び損益計算書を作成したほか、純財産額を算出した書面及び自己資本規制比率を算出した書面についても虚偽の記載をし、登録拒否要件に該当しないものとして登録申請を行い、登録を受けていた事例が認められた。 したがって、金融商品取引業の登録にあたり、申請書類に記載された純財産額及び自己資本規制比率等の数値が虚偽でないことを裏付ける疎明資料等を提供させる等、適切な措置を講ずるよう建議した。	金融庁は、「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」を改正し、新規に第一種金融商品取引業の登録申請を受けた場合の留意事項として、登録拒否要件等に該当しないかを確認するため、疎明資料の提出を求める旨を明確化した（平成21年8月1日発出）。
22. 10. 19	集団投資スキーム（以下「ファンド」という。）の出資持分の販売を行う業者（以下「販売業者」という。）に対する集中的な検査において、出資又は拠出を受けた金銭（以下「出資金」という。）を主として有価証券又はデリバティブ取引に対する投資以外の事業に投資するファンド（以下「事業型ファンド」という。）について、 ① 出資金とファンドの運用業者の固有財産を同一の口座で混在させているもの、 ② 出資金をファンドの運用業者の運転資金等に流用するもの、 など、ファンドの運用業者において分別管理を適切に行っていないにもかかわらず、販売業者がファンドの出資持分の販売・勧誘を行っている状況が多く認められた。その中には、出資金の流用により投資者に被害が生じている事例も認められている。 また、このような状況の下においては、投資者に対して、重要な投資判断材料であるファンドの運用業者の具体的	金融庁は、「金融商品取引業等に関する内閣府令」を改正し、事業型ファンドに係る出資持分の販売に関する契約締結前交付書面の記載事項に次の内容を追加した（平成23年4月1日施行）。 ① ファンド毎の出資金の具体的な預託先、支店名、口座名義及び口座番号等。 ② 分別管理の実施状況及びその確認を行った方法。

建 議 年月日	建 議 の 内 容	措 置 の 状 況
	な分別管理の内容について、十分な情報提供がなされていない。 したがって、こうした状況に鑑みれば、事業型ファンドに係る投資者保護の一層の徹底を図るため、出資金の分別管理の徹底及び投資者に対する重要な投資判断材料の提供の観点から、事業型ファンド販売の契約締結前交付書面における分別管理に関する記載事項を拡充するよう建議した。	
23. 2. 8	投資助言・代理業者に対する集中的な検査において、 ① 投資助言・代理業者自らが無登録業務を行っている状況 ② 無登録業者に対する名義貸し等 ③ 顧客に対する情報提供が不適切な状況（著しく事実と相違する表示のある広告、契約締結前交付書面の未交付等） ④ 基本的な帳簿書類の作成・管理が不適切な状況（法定帳簿の未作成・未保存、虚偽内容を記載した事業報告書の提出等） など、多数の法令違反事例や不適切事例が認められた。 これらの発生原因をみると、ほとんどすべての事例において、役職員の基本的な法令の知識や法令遵守意識の著しい欠如等により、自己の営業上の利益のみを優先した業務運営が行われているという状況が認められた。 こうした状況に鑑みれば、投資助言・代理業者に係る投資者保護の一層の徹底を図るため、投資助言・代理業に関する基本的な法令の知識や法令遵守意識が欠如しているなど業務を適確に遂行するに足りる役職員が確保されていない場合に登録を拒否できるよう、他の業種と同様に、投資助言・代理業の登録拒否事由に人的構成要件を追加するよう建議した。 なお、平成 22 年 12 月 14 日の犯罪対策閣僚会議に報告された暴力団取締り等総合対策に関するワーキングチームによる「企業活動からの暴力団排除の取組について」において、各府省は業の主体から暴力団等を排除する対策の充実に努めることとされているところ、登録拒否事由に人的構成要件を追加することにより、投資助言・代理業者についても、こうした対策の充実が図られるものと考えられる。	金融庁は、投資助言・代理業者の登録申請に当たり、業務を適確に遂行するに足りる役職員が確保されていない場合に登録を拒否できるよう、投資助言・代理業の登録拒否事由に人的構成要件を追加する金商法の改正（改正法公布後 1 年以内に施行）を含む「資本市場及び金融業の基盤強化のための金融商品取引法等の一部を改正する法律」案を国会に提出した。同法は、平成 23 年 5 月 25 日に公布された（同法の該当部分は平成 24 年 4 月 1 日から施行された。）。
23. 12. 20	不公正取引事案の調査において、「金融商品取引業者等」に該当しない者が、顧客等の計算において不公正取引を行った疑いがある事例が認められた。 現行の制度では、顧客等の計算において不公正取引を行った者（以下「違反者」という。）に係る課徴金については、課徴金の計算規定の適用が、違反者が金融商品取引法の「金融商品取引業者等」である場合に限定されていることから、違反者が対価を得ているにもかかわらず課徴金を課することができない。 したがって、違反行為の抑止の観点から、「金融商品取引業者等」に該当しない者が、他人の計算において不公正取引を行い、対価を得ている場合においても、課徴金を課することができるようにする必要がある。	金融庁は、「金融商品取引業者等」に該当しない者が、他人の計算において不公正取引を行い、対価を得ている場合においても、課徴金を課することができることとする金商法の改正（改正法公布後 1 年以内に施行）を含む「金融商品取引法等の一部を改正する法律」案を国会に提出した。同法は、平成 24 年 9 月 12 日に公布された（同法の該当部分は平成 25 年 9 月 6 日から施行された。）。

建 議 年月日	建 議 の 内 容	措 置 の 状 況
25. 3. 29	信用格付業者に対する検査において、社内で決定・付与された信用格付を提供し又は閲覧に供する行為（以下「公表等」という。）を行う際に、誤って異なる信用格付を公表等している事例が認められた。これは、信用格付を利用する投資者の投資判断を歪める状況を生み出すとともに、信用格付業者に対する信用失墜にもつながる重大な問題である。 このように、信用格付業者においては、信用格付の付与に係る業務を的確に実施することが求められると同時に、付与した信用格付の公表等を的確に行うことも重要な業務であり、その公表等にあたっては当然に正確性が求められるものである。しかし、現行の制度では、信用格付業者に対して、信用格付の公表等に係る正確性の確保を直接求める制度になっていない。 したがって、信用格付を利用する投資者の保護及び金融・資本市場において重要な役割を担う信用格付業者の信頼性確保の観点から、信用格付業者が信用格付の公表等を行う際にその正確性の確保を直接求める制度の整備を行う必要がある。	金融庁は、「金融商品取引業等に関する内閣府令」を改正し、信用格付業者が整備を求められる業務管理体制の一環として、信用格付の公表等に係る正確性を確保するための体制を規定した（平成 25 年 9 月 2 日施行）。
26. 4. 18	集団投資スキーム（以下「ファンド」という。）のうち適格機関投資家等（1 名以上の適格機関投資家及び 49 名以下の適格機関投資家以外の者）を出資者とするもの（いわゆる「プロ向けファンド」）の販売・投資運用を行う特例業務届出者については、これまでの検査において、 ・顧客に対する虚偽の告知 ・適格機関投資家等特例業務の要件を満たさずに行った登録が必要となるファンドの販売・投資運用 ・出資金の流用・使途不明 など、多数の金融商品取引法違反事例や一般投資家に被害が生じている悪質な事例が認められた。 また、その中には、出資金を毀損させている状態の中、その後も金融商品取引法違反行為を行う蓋然性が高く、裁判所への禁止・停止命令の申立てに至ったものもある。 したがって、こうした状況に鑑みれば、ファンドに係る投資者保護の一層の徹底を図る観点から、適格機関投資家等特例業務に関する特例について、出資者に係る要件を厳格化する等、一般投資家の被害の発生等を防止するための適切な措置を講ずる必要がある。	金融庁は、プロ向けファンドの販売・運用を行う者に係る欠格事由の導入、契約締結前の書面公布や適合性原則の遵守等の行為規制の導入、問題業者への監督上の処分や罰則の引上げ、プロ向けファンドへの出資者の範囲の見直し等を含む「金融商品取引法の一部を改正する法律」案を国会に提出した。同法は、平成 27 年 6 月 3 日に公布、平成 28 年 3 月 1 日から施行された。

3-8 市場のグローバル化への対応状況

1 市場のグローバル化への対応に向けての取組み

海外証券規制当局

○海外当局による摘発事例

海外当局 の処分 発生日	摘発した 海外当局	被処分者(処分)	銘柄名	違反行為
H16.10.21	シンガポール MAS	シンガポール政府投資公社 の従業員(制裁金)	株三井住友 フィナンシャル グループ	内部者取引
H18.8.1	英国FSA	英国ヘッジファンドの GLG Partners LP及びそ の元役員(制裁金)	株三井住友 フィナンシャル グループ	内部者取引
H18.12.13	香港SFC	クレディ・スイス(香港)リ ミテッドのトレーダー(懲 戒処分)	住友経金 住友経金 工業株	内部者取引
H23.9.15	香港SFC	香港の投資運用会社の オアシスマネジメント LLC及びその最高経営 責任者(戒告処分、制裁 金)	株日本航空	相場操縦 不正行為

(注)上記は証券監視委による市場監視を端緒として海外証券
規制当局との情報交換を行った結果、海外証券規制当局が当
地の法令に基づき処分を行った事例である。

○海外規制当局等が主催する国際会議等への参加

- ・証券監視委の幹部が国際シンポジウムに参加、講演
を実施
- ・当局間の協力関係の維持・強化や当面の証券市場を
巡る諸問題について、海外証券規制当局と意見交換を
実施

グローバルに活動する金融機関
海外自主規制機関
国際的な業界団体

意見交換・人材交流等

IOSCO
(International
Organization of
Securities Commissions,
証券監督者
国際機構、
昭和49年発足)

証券規制の国際的な調和や
規制当局間の相互協力を目
指して活動する国際的機関。
各国・地域から210機関が加
盟(平成28年3月末現在)。証
券監視委は、平成5年10月に
準会員資格として加盟。

国際的な議論
への参画

国際的な議論
への参画

IOSCO 多国間MOU及び二国間MOU を通じた法執行上必要な情報の交換

金融庁は平成20年2月にIOSCO多国間MOU
に署名。その他、7つの証券規制当局と二国
間MOUを締結。

意見交換

証券取引等監視委員会

第8期活動方針

「市場のグローバル化に対応した監視力の強化」 ○クロスボーダー事業の摘発事例(平成27年度)

告発日	嫌疑者	違反行為
H27.6.2	会社役員	内部者取引
H27.6.15 H27.7.3	石山Gateway Holding株及び同社役員	偽計及び虚偽有価証 券報告書提出
H27.10.23	オンラインバス機の協力者	虚偽有価証券報告書 提出に係る補助

勧告日	勧告対象者	違反行為
H27.6.19	【課徴金勧告】 株式会社アゴーラ・ホスピタリティ・グループ	有価証券報告書等の 虚偽記載
H27.6.19	【課徴金勧告】 個人	内部者取引
H27.10.23	【課徴金勧告】 個人	内部者取引
H28.1.29	【課徴金勧告】 Evo Investment Advisors Ltd.	相場操縦
H28.3.4	【課徴金勧告】 Blue Sky Capital Management Pty Ltd	相場操縦

○市場のグローバル化への体制整備

- ・国際・情報総括官(次長級)の設置
- ・国際専門審査官、国際専門調査官等の国際担当職員の配置
- ・クロスボーダー取引等を利用した内外プロ投資家による不正取
引の実態解明を専門に担当する国際取引等調査室の設置

○海外規制当局への事務局職員派遣及び海外規制当局か らの職員受入れ・短期研修への参加

- ・海外規制当局 への中・長期派遣
- ・海外規制当局等が主催する短期研修への参加

○アジアの証券市場整備に向けた技術支援

- ・事務局職員がアジアの海外当局に対し、調査手法のアドバイスを
実施
- ・事務局職員が研修講師を務め、昨今の証券監視委における活動
状況や、市場監視・検査手法等を紹介

(注)IOSCO多国間MOU: Multilateral Memorandum of Understanding (平成14年のIOSCO年次総会で採択された証券規制当局間の多国間情報交換枠組み)

３－８－２ 市場のグローバル化への対応（一覧表）

１．証券監視委による主な摘発等の事例

<告発>

告発日 (事件番号※)	嫌疑者	違反行為	連携した 主な海外当局
H21. 4. 27 (119 号事件)	ジェイ・ブリッジ(株)役員	内部者取引	シンガポール通貨 監督庁 (MAS)
H24. 3. 6、H24. 3. 28 (151、155、156 号事 件)	オリンパス(株)、同社役員及び協力者	虚偽有価証券報告書提出	－
H24. 3. 26 (154 号事件)	(株)セラーテムテクノロジー及び同 社役員	偽計（架空増資）	－
H24. 7. 9、H24. 7. 30、 H24. 9. 19、H24. 10. 5 (158、160、162、163 号事件)	AIJ 投資顧問(株)及び同社役員等	投資一任契約の締結に係 る偽計	－
H26. 6. 16 (168 号事件)	(株)インデックス及び同社役員	虚偽有価証券報告書提出	－
H27. 3. 24 (173 号事件)	会社役員	内部者取引	－
H27. 6. 2 (174 号事件)	会社役員	内部者取引	－
H27. 6. 15、H27. 7. 3 (175、176 号事件)	石山 Gateway Holdings(株)及び同社役 員	偽計及び虚偽有価証券報 告書提出	－
H27. 10. 23 (177 号事件)	オリンパス(株)の協力者	虚偽有価証券報告書提出 に係る幫助	－

(※) 事件の概要及び公判の状況については、「附属資料 3－6－2 告発事件の概要一覧表」参照

<課徴金納付命令勧告>

勧告日 (課徴金納付命令決定日)	勧告対象者	違反行為	銘柄名	連携した 主な海外当局
H26. 9. 5 (H26. 11. 6)	個人	相場操縦	長期国債先物	シンガポール通貨 監督庁 (MAS)
H26. 12. 5 (未定)	Areion Asset Management Company Limited	相場操縦	日東電工(株)	香港証券先物取引 委員会 (SFC)
H27. 3. 6 (未定)	Select Vantage Inc.	相場操縦	日本海洋掘削(株)等 合計 4 5 銘柄	英国金融行為規制 機構 (FCA)
H27. 6. 19 (H27. 7. 30)	株式会社アゴーラ・ホスピ タリティー・グループ	有価証券報 告書等の虚 偽記載	(株)アゴーラ・ホス ピタリティー・グ ループ	－
H27. 6. 19 (H27. 10. 8)	個人	内部者取引	(株)極楽湯	台湾金融監督管理委 員会 (FSC)
H27. 10. 23 (H28. 3. 17)	個人	内部者取引	(株)ゲームオン	韓国金融委員会 (FSC) 韓国金融監督院 (FSS)
H28. 1. 29 (H28. 3. 4)	Evo Investment Advisors Ltd.	相場操縦	(株)ディー・ディ ー・エス	米国証券取引委員会 (SEC)
H28. 3. 4 (未定)	Blue Sky Capital Management Pty Ltd	相場操縦	(株)ミクシィ	オーストラリア証券 投資委員会 (ASIC)

＜行政処分勧告＞

勧告日 (行政処分日)	勧告対象者	違反行為	連携した 主な海外当局
H25. 4. 26 (H25. 4. 26)	MRI INTERNATIONAL, INC	・顧客からの出資金を他の顧客に対する配当金及び償還金の支払いに流用する行為等 ・金融商品取引契約の締結又はその勧誘に関して、顧客に対し虚偽のことを告げる行為 ・虚偽の内容の事業報告書を作成し、関東財務局長に提出する行為 ・報告徴取命令に対する虚偽の報告	米国証券取引委員会 (SEC)

＜裁判所の禁止・停止命令の申立て及び調査結果の公表＞

申立日 及び公表日 (発令日)	対象者	違反行為及びその対応	連携した主な海外当局
H26. 6. 6 (H26. 6. 23)	株式会社 UAG 及びその役員等 2 名 (禁止・停止命令の申立て)	・株式会社 UAG (適格機関投資家等特例業務届出者) による無登録での集団投資スキーム持分の募集又は私募の取扱い ・証券監視委は、大阪地方裁判所に対し、当該行為の禁止及び停止を命ずるよう申立てを実施	香港証券先物委員会 (SFC)
H26. 7. 3 (H26. 7. 28)	株式会社 Grant 及びその役員等 3 名 (禁止・停止命令の申立て)	・株式会社 Grant 及びその役員等 3 名 (金融商品取引業の登録はない) による無登録で海外ファンド等の募集又は私募の取扱い ・証券監視委は、大阪地方裁判所に対し、当該行為の禁止及び停止を命ずるよう申立てを実施	香港証券先物委員会 (SFC)
H26. 9. 12 (H26. 10. 22)	株式会社 ESPLUS 及びその役員 1 名 (禁止・停止命令の申立て)	・株式会社 ESPLUS (金融商品取引業の登録等はない) 及びその役員 1 名による無登録での集団投資スキーム持分の募集又は私募の取扱い ・証券監視委は、名古屋地方裁判所に対し、当該行為の禁止及び停止を命ずるよう申立てを実施	香港証券先物委員会 (SFC)
H27. 1. 30	株式会社 Money Management Strength (調査結果の公表)	・株式会社 Money Management Strength (適格機関投資家等特例業務届出者) による顧客に対し虚偽のことを告げる行為及び第二種金融商品取引業に係る無登録営業 ・証券監視委は、当社に対する調査の結果を公表	米国証券取引委員会 (SEC)

2. 海外当局による摘発事例

海外当局による 処分発表日	摘発した 海外当局	被処分者 (処分)	銘柄名	違反行為
H16. 10. 21	シンガポール通貨監督庁 (MAS)	シンガポール政府投資公社の従業員 (制裁金)	(株)三井住友フィナンシャルグループ	内部者取引
H18. 8. 1	英国金融サービス機構 (FSA)	英国ヘッジファンドの GLG Partners LP 及びその元役員 (制裁金)	(株)三井住友フィナンシャルグループ	内部者取引
H18. 12. 13	香港証券先物委員会 (SFC)	クレディ・スイス (香港) リミテッドのトレーダー (懲戒処分)	住友軽金属工業(株)	内部者取引
H23. 9. 15	香港証券先物委員会 (SFC)	香港の投資運用会社のアアシスマネジメント LLC 及びその最高運用責任者 (戒告処分、制裁金)	(株)日本航空	相場操縦、不正行為

※ 平成 25 年 9 月に、当委員会からの協力要請を受けた米国証券取引委員会の申立てを受け、米国ネヴァダ州連邦地方裁判所から、同州にある MRI インターナショナル本社及びその代表者等に対し資産凍結命令等が出されている。

3-9 平成27年度 主な講演会等の開催状況
 ー市場参加者との対話、市場への情報発信強化の取組みー

	開催日	講演等主催者	テーマ
【対象:市場参加者(30件)】			
平成27年	4月3日	先物取引被害全国研究会	証券検査の実施状況と最近の指摘事例
	4月27日	関西生産性本部	インサイダー取引を巡る動向ー違反事例の傾向ー
	5月12日	日本証券業協会(東京)	内部管理態勢整備の留意点
	5月22日	資本市場研究会	証券検査を巡る最近の動向について ～平成27年度証券検査基本方針と最近の指摘事例～
	5月28日	日本投資顧問業協会	証券検査を巡る最近の動向について ～平成27年度証券検査基本方針と最近の指摘事例～
	5月29日	資本市場研究会	証券検査を巡る最近の動向について ～平成27年度証券検査基本方針と最近の指摘事例～
	6月2日	資本市場研究会	証券検査を巡る最近の動向について ～平成27年度証券検査基本方針と最近の指摘事例～
	6月8日	日本証券業協会(東京)	内部管理態勢整備の留意点
	6月11日	日本証券業協会(大阪)	内部管理態勢整備の留意点
	6月18日	日本投資顧問業協会	資産運用(金融)を考える
	8月4日	日本証券業協会(東京)	システムリスク(情報セキュリティリスク)管理態勢について ～検査官の視点で～
	9月2日	全国信用組合中央協会	証券検査をめぐる最近の動向 ～登録金融機関業務における内部管理態勢～
	10月5日	日本証券業協会(東京)	証券取引等監視委員会の最近における検査概要について
	10月14日	日本証券業協会(東京)	内部管理態勢整備の留意点
	10月15日	第二種金融商品取引業協会	平成27年度検査基本方針と最近の指摘事例
	10月23日	日本証券業協会(東京)	最近の検査結果から見た主な指摘事項について
	11月5日	日本証券業協会(東京)	内部管理態勢整備の留意点
	11月17日	国際銀行協会	Priorities of SESC's Oversight - in relation to Financial Administration Policy-
	11月19日	日本証券業協会(名古屋)	内部管理態勢整備の留意点
	12月3日	投資信託協会	サイバーセキュリティを中心とした管理態勢について
	12月16日	日本不動産鑑定士協会連合会	証券検査を巡る最近の動向について
平成28年	1月19日	日本証券業協会(東京)	最近の検査結果から見た主な指摘事項について
	1月22日	日本証券業協会(東京)	内部管理態勢整備の留意点
	2月1日	日本証券業協会(大阪)	証券取引等監視委員会の最近における検査概要について
	2月2日	日本証券経済研究所	証券取引等監視委員会の課題-「金融行政方針」との関連で-
	2月9日	日本証券業協会(東京)	内部管理態勢整備の留意点
	2月10日	日本証券業協会(名古屋)	証券取引等監視委員会の最近における検査概要について
	2月19日	日本証券業協会(東京)	財務の健全性等に必要なリスク管理態勢
	2月23日	日本証券業協会(東京)	証券取引等監視委員会の最近における検査概要について
	3月22日	第二種金融商品取引業協会	金融商品取引業者検査を巡る最近の動向について (金融商品取引業者に対する検査を中心に)

	開催日	講演等主催者	テーマ
【対象: 自主規制機関等(20件)】			
(取引所)			
平成27年	4月15日	日本取引所自主規制法人	市場規律の強化に向けた意見交換
	5月22日	日本取引所自主規制法人	活動状況を踏まえた意見交換
	6月23日	日本取引所自主規制法人	市場規律の強化に向けた意見交換
	10月5日	日本取引所自主規制法人	市場規律の強化に向けた意見交換
	11月27日	日本取引所自主規制法人	活動状況を踏まえた意見交換
	12月9日	日本取引所自主規制法人	市場規律の強化に向けた意見交換
平成28年	2月24日	日本取引所自主規制法人	市場規律の強化に向けた意見交換
(取引業協会等)			
平成27年	4月16日	日本証券業協会	市場規律の強化に向けた意見交換
	4月17日	投資信託協会	活動状況を踏まえた意見交換
	5月12日	日本証券業協会	活動状況を踏まえた意見交換
	6月18日	日本証券業協会	市場規律の強化に向けた意見交換
	10月1日	日本証券業協会	市場規律の強化に向けた意見交換
	10月30日	日本投資顧問業協会	活動状況を踏まえた意見交換
	11月20日	日本証券業協会	活動状況を踏まえた意見交換
	12月4日	証券保管振替機構	市場規律の強化に向けた意見交換
	12月8日	日本証券クリアリング機構	市場規律の強化に向けた意見交換
	12月8日	日本監査役協会	市場規律の強化に向けた意見交換
	12月17日	日本証券業協会	市場規律の強化に向けた意見交換
平成28年	2月18日	日本証券業協会	市場規律の強化に向けた意見交換
	3月29日	日本監査役協会	市場規律の強化に向けた意見交換
【対象: 公認会計士(2件)】			
平成28年	1月27日	会計教育研修機構	金融商品取引法及び証券取引等監視委員会の活動状況
	2月3日	日本公認会計士協会	公認会計士に期待される役割－証券取引等監視委員会の観点から－
【対象: 弁護士等(2件)】			
平成27年	10月21日	第一東京弁護士会	証券監視委の業務説明
	12月3日	第二東京弁護士会	金融行政方針と市場監視の課題(証券検査を中心に)
【対象: 大学・大学院(3件)】			
平成27年	5月21日	慶應義塾大学	証券市場と日本経済
	9月1日	一橋大学法科大学院	証券監視委の業務説明
	10月23日	一橋大学	コーポレート・ガバナンスと監査の役割－市場参加者にとっての重要性－

3-10 平成27年度 各種広報媒体への寄稿
ー市場参加者との対話、市場への情報発信強化の取組みー

掲載日		媒 体	テーマ
平成27年	5月25日	日本証券業協会HP 証券業報	平成27年度の証券検査基本方針及び証券検査基本計画について
	10月26日	日本証券業協会HP 証券業報	不正取引に関する課徴金事例集の公表について
平成27年	4月1日	東京証券取引所 メールマガジン	発行市場に対する市場監視について ～第三者割当増資及びIPOを巡る最近の動向～
	4月15日		平成27年度の証券検査基本方針及び証券検査基本計画について
	4月30日		最近の課徴金納付命令勧告の概要について(27年1～3月分)
	5月13日		平成26年度における開示規制違反に関する課徴金納付命令勧告の状況について
	5月27日		大航海時代と「ハコ企業」
	6月10日		平成26年度における国際取引等調査に基づく課徴金納付命令勧告事案について
	7月1日		「証券取引等監視委員会の活動状況」の公表について
	7月29日		平成26年度の証券検査の状況について
	8月12日		最近の課徴金納付命令勧告の概要について(27年4～7月分)
	8月26日		最近の開示検査で把握された事案の傾向について
	9月9日		最近の証券取引等監視委員会による告発状況について
	9月30日		金融行政方針における市場の公正性・透明性の確保に向けた取組みの強化
	10月7日		平成26年度における情報受付及び取引審査等の実績について
	10月21日		金融商品取引業者等に対する証券検査における指摘事例集について
	11月4日		最近の課徴金納付命令勧告の概要について(27年8～10月分)
	11月18日		開示規制違反に係る課徴金事例集の公表について
	12月9日		証券取引等監視委員会の近畿財務局・日本取引所での開催
	12月16日		最近の証券取引等監視委員会による告発状況について(27年9月～12月上旬)
平成28年	1月13日		最近の資本市場における当局の課題について
	1月20日		証券検査における最近の主な勧告・指摘について
	2月24日		アーツ証券株式会社に対する検査結果に基づく勧告について 最近の取引調査に基づく勧告について
	3月3日		最近の取引調査に基づく勧告について
	3月24日		最近の取引調査に基づく勧告について

掲載日		媒 体	テーマ
平成27年	4月6日	週刊金融財政事情	無登録業者等に対する金商法192条申立ての実施状況報告
	12月14日		市場監視における課徴金制度の活用
平成28年	2月15日		金融商品取引法における課徴金納付命令勧告事案の傾向
平成27年	10月25日	旬刊商事法務	海外事業展開とインサイダー取引―未然防止策を中心として―
平成28年	3月25日		インサイダー取引規制における「情報伝達・取引推奨規制」の適用
平成27年	12月1日 (12月号)	月刊監査研究	不正取引に関する課徴金事例集の公表について
平成28年	1月1日 (1月号)		開示規制違反に係る課徴金事例集について
平成28年	1月1日 (1月号)	会計・監査ジャーナル	不正取引に関する課徴金事例集の公表について
	2月1日 (2月号)		開示規制違反に係る課徴金事例集について
平成28年	1月4日	週刊経営財務	開示規制違反に係る課徴金事例集について
平成28年	2月25日 (2月号)	月刊監査役	不正取引に関する課徴金事例集の公表について
	3月25日 (3月号)		開示規制違反に係る課徴金事例集について
平成27年	12月25日 (1月号)	月刊日本行政	不正取引に関する課徴金事例集の公表について
平成28年	2月10日	旬刊経理情報	開示規制違反に係る課徴金事例集について
平成27年	11月20日 (11月号)	日本取締役協会 Board Room Review	開示規制違反に係る課徴金事例集の公表について
平成28年	3月20日 (3月号)		不正取引に関する課徴金事例集の公表について

○ 証券監視委メールマガジンの発行

掲載日		媒 体	テーマ
平成27年	4月1日	証券監視委メールマガジン	最近の不正取引事案に係る課徴金納付命令勧告について
	5月1日		平成26年度における開示規制違反に関する課徴金納付命令勧告の状況について
	6月1日		平成26年度の犯則事件の告発状況と捜査機関との連携について
	7月1日		「証券取引等監視委員会の活動状況」の公表について
	8月3日		平成26年度の情報受付及び取引審査の実績について
	9月1日		平成26年度の証券検査の状況について
	10月1日		不正取引に関する課徴金事例集の公表について
	11月2日		最近の不正取引事案(国際取引等調査結果に基づくもの)に係る課徴金納付命令勧告について
	12月1日		開示規制違反に係る課徴金事例集について
平成28年	1月4日	証券監視委メールマガジン	最近の犯則事件の告発状況(平成27年4月～12月)について
	2月22日		アーツ証券株式会社に対する検査結果に基づく勧告について 最近の取引調査に基づく勧告について
	3月1日		最近の取引調査に基づく勧告について
	3月22日		最近の取引調査に基づく勧告について
	3月30日		最近の取引調査に基づく勧告について

一般投資家等からの情報の受付について

～皆様からの情報提供が、市場を守ります！～

証券監視委では、広く一般の皆様から情報を受け付けています。寄せられた情報は、各種調査・検査や日常的な市場監視を行う場合の有用な情報として活用しています。

〔提供いただきたい情報の例〕

個別銘柄に関する情報

- ・相場操縦(見せ玉や空売りによるもの など)
- ・インサイダー取引(会社関係者による重要事実公表前の売り抜け など)
- ・風説の流布(ネット掲示板の書き込み等によるデマ情報 など)
- ・疑わしいディスクロージャー(有価証券報告書・適時開示 など)
- ・疑わしいファイナンス(架空増資や疑わしい割当先 など)
- ・上場会社の内部統制の問題 など

金融商品取引業者に関する情報

- ・証券会社や外国為替証拠金取引(FX)業者、運用業者、投資助言業者などによる不正行為(リスク説明の不足、システム上の問題 など)
- ・経営管理態勢や財務内容に関する問題(リスク管理、自己資本規制比率の算定 など) など

その他の情報

- ・疑わしい金融商品やファンド(投資詐欺的な資金集め など)、無登録業者
- ・市場の公正性を害する市場参加者(いわゆる仕手グループ など) など

※株式に限らず、デリバティブや債券等に関する情報についても幅広く受け付けています。

お気づきの情報がありましたら、こちらまでお寄せください。

証券取引等監視委員会 情報提供窓口

〒100-8922 東京都千代田区霞が関3-2-1 中央合同庁舎第7号館

電話：0570-00-3581 (ナビダイヤル)

※一部のIP電話等からは03-3581-9909 (情報提供窓口直通)

FAX：03-5251-2136

<https://www.fsa.go.jp/sesc/watch>

年金運用ホットラインでの情報受付について

～疑わしい年金運用等に関する情報の提供をお願いします～

年金運用ホットラインのウェブサイトにごアクセスいただきありがとうございます。

証券取引等監視委員会では、年金運用等に関する有用性の高い情報を収集するための専用の窓口「年金運用ホットライン」において、投資一任業者の業務運営の実態等についての以下のような情報を受け付けております。

〔提供いただきたい情報の例〕

- ・ 投資一任業者における疑わしい運用等の情報
（例）相場の上昇局面・下落局面のいずれにおいても高い運用実績が恒常的に続いているなど、市場環境や運用手法の特性等に反する運用実績となっており、その理由が合理的に説明されないような場合
- ・ 年金投資一任契約の不適切な勧誘に関する情報
（例）年金投資一任契約を契約する見返りとして、運用報酬等の一部を年金基金の担当者にリベートとして供与するなど、不適切な勧誘が行われた場合
- ・ 年金投資一任契約の勧誘の際の不十分な情報提供に関する情報
（例）誤解を生ぜしめるような勧誘や虚偽の勧誘が行われたと疑われる場合
（例）年金基金の運用方針と異なるものなど、年金基金側の意向に沿わない運用商品を紹介された場合
（例）運用に係る報酬や費用を明確に開示しない勧誘が行われ、契約時や契約後に、想定外の費用負担等を行う必要が生じた場合
- ・ 契約や説明を遵守しない運用に関する情報
（例）実際の運用内容が当初の契約内容と一致しない場合
（例）運用報告等が実際の運用内容と異なっていると疑われる場合
（例）投資一任業者が行うべきデュー・ディリジェンスやモニタリングが不十分で、市場変動等に起因しない不測の損失を蒙った場合

〔情報提供に当たっての留意事項〕

- ・ 本ホットラインへの情報提供は実名の方を対象としております（匿名の場合は情報提供窓口で受け付けております。）。
- ・ 情報提供に当たっては、できる限り具体的な情報（運用業者名や商品名、仲介している業者名等）の提供をお願いします。
- ・ 特に詳細な情報提供をいただける場合、当委員会の年金運用の専門家が対応させていただきますので、面談等の日程を調整するため、ご都合の良い日程及び、電話番号やメールアドレス等の連絡先を予めお知らせください。

《宛先》

○郵送：〒100-8922 東京都千代田区霞が関 3-2-1

証券取引等監視委員会 年金運用ホットライン

○直通電話：03-3506-6627

○電子メール：pension-hotline@fsa.go.jp

※当委員会では、情報を提供いただいた方のお名前などの個人情報や情報内容は、外部に漏洩することがないように、セキュリティには万全を期しております。

※皆様からの情報提供をベースに、当委員会の年金運用の専門家が積極的かつ質の高い分析を行うことにより、投資一任業者の検査対象先の選定や検査における検証の着眼点の明確化に活用しております。

※当委員会では、調査結果に関する照会への回答等は行っていないほか、個別のトラブル処理・調査等には対応しておりません。その場合、金融商品取引業者の利用者からの相談、苦情の解決や紛争解決サービスを行っている「証券・金融商品あっせん相談センター」等をご紹介します。

（参考 1）匿名の情報提供は、引き続き、当委員会情報提供窓口で歓迎します。

○郵送：〒100-8922 東京都千代田区霞が関 3-2-1

証券取引等監視委員会 情報提供窓口

○直通電話：0570-00-3581（ナビダイヤル）

※一部の IP 電話等は 03-3581-9909

○FAX：03-5251-2136

○インターネット：<https://www.fsa.go.jp/sesc/watch/>

（参考 2）公益通報者保護法（平成 18 年 4 月施行）により、労働者の方が、公益のために労務提供先の法令違反行為を通報したことを理由とした解雇等の不利益な取扱いから保護されるとともに、公益通報を受けた行政機関には、必要な調査や適切な措置をとる義務が課されているところです。こうした公益通報については、当委員会では、公益通報を受け付ける専用の窓口を設置するとともに、電話による相談の対応も行っております。

○郵送：〒100-8922 東京都千代田区霞が関 3-2-1

証券取引等監視委員会 公益通報窓口

○直通電話：03-3581-9854

○FAX：03-5251-2198

○インターネット：<http://www.fsa.go.jp/sesc/koueki/koueki.htm>

証券取引等監視委員会公益通報窓口・相談窓口

証券取引等監視委員会（以下「当委員会」という。）では、公益通報者保護法（平成 16 年法律第 122 号。以下「法」という。）の施行に伴い、外部の労働者の方からの公益通報を適切に処理するため、公益通報に係る通報窓口・相談窓口を設置しました。金融商品取引法に規定する法令違反行為（犯則行為等）の事実等で、当委員会が処分若しくは勧告等を行う権限を有するものについて通報されたい方は、下記の注意事項をご確認の上、郵送、電子メール又はFAXによりご連絡ください。また、当委員会に対する公益通報についてご相談されたい方は、電話によりご連絡ください。

《公益通報窓口で受け付ける通報について》

公益通報としての通報においては、以下の要件を満たす必要がありますのでご注意願います。

- (1) 通報者が、通報対象となる事実に関する事業者には雇用されている労働者であること。
（当該事業者を派遣先とする派遣労働者及び当該事業者の取引先の労働者も含みます。）
- (2) 通報に不正の利益を得る目的、他人に損害を加える目的等がないこと。
- (3) 通報対象となる事実が生じ、又はまさに生じようとしていること。
- (4) 通報対象となる事実が真実であると信ずるに足る相当の理由、証拠等があること。
- (5) 当委員会が処分若しくは勧告等をする権限を有している事実であること。

※ 当委員会では、公益通報窓口の他に情報提供窓口を設置しております。通報者が匿名での通報を望まれる場合や通報対象となる事実に関する事業者には雇用されていない労働者でない場合などには、情報提供窓口にて情報提供をお願いいたします。

（証券取引等監視委員会情報提供窓口）

<https://www.fsa.go.jp/sesc/watch/>

〒100-8922 東京都千代田区霞が関3-2-1 中央合同庁舎第7号館

証券取引等監視委員会事務局 市場分析審査課 情報提供窓口

電話番号:0570-00-3581（ナビダイヤル）

※一部のIP電話等は03-3581-9909

FAX:03-5251-2136

《公益通報にあたってのご注意》

1. 公益通報をされる際には、以下の情報が必要になりますので明記願います。

- (1) 氏名（匿名を希望される場合は情報提供窓口で受け付けております）
- (2) 連絡先（住所、電話番号、メールアドレス等）
- (3) 被通報者（法令違反を行った（行おうとしている）事業者）
- (4) 通報者と被通報者の関係
- (5) 法令違反の具体的事実（法令違反行為が行われた（行われようとしている）内容、年月日、関与者、事実を知った経緯など）

2. 受け付けた通報は、審査を行い、法に基づく公益通報として受理するか否かの決定を行い、受理したときは受理した旨を、受理しないときは受理しない旨を通知させていただきます。

3. 通報内容を把握するため、当委員会から連絡をさせて頂く場合があります。
4. 受理しないときは、当委員会の活動において活用させて頂くため、情報提供窓口へ回付の上、一般からの情報提供として受け付けさせて頂きます。
5. 通報に関する秘密は、国家公務員法、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律等により守られます。

《通報及び相談窓口について》

通報は、郵送、電子メール、FAXのいずれかの方法で受け付けております。

通報にあたっては、「公益通報」と明記して頂くようお願いいたします。

(通報先)

郵送 〒100-8922 東京都千代田区霞が関3-2-1 中央合同庁舎第7号館
証券取引等監視委員会事務局 市場分析審査課 公益通報窓口

FAX番号 03-5251-2198

電子メール koueki-tsuho.sesc@fsa.go.jp

(相談先)

直通電話 03-3581-9854

相談受付日 月曜日～金曜日(祝祭日、年末年始は除く)

受付時間 午前9時30分～午後6時15分まで

平成 25 年 10 月 24 日
平成 27 年 3 月 23 日更新
証券取引等監視委員会

～証券取引等監視委員会の職員を装った悪質な電話についての最近の事例～

- 金融庁・証券取引等監視委員会では、以前より未公開株などの投資商品に関する悪質な勧誘等について注意及び情報提供を呼び掛けているところですが、最近、証券取引等監視委員会の職員であると名乗る者から、一般の方に対し、下記のような言い振りで電話があった旨の複数の情報が寄せられています。

○証券取引等監視委員会の〇〇さんという職員から、「未公開株詐欺の関係で（貴方の名前が載った）被害者の名簿が出回っており、注意喚起している」といった内容の電話を受けた。

○証券取引等監視委員会の〇〇さんという職員から、「未公開株の被害を回復できる。Aという機関がその手続をしてくれる」といった内容の電話を受けた。

○未公開株の購入に当たり、B社から「お金は代わりに支払うので貴方の名前を使わせてほしい」と頼まれ、応じたところ、証券取引等監視委員会の〇〇さんという職員から「名義貸しは違法であるため、取り消すためにお金を用意しろ」といった内容の電話を受けた。

○未公開株を取得したところ、証券取引等監視委員会の〇〇さんという職員から「インサイダー取引に該当するので、家宅搜索する」といった内容の電話を受けた。

○C社というところから投資に関する資料が郵送されてきた後、証券取引等監視委員会の〇〇さんという職員から「C社は安全な会社である」旨の電話を受けた。

（注）未公開株などの詐欺の被害にあった際には、最寄りの警察署に直ちにご相談ください。送金した直後で相手が受け取っていない場合、被害を回避できた事例もあります。

- また、上記の未公開株に関係した電話のほか、証券取引等監視委員会の職員を名乗る者から、会社の社員名簿を郵送で提出してほしいといった内容の電話を受けた（直接訪問して証票の提示や調査の根拠法令等の説明等は行っていない）、といった情報が寄せられています（平成 27 年 3 月 23 日追記）。
- 証券取引等監視委員会の職員が、電話等により一般の方に対し、未公開株に係る情報を提供すること、特定の取引に係る情報を提供すること、また企業の信用に係る情報を提供することなど連絡を個別に行うことは一切ありませんので、上記のような連絡を受けた場合には十分ご注意ください。

このような連絡を受けた場合には、証券取引等監視委員会情報提供窓口まで情報のご提供をお願いいたします。

＜証券取引等監視委員会 情報提供窓口＞

証券取引等監視委員会事務局 市場分析審査課 情報処理係

直通：０５７０－００－３５８１（ナビダイヤル）

※一部のＩＰ電話等からは０３－３５８１－９９０９

FAX：０３－５２５１－２１３６

インターネットによる情報提供窓口

<https://www.fsa.go.jp/sesc/watch/>